

公益法人制度及び東日本大震災に関する
アンケート調査2013

報告書

2013年11月

公益財団法人 公益法人協会

目次

アンケート調査の概要	1
アンケート結果の要旨	4
第1部 アンケート調査結果	9
I 移行後の運営について	10
1 機関運営は円滑に行われているか (10)	
1) 理事会	
2) 社員総会・評議員会	
3) その他の機関	
2 法令上の順守基準をどう思うか (13)	
1) 収支相償	
2) 公益目的事業比率	
3) 遊休財産規制	
3 会計 (18)	
4 事業運営 (20)	
5 立入検査 (22)	
II 寄附金及び税額控除証明の状況について	23
1 寄附金 (23)	
2 税額控除証明 (24)	
III 税制改正要望について	27
IV 行政庁及び公益法人協会への要望	29
1 行政庁に対する要望 (29)	
2 公益法人協会に対する要望 (33)	
V 震災関連事業	38
1 25年度の計画事業 (38)	
2 26年度の計画事業 (43)	
第2部 記述回答	45
(移行後の運営について)	
1 質問1 理事会は円滑に運営されていますか (46)	
2 質問2 社員総会・評議員会は円滑に運営されていますか (49)	

- 3 質問3 その他の機関(社員、理事、評議員、監事、会計監査人)は円滑に運営されていますか (52)
- 4 質問4 収支相償は公益法人の基準として妥当と思いますか (60)
- 5 質問5 公益目的事業比率は公益法人の基準として妥当と思いますか (83)
- 6 質問6 遊休財産規制は公益法人の基準として妥当と思いますか (89)
- 7 質問9 公益法人は、事実上「平成20年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっています。同基準について、「難しい」「わかりにくい」「煩瑣である」など何らかの不都合はありますか (101)
- 8 質問10 新制度下の公益法人になり、事業運営(事業の遂行)は従前に比べてどのような状況ですか (117)

(寄附金及び税額控除証明の状況について)

- 9 質問15 税額控除証明を受けるためには現在はPST要件をクリアすることが必要ですが、これについてどう思いますか (128)

(税制改正要望について)

- 10 質問16 公益法人をめぐる税制で改正を希望する事項があればご記入ください (136)
- 11 質問19 行政庁への要望があればご記入ください (146)
- 12 質問20 公益法人協会への要望があればご記入ください (171)

(震災関連事業)

- 13 質問17 すでに実施中のものを含め、平成25年度に計画している震災関連事業をご記入ください (186)
- 14 質問18 平成26年度以降に計画している震災関連事業をご記入ください (203)

アンケート調査の概要

公益法人協会(公法協)では平成 17 年以降、毎年 6 月から 7 月にかけて公益法人制度改革に関連するアンケート(平成 23 年度からは東日本大震災への対応に関する質問を追加)を実施してきたが、今年度も 6 月 19 日から 1 週間かけて発信し、7 月 8 日に締め切った。

従来は、特例民法法人の新制度への移行関連が最大の関心事であったためアンケート質問はこれに関するものを中心に構成しており、また、特例民法法人、(新)公益法人、移行一般法人すべてをアンケート対象法人としていたが、今年度は、特例民法法人の新制度への移行がほぼ最終段階にあったことから、質問内容は「移行後の運営」に関するものを中心に構成し、対象法人も(新)公益法人に絞って実施した。

したがって、質問内容は従来の移行関係は取りやめ、①移行後の運営、②寄附金の状況及び税制、及び③東日本大震災への対応の 3 区分により構成した。

アンケート依頼先は下記のとおり、公法協がメールアドレスを把握している公益法人 6,713 件に対しメールにより回答を依頼し、うち、1,623 法人から回答をいただいた(回答率 24.2%)。

ご多忙中にもかかわらずご協力をいただいた法人の方々に厚くお礼申し上げます。

1 アンケート概要について

	2013	2012	2011
アンケート対象法人	公益法人	公益法人・移行一般法人・特例民法法人	公益法人・移行一般法人・特例民法法人
アンケート依頼数	6,713	12,258	13,968
回答数(回答率)	1,623(24.2%)	3,441(28.1%)	4,416(31.6%)
アンケート内容	移行後の運営・寄附金・税制・東日本大震災対応	移行状況・東日本大震災対応	移行状況・東日本大震災対応

2 回答公益法人の属性等

1) 社団・財団別

社団法人は 690 法人(42.5%)、財団法人は 933 法人(57.5%)であった。

内閣府速報ベース資料(以下速報値)によると、平成 25 年 8 月までに移行した公益法人 8,255 法人のうち社団法人は 3,643(44.2%)、財団法人は 4,612(55.8%)であり、今回のアンケート回答法人の法人類型別比率とほぼ同様であり片寄りはないと考えてよい。

2) 行政庁別

内閣府所管は 584 法人(36%)、都道府県所管は 1,039 法人(64%)であった。

同じく速報値によると、移行済み公益法人のうち内閣府所管は 2,037 法人(24.7%)都道府県所管が 6,218 法人(75.3%)となっており、本アンケート回答法人は 10%以上内閣府に片寄った結果となっていることに留意する必要がある。

3) 移行年次別

	アンケート 回答法人	速報値
20 年度	2(0.1%)	10(0.1%)
21 年度	37(2.3%)	254(3.1%)
22 年度	140(8.6)	1,423(17.2%)
23 年度	350(21.6%)	3,456(41.9%)
24 年度	684(42.1)	2,967(35.9)
25 年度	410(25.3%)	145(1.8%)
合計	1,623	8,255

アンケートは、移行登記日によって、移行年次を区分している。他方、内閣府速報値は「処分日」ベースで把握しているため(たとえば、平成 25 年 4 月 1 日登記の法人はアンケートでは 25 年度に、速報値では 24 年度に区分)、正確な比較ができないが、実感的には概ね上の表のような推移であったものと推測される。

3 質問内容

質問内容は下表のとおり全 20 問、表の番号数字でアンダーラインのあるものは、択一式質問に加えて自由記入欄を設けているもので、イタリック数字のものは択一式質問はなく、すべて自由記入回答である。

これらの、自由記入欄に書き込まれたコメント総数 3,428 件は、すべてを付属資料として収録している。なお、これらのコメントは一つのコメントで複数の内容を含む場合も多いが、原則として、最初に述べられている内容により分類していることをお断りする(たとえば、収支相償、公益目的事業比率、遊休財産すべてについて記述されている場合、最初に述べられている収支相償に区分して収録している)。

質問項目	番号	質問内容
移行後の運営 (機関)	<u>1</u>	理事会は円滑に運営されているか
	<u>2</u>	社員総会・評議員会は円滑に運営されているか
	<u>3</u>	社員・評議員・理事・監事・会計監査人で制度上困っていることはあるか
(財務基準)	<u>4</u>	収支相償は妥当な基準か
	<u>5</u>	公益目的事業比率は妥当な基準か
	<u>6</u>	遊休財産の保有制限は妥当な基準か
(立入り検査)	7	立入検査の経験の有無
	<u>8</u>	立入検査の経験の評価
(会計基準)	<u>9</u>	平成 20 年基準について不都合はないか
(事業運営)	<u>10</u>	事業は従来に較べてやりやすくなったかどうか
寄附について (寄附金の状況)	11	寄附金に対する方針
	12	寄附金収入の割合
(寄附税制)	13	税額控除証明は取得しているか
	14	税額控除証明は取得していない理由
	<u>15</u>	PST 要件についてどう思うか
(税制一般)	<u>16</u>	改正を希望する事項
東日本大震災対応 (25 年度)	17	25 年度に計画している震災関連事業
	18	26 年度以降に計画している震災関連事業
行政庁への要望事項	19	行政庁へ要望する事項
公法協への要望事項	20	公益法人協会へ要望する事項

アンケート結果の要旨

1 移行後の運営について

公益法人に移行した法人が、理事会などの機関を運営する上で支障を感じているかどうか、財務基準や会計などで問題点を抱えているのかどうかを調査するものである。

1) 機関の運営について

公益法人の機関設計及びその規律は一般法人法に規定されており、その多くは会社法の規律が準用され、従来の民法法人としての法制から大きく変容した。そのため、一般には難解でかつ複雑すぎるという声が随所から聞こえているが、このアンケートの結果を見る限り、現場では殆ど混乱がないということになる。

すなわち、理事会、社員総会・評議員会ともにその運営は、「円滑に行われているとはいえない」とするものは僅か4%弱にしか過ぎず、逆に「円滑に運営されている」が60%弱、「まずは円滑に運営されている」もまで含めると96%が、大きな問題を抱えていないという結果になる。同様の傾向は、社員・評議員・理事・監事などに関する制度でも、制度上困っていると答えたものは10%で、困っていないとしたものが85%であった。

難解な制度ではあっても、全体として慣れてくれば案外スムーズに動いてくるものと理解しても良いのか、また、まずは円滑に運営されているという3分の1強の法人の背景には、かなりの事務負担を重ねながらも何とか克服しているという実態が隠されているのか、また、回答のなかった75%の法人がどのように考えているのかにも配慮し、慎重に見極める必要はあろう。

来年度のアンケート設問に工夫し検証してみたいところである。

2) 財務に関する遵守基準について

財務に関する遵守基準(収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制)について、その妥当性を質問した。

その結果は、公益目的事業比率(71%)、遊休財産規制(50.2%)、収支相償(43.2%)の順で妥当と思うというものであった。これも前記の機関運営に関する回答結果同様、全体としてやや意外な結果であったといえよう。ただ、「わからない」とする回答(収支相償26.6%、公益目的事業比率21.3%、遊休財産規制34%)と妥当と思わないとする回答(収支相償30.2%、公益目的事業比率7.7%、遊休財産規制15.8%)を合計すると、収支相償では過半数が、遊休財産規制ではほぼ50%が積極的な支持をしていないことがわかる。

妥当と思わないとする理由についても、合計で812件のコメントが寄せられており、これは全回答数1,623件の半数に達していることから、公益法人の半数は法人の財務の個別事情によって、財務基準のいずれかに問題点を抱えていることが窺える。

3) 会計について

いわゆる平成20年公益法人会計基準が、事実上標準的な会計基準として採用されているが、これについての評価を問うた。その結果は「不都合は感じていない」とするものが51.8%、「不都合を感じて

いる」とするものが30.7%、「わからない」が17.4%であった。「不都合を感じている」とする理由については、最も多いのが「理解困難、複雑、事務負担過大」とするもの207件、続いて「会計区分・資産区分に関する問題」85件、「配賦作業に関する問題点」54件などであった。

平成20年会計基準は、法制上の財務関係遵守基準と融合した部分があり、一般に難解といわれているが、特に小規模法人にかなりの事務負担が生じていることは事実であり、今後何らかの見直しが必要となろう。

4)事業の運営について

新制度になり事業の運営(遂行)がやりやすくなったのか、やりにくくなったのかを問う設問であるが、約3分の2は従来と変わらないと受け止めており、むしろやりにくくなったと感じているものも20%強で、従来より円滑にできるようになったと考えているものは僅か5%程度に過ぎなかった。主務官庁による過度な裁量権をなくし、自由闊達な公益活動を支援しようという新制度の趣旨が、今のところ十分生かされていないようだ。

やり難くなったとする理由としては、変更認定申請・届出や作成書類の増加など行政庁との関係に起因するものが最も多く(126件)、財務基準や会計を理由とするものも80件あった。

現在では移行後日の浅い法人が圧倒的に多く、事業変更(新規事業、廃止事業など)のケースが比較的少ないためあまり顕在化していないが、変更認定申請の要否をめぐる今後の行政庁の対応によっては、さらに問題化する要因を抱えているものと思われる。

5)立入検査について

移行後の公益法人にとって目下最大の関心事は、立入検査である。すでに立入検査を受けたかどうか、検査を受けた場合、新制度による適正な検査内容であったかどうかを確認するためのものである。

立入検査は平均3年に1回とされているが、移行後日が浅いため、すでに立入検査を受けた法人は157法人(9.7%)であった。また、検査内容については法の趣旨である「事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行われたとする回答が91.1%で、回答結果で見ると問題はなさそうであるが、「必要な限度」とは具体的にどの限界を示すものか、回答者によって主観が異なりうるため、このアンケート結果をもって問題なしと判断することは早計であろう。

2 寄附金及び税額控除証明の状況について

1)寄附金に対する期待

寄附は必要がないと答えたものが約3分の1、不特定多数の個人・法人に寄附金を募集している法人が約4分の1、特定の関係先(例えば、設立企業等)にのみ寄附依頼をしているものも2割弱あった。

2)寄附金の総収入に占める割合

0%(54.5%)が過半数を超え、5%未満(19%)と合わせると約4分の3が、ほとんど寄附金収入に依存していないことになる。逆に総収入の20%以上が寄附金とする法人も17.6%ある。

3)税額控除証明取得状況

個人寄附者が寄附金の税額控除を受けるための要件となる、寄附先公益法人が所定の要件を充足している旨の証明(いわゆる税額控除証明)を取得しているかどうかを確認した。すでに取得済み、または申請中の法人は14.4%と少数派であり、「制度は知っているが、取得していない」法人が60.5%であった。また、そのような制度があることも知らなかった法人が15.7%もあった。

「制度は知っているが、取得していない」982法人について、取得していない理由を問うたところ、パブリックサポートテスト(PST要件)を充足することが困難とするものが40.1%、メリットがないとするもの34.8%であった。

4)PST要件の是非

「撤廃してほしい」とするもの17.9%、「存続してもよい」は14.3%。大半は「どちらともいえない」というものであった。

3 税制改正要望について

改正してほしい税制要望を自由に記入するものであるが、150件の要望があった。寄附金税制に関する要望が多く、寄附税制全般にわたるもの(29件)、PST要件撤廃を要望するもの(22件)、相続財産や現物寄附に関するもの(12件)、であった。地方税・消費税等に関するもの(34件)や法人税に関するもの(10件)もあった。

4 行政庁と公益法人協会への要望

行政庁及び公益法人協会に対する要望事項を自由に記入してもらった結果、行政庁へは334件、公益法人協会へは265件の要望事項等があった。

1)行政庁への要望事項等

334件の要望を分類すると、「各行政庁による審査基準などのバラツキに関するもの20件」、「担当官の対応に関するもの23件」、「相談・指導等行政庁の体制整備に関するもの36件」、「簡素化、迅速化、弾力化を望むもの24件」、「電子申請・届出、公益法人informationに関するもの46件」、「定期報告等提出書類に関するもの64件」、「立入検査など監督に関するもの8件」、「制度全般にわたるもの16件」、「事業について8件」、「収支相償について31件」、「公益目的事業比率・遊休財産について3件」、「機関運営に関するもの14件」、「税制、登記、その他25件」と実に様々な要望が寄せられている。

2)公益法人協会への要望事項等

公法協への要望事項265件も多岐にわたるが、全般的にその事業活動を評価したうえで一層の努力を促すといったコメントが多い。尤も中にはセミナー料金や会費の引き下げを要望するものもある。

要望事項等を分類すると「情報提供全般に関するもの45件」、「公法協ホームページとそのコンテンツに関するもの35件」、「相談事業に関するもの28件」、「セミナーに関するもの39件」、「月刊誌・出版事業に関するもの9件」、「会員制度・会費に関するもの9件」、「要望・提言活動に関するもの56件」、「公法協に期待し激励するもの44件」などである。

5 東日本大震災関連事業について

公益法人の震災関連事業に係る取組状況を調査するため、25年度の計画事業及び26年度以降の計画事業について質問をした。

その結果、アンケート回答総数1,623法人のうち14.5%に当たる235法人が25年度において何らかの支援事業を行っていることが判明した。

大震災発生年度以降、公益法人の多くが毎年度何らかの被災地支援を続けているが、アンケートで見ると下表のとおり、その割合は年々低下している。下表はアンケート回答総件数に占める何らかの具体的な支援を実施した法人の割合を示すものであるが、明らかに発生直後の23年度から年々低下傾向にあることが窺える。

年度(平成)*1	23	24	25	26
アンケート総回答数(回答率%)	3,441 (28.1%)	3,441 (28.1%)	1,623 (24.2%)	1,623 (24.2%)
被災地支援の実施法人数	1,034	895	235	176*2
総回答数に占める支援実施法人の割合	30.0%	26.0%	14.5%	10.8%

*1 平成23年・24年度は平成24年6月に実施したアンケートによる。したがって23年度は実績数であり、24年度は計画ベースの数字である。25年・26年度は平成25年6月に実施したアンケートによる。したがって、25年度・26年度とも計画ベースの数字である。

*2 26年度176件のうちには具体的な計画はないが、今後検討するとするもの36件を含む

支援活動の内容は「寄附や募金活動など資金的な支援をするもの50件」、「物資寄贈や被災地生産商品の拡販協力16件」、「ボランティア・イベントなど活動による支援40件」、「本来の公益目的事業の中で資源を傾斜配分するもの130件」が主なものである。「本来の公益目的事業の中で資源を傾斜配分する事業」は公益法人の専門的知識や人的・金銭的資源を本来の公益目的事業として被災地支援に振り向ける、最も公益法人らしい支援の態様と考えられる。このタイプの支援事業はさらに、奨学金21件、助成金18件、調査研究学術・技術支援50件、芸術文化活動13件、街づくりなど被災地の活性化事業33件に分類される。

続いて26年度以降も具体的に支援活動を計画しているかどうか質問したところ、140法人から引き続き具体的な支援活動をする計画があるとの回答があった。

第 1 部 アンケート調査結果

I 移行後の運営について

公益法人への移行後、法人の運営(経営)が円滑に行われているのかどうか、次の5つの観点から質問した。

- ① 機関の運営 ② 法令上の順守基準 ③ 会計
- ④ 事業遂行 ⑤ 立入検査

1 機関運営は円滑に行われているかどうか

1)理事会

質問1 新制度では理事会の運営が詳細に規定されていますが、理事会はそれに沿って円滑に運営されていますか。

回答内容	回答数	率
1. 円滑に運営されている	960	59.1 %
2. まずまず円滑に運営されている	592	36.5 %
3. 円滑とはいえない。どうにか運営を行っている	64	3.9 %
4. わからない	7	0.4 %
合計	1,623	

理事会運営については、「円滑に運営されている」と「まずまず円滑に運営されている」を合わせると96%となり、運営に困難を感じているのは僅か4%程度であった。

円滑とはいえないと答えた64件、中60件がその理由を付記しているが、そのほぼ半数の32件は「理事会の定足数を満たすため、開催日・開催時間の事前調整に時間を要する。」、「議事自体は円滑に運営されているが、本人出席が義務付けられているため、定足数を満たすのが大変である。」、「委任状での出席が認められず、かつ理事の過半数の出席が成立要件となっていること。」などに代表される委任状出席が認められていないことから起因する、定数確保の困難を理由とするものである。

ついで、役員や事務局の理解不足による運営上の困難を訴つたえるもの9件、「開催頻度が非常に多くなっており、事務方の負担が増しているため。」など事務局の事務負担増を挙げるもの5件、その他、理事会と評議員会の間隔、代表理事や執行役員の業務報告、議事録・登記関連手続きを理由とするものも数件ずつあった。(コメント全件は巻末付属資料に収録、以下同様)

2)社員総会・評議員会

質問2 新制度では社員総会・評議員会の運営が詳細に規定されていますが、及び社員総会・評議員会はそれに沿って円滑に運営されていますか。

回答内容	回答数	率
1. 円滑に運営されている	952	58.7 %
2. まずまず円滑に運営されている	607	37.4 %
3. 円滑とはいえない。どうにか運営を行っている	57	3.5 %
4. わからない	7	0.4 %
合計	1,623	

社員総会・評議員会についても理事会同様 96%が「円滑に運営されている」又は「まずまず円滑に運営されている」としている。

円滑とはいえないと答えた57件はすべて、その理由を記入しており理事会同様、委任状出席ができない制度上の理由を述べるものが半数強の30件、「評議員会の開催日時や内容を理事会で決議しなければならず、煩雑である。」、「評議員会招集の通知を、開催の2週間前までに発送しなければならず、日程確保が難しくなった。」など招集手続きを理由とするもの12件、「特例民法法人の時の評議員の意識が抜けておらず、役割と責任について何度も説明や資料を配布したにもかかわらず、機関運営についても公益財団についても理解されていない。審議事項について責任感のない発言ばかりで困っている。任期が4年もあり、評議員を評議員が選任する現在のやり方では、無責任評議員が引き続き続ける可能性もあるので、どうしたらよいかわからない。」、「理事会での総会開催決議や総会で承認する書類が増えたりして従前と変わっているが、団体職員の新制度に関する理解が追いついておらず、円滑に進まない。しかしながらもうすぐ1年一回りするのでひと通りの経験を積むので、今後は慣れていくことと思われる。」など評議員や事務局自体の理解不足・事務負担増を嘆くものが7件、その他が8件となっている。その他の中には「小規模の法人まで一律に評議員会を設置する必要はないのではないか。」との特異な意見もある。

なお、次の質問3に対する回答として、総会、評議員会、理事会に関するコメントも多く寄せられており、併せて参照されたい。

3)その他の機関

質問3 上記以外の機関運営(社員、理事、評議員、監事、会計監査人等)で何か制度上困っていることはありますか。

回答内容	回答数	率
1. なし	1,381	85.1 %
2. あり	164	10.1 %
3. わからない	78	4.8 %
合計	1,623	

社員、理事、評議員、監事、会計監査人の制度や実務運営の状況を問うものであり、これも理事会、社員総会・評議員会とほぼ傾向は同様で、困っていることはなしとするものが85%であるが、困っていると答えたものが、10%と、前2問に比し倍以上あった。

困っていると答えた164件のうち158件がコメントを寄せているが、大半の88件はむしろ前2問の社員総会・評議員会、理事会の開催にかかわるものであり、それ以外では、社員に関するもの2件、役員等の選任に関するもの20件、役員の任期に関するもの8件、役職員の理解不足によるもの7件、登記手続きに関するもの5件、事務手続きの煩雑さ等に関するもの7件、役員報酬等費用負担にかかわるもの8件と分散している。ここではいくつかのコメントを紹介する。

- ・ 役員等の選任は評議員会の決議ということになっているが、当連盟では事前段階として役員等候補者選考委員会を設け、そこで候補者を選考し、評議員会に推薦しているが、この選考委員会は、理事、監事、評議員で構成しているが、問題はないのか危惧しているところである。
- ・ 事務局や理事会が推薦する理事や評議員を、評議員の一人が大声を出したり、自分の発言がおとらないならやめるとか評議員会で発言したり、大学生ボランティアを評議員にしたらいいとかいう発言があり(大学教授の評議員)、他のおとなしい評議員の方がこういった発言に惑わされ、黙ってしまうような形骸化している評議員会をどうすればいいのか。評議員を選任するのは、第三者機関とする等、評議員を任期途中でも退任できるような制度でないと、重大事項を審議できないことになる。
- ・ 理事長の任期満了に伴い継続して理事長を担う場合、評議員会の翌日に理事会を開催しないと空白ができてしまう。理事会で新しく決定するまで任期を継続できる仕組み改善をお願いしたい。
- ・ 内部機関の支部と下部組織にいれられなかった任意団体の内部的な会議運営。制度を何度説明してもわかってもらえない。
- ・ 役員の登記時に法務局との見解の相違があった。
- ・ 事前に提出してもらおう同意書、合意書の類が多岐にわたり、間違わないように非常に神経を使う。計算書類の評議員への事前提供についても忘れないように非常に緊張する。規定のための規定を満たすため、やたらに手続きが複雑になっている気がする。
- ・ 監事の就任にあたって的確な人材を必要とされる場合に、公認会計士等の外部監事が必要になってくるため費用をねん出するには法人を維持していく上ではかなりの負担になる。
- ・ 公益法人制度が、株式会社やNPO法人とも異なり、かなり独特で理解しにくい制度で機関運営に携わる者が十分に理解することは不可能であり、組織運営上、問題である。

2 法令上の順守基準をどう思うか

1)収支相償

質問4 実際に新制度下の運営に携わってみて、収支相償は公益法人の基準として妥当と思いますか。

回答内容	回答数	率
1. 妥当と思う	701	43.2 %
2. 妥当と思わない	490	30.2 %
3. わからない	432	26.6 %
合計	1,623	

妥当と思うものが43%、妥当と思わないものが30%、わからないが27%と回答が分散している。妥当と思わない回答件数490件中、472件がその理由をコメントしている。その理由としては次の8つに分類される

(1)収支相償とすることは実務的に困難、理論的にも可笑しいとするもの（75件）

- ・ 公益目的事業を赤字に、法人会計を多少の黒字で収めるように継続的に運営するのは神業でないと不可能。
- ・ 会員を増やし、会費や事務費を上げ、費用削減等に取り組む等努力した結果増収するのは当たり前であり、収支を相償又は赤字経営が理想とは納得がいかない。

(2)いたずらに辻褃合わせなど事務負担を増大させているとするもの（25件）

- ・ この原則を守るために、恣意的な配賦をせざるを得ず、ごまかしをする技術が蔓延る恐れがある。
- ・ 結局、帳尻合わせが必要になる。
- ・ 公益法人といえども、経費削減や、助成金等の収入増には努力すべきであると考えますが、ともすれば、それらの努力を否定しているように感じる。収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならない、となっているが、実施に要する適正な費用の確定前から料金設定などがなされている事業活動の方が多くはないか。収支相償の実現のために膨大な事務負担を強いられている。

(3)収支相償を続けるといづれ経営は行き詰まるとするもの（166件）

- ・ 法人の体力を消耗させるための基準としか考えられないので、早期廃止を希望する。収支相償の基準を貫くなら、法人体力を増強させる柔軟な手段を講じるべきである。
- ・ 赤字でなければ公益でないというしみつたれた要件では、公益活動の発展性は乏しいと思います。
- ・ 収支相償の完全撤廃を求めます。公益目的事業を持続的・安定的に行えるシステムになっていないと思います。儲けたお金を事業の発展や新規雇用に使えば国民は納得すると思います。
- ・ 収支がプラスマイナス0か赤字では自立した事業の継続は難しい。
- ・ 公益財団であってもゴーイングコンサーンでなければならない。収支相償は縮小均衡の発想であり長期的な企業経営には必要ない。

(4)適切な利益確保はむしろ健全経営にとって必要とするもの（66件）

- ・ 当県では、出資法人の経営を評価する部署が毎年決算書により評価を行っているが、収支相償を満たすと、法人としての評価は最悪となる。
- ・ 公益事業を継続拡大していくためには、事業内容や事業規模に応じた利益が必要と考える。

- ・ 公益財団法人の安定した経営と財政規模の拡充のためには、純利益が欠かせない。
- ・ 安定した法人運営を行うためには、ある程度の運転資金が必要となるため、一定額の剰余金は認めるべきではないか。

(5) 単年度ではなく長期的スパンで判定すべきとするもの (40 件)

- ・ 毎年収支を合わせるのには難しい面がある。もう少し長期で収支を合わせることであれば運営もやりやすく、広がりもある。
- ・ 法人経営にはインセンティブが必要である。そこに経営努力や工夫があり、社会貢献がある。現制度では経営者の努力が実らない。
- ・ 複数の年で処理したい事業や事項があり、単年度決算的な発想では、円滑な運営ができない。

(6) 剰余金が認められるケースが厳格すぎるとするもの (17 件)

- ・ 特定費用準備資金積立は条件が厳しい。赤字に備えた積立制度がない。
- ・ 金融資産からの運用益で事業活動を賄っているが、収支均衡させるのは至難のわざである。剰余金の金融財産(公益目的保有財産)への繰り入れを認めてもらいたい。
- ・ 基本的なこととしては良いと思われるが、やむを得ない理由による剰余金の処理について、都道府県の対応が不統一である。

(7) 公益目的事業全部で判定すべきとするもの (14 件)

- ・ 公益目的事業が複数ある場合、各事業で収支相償を判断されてしまうが、別の事業での収益を見越しての無料事業を執り行う場合もあるので、公益目的事業全体で判断してほしい。
- ・ 公益事業を事業の性格上2つに分けているが、それぞれの事業ごとに収支相償を満たす必要があり大変である(公益事業全体としては問題なく満たしているが)。
- ・ 各事業部門が「収支相償」を儲けてはいけぬものと理解した結果、学会全体で大きな赤字体質に陥っている。
- ・ 公益事業が多いと事業ごとにクリアせねばならない。全体としてクリアすればいいのではないか。

(8) その他 (69 件)

- ・ 費用の配賦割合により事業費の額が変わるため、収支相償の計算は余り意味がないと考える。
- ・ 当財団事務局は収支相償が適正運営の必須条件であることが理解できていません。現制度は税制面からの事務的な要求や規制が強すぎないか?特に小規模財団にとって。現状の監視体制である限り不正支出等は必ず見抜けるのだから漢字検定のような団体の運営がすべての公益法人にあり得るかのような規制ではなく、民の在り方におおらかであってほしい。
- ・ 先の見えない経済情勢にあつて、ムリヤリ収支のあり方を規定しなくても、資金の使途の厳格化を追求すれば足りると思います。
- ・ 実質収益事業は行っておりません(会計上国際交流以外のものは収益事業になるといわれ収益事業に計上していますが)。公益事業についても、市の指定管理事業収入に頼っています。赤字でなければ公益事業ではないというのはおかしいと思います。経費を節約してお金を残さなければ組織として存続できないのに、収支相償を満たすために年度末に研修目的で旅行すればよいことになってしまいます(国際交流団体には実際、姉妹都市との交流のみをしているところもあるそうですが)。困っている外国人の支援をしっかりとやっている当財団にとって、毎年赤字を出し続けるというのは、組織を維持できないということになります。反対に大きい公益財団で年度末に多大

な期末手当を計上すれば収支相償を満たせるような制度はおかしいと思います。収支相償ではなく、事業内容やお金の使い方が適正かどうか判断されるべきでしょう。

2)公益目的事業比率

質問5 実際には新制度下の運営に携わってみて、公益目的事業比率は公益法人の基準として妥当と思いますか。

回答内容	回答数	率
1. 妥当と思う	1,152	71.0 %
2. 妥当と思わない	125	7.7 %
3. わからない	346	21.3 %
合計	1,623	

公益目的事業比率については71%の回答が「妥当と思う」として支持している。「妥当と思わない」とするものは僅か8%弱。「妥当と思わない」理由をコメントした件数は107件、その内訳及び主なコメントは次の通り。

(1)公益目的事業比率の緩和を求めるコメント (60件)

- ・ 年度により公益・収益事業比率に変動があるため、複数年における率とするなどの措置があれば良いのではないか。
- ・ 事業費率が50%以下でも国民のためにより事業を行っている法人はたくさんあります。生き残るため仕方なく一般法人に移行し法人の活力が低下しています。
- ・ 公益目的事業(奨学金事業)と収益事業を行っている。収益事業で突発的な費用が発生したため、公益目的事業比率が50%を下回ってしまう場合がありうるが、当該年度のみ奨学金を増額する事はできない。このために認定取り消しになるとすれば納得できない。

(2)公益目的事業比率をむしろ高めるべきとの意見 (11件)

- ・ 50%で公益団体と言えるのか？一般法人との区別をするならもう少しハードルを上げて良いのでは？
- ・ もう少し高くあるべき(60%以上)。

(3)配賦計算・費用計算に関するもの (13件)

- ・ 固定費の按分によって比率が大幅に変わってしまうため妥当とは言いがたい家賃や給料などを配賦する従事割合などが曖昧な基準で逆に決算書に透明感が出ていないのが現状。現在のやり方は妥当とは思えない。
- ・ 50%が不相当だとは思わないが、事業配賦が認められているので実際は骨抜きである。

(4)法人会計・収益事業会計に関するもの (17件)

- ・ 法人会計を設ける必要性がないのではないか。公益目的事業と収益等事業の区分で足りるのでは「当財団は、管理部門も収益事業部門もすべて、公益目的事業を実施するために活動している。現行制度で管理費や収益事業費に区分されている科目も、大・部分は公益目的事業費に算入して良いのではないか。

- ・ 公益事業を助けるために行っている売店等収益事業の仕入支出についてがんばるほど収益支出が増大することが疑問。
- ・ 貴協会にて問題とされているとおり、収益事業より公益事業に繰り入れた資産に相当する率の収益事業費は公益事業のために要した費用であると認めるべきである。そもそも、公益法人は営利法人に比べ、収益を上げる(利益を上げる)事に習熟しているはずもなく、公益事業に資するため必要な資金を収益事業実施で得ようとした場合、その収益率は営利法人に比べ低いはずであり、裏を返せば必要な資金を得るために要する収益事業の費用は多くなる傾向にあるのではないかと考える。

(5) 公益目的事業の認定上の問題指摘 (6 件)

- ・ 我が国の公益的な活動の大半は、共に助け合う共益事業で支えられてきたにも拘らず、これを収益事業等として事業比率を算定していること。共益事業を公益目的事業に含めろ、とまでは言わないが、少なくとも公益目的事業比率の算定外とし、公益事業と収益事業での比率を基準とすべきではないか。

3) 遊休財産規制

質問6 実際には新制度下の運営に携わってみて、遊休財産の保有制限は公益法人の基準として妥当と思いますか。

回答内容	回答数	率
1. 妥当と思う	815	50.2 %
2. 妥当と思わない	256	15.8 %
3. わからない	552	34.0 %
合 計	1,623	

遊休財産規制も約半数が「妥当と思う」とし、次いで「わからない」が 34%で、「妥当と思わない」は 16%にしか過ぎなかった。妥当と思わない回答の理由等として 232 件のコメントが寄せられているが、これらは次のように分類される。

(1) 規制そのものに問題ありとする意見 (49 件)

- ・ 法人自治が狭められる。収支相償と同様、公益法人を認定する指標として実態を反映しておらず、実質的な営利事業を行う公益法人を排除する機能もない。まず寄附財産は、法制度上、この制限から除外すべきである。
- ・ 内部留保を意図的に増やすのはよくないが、収入が安定しない可能性もある中、事業継続のために備えを持つ必要性を感じる。
- ・ 公益事業費を 50%以上費消しなさいと言いながら、一方で公益事業費以上は蓄財してはダメ。事業の継続性は安定的な資金があつてこそ。しかも、公益事業で赤字でなければとは二律背反にも近い要件。公益活動の自律的かつ発展的な将来を企図するならば要件が阻害要因になっているように感じられる。江戸時代の百姓のように生かさず、殺さずのようなもの感じます。

(2) 判定計算の方法に問題ありとする意見 (21 件)

- ・ 法人特有の収益構造・設備投資サイクルがあり、一律の基準での規制に疑義がある。
- ・ 年度毎に事業費に変動があったとき、その影響をすぐに受けてしまうので、複数年の結果で判断する等の配慮がほしい。
- ・ 出捐金の果実を事業運営の財源としてきた『従来型の財団法人』は、現今の経済状況を勘案すれば、単年度の収支のみでは、事業の安定的な運営は困難である。公益事業に使用目的を限定した『事業安定運営調整資金』を複数年に亘り積み立てることを認めるべきである。

(3) 控除対象財産に関連する問題点指摘 (30 件)

- ・ 博物館は資料を集めて見せるものなのに、展示物の購入が公益目的資産にならない仕組みのようで、資産として計上すると相償に反するとして認められないので別管理とする指導を受けました。公益目的の為の資産の取得や公益目的を達成するためにすすめられる様にするべきです。出来なければ公益目的をどんどん減らす以外に道がないこととなります。
- ・ 将来的に、公益目的保有財産に含まれる特定資産を取り消す必要が生じる可能性があるため、遊休財産の保有制限の柔軟な運用を願いたい。
- ・ 1年間の公益目的事業費の範囲制限は、無理に特定資産等の内部留保に抛出されるか、無駄に物品購入に充てる等のそれは是か非かを考えさせられる。

(4) 流動資産が控除対象とならないことへの疑問 (14 件)

- ・ 良識的に考えるに、例え流動資産であっても、極めて短期の間に事業活動に費消することも当然にあるわけで、流動資産であるからといって直ちに遊休財産とされる理由を理解することができない。この基準の真意を問いたい。
- ・ 公益目的事業遂行上、どうしても必要な商品在庫等が遊休財産に含まれる事。
- ・ 運営に必要な運転資金までも、遊休財産に算入するような現下の運用は妥当とは思えません。

(5) 保有上限額に関する問題点指摘 (90 件)

- ・ 遊休財産額の保有上限額が単年度の公益目的事業に係る事業費に基づいて算出されるため、例え遊休財産の総額が毎年度変わらなくとも、事業費の少ない年度は遊休財産が保有上限額を「超過」したり、事業費が多い年度はそれに「適合」したりすることになる。そのような状況は法人の安定的運営や公益目的事業の安定的継続に支障を来す。ちなみに、本法人の場合、公益目的事業にかかる事業費は、最少の年度と最大の年度との差が約2倍になると推定されている。法人の安定運営や公益目的事業の安定的に継続のためにも、遊休財産の保有制限を緩和すべきである。
- ・ 法人が安定的に事業を行い、新規雇用を図るためには3年程度の事業費相当分の保有を認めてほしいと思います。
- ・ 制限額は、公益目的事業会計及び法人会計の費用額としてほしい。1年間安定的に法人を運営するために。
- ・ 1年間の公益目的事業費の範囲とするのは厳しすぎる。事業規模にもよるが数年間の幅があってもよいと考える。財務基準を厳しくするのは、問題がある法人があるからであろうが、こうした法人は国・県・市町村の外郭法人など、天下り受け皿法人などが多いのではないかと推定される。圧倒的に多いとされる小規模法人(資産・人数)も同一基準で縛られるのは疑問である。

(6) その他のコメント (28 件)

- ・ 遊休財産がある程度ないと、組織として維持できないのではないのでしょうか。企業に剰余金が認められているのであれば、公益財団であっても認められてもよいのではないのでしょうか。公益というのは不特定多数の利益のために資する活動なので、財団が解散することの方の地域への影響が多いと考えられるのではないのでしょうか。市ができないことを財団が行っています。遊休財産も将来の事業のためにあるものであれば、組織を存続するためには必要なものであって、一概に制限を加えるのはおかしいと思います。目的によるのではないのでしょうか。
- ・ 公益目的事業を実施する小規模団体、財源の多くを寄附金等に依存している現状があり、協賛企業等の寄附金等は、景気に左右されるので事業年度によって差がある。小規模で、寄附金に依存して、公益目的事業のみを実施する法人にこの制度は関係ないとの思いです。
- ・ 収益が少なく事業費も多く使えないのに、遊休財産の保有制限があると、お金がないのに使わないといけないということになり、運営が厳しくなる。

3 会 計

質問9 公益法人は、事実上「平成 20 年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっています。同基準について、「難しい」「わかりにくい」「煩瑣である」など何らかの 不都合はありますか。

回答内容	回答数	率
1. 不都合は感じていない	841	51.8 %
2. 不都合を感じている	499	30.7 %
4. わからない	283	17.4 %
合 計	1,623	

いわゆる平成 20 年会計基準についての質問であるが、不都合を感じていないというのが 5 割強、不都合を感じているとするのが 30%であった。不都合を感じている理由については 425 件もの記入があった。

(1) 損益計算ベースから生ずる問題指摘 (34 件)

- ・ 理事会等で理事・監事に説明するのが大変。16 年度会計の計算書を別添つけるよう何度も依頼されている。
- ・ 平成 20 年公益法人会計基準により作成した財務諸表だけでは、評議員、理事を含む当法人の関係者への理解を得ることは難しいため、旧来の様式による決算書等も用意しなければならず、結果として、今までより短時間で複数の計算書類(財務諸表等)を作成する必要があり、事務処理の負担が大幅に増大した。
- ・ 正味財産ベースで決算するが、収支ベースでないと実際の金額が見えにくい。→このため、当協会は財務担当理事や理事会報告用に収支ベースの決算も作成している。
- ・ 20 年度会計基準に則った予算・決算書と、国庫補助金の実績報告の様式に違いが有り過ぎ、複雑かつ理解に苦しむ。

(2) 会計区分・資産区分に関する問題指摘 (85 件)

- ・ 法人会計の概念は必要ないと考える。内部管理会計でコーポレート勘定が必要ならつけばよいのであり財務会計で必須にするのは「見える化」が進む現在に反する。分かりにくくしているだけ。
- ・ 煩雑である。特に法人会計の必要性について理由がまったくわからない。間接的であっても、事業実施に必要な経費については事業費ではないだろうか。中でも公益事業のみ実施している法人における法人会計の役割は何であろうか。また、これだけ難解な制度であるのに、会計士や行政庁によっても見解が違い、どこに相談して良いやらわからない。
- ・ 正味財産増減計算書、貸借対照表に各々内訳表が要求されていること(特に貸借対照表内訳表が必要なかどうか)。
- ・ 収益事業を全く行っていない財団です。公益目的事業会計と法人会計において、決算では分けて収支計算しているが公益目的事業会計の赤字が膨れ上がりどのように処理をしてよいかを担当機関に問い合わせたところ、「単年度予算なので関係ないからそのままよい」との回答であった。果たしてそのまま良いものなのか疑問である。
- ・ 指定正味財産、一般正味財産、基本財産、特定資産等、理解しにくい。

(3) 小規模法人や単一事業法人の取扱いに配慮を求めるもの (21 件)

- ・ 問いにあるように「事実上」会計基準を強制されている。会計業界からビジネスチャンスとしてファックスが飛び交っている。当財団はやむなく外部委託に踏み切った。小規模財団にとって会計基準は重装備すぎないか。
- ・ 規模の小さな財団では、会計処理が複雑で大変である。簡易な処理の導入も必要ではないか。
- ・ シンプルな事業形態の法人が、必要最小限のシンプルな作業(管理費です)で状況を認識いただける情報という観点で考えて頂ければ大変ありがたく存じます。

(4) 理解が困難、複雑、事務負担大を訴えるもの (207 件)

- ・ 非常に複雑で分かりづらい。そこは都度、会計士に確認を取りつつ進めているので時間がかかる。
- ・ 難しいし分かりにくい、煩瑣極まりないもので、会計処理に忙殺され、本来やるべき公益事業に没頭できない状況がある。
- ・ 経理の専門家でないので、分からない部分は、専門家に費用を払って聞くしかない。会社の経理部門に聞いても分からないので、費用と手間がかかる。
- ・ 管理監督する側にとって都合のいい体系となっており、日々の事業運営にはあまり役に立たない。例えば財務諸表に 16 年基準のような、「前期末残高」「当期増減」「当期末残高」の項目がないので、科目ごとの推移が判らない。
- ・ とにかく手間がかかるようになり、会計処理に費やす時間や決裁が増えた。公益法人の趣旨からするとそれより事業に時間を費やすのが本来の目的なのに……。そのために人を増やすことなどできません。
- ・ 公益目的事業のみ実施している団体にとって、公益目的事業会計と法人会計に区分経理することは意味があるのか。会計処理を複雑にするだけではないのか。理解不足と思われる会計士に不適切な指導を受けたこともある。会計士も十分に理解できない会計基準は問題があるように思う。

(5) 配賦作業に関する問題点指摘 (54 件)

- ・ 配賦処理が複雑で非常に手間がかかる。

- ・ 配賦の基準となる職員従事割合の運用について、年度内に実績値を求めることとなっているため、年度内の運用が暫定割合となるため、結果として従事割合確定まで配賦を実施できない状態にある。非常に不都合である。
- ・ 収益や費用配分等で法人会計を含め3会計に配賦しているが、事務処理を非常に複雑化しており実務的には改善が望まれる。
- ・ 企業会計に於いて処理している部門管理的経理処理で良いのでないか。直接配布以外は総額を配布。当法人のように非常に小規模な法人にとってあまりにも負担が大きい。

(6) その他 (24 件)

- ・ 予算管理等が煩雑。全般的にわかりにくい。1つの科目に対しての全体額の把握がしにくい。
- ・ 事業費ごとの予算と実績を全体で比較することが難しい。役員や会員が事業ごとの費用を理解するのが難しい。
- ・ 役員・評議員は通常の企業会計に慣れているため、読み替え説明が必要な点。企業会計財務諸表で表示し、明細書で公益法人に特有な科目等の区分表示を行うことで対応できないか。「一般に公正妥当な・・・」であれば企業会計でもよいとはなっているが、行政庁への報告時には作り変えが必要となるので、実際には、特殊な会計を押し付けているわけではない、との言い訳規定となっている。

4 事業運営

質問 10 新制度下の公益法人になり、事業運営(事業の遂行)は 従前(特例民法法人又は一般法人の時)に比べてどのような状況ですか。

回答内容	回答数	率
1. 円滑に展開するようになった	81	5.0 %
2. 従前と特に変わらない	1,089	67.1 %
3. 従前より事業がやりにくくなった	351	21.6 %
4. わからない	102	6.3 %
合計	1,623	

新制度になり事業の運営(遂行)がやりやすくなったのか、やりにくくなったのかを問う設問であるが、約3分の2は従来と変わらないと受け止めており、むしろやりにくくなったと感じているものも20%強で、従来より円滑にできるようになったと考えているものは僅か5%程度に過ぎなかった。やりにくくなったとする理由については287件のコメントがあった。挙げる理由を分類すると次の通りとなる。

(1) 変更認定申請・変更届け等行政庁との関係によるもの (65 件)

- ・ 変更認定か届出化の判断について、行政庁とのやり取りに時間がかかりすぎる。
- ・ 新規事業を計画する場合の変更認定か届出の判断基準が不明瞭。
- ・ 新しい事業を行う際に変更認定申請なのか届出なのか県の回答も遅く、また、変更認定申請だと時間がかかりタイムリーに事業実施ができない。

- ・ 公益／収益事業とも新規事業等新しいことを始める際に行政庁と相談しなければならないこと。変更届と変更認定で当方と解釈がずれるので、審議会に付されることが多い。
- ・ 社会的弱者を対象とした事業体系は、50～100万円の小規模事業の積み重ねとなることが多い。また、社会の現状、ニーズにこたえ柔軟な事業実施を行う必要がある。しかし、新制度及び新制度のプロトコルを墨守する(旧)主務官庁及び行政庁は、事業の廃止及び新規創設は変更認定に係ると主張し、新規事業実施は半年以上も要する状態である。従前の主務官庁制度がはるかに融通が利いた制度であった。

(2) 機関運営の手間暇が影響しているとするもの (29 件)

- ・ 本来の公益事業そのものよりも、評議員会や理事会を開催・運営していくことに多くの時間が割かれ、本来の公益事業に関わる時間が少なくなった。
- ・ 組織運営に係る事務量の増加、理事会等の会議日程調整等、労力・ストレスなど負荷が多大。
- ・ 委任状での出席が認められず、かつ過半数の出席が成立要件となった理事会は、従前のように必要に応じて臨時開催することが極めて難しくなった。このため意思決定のスピードが低下しており、事業運営に悪影響を及ぼし兼ねない状況にある。

(3) 財務基準・会計などの制約を理由とするもの (80 件)

- ・ 収支相償基準を満たすことに注力するあまり、事業の充実に欠く運営になりがちである。
- ・ 常に公益事業比率を意識した事業運営になるため、やりにくくなった。
- ・ 公益的事業と収益事業の区分及び公益的事業の収益性をマイナスを目指しながら、どのように法人の健全経営を進めるか。

(4) 作成書類の増加や手続きの煩雑さを理由とするもの (61 件)

- ・ 法令、定款を厳格に運用するなかで柔軟性が失われ、機動的な対応がとりづらくなっている。
- ・ 報告等の事務量が増えたため通常業務に支障がある。
- ・ 今までもスタッフが少なく業務をこなさきれない状況だったが、公益移行後制約が多くなり、業務量が増えた。特に定期提出書類は年度変りの色々なイベントを控えている次期と重なり、事務方への負担は半端ではない。財政状態を考えると簡単に人を増やすことも出来ず、このままでは事務局長としての業務を全う出来ないと真剣に悩んでいる。
- ・ 規模の大小にかかわらず、同じレベルの義務を課せられるのは負担増、事務負担が増え、本来の事業に割く時間が減少。

(5) 公益と共益の狭間で事業がやりにくいというもの (18 件)

- ・ 新年会や葬儀を禁止され、関係者から、冷たい財団になったと批判を浴びている。
- ・ 常に公益目的に沿っているか、確認作業が必要になり、行動がやや萎縮する可能性がある。
- ・ 公益性を過度に考慮した事業となるため、会費をもらっている会員としてのメリットがなくなり、会員が減少し、団体の存続が危ぶまれる状況となっている。

(6) その他のコメント (34 件)

- ・ 事業活動の制約により、事業運営がし難くなったと感じている。
- ・ 行政からの業務を主に受けている団体なので、従来の主務官庁制も継続しつつ新制度に沿って業務を行わなければならないところ。
- ・ 形式にとらわれ、タイムリーな施策を打てない。

5 立入検査

移行後の公益法人にとって目下最大の関心事は、立入検査である。質問7はすでに立入検査を受けたかどうか、質問8は、新制度による適正な検査内容であったかどうかを確認するためのものである。

質問7 これまでに行政庁からの立入検査を受けたことはありますか。

回答内容	回答数	率
1. ある	157	9.7 %
2. ない	1,466	90.3 %
合計	1,623	

質問8 立入検査は、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うこととされています(認定法27条)。この規定に照らしたとき、実際に受けた立入検査はどのようなものでしたか。

回答内容	回答数	率
1. 必要限度内と思った	143	91.1 %
2. 必要限度を超えていると思った	4	2.5 %
3. わからない	10	6.4 %
合計	157	

すでに10%近くの公益法人が立入検査を受けていること、また、立入検査を受けた法人の感想としては90%強が「必要な限度において行われた」と評価していることが判明した。もっとも「必要な限度」とは具体的にどの限界を示すものか、回答者によって主観が異なりうるため、このアンケート結果をもって問題なしと判断することは早計であろう。

寄せられたコメント3件は「国の書式を強要される。」、「団体建物(3階建て)の内部の全ての資産(特に証券類)について資産台帳との現物確認作業があった。」、「適正就業での指導がありましたがお机上での取扱は出来ませんが人間が生活していく上では法令のみで全てが解決するとは思えません。シルバー人材センターの活動は『安心して暮らせる地域づくり』であると考えます。山間地域の一人暮らしを支えるのに法律だけで支えられますか。地域の協力が無ければ生きてはいけないと思います。」というものであった。

Ⅱ 寄附金及び税額控除証明の状況について

1 寄附金

寄附金公益法人が、寄附金に対してどのような姿勢で臨んでいるか(質問 11)、また寄附金収入の総収入に占める割合がどの程度かを問うた(質問 12)。

質問 11 法人や個人からの寄附についてはどのような姿勢で臨んでいますか。

回答内容	回答数	率
1. 寄附は必要としていない	526	32.4 %
2. 特定の関係先に寄附を要請している	294	18.1 %
3. 不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている	377	23.2 %
4. その他	426	26.2 %
合計	1,623	

寄附は必要ないとするものが約3分の1(32.4%)に対し、特定の関係者(設立母体などが中心と思われる)に寄附依頼している(18.1%)及び不特定多数に寄附依頼している(23.2%)法人を合わせて4割強になる。一般に寄附依存度は低いといわれている公益法人も、かなりの割合で寄附に期待していることがわかる。

質問 12 寄附金の総収入に占める割合はだいたいどれくらいですか。

回答内容	回答数	率
1. 0%	885	54.5 %
2. 5%未満	309	19.0 %
3. 5%以上10%未満	71	4.4 %
4. 10%以上20%未満	72	4.4 %
5. 20%以上	286	17.6 %
合計	1,623	

0%が過半数の54.5%、5%未満が19%、5%以上10%未満と、10%以上20%未満が各々4.4%であるが、一方で20%以上を寄附金に依存している法人も17.6%あった。

2 税額控除証明について

質問 13 個人寄附については平成 23 年度より税額控除制度*が導入されました。公益法人への寄附に関し個人がこの制度の適用を受けるためには、当該公益法人が事前に行政庁に対し税額控除証明申請書を提出し、証明を受けていることが必要ですが、税額控除証明はすでに取得していますか。

*個人が公益法人へ支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、算式({税額控除対象寄附金-2 千円} ×40%=控除対象額)により算出された額が、所得税額から控除される。

回答内容	回答数	率
1. 取得済み(申請書提出済み・準備中を含む)	233	14.4 %
2. 制度は知っているが、取得していない	982	60.5 %
3. そのような制度があることは知らなかった	255	15.7 %
4. その他	153	9.4 %
合 計	1,623	

すでに取得ないし、取得の意思のある者が 14.4%、制度自体は知っているが取得していないものが 60%を超える。一方制度の存在すら知らなかったものが 15%強という結果である。

質問 14 税額控除証明を取得していない理由は次のどれですか。

回答内容	回答数	率
1. 税額控除証明には PST 要件が課されており、この要件を満たすことが困難だから	394	40.1 %
2. 当法人にとってはあまりメリットはないから	342	34.8 %
3. その他	246	25.1 %
合 計	982	

次に、制度の存在は承知していながら、証明を取得していない 982 件について、取得していない理由を質問したところ、要件充足が困難とするもの 40%、取得してもメリットがないとしたもの 35%、その他 25%であった。要件充足が困難とした 394 件と、質問 13 ですでに取得済と答えたもの 233 件を合計すると 627 件(全体回答数の 38.6%)が税額控除証明を活用したいと考えていることがわかる。

質問 15 税額控除証明を受けるためには現在は PST 要件をクリアすることが必要ですが、これについてどう思いますか。

回答内容	回答数	率
1. 存続してもよい	232	14.3 %
2. 撤廃してほしい	290	17.9 %
3. どちらともいえない	1,101	67.8 %
合計	1,623	

公益法人にとって税額控除証明を取得するためには、いわゆる PST 要件(パブリックサポートテスト)をクリアする必要があるが、この要件についての評価を質問したもの。どちらともいえないが3分の2を占めており、撤廃を求めるもの、存続しても良いとするものはそれぞれ17.9%と14.3%であった。PST 撤廃を求めるコメント総数は213件。

(1)要件充足が困難なことを具体的に述べるもの(34件)

- ・ 法人規模により100名以上という人数制限規定は厳しい。
- ・ 中山間地域の小規模法人において、PST 要件のいずれも充足させることは困難であり、都市部の大規模法人のみを対象にしているとしか思えない。公益法人制度の意義を全省庁的に認識してほしい。
- ・ 小さな財団では、多数の個人から寄附をいただくのは難しい。また、総収入の1/5以上の寄附を得ることは何年に一度あるかないかと思われ、極めて特別な寄附案件がなければ不可能。
- ・ 会員数や寄附金の多い法人は、要件をクリアできるが、少ない先は5年毎の更新時に条件がクリアできないことも考えられ税額控除証明が継続できなくなった時の支援先への対応が難しい。

(2)制度論のバランス上撤廃すべきとするもの(53件)

- ・ 認定NPO法人と公益法人は、基本的に異なった基準・要件をもって公益認定が行われており、認定NPO法人の基準をそのまま公益法人に適用するのは不合理。また一般に助成財団はPSTをクリアしにくい。
- ・ 公益法人は、公益認定を受ける際に、既にしかるべきチェックを受けており、情報開示も義務付けられている。監査体制についてもしっかりしている法人にPSTを課すのは、屋上屋を設けるようなもの。撤廃がふさわしい。
- ・ 公益法人であることにくわえて、PST 要件が課される政策意図が理解できません。
- ・ 寄附先の法人が寄附金を多く集めているかどうか、寄附者の受ける寄附金支出に対するメリットに何の関係があるのか疑問である。寄附者が寄附先を選択するについては、その法人の事業内容、実績、効果が指標となるべきであり、寄附金の集金実績により、寄附者の拠出に対する条件に差が生じるべきではないと考える。
- ・ 公益を認定する考え方や基準がまったく異なっている法人に対して要件をクロスさせること自体が極めてナンセンスな対応である。公益法人は事業の実施段階で公益を判定するが、そこに入口で公益を判定するNPO法人の要件をクロスさせることになり、即時撤廃してほしい。

(3)要件が厳しすぎるとするもの (75 件)

- ・ 要件を満たすことができる法人はごく限られているのではないかと。低金利下で運用収入も少なく、寄附金をうけられる特定の関係先もない法人でも、寄附金を募集しやすい仕組みを望みたい。
- ・ 始まったばかりの団体、規模が小さな団体にとっては、ハードルが高いため。
- ・ 要件クリアが困難、撤廃していただいた方が、より多くの寄附を得られる可能性がある。
- ・ 現行の PST 要件は厳しく、当財団の寄附受け入れ状況から考えて、今後クリアしていくことがかなり困難であるため。

(4) 寄附を受け入れる法人側の事情により寄附者の税優遇が左右されるのはおかしいとする意見 (11 件)

- ・ 寄附者は法人の事業に賛同して寄附をしているにも係わらず、法人側の条件で税額控除制度を受けられないのは不公平だと思う。
- ・ 寄附の額は少額であるが、寄附をしてくれた人に対して税額控除のメリットを与えてほしい。
- ・ 寄附して下さる方には寄附先の状態は関係ないと考えるため。
- ・ 寄附者は法人の事業に賛同して寄附をしているにも係わらず、法人側の条件で税額控除制度を受けられないのは不公平だと思う。

(5) その他の意見 (40 件)

- ・ 現状の仕組みは制限的で奨励的の制度ではない。基本的な制度として必要性を認めるが、公益事業を創設するときの制度としては不都合である。対象を個人だけでなく企業等を意識した仕組みが必要だ。
- ・ 現在課税されない会費を、寄附金であるが如き資金集めをするところも出てくる。
- ・ 寄附する目的や意義の視点に立ち、金額や寄附者人数に捉われることなく、寄附した事実で税額控除を認めることを望む。
- ・ まずは寄附の風土を作り上げていくことが肝腎。このハードルのために最初の 1 ページが開かれない。

Ⅲ 税制改正要望について

質問 16 公益法人をめぐる税制で改正を希望する事項があればご記入ください。

この問いに対して何らかの要望を記入したものは 147 件あった。以下分類して主要なものを掲げる。

(1) 税制全般にわたるもの (13 件)

- ・ 公益法人は税の優遇を受けているといわれていますが、一方で、「収支相償」の決まりがあり、儲けを認めず、大きな矛盾を感じています。
- ・ 非営利型の一般法人とくらべ、利点が少ないので、拡充していただきたい。また、社員の会費についても、公益目的事業を実施するために支出しており、寄附税制と同じ扱いとして頂きたい。
- ・ 他団体とも協力して、提言活動を実施していただきたい。税理士会等増税に踏まえ、滞納者への厳しい規制が必要ではないか。

(2) 法人税に関するもの (10 件)

- ・ 収益事業をしているので、固定資産税、事業税の納入は仕方が無いと思うが、公益事業の財源になるので、少しでも税率を低くしてほしい。公益と一般で、もっと差をつけてほしい。
- ・ 収益事業に対する法人税の割合をもう少し少なくしてほしい。
- ・ 法人税の「所得の金額の計算に関する明細書」において、特例民法法人までは法人全体で「退職給付引当金繰入額」が所得に加算されていたが、公益認定取得後は法人税の申告が収益事業のみとなったため、公益目的事業で退職給付金を支給した場合、所得から減算する機会が失われている。公益認定取得以前の退職給付引当金については何らかの方法で減算できるようにしてほしい。

(3) 寄附税制 フロー (30 件)

- ・ ①年金受給者や高齢者(税金を支払っていない方)が寄附をしても控除を受けられないケースがあります。是非改善をして頂きたい。②各市町村・行政によって対応がまちまちです。国内の統一を図って欲しい。
- ・ 公益法人への寄附について、全ての寄附をされた方が、税額控除の算定として統一した方が、電子申請などの方が迷わないし、簡素化で効率が良くなる。どの法人が税制度の適用を受けているのか、またその制度はどのような制度で、どんな違いがあるのか、知らない人が大多数である。その方が個人の確定申告において制度選択ができない。個人で確定申告の時、説明を行うにも、個々に制度の違いを説明する人員と時間を費やすことの方が、法人事業や税務署職員対応の経費等、削減すべきである。なお、説明を聞く申告者にも申告時間が長くなり、後で申告を待っている方の待ち時間も強いられる。
- ・ 年末調整で寄附控除が処理できるようにしてほしい。これにより日本の寄附文化は大きく変わる。

(4) PST に関する要望 (22 件)

- ・ 個人からの寄附金の税額控除の PST 要件の撤廃。
- ・ 税法上の特定寄附金の「特別の利益」の定義をはっきりさせてほしい。無償の会員誌を配る程度は許容されるのか、割引サービスだとどの程度までよいのか。
- ・ 公益法人 information(ホームページ)に掲載されている「税額控除に係る証明～申請の手引き～」

内閣府によると会費を寄附金扱いにする場合の記載が数か所あり、税務署に確認する旨が書いてある。当財団でもこの申請にあたり、最寄りの税務署に相談に行ったが、担当者(法人税課税)は「解らない」・「知らない」と言った。調査してくれるとのことだが、1ヵ月以上かかると言われた。国税庁のホームページでも再三調べたが、この件に関しては、見当らなかった。主務官庁(県)にも問い合わせたが、税務署に聞いてくれと言われた。税額控除の申請をしたくてもできない状況である。ホームページで、末端の財団が困らないよう、もう少し詳しく掲載してもらいたい。

- ・ 公益法人への寄附者が少数であっても、その行為に報いるため、公益法人を無条件で寄附金税額控除対象法人に認定するか、公益法人のPST要件(人数・収入割合)を緩和してほしい。
- ・ 税額控除制度については条件が厳しい部分と条件自体が不合理な部分がある。真に社会貢献を実施しているか否かを判断し条件を設定するか、公益法人に対しては無条件に認めるべきである。

(5) 相続財産や現物資産の寄附(12件)

- ・ 公益法人へ遺贈する場合の税制に関し、手続きをもう少し簡単にしてほしい。
- ・ 資産の譲渡を受ける場合、税法に従うが、税法の理解が難しく結局当局に打診しないと、どうなるかわからない部分がある。
- ・ 租税特別措置法第40条に関して、公益法人であればもう少し承認のハードルを下げしてほしい。
- ・ 当法人は、柿田川湧水群及び流域の自然環境をより良好な状態で後世に引き継ぐための活動をしており、その主要活動の一つが流域の民有地を買い上げることである。しかし、流域の土地所有者が当財団に土地を売却した場合、自治体に売却した場合と異なり、不動産譲渡所得に対する優遇措置なく課税される。このことが、当財団が土地所有者から、土地の購入を円滑に進められていない主要理由の一つとなっている。このため、当財団の公益目的事業の性格に鑑み、自治体に土地を売却した場合と同様の優遇措置が講じられるように、税制度の改正をお願いしたい。

(6) 地方税、消費税等(32件)

- ・ 印紙税法で非課税団体として取り扱っていただきたい。
- ・ 現在、当法人が所有する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置(課税標準2分の1)は時限措置(2年)となっているので、措置の恒久化を図ってほしい。伝統芸能の保存・継承を図り、公演施設の維持・充実及び鑑賞機会の確保から。
- ・ 公益財団法人として100%霊園事業を行っているが、宗教法人は100%建物等についても課税されないのに、私共では建物等に課税されるのはどうしても理解できない。
- ・ 公益法人が実施する公益事業に対する消費税の減免措置。
- ・ 消費税が来年度からアップとなりますが、当協会では、試算したところ200~250万円の負担増となります。当協会は、小規模なため会費や研修受講料への転嫁が難しいことから、今後の財務について苦慮しております。この点について何かご高配を賜ればありがたいです。
- ・ 都道府県税及び市町村税が一斉に控除されるような働きかけができないでしょうか。(因みに、当法人は、大阪府は条例未整備、府下の市町村では大阪市のみが条例制定でありで、当法人は既に指定を受けている。)

(7) その他、税制に直接関連しない要望事項(28件)

収支相償の撤廃、行政庁提出書類の簡素化、公益法人制度全般にわたる軽装備化などが多かったが、ここでは省略する。

IV 行政庁及び公益法人協会への要望

1 行政庁に対する要望

質問 19 行政庁への要望があればご記入ください。

1) 行政庁の対応・指導に関するもの

(1) 各行政庁による審査基準などのバラツキに関するもの (20 件)

- ・ 法律の公平な運用を行なうべきだ。各県での判断の違いが地域の実情を勘案しても納得できないことが多くある。
- ・ 同様の団体で、都道府県により支出費用について公益的事業会計と法人会計に係る扱いが異なるケースがある。「公益性」の扱いが各県で温度差があるのはいかがか。
- ・ 公益目的事業の内容の変更(職業紹介事業関係)の際、知事の権限とは云え都道府県によって取扱いが異なるのは法治国家として合理的とは云えない(例: 変更認定が必要なところと、変更届けでよいところに分かれている(変更認定 8、変更届 27、調整中 11、必要なし 1)。
- ・ 定期提出書類の内容解釈につき、内閣府各担当の理解度統一・標準化を図ってほしい。

(2) 担当官の対応に関するもの (23 件)

- ・ もっと勉強してほしい。相談員のたよりない回答には憤りを感じる。回答がちゃらんぼらんだから、事務処理にさらに時間がかかる。ムダな書類ばかり作らせないでほしい。
- ・ 公金を使わず社会貢献している我々財団に対し、行政庁職員はもっとサービス(奉仕)精神があつて欲しい。役人?の横柄な態度が気にかかる。
- ・ 行政庁は東京都ですが、煩雑な手続きの中、担当者には、懇切・丁寧な指導や回答をして頂いており、職員一同感謝しています。
- ・ 対応が冷たい。相談するにあたり、親身になって助言をいただきたい。

(3) 相談・指導等行政庁の体制整備に関するもの (36 件)

- ・ 法人経営及び運営担当者に対する研修会や情報交換会等の開催及び相談窓口の設置(担当者は 1～2 年で交代する場合もあるので、研修会等は毎年開催してはどうか)。
- ・ 移行期限が迫り忙しいのは推察するが、運営や変更に関する質問を直接受け付けてもらえず、FAX で送って回答との対応をされたため質問 FAX を送ったが、結局なしのつぶてであった。移行後法人へのサポートもしっかり行ってほしい。
- ・ 公益法人へ会計・財務等の説明会をしてほしい。
- ・ 移行前の主務官庁には、顔なじみの担当職員に気軽に質問・相談ができた。今度の行政庁は、電子申請が主ということもあって、敷居が高い感じがする。制度の改正に伴い、法律規定(規制)事項が大変多くなり、活動に関し行政庁の関与部分が大きくなっているのではと感じる。
- ・ 税務・登記事務等、行政庁の担当業務とは直接関係のない分野においても、ある程度の情報集約、共有ができていとありがたい。欲を言えばワンストップサービスが望ましい。

2) 諸手続き、提出書類、立入検査等に関するもの

(1) 簡素化、迅速化、弾力化を望むもの (24 件)

- ・ 変更認定申請と変更届との区分けがあまりにも細かすぎる。新規事業や廃止事業、法人組織の変更、事業内容の大幅な変更等の場合に変更認定申請を提出するのは理解するが、事業内容の公益性が変わらないものであれば変更届で対応できないものか。
- ・ 公益財団法人に移行以降、事務が複雑となり、事務処理に時間と労力を要する。事務の簡素化を要望する。
- ・ 各種申請や届出書類が煩雑で、わかりにくいいため、法人の事務負担が大きくなっている。公益事業を推進するための制度改革のほすが、管理部門に多くの時間を割くようになっていく。
- ・ ①新公益法人制度が中々わかりづらい為近隣に相談できる場所が必要。②事業報告も必要以上に書類が多い気がします。体制のない財団では事務処理しきれない。

(2) 電子申請・届出、公益法人 information に関するもの (46 件)

- ・ ポータルサイト「公益法人インフォメーション」に接続できない期間があり、作業日程がかなり制限された。また、一度接続を切ってから 10 分経過しないと再接続できないのは、作業がかなり非効率になる。「定期提出書類の手引き」が、わかりにくい。何度読んでも理解できない部分があった。申請書類の提出から処理までに、時間がかかりすぎるのではないかと。迅速な処理をお願いしたい。
- ・ 年次報告の電子申請が煩雑すぎてめんどくさい。以前のように直接監督官庁へ持参した方がよい。電子申請のままでもいければ、毎回同じ事を入力させないで、実績のみ更新するようにしてほしい！組織、事業内容等々毎回変わるわけがないので。
- ・ 電子申請システムの機能が、申告者の作業を軽減する機能になっていない。システムの設計が、受け手の役所の立場の利便性だけであり、上から目線の設計姿勢である。操作作業中の修正や、操作ミスに対する配慮が皆無である。利用者側のデータの保存など、総合的な利便性の機能を再検討してほしい。
- ・ 事業報告をホームページ上で電子申請する時に、アクセスの集中により制限しているということで、入力できなかつた。改善してほしい。
- ・ 内閣府の入力データ受入れ用のサーバが、あまりに貧弱である。早急に大幅(飛躍的)な容量アップと、アクセスの高速化を図ってほしい。今年の6月は、昼間はほとんどアクセスできない状態が続いたため、深夜にデータ入力することもあった。上記の対策のためか、6月末の電子申請締切日直前になって、1ファイルの入力可能データ容量が突然に2メガに制限されたが、早急にもとの10メガまで戻してほしい。

(3) 定期報告等提出書類に関するもの (64 件)

- ・ 行政庁に対する事業報告等の提出書類が煩雑であり、また、当該処理事務が遅い(忘れた頃に、修正が求められる)。
- ・ 提出書類が多いので、事務量が増えてしまっている。行政のことがよくわからないといけないうのでしょうか。それよりも事業に重点をおきたい。
- ・ 定期提出書類が非常に複雑怪奇で困る。手引書を読んでも、何回読んでも理解できないところがある。せいぜい義務教育を終えたものでも理解できるように、もっと簡単な報告書にできないの

でしょうか…？書類作りの時間と労力が非常にかかり負担である。これは行政改革に逆行するものであると思う……。書類を作る方と、チェックする方の双方に負担がかかると思う。

- ・ 定期報告等の書類の作成にかなりの時間を要する。会計担当が1人のところは、通常の仕事に加えて非常に仕事量が増加した。もっと簡単な手続きや審査にならないだろうか。

(4) 立入検査など監督に関するもの（8件）

- ・ ①立入検査マニュアルのようなものを準備したらどうか。基本的には善意で業務に取り組む中、日ごろから特に注意すべき事項を業務マニュアルのような形で示しておくことは、無駄な労力を排除する観点から意味がある（押しつけ型ではないものが必要）。②やり方は難しいかもしれないが、行政庁との意見交換の場のようなものが設定できないだろうか。③会計委員会がスタートすると聞いているが、委員会の構成メンバーに公益法人実務サイドの代表は参加できないのか？
- ・ 立入検査について恐怖心をあおるようなメールやファックスが届くが、当協会のように零細団体には丁寧に対応をお願いしたい。
- ・ まだ立入検査は受検しておりませんが、摘発スタンスではなく指導スタンスでの検査運営を期待しております。

3) 制度改善を望む意見

(1) 制度全般にわたるもの（16件）

- ・ 悪徳公益法人排除のため、角を矯めて牛を殺すことになっていないか。
- ・ この法人改革は弱者いじめと、法人協会、公認会計士への利権構造の何者でもない。立法者は公益法人改革によって何をしようとしたのか理解できない。事務の繁雑化をまねくばかりである。
- ・ 移行期間がもうすぐ終了するが、制度改正の問題点等の把握に直ちに着手して欲しい。
- ・ 公益法人で申請したことを後悔している。財産の贈与を行えば公益法人から一般法人へ変更できると聞いているが、財産の贈与なしに、変更できる仕組みを作ってほしい。
- ・ 3つの法律を中心に政令、規則、ガイドラインなどがあり、零細な事務体制の財団にとっては非常に判りにくい法体系となっている。収支相償や報告等の日程など改善してもらいたい。

(2) 事業について（8件）

- ・ 事業計画を個別的に捕えないで、もっとグローバルにしてほしい。個別事業を実施するにも変更認定が必要では、柔軟な事業実施ができない。
- ・ 公益目的事業の要件のフィルターを、行政面のみ立場ではなく、ローカルエリアの公益性の実情を考査し斟酌して欲しい。
- ・ 消費税の増税に関して、認定等委員会に提出している資料の事業の説明内に、受験料、テキスト代等の価格を記載している。消費税の増税に関して税額の変更だけならば、再申請を免除してほしい。または、届け出で済ませてほしい。この件の対応についての決定を早期に公開してほしい。

(3) 収支相償について（31件）

- ・ ①収支相償の完全撤廃（法人の発展・活性化・安定運営にとって悪のルール）、②変更認定の撤廃（新規事業は行政庁との事前相談で認められれば実施可能とする）、③法人会計の撤廃（理事会の中身も公益目的事業についての内容がほとんど）、④定期提出書類に簡素化（書類作成のために担当者は公益活動を欠席したりしている）、⑤認定取消に関する財産の贈与の撤廃（公益目的支出計画も

可とする)。

- ①収支相償を廃止してほしい。「市民組織」としての非営利組織の持続的な運営は不可能である。市民組織としての公益法人は今後解散していくであろう。②公益法人会計に関して、公認会計士協会などと協力して、より具体的で詳細なガイドラインや手引書を作成して、その内容を行政庁内で周知してほしい。現行の文書では、行政側の担当者の解釈が入り込む余地があり、各団体は実害を被っている。内閣府や各自治体や各公益法人で統一した基準や解釈を持ち運用するべきである。③解散等をする際、NPO 法人へも引き継げるように法律を修正してほしい。現行の法律では、公益法人から NPO 法人への移行は不可能となっている。当財団のような NGO としては、本来、NPO 法人の方が妥当である。
- 公益目的事業が複数ある場合、収支相償の条件が公益目的事業の総計で判定されることが望ましい。
- 知的障害者の親による障害者支援団体として、障害のある人たちが幸せを感じ、安心して暮らせる社会をつくるために、今後とも継続的に地道な活動を展開していく必要があり、公益目的事業の考え方に沿ってあれば、収支相償の要件を緩和され、安定的な財政基盤の確保を認めていただきたい。
- 法人運営と公益目的事業の安定的継続のためにも、大至急、収支相償と遊休財産の保有制限について緩和をしていただきたい。

(4) 公益目的事業比率・遊休財産について (3件)

- 公益目的事業費率、収支相償、遊休財産の保有制限の緩和、見直し。
- 遊休財産の保有制限を事業費の2倍～3倍にして欲しい。公益法人へは無条件で税額控除を適用して欲しい。

(5) 機関運営に関すること (14件)

- 理事会の本人出席や会計監査人の設置は制度を再検討してほしい。公益法人制度を悪用している団体等を閉め出すことを主眼に作られた制度のために、ほとんどの善良な団体が苦しんでいます。改正を強く要望します。
- 毎回、理事会・評議員会の日程調整に苦慮しており、小規模な事務局においては、法人本来の目的である事業運営に支障を来たしかねない状態である。よって、代理出席や委任による「出席扱い」を認めることによる、会議成立を認めるよう、制度改正を望むものである。

(6) 会計・計算書類に関すること (16件)

- 小規模な公益財団法人であっても、大規模公益財団法人と同様な会計処理・運営・各種手続きを求められることに不満である。
- 法人会計を公益事業の一部と考えてほしい。提出物をわかりやすく且つ簡潔にしてほしい。
- 「公益目的取得財産残額」や「公益目的増減差額」の定義がわかりにくい。清算資産価値の捉え方としては、財務諸表との関係が分かる形で定義した方が分かりやすい。

(7) 税制、登記、その他 (25件)

- 本法人は12月決算法人のため、会計年度に合わせた平成24年1月1日の登記を希望したが、法務局が1月1日から3日まで閉庁のため1月4日付の登記がなされた。一方、事業年度が4月～3月の法人は平成24年4月1日が日曜日にもかかわらず、法務局は4月1日の登記を受け付け、

みなし事業年度は発生していない。法務局の閉庁により1月1日の登記ができなかったことで、平成24年度に平成24年1月1日から1月3日までのみなし事業年度が発生し、1月3日までと、1月4日以降それぞれを1事業年度と数えるため、平成24年度(平成24年1月4日から平成24年12月31日対象)の消費税の基準期間は平成23年度となること、そして平成23年度の課税売上高が5,000万円以下(東日本大震災のため年会が直前で開催できなかったため課税売上額が5,000万円を下回った)のため、簡易課税選択届出書を提出している本法人は平成24年度に簡易課税が適用され、また、平成25年度においても、2事業年度前は1年未満(平成24年1月1日から3日)の事業年度のため、基準期間は平成23年度になるという。みなし事業年度の発生は、法人側の責任ではないこと、4月1日が休日にもかかわらず4月1日の登記がなされた法人との間で平等性を欠く。また、他の事業年度の法人は年度ごとに曜日が変わることから移行期に選択肢があるが、1月～12月事業年度の法人には、年初が必ず法務局の閉庁となるため、選択肢はない。法人の意図によりみなし事業年度が発生したのではないにもかかわらず、みなし事業年度を理由として平成23年度を2回も基準期間に利用される結果となることに対して平等性に欠けることを税務署に訴えているが、回答は無い。一部の法人が不利益となるような対応は避けてほしい。

- ・ 派遣の3年問題について、法律の改正に向けた働きかけを急いでください。シルバー人材センターの派遣事業は、臨・短・軽の縛りがあるにも関わらず、民間の派遣事業者と同じ規則の下で運営しているが、3年間の規制を緩和若しくは撤廃を要望する。
- ・ 行政庁への報告は原則電子申請でとのことであるが、県連合会より紙ベースでの提出も求められており(県連合会経由で県の担当課へ)、これではなんのための電子申請でしょうか? 事務量の簡素化に逆行していないか。公益法人移行で事務局の実感として事務量とともに、それに伴う諸経費も増加したように思われる。

2 公益法人協会に対する要望

質問 20 公益法人協会への要望があればご記入ください。

1) 情報提供に関するもの

(1) 情報提供全般 (45件)

- ・ 初年度ということもあり、会計処理や手続きなど、どのように進めればよいのかと思いながら行ってきました。個別性もあり難しいとは思いますが、情報提供をより密にいただけると助かります。
- ・ 法人運営の実務では、試行錯誤をしながら業務を行っている状況です。今後も有益な情報の提供や研修会の企画をよろしく願いいたします。
- ・ 会員としてのメリットの享受をお願いします。やはり、貴協会の提出書類の公開は大変に参考になっているが、具体的な対応等、会員優先ホットライン等で問合せしやすくしてほしい。
- ・ 財団法人の申請書の他に社団法人のサンプルも公開してほしい。
- ・ 協会運営(認定等委員会との関係含む)を中心的に実施する人材育成の観点から、研修会の企画を積極的にお願いしたい。

- ・ 民間組織であり、自主判断による財政問題への対応が可能であるはずである。その成功事例を具体的に示して欲しい。

(2) 公法協ホームページに関するもの (14 件)

- ・ ①移行後の運営上の問題点につき、スピーディーにアドバイスを頂き、大変感謝している。引き続きのアドバイスをお願いしたい。②また、HP に公開されている情報も、たびたび参考にさせていただき、大いに役立っている。引き続き、会員のためになる積極的な情報公開をお願いしたい。③立入検査に関する解説書、小冊子の刊行(なるべく早く)を期待したい。
- ・ 公益法人協会のホームページ等で検索し調べますが、制度を理解している方はわかりやすいと思いますが解答も難しすぎます。
- ・ いつも貴会のサイトを拝見し、財団運営の参考にさせていただいております。昨年4月、当協会は公益法人へ移行しましたが、私はそれと同時に財団運営担当として転勤してまいりました。何もわからず路頭に迷っていた際に、お助けいただきましたのが貴会の「情報公開」や「フォーラム」です。本当にありがとうございました。特に、私のような財団運営担当にとりまして「フォーラム」は、まさに“一筋の光明”“蜘蛛の糸”です。運営には何かとご苦勞もおありかと拝察いたしますが、ぜひこのまま続けていただきたいと切にお願い申し上げます。

(3) 公法協 Q&A(フォーラム)に関するもの (16 件)

- ・ 公開していただいている Q&A は、非常に参考になります。これからもよろしく願いいたします。Q&A は、とても重宝しています。非会員は、2013 年 4 月までの Q&A しか見ることができませんが、それ以降の Q&A も見ることができるようになればいいな。
- ・ Q&A が会員のみになったのは残念です。昔そちらに入っていたのですが、10 年前くらいに全国公益法人協会に移ってしまいました。なぜだかわかってほしいです。でも今回の移行に関しては助かりました。ありがとうございました。
- ・ 質問できる者を会員に限定しないでほしい。

(4) 公法協の公開資料 (5 件)

- ・ 財務諸表や事業報告書等の開示は大変有益です。
- ・ 公益法人協会の評議員会や理事会の議事録の公開は大変参考になった。ダウンロードして勉強会に利用させていただいた。今後も、実務面で事務局が迷うような点で、適切なモデルケースを紹介していただきたい。貴財団の理事会議事録によれば、会員制度について、準会員をどうするかが議論されているが、是非現行の 3 万円の準会員制度を残してほしい。

2) 相談事業

(1) 相談事業全般にわたること (12 件)

- ・ 移行したばかりで、運営面で細かな点で色々わからない所が出て来る度に、お世話になっていますが迅速かつ親切に対応して頂き、感謝してます。我々、公益法人に取っては、政府より頼りになる存在です。これからも公益法人の良きアドバイザーとして、時には厳しく、時には親切に現在の様な意識で運営を継続してほしい。
- ・ 相談の方法としてメールを加えてもらいたい。
- ・ これまでにも、電話相談、相談室に訪問しての相談などで大変お世話になっている。また、「知」

のサロンに参加したり、「公益法人」誌を読んで情報を得ている。ホームページのQ&Aを参考にさせていただいている。今後も引き続き宜しくお願いしたい。

(2) 個別面談相談に関すること (12 件)

- ・ 相談窓口のご担当には、本当にお世話になっております。ありがとうございます。引き続き、私どもへのご指導や、当局への提言等を行って頂きたいと思っております。
- ・ 東京・大阪以外(都道府県単位)でも、運営にかかる相談窓口を設けてほしい。
- ・ 無料相談を今後も継続していただきたい。運営コンサルタント業務(有料)を希望する。
- ・ 公益法人協会さんの相談室ではいつもお世話になり、大変助かっておりますが、会計・税務の担当者の対応が良くない。

(3) 電話相談に関すること (4 件)

- ・ 窓口対応(電話)が非常に感じがよくて、おどろきました。書類作成等で不明なことがあれば、公益法人協会のホームページを参考にさせていただいています。しかしながら、わからないものも多く、質問がメールで気軽にできればたいへん助かります。公益はわからないことだらけですので窓口になっていただければ、本当に助かります。誰にも聞けない状況が小さい財団には多いと思います。よろしくお願いいたします。
- ・ 電話相談窓口の時間をもっと長く設けて欲しい。

3) セミナー事業

(1) セミナー全般にわたること (11 件)

- ・ 今後とも公益法人運営に関しての様々な研修会等の開催を望みます。今後とも公益法人運営に関しての相談体制を維持をお願いします。
- ・ 地方での研修会開催。
- ・ 有料のセミナーばかりで、収益事業に熱心。

(2) テーマについて (14 件)

- ・ 法人経営のための研修の実施。
- ・ 立入検査への対応事例に関するセミナー開催。
- ・ 最低限の実務(事務処理)はなんなのか、法人規模に応じて(小規模法人)の具体的マニュアルや講座があるとよい。

(3) セミナーの料金について (14 件)

- ・ 非会員のセミナー費用をもう少し下げただけであれば幸いです。
- ・ 当財団は貴協会に未加入にかかわらず、日頃から講習会等の案内をいただいて感謝申し上げます。講習会の内容は「公益法人」の運営に大変参考となるものと参加したい思いは強いのですが、当財団は小規模で財政的にも厳しい状況の中で、貴協会への加入あるいは講習会参加費が捻出できない状況にありますことから、会費・講習会参加費の引き下げをお願いいたします。
- ・ もう少し貴協会セミナーの参加料が安価であれば、参加者が増え、個々が知識を深め、社会が公益をもっと理解、実践できる近道に繋がると思います。素晴らしい先生方の話を聞かせていただいても、伝える段階で正しく伝えることができなかつたら・・・。もちろん、理想だけでは実現不可能なこともセミナーで教えていただきました。日本財団のようなところが、助成してくれた

ら良いのに・・・と、思います。これからもよろしくお願い致します(勉強させてください!)

4) 月刊誌・出版事業 (9 件)

- ・ 月刊誌で参考にすることがよくあり、記事に感謝したい。
- ・ 変更認定等の手続きについての具体的・個別マニュアルを作成してもらいたい。
- ・ 運営にあたり、貴法人発行の書籍及びホームページ特に情報公開のページを参考にさせていただいています。とても助かっています。

5) 会員制度について

(1) 全般 (3 件)

- ・ 会員法人間がもっともっと親しく情報交換できるように機会を作ってください。

(2) 会費水準 (6 件)

- ・ 会費が高額で入会できない。もっと安くならないでしょうか。
- ・ より安い年会費の会員区分を設けていただければ、入会やセミナー受講をより積極的に検討できます。例えば、セミナーを会員価格で 2、3 回ほど受ければモトが取れる程度など。
- ・ 活動分野ごとの分科会やグループを下部組織として設けていただけると、貴会の活動も広がってよいのではと思います。(すでに存在しているようであればご容赦ください。)

6) 提言活動

(1) 全般にわたること (26 件)

- ・ これまでと同様に公益法人が果たす役割の理論の高度化の検討、普及に努めてほしい。現実の法整備、運用実態があるべき姿にふさわしいかどうかの提言機関として引き続きのご活躍を願う。制度的に小規模財団への配慮を構築してください。以上、不適切な言葉があるかもしれませんが取り急ぎ、回答まで。
- ・ 新制度には、なお法令解釈が分かり難い点、実務的にも非効率と思われる点が見受けられる状況。協会には、従来も多々ご努力していただいているが、今後とも引続き、様々な問題点を取り上げ、会員を代表して内閣府等に対し、改善提案、解釈の明確化等を進めていただくよう要望したい。
- ・ 各団体の要望をどしどし国に上げていただきたい。できれば、こういう要望があるということを公表してほしいです。
- ・ 該当諸団体を代表して物申すことの出来る唯一の会と考えられますので今後もドシドシ完全方をお願いいたします。

(2) 収支相償規制の改善を (8 件)

- ・ 収支相償の原則を廃止してほしい。
- ・ 公益法人に課せられている、「収支相償」の緩和もしくは見直しについて国に働きかけてほしい。
- ・ 既に触れたが、収支相償についてゼロかマイナスということではなく、金額とか比率を示して若干のプラスを認めて欲しい。

(3) 一般法人法上の機関に関する規律の改善を (3 件)

- ・ 日程調整の軽減化(委任状を認めるべき)。

- ・ 現場での事務方の業務をもっと理解し法律改正等など積極的に行うべきだ。

(4) 会計に関する要望（3件）

- ・ 公認会計士協会や専門的な人材も含めて公益法人ワーキンググループを設置して行政庁と定期的に協議する機会を設けてほしい。特に公益法人会計に関しては可及的速やかに対処した方がよいと考える。

(5) 小規模法人向けの特例を（5件）

- ・ 従来同様、小規模財団も視野に入れた活動を期待します。

(6) 手続き・書類の簡素化を（7件）

- ・ 各申請時に、作成すべき書類が増えたことに伴い事務量が増えた。簡略化に向けて提言をしてほしい。
- ・ 制度(手続きを含む)の簡素化を検討していただき、国に要望願いたい。

(7) その他の提言（4件）

- ・ 派遣の3年問題については、各センターが「今」及び「直近」に迫っています。現場での要望には限界もあるので、協会、更には行政庁からの取り組みが必要である。

(8) 公法協に期待する！（44件）

- ・ 今年1月お伺いし、相談にのっていただきました。大変親切かつ丁寧なご対応で感激しました。何かありましたら、今後ともよろしく申し上げます。
- ・ 太田理事長様はじめ貴法人の皆様のご公益法人に関する啓発事業、行政庁への働きかけにいつも感銘を受けております。今後も公益法人の代表としてご指導いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 今まで通り、良き相談相手と思っていますので、よろしく頼みます。
- ・ 移行の準備期間から、移行後の運営まで、いつも参考にさせて頂いております。公益財団として理事・監事の任期満了に伴う改選を経験しましたが、貴協会の情報公開された資料、議事録などを参考に進めることが出来ました。感謝しております。今後も後続く私共の為に活躍下さいますようお願い申し上げます。

V 震災関連事業

1 25年度の計画事業

質問17 すでに実施中のものを含め、平成25年度に計画している震災関連事業をご記入ください。

◇この質問に対しては367件の回答が寄せられた。これを①資金的支援、②物資的支援、③活動による支援、④本来事業による支援、⑤今後の防災対策、⑥具体的計画なしの6項目に分類した。うち、何らかの具体的な支援活動を実施した件数(①～④の合計)は235件で、アンケート総回答数1,623法人の14.5%が実施していることになる。

◇大震災発生年度以降、公益法人の多くが毎年度何らかの被災地支援を続けているが、アンケートで見る限り下表のとおり、その割合は年々低下している。下表はアンケート回答総件数に占める何らかの具体的な支援を実施した法人の割合を示すものであるが、明らかに発生直後の23年度から年々低下傾向にあることが窺える。

年度(平成) *1	23	24	25	26*2
アンケート総回答数(回答率%)	3,441 (28.1%)	3,441 (28.1%)	1,623 (24.2%)	1,623 (24.2%)
被災地支援の実施法人数	1,034	895	235	176*2
総回答数に占める支援実施法人の割合	30.0%	26.0%	14.5%	10.8%

*1 平成23年・24年度は平成24年6月に実施したアンケートによる。したがって23年度は実績数であり、24年度は計画ベースの数字である。25年・26年度は平成25年6月に実施したアンケートによる。したがって、25年度・26年度とも計画ベースの数字である。

*2 26年度176件のうちには具体的な計画はないが、今後検討するとするもの36件を含む。

1) 資金的支援 (50件)

資金的支援はさらに、①法人自体が出捐するもの、②募金活動をするもの、③イベント等により募金するものに分けられる。

(1) 法人自体が出捐するもの (12件)

- ・ 平成24年度に被災地支援とし、福島・岩手・宮城各県に対し50万円の寄附を行った。
- ・ 当青年会議所では上層に日本青年会議所があり、こちらにて震災復興グループが生まれ活動しています。そちらへの寄附金を毎年検討し寄附しています。
- ・ 本連盟からの義援金と会員に協力を依頼し集金する義援金を被災県3県の中学校体育連盟に寄附をする。

(2) 募金活動をするもの (20件)

- ・ 東日本大震災発生年より傘下団体や会員の皆様に義援金をお願いしており本年度も定時評議員会にて被災各県へ義援金を寄託した。今後も継続して被災地への支援を続けていく予定。
- ・ 研修会等での募金活動を実施している。年度の募金総額を被災地で草の根活動を行っている機関

に対し寄附を行っている。今年度も継続して実施していく。

- ・ 会員に呼びかけ、義援金の取り次ぎを行っている。本協会からも可能な限り拠出し、東北3県に送金する。
- ・ 東日本復興支援募金活動(毎月11日実施)。

(3) イベント等により募金するもの (18件)

- ・ 認証事業関連の応援キャンペーン(参加企業から認証料の同額を義援金として、また当財団からはその金額の10%を義援金として寄附)を平成23年度より実施している。
- ・ 公益目的事業として行っているイベントなどで行う、募金やオークションの収益金を被災者支援に使いたい。
- ・ 東北復興支援バザーを行い、集まった寄附金を東北復興支援事業を行っている公益財団法人に寄附します。東北の震災のドキュメンタリー(DVD)の映画上映会を行い、「東北の震災を忘れない」キャンペーンを行う予定。
- ・ 事業を行うごとに、チャリティーボックスを用意して寄附金を募り、平成24年度だけで100万円を超える義捐金を寄附する事が出来た。

2) 物資的支援 (16件)

物資的支援は文字通り①物資・物品を寄贈するものと②被災地生産商品の販売に協力するものに分けられる。

(1) 物資・物品を寄贈するもの (6件)

- ・ 小・中学校に対する運動具・図書の寄贈事業や高齢者向け社会福祉事業等を通じて、被災地にある小・中学校やグループを対象に含めた助成事業を行う計画。
- ・ ①被災した学校、町内会等への備品の寄贈。②講演会の開催。
- ・ 被災地の小学校に高齢者のことを知ってもらうため、絵本「お年寄りのこころ」を寄贈する計画。

(2) 被災地生産商品の販売に協力するもの (10件)

- ・ 津波被災地対象、工業製品ビジネスマッチング事業・農産物加工品ブランド化事業。
- ・ 復興支援事業として、当地にて行うイベントに被災地の物品を出店していただき、代理で販売する。出店については公募する。
- ・ 被災地からの物資購入で復興支援の一助としている。
- ・ 被災地の物品販売の場を無償提供している。

3) 活動による支援(40件)

活動による支援は、さらに①ボランティア活動など一般的な活動、②イベント、教室、キャンプなど特別の催しによる支援活動、③被災地視察などの活動に分けて分類した。

(1) 一般的なボランティア (14件)

- ・ 青年部会による東北支援ボランティア活動被災地へ出向き被災地の方のお手伝いや、地域の復興のお手伝い等を実施。
- ・ 現地に当法人の社員が赴き、ボランティア活動を行っている。現地の方々と交流し、報道があまりされなくなったこともあり、現地の生きた情報を地域の少しでも多くの人に知っていただける

よう情報提供を行っている。加えて、被災地にいかずともできる支援を模索している。

- ・ 京都学生祭典東北プロジェクト「繋ぐ〜KYOTOHOKU」京都の学生 93 名が、福島・宮城の被災地仮設住宅を訪問し、「京炎そでふれ」おどりの披露など交流を行った。(2013 年 5 月 3 日～5 日)
- ・ ①被災地の水中清掃、②被災者家族を主催イベントに招待、③復興シンポジウム。

(2) 各種イベント開催によるもの (18 件)

- ・ 被災地の子供を対象に理科教室を実施した。
- ・ 被災地の小学校におけるコンサート・人形劇の実施。
- ・ 東日本大震災復興支援として、150 万円の予算を計上し 福島の子供たちを招待してサマースクールを実行する計画である。
- ・ 被災地において、セミナーやシンポジウムを開催し、被災動物の世話や、シェルターワークについての啓もう活動をしている。被災地の動物救護活動を、義捐金を使ってサポートしている。
- ・ 「復興教育支援事業」平成 24 年度に実施した、東日本大震災被災地の小学校に実験機材・消耗品等をすべて持参して、教科書掲載の理科観察実験授業を平成 25 年度においても実施します。

(3) 被災地視察・応援ツアーなど (8 件)

- ・ 「復興教育支援事業」を平成 24 年度に実施した。東日本大震災被災地の小学校に実験機材・消耗品等をすべて持参して、教科書掲載の理科観察実験授業を平成 25 年度においても実施します。
- ・ 東北被災地支援のひとつとして、修学旅行誘致の活動を予定している。夏季に関東圏の教職員を対象に、現地視察研修を主催・実施する。
- ・ ①被災地支援事業として、被災地への現地視察研修を実施。被災地団体への義捐金支援を計画。
②企業の福利厚生受託会社との共催で、当会の役員会員企業が経営者大型保障制度未加入企業を紹介し、その収益の一部がビックハートネットワークとして、東日本大震災義捐金として支援。平成 25 年度には、宮城・岩手の 7 市町村へ義捐金として寄附の予定。

4) 本来の公益目的事業の一つとして資源を傾斜配分 (130 件)

それぞれの公益法人の本来の公益目的事業を実施するに当たり、被災地支援を念頭に資金交付や事業を組み立てて実施するもの。公益法人としての高い専門性や資金力を活かした支援の形態といえる。

このタイプはさらに①奨学金等学生支援、②助成金、③調査研究・学術・技術支援、④芸術・文化活動、⑤街づくり、雇用・産業支援の 5 つに分類した。

(1) 奨学金等学生支援 (21 件)

- ・ 2011 年度から、被災により修学が困難になった大学生に対する特別奨学金の給付。
- ・ 奨学生の人数を被災県 3 県で以前は 10 名であったが、プラス 10 名にしている。
- ・ 平成 24 年度より東日本大震災で被害を受けた高校生に対し、奨学金の給付支援を行っており、平成 25 年度も新規募集を行う。
- ・ 「甦れ日本！高校生アスリート作文コンテスト」。趣旨：東日本大震災の被災地で困難を乗り越えて運動部活動に参加する高校生に対して、作文募集と表彰発表会及び交流会を行い、合わせて優秀な作文を応募した高校生徒に対して奨学金を支給するものです。平成 23 年度及び平成 24 年度に募集した奨学生 28 名に対して奨学金を支給する。
- ・ 被災地の主要大学に留学しているアジア出身の留学生向けに「災害特別奨学金」として、4 名に対

し、月額12万円を支給している。25年度で3年目。

(2)助成金による支援 (18件)

- ・ 震災後から取り組んでいる寄附募集と助成のプログラムを継続しています。事業指定助成プログラム、災害ボランティア支援基金など。
- ・ 東日本大震災復興・再生支援研究助成として、平成24年度より継続して5研究室へ各100万円を助成する。
- ・ 被災地を支援するための芸術活動や文化財保護活動への助成。
- ・ 東日本大震災による健康被害の調査・研究に対して、平成24年に研究助成のプログラムを立ち上げ、募集/交付いたしました。当該助成は、3年間となっており、平成25年は2年目の助成金交付、並びに研究の進捗確認を行います。
- ・ ①被災地高校生の春休み米国訪問プログラム。岩手、宮城、福島の高校生6名が、困難な状況の中でも視野を広げ自分の可能性に目を向ける機会を提供するプログラム。NPO法人「HOPE FOR TOMORROW」の事業を支援。3月29日～4月7日で実施。②会津鶴ヶ城内の古桜の再生事業年々古木化が進む城内の桜を再生するための費用を支援。被災地福島を元気づける一助として、NPO法人「会津鶴ヶ城を守る会」に5月に助成実施。

(3)調査研究・学術・技術支援 (50件)

- ・ 学会内に防災・復興問題研究特別委員会を設置して他学協会とも協働して活動している。特別委員会には、5部会と運営委員会を設置し、日本学術会議・土木学会・日本地域福祉学会と調査研究活動を実施している。第1部会：復興まちづくり、第2部会：都市防災、第3部会：社会システム再編、第4部会：アーカイブ、第5部会：福島原発災害復興部会。中間の成果発表会を複数回開催する。研究交流特別委員会にて、東日本大震災関連・巨大地震へのそなえ関連のテーマを設定して公募し共同研究組織・社会連携交流活動組織に助成している。
- ・ ◎『ずっと一緒に居ようよ - その次へ』東日本大震災の被災者支援から、次のステップへ進み、飼い主さんとペットと一緒に居ることが、日常を取り戻す力になるとして、同行避難の他、震災の経験を礎に、40%が65歳以上に、37%が単身世帯になる未来に於いて、日常にもあるそのような場面に、どのように社会システムを構築していくかという課題に取り組む。
- ・ 研究事業を実施中である。

研究事業名：「東日本大震災が鳥類に与えた深刻な被害をモニタリングする体制の確立」
助成機関名：三井物産環境基金
助成契約期間：2011年4月1日 ～ 2014年3月31日
- ・ ①市から内部被曝線量測定業務を受託している。②除染作業員の健康診断を実施している。
- ・ 学会大会講演会において震災からの復旧復興に関し、農林水産省、大学及び研究機関等の活動の報告会を開催する。また、学術会議において関連する30学会とシンポジウム等を共催する計画を進めている。
- ・ ①被災地への医師・コメディカル派遣(支援者派遣：継続事業)。②「災害支援者ストレスほっとライン」(電話相談：継続事業)。
- ・ 放射線被ばく相談事業。
- ・ 東日本大震災で被災してしまった土蔵の修復、保全活動を行う予定です。

(4) 芸術文化活動による支援 (13 件)

- ・ 交響楽団として、平成 26 年 3 月 3 日に福島県いわき市で、「復興支援特別公演『きぼうの音楽会』 in いわき」を行う予定。被災者招待も考えている。指揮者はいわき市出身の小林研一郎。曲目は未定。ちなみに平成 24 年 3 月にもいわき市で、平成 25 年 3 月には宮城県名取市で同様の演奏会を開催した。
- ・ 主催公演への被災者の招待義援金の募集。
- ・ 公益社団法人岐阜県交響楽団は、これまでに NHK を通じて東日本被災地への支援として自主演奏会で寄附金を募り、送金させていただいているが、本年岐阜県交響楽団創立 60 周年に当たり 11 月 10 日(日)に長良川国際会議場ホール”さらさ〜ら”において、記念公演として「マーラー：交響曲第 2 番〈復活〉」を演奏する。この機会に東日本震災における被災者をご招待して〈復活〉を聴いていただくよう計画している。
- ・ 文化芸術を通じて復興のまちづくりが進むよう実演家や実演芸術団体を被災地に派遣し、音楽や芸能に触れる機会を提供し、地域の結束力を高めたり活力の源を提供するような活動を継続する。
- ・ H26 年 3 月開催の復興祈念コンサートを郡山市で開催。親から子へと歌い継いできた童謡・唱歌、日本の山河を讃え、日本人の心を描いた叙情歌など名曲の数々を披露。被災地・郡山で明日への希望につながることを願って開催するもの。

(5) 街づくり、雇用・産業など被災地の活性化支援 (33 件)

- ・ 岩手県山田町、大槌町を中心とする被災地において以下の支援を実施中。①子どもの笑顔を取り戻す支援：仮説保育園舎リース支援、中高生部活・ボランティア支援、イベント開催。②地域の人々の命と暮らしを支える支援、コミュニティ形成支援、防犯・防災対策支援。③産業復興・雇用喪失支援：山田町観光・商業活性化支援、新おおつち漁協への支援。④豊かな未来づくり支援：大槌町における交流施設の建設。
- ・ 地元 NPO・企業・自治体と協働しての、観光振興・街づくり・雇用創出・若者支援に関連する事業など。
- ・ 被災県のため、アユ稚魚の生産拡大に取り組んでいる。
- ・ 東日本大震災復興支援事業。事業費予算 400 万円。農漁村の産業復興、地元食材の活用、食育、団体の育成費用等を支援。
- ・ 当協会は、地震発生後直ちに石巻に拠点を設けて活動をしています。
- ・ 我が国の食料供給地帯である東北、特に福島の復活に向けて、風評被害の払拭等に関連する事業を集中的に実施している。

5) 防災対策一般に関するもの (37 件)

とくに東日本大震災支援というわけではなく、今後の自然災害に備えて防災救援対策を検討しているとする回答である。

- ・ 大規模災害時における緊急性に鑑み、緊急救援物資(備蓄品)の保管、輸送体制の整備強化。
- ・ 災害弱者となりやすい在住外国人への支援体制の強化、発生が危惧される南海トラフ巨大地震等への防災意識の啓発のため、平成 24 年度にやさしい日本語、英語、中国語併記の防災ハンドブック、緊急カードを作成し、関係先に配布するとともに、防災出前講座の開催、災害時通訳ボラン

ティアなど災害時支援ボランティアの再構築を行ったが、平成 25 年度も引き続き実施する。

- ・ 帰宅困難者用の飲料水の確保。
- ・ 全老健災害派遣ケアチーム(JCAT)に関する研修参加を通じ、災害発生に伴う県内老健施設の相互支援体制の構築を開始することとしている。

6)未定、必要に応じ検討 (16 件)

現在具体的な事業はないが、必要があれば検討したいというもの。

- ・ 被災地から要請があれば東日本復興支援特別委員会にてまちづくりの提言をおこなう用意はある。
- ・ 受託業務として、中間貯蔵施設の建設、管理等の事項の検討支援業務を行う予定としている。
- ・ 具体的には決めていないが何かやってあげたいという気持ちはあります。
- ・ 日本協会を主たる窓口として、必要に応じ対応する方向である。

7)特に計画はないとするもの (74 件)

- ・ 平成 24 年度は、東日本大震災関連事業(奨学事業)を行っている NPO 法人に 100 万円の寄附を行った。平成 25 年度については、特に計画はない。
- ・ 平成 23 年度に社団法人として 30 万円の寄附を日本赤十字社に行いました。現在は、時に計画はしていません。
- ・ 2013 年 3 月をもって震災関連事業を完了した。
- ・ 本財団が実施する事業の性格上、直接関連付けることは難しく、従来どおりの公益事業を充実させることで相対的に支援していきます。
- ・ 弊財団は、寄附金収入のみで助成事業を実施しています。震災発生年度等、寄附金の受領額を減らす方向で、寄附元企業が直接、物資援助等を実施しているスタンスが定着しているため、弊財団独自に震災関連事業は予定していません。財団を通して何かするより、直接寄附元企業がアクションを起こしたいと考えているようです。

2 26 年度の計画事業

質問 18 平成 26 年度以降に計画している震災関連事業をご記入ください。

26 年度以降計画する震災関連事業についての質問であるが、291 件の回答が寄せられた。

うち、具体的な計画を予定しているものが 140 件、現在具体的な計画はないが、今後検討するもの 36 件、現在予定なしとするもの 115 件であった。

平成 26 年度以降、具体的な計画を予定している 140 件の事業内容については、概ね前記に記載した 25 年度事業を継続するものであり、重複するのでここでは省略する。

第2部 記述回答

1 質問1 理事会は円滑に運営されていますか

「3 円滑とはいえない。どうにか運営を行っている」と回答しコメントを記入した件数 60 件。

1) 委任状出席が認められていないことに起因するもの (32 件)

- ・ 理事会成立のために、委任状が認められておらず、理事ご本人の出席を必要とする点。理事及び補欠理事の選任・解任が総会でしか行えないこと。
- ・ 理事会出席率が定足数ぎりぎりになる場合がある。重要な議事を決議の省略による手続きを取らざるを得ない場合が発生する。
- ・ 理事会への出席者が少ない(理事会成立不安)。
- ・ 理事会の定足数を満たすため、開催日・開催時間の事前調整に時間を要する。
- ・ 理事会には委任状・代理出席が不可であるため、開催の日程調整に苦慮している。また、書面による議決は、議事録の署名・押印に理事全員の印鑑証明・実印押印が求められており、非常に重い手続きで簡単にはできない。定足数の充足に、理事会開催の当日まで相当の労力を要している。
- ・ 理事は多忙な人が多く人選等調整が難しい。
- ・ 理事の方々が多忙につき参集が難しい。
- ・ 理事の方が他の財団の役員をされている方が多く、委任状が認められないため、日程調整が困難。
- ・ 理事の都合がなかなか合わない。
- ・ 理事の構成。
- ・ 本法人の役員の職業の宿命的な特性として、一堂に会する日程調整が非常に難しい。持ち回り理事会など、もっと柔軟な運営ができるようにすべきである。
- ・ 本人出席のため、理事である首長との日程調整が大変である。
- ・ 本人出席が必須であるので、理事会の日程調整に苦労している。
- ・ 本人出席が原則であり、代理出席が認められないこと。
- ・ 本人出席。
- ・ 定足数確保に苦労している。
- ・ 定足数の確保。
- ・ 定足数の確保。
- ・ 代理人出席や委任状が認められないため、開催定足数を満たすのに苦慮することがある。
- ・ 代理出席が認められていないので、日程の調整に苦労している全員出席が原則なので、公益移行の際に特例民法法人の時よりも少ない人数としたが、欠席する理事のために理事会の日程調整がかえってたいへんとなった。評議員会で理事増員を提案しても、評議員も特例民法法人の時の意識しかなく(諮問機関の意識が抜けていない)人数が増やせない状況。理事も評議員も財団運営について役割と責任のわかっている人を選任したかった。特に評議員は任期が長いので、今の体制をどうすればよいか不安に感じている。
- ・ 書面出席が認められないため(会議開催の日程調整が難航する)。初年度であり、どこの時期に位置づければ適当か、開催のタイミングが難しかった。なかなか日程がとれない。
- ・ 出席者数の確保。

- ・ 従来のように、書面(委任状)による表決参加が認められなくなり、過半数の理事が出席できる日に開催するなど、日程確保が難しくなった。
- ・ 欠席通知者に過半数の出席が必要な旨を説明し、無理やり出席していただいて、過半数確保している。
- ・ 議事自体は円滑に運営されているが、本人出席が義務付けられているため。
- ・ 定足数を満たすのが大変である。
- ・ 各理事との日程調整。
- ・ 委任状での出席が認められず、かつ理事の過半数の出席が成立要件となっていること。
- ・ ①本人出席(全員の日程を調整する必要がある)、②業務報告(議事録から漏れる場合がある)。
- ・ 開催日の調整・評議員会の招集決議と開催時期・会議における突然の欠席(過半数割れ)特に定時評議員会前の理事会。
- ・ 社団法人を引き継いだため理事数(27人)及び開催数(10回)といずれも多いため理事会開催が大変であった。報告においても同様な負担を被ることになった。

2) 理事や事務局の理解不足に起因するもの (8件)

- ・ 理事の任期が単年度制の為、理事の理解不足が見られギリギリ法令に抵触しない程度に運営できている状況。
- ・ 理事の意識不足。
- ・ 当法人は県の主導により創設された財団である。理事及び評議員は県(知事)に協力する或いは支援する意識が強いと同時に、当協会の目的、事業への関心は比較の上で弱い。新制度により求められる自主と責任については同様に弱い。事務局の公益法人としての知識の不足。役員等へ思うように周知されていない。
- ・ 移行時に係わっていた幹部の大半が新制度の意義を十分に理解していなかったため、全てにおいて齟齬を来していたが、最近においては、担当幹部が代わって、法律に沿った手続き、組織運営に心がけているので問題が解消されつつある。
- ・ 従来の概念から脱却できない時がある。知識不足。
- ・ 担当者が単年度制で移動するため。
- ・ 運営のしかたについて、未だ把握しきれていない。
- ・ ①移行してから間がなく、事務局がまだ不慣れなこと。②従来財団の6月の行事と同日に評議員会と理事会を開催してきたが、新制度では評議員会招集と決算承認の理事会を先に開かなくてはならない。行事には理事評議員の参列が求められる一方で2、3週の間二度続けて集まってもらえる方々でもないため、来年以降どうするか苦慮している。

3) 事務局の負担増を理由とするもの (6件)

- ・ 社団と少しずつ変わっているので、事業報告の電子申請一つにしても四苦八苦し、6月中はそれだけで、他のことはほとんどできなかった。
- ・ 議案にするべきことが洩れてしまったり、議事録の作りかた・記載表現方法等がよくわからず、公法協等の議事録を参考に見よう見まねの手探り状態で作成している。

- ・ 開催頻度が非常に多くなっており、事務方の負担が増しているため。
- ・ 会計関係。
- ・ 会計を含めた事務が滞っている。
- ・ 代表理事や執行役員の業務報告は、会議の省略ができないこと。

4) 理事会と評議員会の間隔を挙げるもの（4件）

- ・ 理事会と評議員会の同時開催ができないため日程調整に苦慮する。
- ・ 理事会と評議員会の開催期日を2週間以上空ける、本人出席が必要との規定があり、開催日の設定等で苦慮している。
- ・ 理事会と評議員会の開催間隔。
- ・ 当財団のような株式の配当金で運営し、一般会員とかの外部利害者がいない場合であっても決算のための理事会は評議員会の2週間前までに開催しなければならないのかは大いに疑問である。ちなみに当財団は予算決議のに関する午前理事会と午後はあらかじめハガキにて同意を確認したうえで同日の評議員会を開催し、昼食は合同で行っている。決算時も同様にしたいと思う。

5) 登記・議事録作成手続を理由とするもの（3件）

- ・ 理事長変更等の登記に至る手続きが余りにも煩雑すぎる（議事録に出席者全員の実印(印鑑証明書添付)・署名が必要など）。
- ・ 議事録署名人をモデル定款に従い、出席理事及び監事としたことで記名押印でネックとなった。
- ・ 議事録署名が出席理事・出席監事全員であるため、全員の押印がなかなか取れないため苦慮している。

6) 職務執行報告を理由とするもの（2件）

- ・ 代表理事や執行役員の業務報告は、会議の省略ができないこと。
- ・ 業務執行理事の理事会への年2回以上の報告ですが、従来は専務理事が一括報告していたので、非常に書類作成が煩雑になりました。

7) その他（5件）

- ・ 適正就業の関係で厳しい財政状況となっている。
- ・ 開催回数が増(評議員会の開催について議決要)。
- ・ 運営規程が未制定。
- ・ ボランティアで成り立つ事務局である。
- ・ 理事会や評議員会に関する規定が細かすぎる。

2 質問2 社員総会・評議員会は円滑に運営されていますか

「3 円滑とはいえません。どうにか運営を行っている」と回答しコメントを記入した件数 57 件。

1) 委任状出席が認められていないことに起因するもの (30 件)

- ・ 理事同様、都合がなかなか合わない。
- ・ 理事会欄に記載したとおり。
- ・ 理事会同様に委任状・代理出席が不可であるため、開催日程の調整に苦慮している。また、評議員会の招集は理事会の決議が必要とされるため、場合によって理事会・評議員会併せて3回開催することになる。評議員会の招集は理事会の決議を要しなくて開催できるよう改正を要望する。
- ・ 理事会と同様。
- ・ 理事会、評議員会への出席状況。
- ・ 理事と同様。
- ・ 問1と同様。
- ・ 本法人の会員の職業の宿命的な特性として、会議の日程調整が非常に難しいため。
- ・ 本人出席が必須であるので、評議員会の日程調整に苦労している。
- ・ 本人出席が原則であり、代理出席が認められないこと。
- ・ 評議員会の定足数を満たすため、開催日・開催時間の事前調整に時間を要する。
- ・ 評議員の日程調整が困難であるため評議員会が開催できず、書面による評議員会が続いている。
- ・ 定足数の問題。理事会での開催決議の手順。
- ・ 定足数の確保。
- ・ 定時評議員会の開催日程が厳しい。なぜならば、理事会開催2週間後から6月議会開会(法人の経営状況報告議案提出)までの僅かな期間に評議員会を開催することになるため。
- ・ 代理人出席や委任状が認められないため、開催定足数を満たすのに苦慮することがある。
- ・ 代理出席が不可で、定款の改正など3分の2以上の議決案件では、出席者確保に苦慮している。
- ・ 書面開催が多い。
- ・ 出席者数の確保。
- ・ 質問1に同じ理由。
- ・ 事前に各役員都合を調査し役員会等の日程を設定しているが、後日欠席の連絡があるため、過半数を確保できず、再設定が必要となった。
- ・ 公職にある方を選任しているため、公職を退いた後の出席が難しく、定足数を満たせないことがある。
- ・ 欠席が多く、なんとか定足数に達している状況のため。
- ・ 議事自体は円滑に運営されているが、本人出席が義務付けられているため、定足数を満たすのが大変である。
- ・ 会議における突然の欠席(過半数割れ)特に定時評議員。
- ・ 委任状での出席が認められず、かつ評議員の過半数の出席が成立要件となっていること。
- ・ 委任決議が出来ないため出席者が過半数ギリギリの場合がある。ほとんどの役員が非常勤無報酬

で他の仕事があり、日程調整が困難。同時開催や両会議の期間制限の緩和や役員の日当の緩和による役員のメリット等があると運営し易い。

- ・ ①評議員会開催に当たり、委任状や代理の出席が認められない点、②決算に関する理事会の後、評議員会を開催するまでに中 14 日開けなければならない点。
- ・ 上記に同じ。

2) 招集手続きを煩雑さの理由とするもの (12 件)

- ・ 理事会開催日と必ず一週間以上空けなければならないため。
- ・ 理事会と評議員会の同時開催ができないため日程調整に苦慮する。
- ・ 定時評議員会が理事会後 2 週間というシステムは不都合である。
- ・ 決算承認の評議員会を理事会と同時に開催出来ないことが、業務過多と同時に経費の負担となっている。
- ・ 開催日。理事会と同時同日開催ができないこと。
- ・ 予算・事業計画は、決議事項ではなく、報告のみとした。そのため、3月の評議員会では決議事項がなかった。それでも、議案に議長・議事録署名人選任というものをに入れて開催する必要があるのかどうか、手探り状態で実施した、などなど。
- ・ 評議員会開催日を決めるのにあたり、同会議招集を決定する理事会の開催から 14 日の間隔を必要とするため(候補日の選択肢が少なくなり、評議員の日程調整を難しくしている)。
- ・ 評議員会は理事会で会議の目的等の決定が必要とされることなど。
- ・ 評議員会の招集を理事会で決める必要があり、理事の改選時等は、評議員会開催の理事会、評議員会後代表理事互選の理事会と二度手間になる。
- ・ 評議員会の開催日時や内容を理事会で決議しなければならなく、煩雑である。
- ・ 総会招集通知が、理事会決議を必要とするため、(その理事会には監査済みの決算書類を付議する必要があり)招集通知から総会までの日数が最低限の 2 週間しか確保できない。過半数の委任状確保がギリギリのタイミングになった。今後定款変更議案等がある場合の 2/3 の委任状を確保することができるのか大変心配している。
- ・ 評議員会招集の通知を、開催の 2 週間前までに発送しなければならなくなり、日程確保が難しくなった。

3) 評議員・事務局の理解不足を理由とするもの (7 件)

- ・ 必要な決議事項の洗い出しが十分でなく、追われながらの対応になり、臨時総会等で対応をせざるを得なかった。
- ・ 特例民法法人の時の評議員の意識が抜けておらず、役割と責任について何度も説明や資料を配布したにもかかわらず、機関運営についても公益財団についても理解されていない。審議事項について責任感のない発言ばかりで困っている。任期が 4 年もあり、評議員を評議員が選任する現在のやり方では無責任評議員がいすわり続ける可能性もあるので、どうしたらよいかわからない。
- ・ 選任する場合、制約が多く、特殊の関係ない評議員に制度(公益三法)等を理解してもらうことが難しい。

- ・ 運営のしかたについて、未だ把握しきれていない。
- ・ 理事会での総会開催決議や総会で承認する書類が増えたりして従前と変わっているが、団体職員の新制度に関する理解が追いついておらず、円滑に進まない。しかしながらもうすぐ1年一回りするののでひと通りの経験を積むので、今後は慣れていくことと思われる。
- ・ 詳細に規定されているため。
- ・ 準備する時間を確保できない。

4) その他の理由を挙げるもの (8件)

- ・ 評議員について：当初、会計も解る従業員を加えるよう求められましたが、県担当者が代わると法律違反として辞任することが求められました。理事会・評議員会について：理事会と評議員会を同日開催しておりましたが、2週間離して別々にするよう指導されました。同日開催だと終了後互いに意見交換ができ有意義でした。
- ・ 他に公益財団法人も抱えているが、小規模の法人まで一律に評議員会を設置する必要はないのではないか。
- ・ 出席する社員が固定化していて少なく、議論が停滞気味である。
- ・ 公益法人移行後、間もない社員総会でスムーズに終了したが円滑かいなかについては回答しようがない。
- ・ 公益社団移行時に次年度予算案の承認を理事会で出来るようにしていなかったため、毎年3月中旬に次年度予算・事業計画を承認してもらうためだけに臨時・総会を開催していることが不都合である。
- ・ 会社法に準拠した法制度(例：決算理事会と決算評議員会に2週間以上の期間など)、評議員の高齢化、旧法人との違いの意識不足(委任状が使えた)など課題多し。
- ・ 運営規程が未制定。
- ・ 委任先の選定(議長一任がなくなったため)、書面議決への対応がなされていない(出席案内と総会資料を同時に送付できていない)。

3 質問3 その他の機関(社員、理事、評議員、監事、会計監査人)は円滑に運営されていますか

1)社員に関するもの(2件)

- ・ 公益社団法人は、不特定多数の者に門戸が開かれていることが要件となっている為、社員になるうとする者を選択する事が出来ない。入会后、社員として相応しくない者が少なからず発見され、退会させるにも総会の承認が必要で苦慮している。
- ・ 公益と共益との違いは分かっているが、会員として会費を払っている見返りに何らかのメリットを得られることを望む会員が多いことも確かである。

2)役員等の選任に関するもの(20件)

- ・ 理事等の新任候補を議案にあげるまでの段取りがわからない例えば、理事の候補者は誰が探してくるのか?など。
- ・ 理事構成における1/3ルールで理事就任依頼がしにくくなっています。
- ・ 理事、評議員等の改選方法等をはじめ、制度・手続きの複雑さ。
- ・ 理事、評議員の就任要請が難しい。
- ・ 理事、評議員共に任期が事業年度区分と異なり、特に4~6月の運営に支障が出やすくなっている。
- ・ 役員等の選任を評議員会の決議ということになっているが、当連盟では事前段階として役員等候補者選考委員会を設け、そこで候補者を選考し、評議員会に推薦しているが、この選考委員会は理事、監事、評議員で構成しているが、問題はないのか危惧しているところである。
- ・ 役員選挙等の運営について。
- ・ 役員の高齢化と後継者不足。
- ・ 当財団は、来年の定時評議員会で理事及び監事の改選となりますが、理事を選任した後の代表理事及び業務執行理事の選定方法(臨時理事会を開催しない)は、どうすれば良いでしょうか。
- ・ 定款で代表理事を議長に定めているが、もしもの場合の規定がない。
- ・ 組織の内部から理事・評議員を選任する暗黙の了解があり、対外的に通用するような肩書きのある学識経験者を登用するには、人材不足である。
- ・ 従前の理事は全員が代表権を持っていたが、現制度では異なる。各理事へ一定の権限付与を行っているが、現状「理事」のまま、会長(代表理事)からの「委嘱」で行っている。全員を業務執行理事にすべきか迷っている(平理事はいなくなってしまうので)。
- ・ 実務が伴わないメンバーで構成されている。
- ・ 事務局や理事会が推薦する理事や評議員を評議員の一人が大声を出して反対したり、自分の発言が通らないなら辞めると評議員会で発言したり、大学生ボランティアを評議員として推薦する大学教授(評議員)がいる。他のおとなしい評議員の方がこういった発言に惑わされ黙ってしまうような形骸化している評議員会をどうすればよいのか。評議員を選任するのは第三者機関とする等、評議員を任期途中でも退任できるような制度でないと、重大事項を審議できないことになる。
- ・ 結果的に問題がなかったが、理事候補者が、警察当局から任意の事情聴取を受けて、登記してい

いか問題になった。

- ・ 監事は、理事会・評議員会への出席に加え、監事監査で少なくとも年5回ご足労頂かなければならないことから、負担が大きいため、就任いただける方を探すことに苦労がある。
- ・ 監事の規定が3年以上経営経験のある者を2名とあるので、選定に困る。
- ・ 会計監査人の任命における人選。
- ・ 移行認定時に行政庁より、評議員選定委員会の設置を強要されたため、評議員の改選手続きに大変手数がかかる。
- ・ 「理事の選解任」と「代表理事・業務執行理事の選出」が同時にできない。

3) 役員等の任期に関するもの（8件）

- ・ 理事長の任期満了に伴い継続して理事長を担う場合、評議員会の翌日に理事会を開催しないと空白ができてしまう。理事会で新しく決定するまで任期を継続できる仕組み改善をお願いしたい。
- ・ 理事全員の任期満了に伴う退任があった場合、新任(重任)理事による代表理事選定のための理事会招集手続きに困る。
- ・ 理事の辞任に伴う選任の際の任期短縮について、定款では「補欠として選任された理事の任期は・・・」としたが、これには「補充」もふくめてよいかどうかははっきりしない点。みなし決議は電磁的記録による同意でよいのに、登記では同意書には実印でないとだめという馬鹿げた非現実的なしきたりがある点。
- ・ 任期が2年、4年と短く、手続きが煩雑の上登記まで2週間と多忙を極める。
- ・ 単年度毎に役員の変更を行っているが法令上監事の任期が2年を下回ることができないため、人選に苦慮している。
- ・ 監事の任期に関して、継続して行えるか否か。
- ・ 監事の任期が短縮しても2年の縛りがあること。
- ・ 監事の任期。

4) 理解不足等に関するもの（7件）

- ・ 勉強不足のため次々と壁に当たりますが、公法協に教えてもらいながら何とかやれている。
- ・ 内部機関の支部と下部組織に入れられなかった任意団体の内部的な会議運営。制度を何度説明してもわかってもらえない。
- ・ 支部の役割活動に対する理解が不足のため、移行前のつもりの支部があり、遵守させることに困っている。
- ・ 公益目的事業と公益外目的事業との峻別が今一つはっきりしない。そのため、社員等に周知理解が及ばない。
- ・ 監事の職務がより監査役に近いものになったため、従来から務めていただいている監事の方々に特例民法法人のころとの役回りの違いを理解いただくのに苦労している。
- ・ 一部の理事が公益社団法人としての自覚が無い。
- ・ ①評議員について。旧法人の評議員とは立場や責任の重さが違うが、この点について一部の方にご理解頂けていないと感じる。具体的には、評議員会を開催するのに、定足数を満たすのが大変

で、日程調整に苦勞している。②来年の定時評議員会で評議員が新法人になって初めての任期満了を迎えるが、評議員の選任時期と任期開始時期との関係において、評議員選定委員会を4月1日以降に開催する必要がある。定時評議員会は5月中旬になると思われ、評議員選定委員会の開催可能な期間が短い。同時期に監査や理事会もあり、今から日程調整が悩ましい。評議員選定委員会を1-3月に開催できると予定が分散できて助かるのだが、法律がそうっていない。

5) 登記手続きに関する事項 (5件)

- ・ 理事 監事 評議員の大多数が毎年交代するので、登記・報告等に手続きが多い。
- ・ 役員の変更登記期限が2週間と短く、手続きにゆとりがない。
- ・ 役員の登記時に法務局との見解の相違があった。
- ・ 会計監査人の登記が毎年必要なこと。
- ・ (役員を選任及び登記について)評議員会で役員を選任後、2週間以内に登記することとなりますが、その前に、本法人は、特別法により所管大臣の認可を受けなければ、その(選任)効力を生じないと規定されております。従って、評議員会で選任後、即、就任とならず、大臣認可を得ての就任となり、かつ、登記申請までに当該手続等のために一定の期間を要するため、2週間以内の登記申請が出来ない恐れがあります。

6) 事務負担、手続き煩瑣に関するもの (7件)

- ・ 書面への署名捺印等の書類確認作業に日数を要すること外。
- ・ 手続きが煩雑。
- ・ 手続きが煩雑。
- ・ 事前に提出してもらう同意書、合意書の類が多岐にわたり、間違わないように非常に神経を使う。計算書類の評議員への事前提供についても忘れないように非常に緊張する。規定のための規定を満たすため、やたらに手続きが複雑になっている気がする。
- ・ 事業報告等に係る提出書類を行政庁にポータルサイト報告。
- ・ 原則、評議員会、理事会の独立開催が必要であり、会議体が増えた。準備に要する手間と費用が膨らんだのが多少の悩み。
- ・ ぎりぎりのスタッフでやっと業務をこなしている現状で、内部統制の仕組を構築する余裕がなく、今後の立入検査に備えた体制を作れる見込がない。

7) 役員報酬等の費用負担に関するもの (8件)

- ・ 評議員を無給にするよう指導され定款に盛り込んだが、財団の運営に協力してくれる評議員に申し訳なく感じる。
- ・ 責任の明確化などにより、会計士や税理士に高額な報酬を支払わないと監事の引き受け手がいなくなると思われます。
- ・ 公益法人役員報酬は、無報酬であるが、責任は会社法人並み。加えて、常務理事1名以外は非常勤であり、実質は、おかげである。
- ・ 現在、監事に公認会計士等の専門家の確保が困難なため、会計処理を一部外部委託しているが、

基金の運用益が減少の一途にあるため経費の確保すら困難になりつつある。

- ・ 監事の選任の際、税理士に非常勤役員と同等の報酬で就任依頼しづらい。
- ・ 監事の就任にあたって的確な人材を必要とされる場合に、公認会計士等の外部監事が必要になってくるため費用をねん出するには法人を維持していく上ではかなりの負担になる。
- ・ 会計監査人設置で今までにない費用がかかっている。
- ・ 当法人は、費用又は収益が1億円をいくらか超える法人であり、情報の公開性から、少なくとも決算においては税理士の関与を求められている。しかし、当法人のように零細な法人では、税理士に支払う報酬にも頭を悩ますものであり、極めてわずかの謝礼額しか払うことができないでいる。下限額(1億円)の引き上げをお願いしたい。

8) 社員総会・評議員会・理事会に関するもの (88 件)

- ・ 理事会で社員総会の日程や議案が決定されないと、社員総会の開催案内が出せないが、日程がたいへんタイトである。
- ・ 定款上の基準に則った代議員(社員)の確保が難しくなっている。
- ・ 通常総会の議案を事前に理事会決議することは特に問題ないが、開催日時の理事会決定は、日程調整が難航すると日時決定だけの理事会の開催となるが、出席率の低下で議決要件を満たすのに苦労する。
- ・ 代議員制度廃止により多様な意見が運営に反映できない。
- ・ 総会招集通知に、総会資料(決算資料他)を添付して郵送で全会員に送ってしたが、郵送の費用と、かかる時間と手間が大変大きいため、電磁的方法に切り替えようとしたが、全会員に近い同意を頂くまではいたらずが7割程度に留まった。基本連絡方法を、電磁的方法とし、その手段を持たない方について郵送によるという具合に転換いただけると有難い。
- ・ 社員総会の場所(会員数が3,800人)特別議決2/3の確保。
- ・ 理事数・社員数が多いため成立要件を満たすのに苦慮している。
- ・ 理事会本人出席での定足数確保。
- ・ 理事会等の日程調整に苦慮している。
- ・ 理事会及び評議員会の開催にかえての決議の省略について、事務手続きが煩雑となるため、決議内容により、特例民法法人にて行っていた書面表決による方法が可能となる等、弾力的な運用を望みます。
- ・ 理事会及び評議員会に監事の出席が求められるため、監事の負担が大きいこと等。
- ・ 理事会開催後2週間あけて評議員会を開くことになっており、合同での開催が難しくなった(役員の負担増)。
- ・ 理事会開催後、計算書類等を2週間備え置くことになっているが、6月決算理事会から評議員会まで2週間置くことになると、開催できる日が限られるため、出席者を確保するのが困難。
- ・ 理事会開催のスケジュール調整。
- ・ 理事会の成立要件である定足数確保に悩んでいる。
- ・ 理事会の開催が多くなった。
- ・ 理事会における欠席理事の代理行使の禁止。

- 理事会と評議員会開催にタイミングについて。従前、当財団では経費のこともあり、理事会と評議員会を同日に時間をずらして開催、事前に、理事、評議員共に議案を送付し、十分に吟味する時間的余裕を持っていました。法人法で、同時開催を禁止した直接規定が見当たらないこともあり、移行後も同様に開催しましたが、この度、行政当局より法人法第 129 条の規定に沿って、同時開催を避けるようにとの指導がありました。第 129 条は、計算書類の備え置きに関する規定であること、評議員会において決議したものが、当該法人の計算書類であり、なぜ、評議員会で決議していない計算書類等を備え置かなければならないか、合点がいきません。この規定を根拠に同時開催を否定されることに納得できませんでした。しかしながら、法人法第 125 条で少なくとも決算の審議について、同時開催を認められないことは、納得しましたが、25 条の趣旨は、事前に評議員に十分な情報を提供し、意見を述べる機会を与えることだと考えられますので、法人の財政規模、公益目的事業、収益事業、実施する事業の多少、規模等に配慮した制度があってもよいのではないかの思いです。
- 理事会と評議員会を 2W 開けなければならないという制度により、両会相互の意思疎通の場がなくなったこと。
- 理事会と評議員会の同時開催を可としてほしい。わざわざ分けて同じ議案を審議するのは、時間と会議費の無駄である。
- 理事会と評議員会の間に 2 週間空けなければならないこと。
- 理事会と評議員会の開催の間に 2 週間の準備期間を設けるとの規則は小規模財団には厳しすぎる。
- 理事会・評議員会開催日程の調整。
- 理事会・評議員会の開催規定が非常に重装備であり(年に何回も開催すること)、中小財団の実態に合わない。
- 理事会、評議員会の同日開催が困難。出席の確保。
- 理事会、評議員会の同日開催ができない点。運営上の困難をもたらし、役員間のコミュニケーションの場も提供できない。
- 理事会、評議員会の開催が定数の 1/2 を必要とすること、もしくは書面出席が出来ないこと。
- 理事会、評議員会が同時に開催できないこと。そのために無駄な費用が掛かること。
- 理事の会議出席回数が増え、多忙な方にお願ひしなくてはならず、日程調整等難しい。
- 理事と評議員が顔を合わせる機会がない。
- 理事、評議員、監事の本人出席と過半数出席の確保。
- 役員の充て職が半数になっており、理事会出席数や総会出席数にも影響が出ている(充て職は市町村の副市町村長等)。
- 役員が全員非常勤かつ多忙の方であり、理事会等の日程調整に苦慮している。
- 本人出席に限定されている。
- 本人出席でなければならず過半数の参加を得るのに苦勞。評議員会開催の 2 週間前から決算書類を備え置く必要から、理事会開催後 2 週間以上の期間をおく必要があること、委任決議ができないこと、などにより、会議日程の調整がかなり難しくなっている。特に当財団の評議員は、出資団体として、県本部長、市町村長等が就任している。
- 評議員会への理事原則出席。

- ・ 評議員会は理事会開催後2週間以上空けなければならない決まりは、当法人の場合、予算の議決をする3月の評議員会が、会計年度以内に開けない可能性・がある。
- ・ 評議員会の開催方法で理事会決定後2週間後という期間等、役員会の実施方法。
- ・ 評議員会の会長を選んでおけばよかった。
- ・ 評議員会、理事会を2週間離して実施する規程。いずれかを書面決議にて対応せざるを得ない。
- ・ 評議員・理事が評議員会・理事会開催に当たり、代理出席や委任状等が出来ないために、会議の成立そのものや開催日の決定に苦労している。
- ・ 評議員、理事など多忙な学識経験者の会議日程が確保できない。
- ・ 必要人数を確保するための日程調整。
- ・ 当連合会の定款で、理事会の議事録署名人に代表理事と監事が規程されているが、監事2名の出席の確保の困難な時がある。
- ・ 当財団は福岡県にあり、評議員と監事4名が東京、名古屋に在住し、会議を開くのが何かと大変。
- ・ 定例評議員会の前2週間以上あけて理事会の開催が不合理である。
- ・ 定足数確保のための日程調整。
- ・ 定数の確保。
- ・ 定時評議員会開催までの決算理事会開催の期限が決められていることから日程が非常に組みにくい。準備に以前より時間がとられるにもかかわらず弾力的な機関運営ができない。
- ・ 定時評議員会の出席人数が定足数ぎりぎりとなり、あやうく会議が成立しない事態になりかねない時があった。早めに日程調整や出席要請を行っているが、直前に欠席となるケースもあり、今後に対応に苦慮することが予想される。電話会議・テレビ会議は認められているが、実際に使用することは難しく、欠席者の書面による議決権行使が認められると万が一のときの対応が助かる。
- ・ 団体の性質上、4月1日で役員交代等が必要となるため、3月中旬以降の機関運営にかかる日程等が過密になる。
- ・ 代理出席が不可のため、過半数出席の日程調整に苦労している。
- ・ 代表理事等の選定するとき、2回理事会を開催しなければならない。
- ・ 代表理事の年2回の理事会への報告義務について、代表理事が多忙、体調不良、もしくは高齢の場合、出席を予定していても突然欠席になる可能性もあり、その場合再度日程を調整し、理事会を開催することは極めて難しい。せめて書面での報告を認めていただきたい。
- ・ 代表理事が交代(理事の任期到来時)する場合の評議員会と直後の理事会開催について、理事数が多いため同日開催が難しいこと。
- ・ 代表理事、業務執行理事の執行状況の報告は、定款上「4か月を超える間隔で」としているが、実務上は予算理事会を2月下旬、決算承認理事会を会計監査後4月下旬、総会を5月中旬～下旬としており、2回目の報告が2カ月の間隔となり、定款の規定どうりにならないので困っている。4か月間隔とするためには、予算理事会を12月に開催する必要がある、実務上無理がある。
- ・ 事業報告及び決算について、理事会の承認を受け、2週間あけて定時評議員会を開催することとなっています。これを同一日の午前と午後には開催できないでしょうか。
- ・ 最低年2回理事会開催における過半数(1回は2/3)以上の出席率確保。
- ・ 行政機関職員が充て職となっている理事、監事、評議員の人事異動に伴う選任を行う評議員会の

招集についても理事会の議決が必要であること。公益事業のみの法人なので、理事会と評議員会を同日開催にしても問題がないように思う。

- ・ 決算理事会の開催日と評議員会の開催日の間を2週間空ける必要があるため、理事会を早く開催する必要が生じたこと。また会計監査人設置法人であるため、これまでと比べ短時間で決算整理を行わなければならない、1日の作業量が大幅に増え、職員に過重な負担を負わせることとなった。
- ・ 決算理事会と評議員会の開催時期。
- ・ 決算理事会と評議員会が同日開催できない。そのため、理事と評議員が会う機会がない。
- ・ 決算理事会と定時評議員会の開催日を2週間あけ、かつ役員改選があった年は、代表理事等の互選の臨時理事会の開催をセットしての日程調整は、事務ロードがかかり過ぎる。より柔軟な運営を可能にしてもらいたい。
- ・ 決算承認時、スケジュール調整等、現状は何とかギリギリでクリアしているが、日程的に厳しいときがある。
- ・ 決算期(4月～6月)のスケジュールがタイトである。
- ・ 決算の決議を得るために、理事会から評議員会までに2週間の期間を置かなければならないとの理由がわからない。
- ・ 決算→理事会開催→評議員会招集→内閣府報告と一連の流れを規程通りに進めるのに時間が無さ過ぎる。日程を再考頂きたい。
- ・ 計算書類等の備置き及び閲覧等の関係から、3月決算の法人のほとんどが、決算理事会は5月に、決算評議員会は6月に開催することになる。他の法人の評議員や役員に就任する者も多く、評議員会や理事会が集中する同期間においては、評議員、役員は、会議に出席しにくい状況が生じ、十分な会議時間を設定することも困難になっている。新公益法人制度の趣旨に反して、評議員会や理事会が形骸化する恐れがある。
- ・ 業務執行理事の業務報告の内容・方法。
- ・ 議事録署名人の印をもらうために時間がかかる。
- ・ 監事を選任する場合、会計事務に精通していることが条件となっているので、定款では2名以内と定めているが、実際には1名の監事を選任することになった。そのため役員会を開催する際には、監事の日程調整からしなければならず、日程がなかなか決めることができない。
- ・ 監事の理事会出席義務の取り扱いがわからない。役員は全員非常勤であるため、法人の仕事が第一とはならず理事会開催日に監事に急用ができた場合、監事が1名かける理事会となってしまう。このあたり認定等委員会からどのように言われるのか今のところ不明だが気がかりである。
- ・ 監査、理事会及び評議員全てに出席しなければならないため、負担が大きい。
- ・ 株を保有し、議決権行使が必要であるが、株主総会の招集まで、決議事項の内容が明確でなく、理事会の開催に難しい制約がかかってしまう。
- ・ 各理事多忙の為、理事会日程の調整が困難(委任状不可の為)。
- ・ 各メンバーのスケジュール調整が大変。
- ・ 会議を開催するにあたって役員等の日程調整が大変。とくに6月。
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条の規定を含め、評議員会および役員会(理事会)の開催の日程調整が困難。

- ・ 委任状制度がなくなり会議の成立が危うい。
- ・ 以前は、同日に開催していましたが、別の日に開催しなければならないため、当財団のような小さな組織では無駄がある。時間をずらしてもだめでしょうか？(以前は、昼食をそれぞれの会議を挟んで開催していた。理事、監事、評議員の懇親を行うため)
- ・ 6月末は主要企業の総会開催期と重なり、評議員の本人出席が極めて難しい。
- ・ 理事会、評議員会が別々に開催され、お互いが顔を合わせる機会が無くなり、意志疎通が心配。
- ・ 理事会、評議員会等の開催手続きが煩雑で、多大な手間を要している。
- ・ 議事録署名人の対応(現在出席理事全員の記名・押印を定款で定めているため細かい対応が不明)。
- ・ 理事会について、代理人及び書面による議決権の行使が認められないこと。
- ・ 評議員会において、役員を選任の後、理事会では代表理事、業務執行理事を選出しなければならないが、評議員会開催前に理事会を開催して事業報告、決算等の主要議題は諮っており、当該役員選出のみの議題では、畢竟、書面による理事会を開催して処理せざるを得ず、その際、全理事の決議書が、返送され揃った日(貴法人編「公益法人・一般法人の運営実務」による決議があったものとみなされた日)と役員選任の日の間隔が生じ、特に代表理事の場合は、再任であっても、法務局の意見によると登記上は役員選任日で一旦「退任」し、その上で決議があったとみなされた日で代表理事に「就任」ということになるとのこと。役員選出日と同じ日付で「重任」となる方策が無いものだろうか。

9) その他 (13件)

- ・ 理想的な理事、評議員で構成されていた組織が、旧法人からの新法人への移行で混乱した。
- ・ 理事監事の保険。
- ・ 予算書の作成では収支相償を保てるが、事業収入が当社予算を超えると収支相償は保てない。
- ・ 認定後間もないため何とも言えない。
- ・ 定款、規程、要綱などの整備が遅れている。
- ・ 全般的に具体例がないため、どのように運営したらよいか不明な点が多い。
- ・ 初年度であるため、四半期ごとの会計報告ができていない。
- ・ 行政の指定管理業務が過半を占めるためか、協会の運営にまで行政の圧力が頻繁にある。独自性を維持することがたいへん。
- ・ 公益法人制度が、株式会社やNPO法人とも異なり、かなり独特で理解しにくい制度で機関運営に携わる者が十分に理解することは不可能であり、組織運営上、問題である。
- ・ 業務運営に当たり、役員企業から少額の消耗品を購入しているが、利害関係者との取引の了承を理事会にはかる規則の運用に苦慮している。
- ・ 何を必要があるかで、戸惑うことが多い。
- ・ 何をすることも初めてなので分からないことばかり。どんな計算書類を作成すべきか分からない。

4 質問4 収支相償は公益法人の基準として妥当と思いますか

1) 収支相償とすることは実務的に困難、理論的にも可笑しいとするもの (75 件)

- ・ 例年、基本財産の運用益の変動幅が大きく収支相償でバランスすることが難しい。利益が出た場合、それを公益目的事業の用に供することを担保できるのであれば収支相償を問わない仕組みの方が望ましい。
- ・ 理論上は正しいかもしれないが、実務上理想通りに運営を継続できるかが疑問である。
- ・ 理論上、収支がイコールなるという前提には実務上無理がある。
- ・ 利益を出してはいけないことはわかるが、ある年、一時的にプラスになることはあると思う。
- ・ 予定外の寄附等の収入があった場合、当年度で使いきれないことがあるため。
- ・ 予算上収支相償を満たしていても、実際の収入・支出は流動的であり、毎年収・支相償をクリアできるか不明。技術的な方法として費用の配賦を行うことは、本来の目的に合致しないと思う。
- ・ 予算の執行は不確定要素を含むものだが(例えば燃料の高騰、大事故の発生、為替変動など)、収支相償は静的な計画実行を想定しており、ハプニングにより黒字化してしまうことまで制限してしまう。1年間に起こることすべてを予測できないと予算の立てようがない。不確定要素に対応できる程度の自由度は認めるべき。
- ・ 予期せぬ受注の減少等が生じた際に健全な事業運営の確保が困難になる事態が懸念されるため(一定の剰余金を財成健全準備金として積立する必要があると考える)。
- ・ 民間取引高が7割もある中で、当基準は非現実的なルール。
- ・ 毎年毎年収支相償できるとは限らないから。
- ・ 本法人は主に収益が金融資産で運用する比率が高いので経済事情により事業年度によって収益に差があるため。
- ・ 補助金額が余裕無く、正味財産も余裕が無いシルバーは難しいと思います。
- ・ 補助金は一切なく、自主財源(会員の会費)のみで運営している団体にとっては、現在の基準は、きつくて実情に合わず、別の基準を設定すべきである。年度末に利金が予想外に多く入り、結果的にプラスになってしまったことがある。柔軟な運用を望む。
- ・ 年度により収支の波があるので、剰余金の金額に多少の幅を持たせないと、形式的なつじつま合わせをすることになって、不合理。
- ・ 年度により収益の多い年、費用の少ない年があり、収益 \leq 費用となるわけではない。また、公益目的事業の費用を多くすると、法人運営のための管理費がまかなえない。
- ・ 年度によっては事業ができないこと、収入(利息)が多くなることもある。
- ・ 当法人は、公益目的事業のみの法人です。公益法人の目的からすると、収支相償は妥当なのだと思いますが、公益目的事業会計は常に赤字に、法人会計は常に黒字にしなければ、実質的な運営はできないのが現状です。一方で、法人会計が常に黒字なのは好ましくない、とも言われているようなので、このままでは、会の運営ができなくなるおそれが出てきています。「好ましい法人」は、とても効率のよい「収益事業」を持っていて、その利益(の半分)を公益目的事業につぎ込むことができる法人、と聞こえてきそうです。
- ・ 当初想定よりも収入が好調で結果として収支相償を充たせない場合があり、決算時に説明に苦慮

する。また、全事業の9割以上を占める公益事業において継続的に収支相償を充たし続けた場合(当期正味財産額がマイナスとなった場合)、団体の財政的基盤に影響が大きい。

- 当財団は事業実施が主な公益目的事業のため、予算に忠実な事業実施が困難。助成金や寄附金を受けることによっても、年度の予算状況は変わってくる。数年先の事業についても、公益目的事業に使うことは約束できても、綿密な計画までは立てがたい。公益目的事業に使用することを前提に、計画の変更等についての基準を作ってほしい。
- 当財団の場合収入は年度によって大きく変動するため、事業を同規模程度で継続していく場合運営しにくい。内部留保の防止のためと思うが、もう少し他の方法があるのでは。
- 当財団のように配当金が収益の90%以上を占める財団の場合、収益の予測が難しく、また現状では収益が予測を大幅に上回る状況が続いているので、年々公益事業を大幅に拡大しても収支相償を満たせない。当財団は奨学事業を行っているが、本年は昨年より約60名多い奨学生を採用する必要に迫られ、そのための事務局の負担は数倍に膨らんでいる。何よりも収支相償を満たすために採用人数を大幅に増やすことで奨学生の質が低下することを恐れている。このように会計基準を満たすために奨学事業の質や量が左右されることは絶対にあってはならないことだと思う。
- 損益が0か赤字でなければならないという基準が原因で提出書類を難しくしていると思います。
- 全くの収支相償にはなりえない。ある程度の幅を持たせるべきと思う。
- 積立基金をキャッシュフロー上で若干多め取崩してしまうと、プラスになってしまう。
- 震災の影響により、人件費及び役員の費用弁償の削減・事業費の節減、事業の休止など続いたが、先が見えない状況が続いている中、復旧・復興により事業量が増え、収支がプラスになっている状況であるため、特定費用準備資金か資産取得資金で対応するしかなく、もっと収支相償条件の緩和が必要であると考えます。
- 小規模な法人にとって、実態に即しているのか疑問。
- 収入が不安定の中で、毎年、収支相償に収めることは不可能。
- 収入が支出を超過することがあってもよいと考える。
- “収支相償本当に困った制度とおもいます。①収入は原則、その年に使わなければならないのが困ります。年によって、行事も支出も違ってきます、急に大きな支出がでる場合もあります。又収入が多い年はお金が余り収支相償が出来なくなる時もあります。余ったときは、極端な事を言えば、特に必要でもない公益事業に大きなお金を使って収支を合わせる事も起きる可能性も置きます。②毎年、入ったお金を使い切らなければならないとしたら、いざという時の蓄えが少なく、もし、財団の収入が減ったり、急に大きな費用が出た場合には、即解散しなければならなくなり、公益の為に活動している団体の継続性を殺す制度だと思います。民間企業でも継続する為には、貯蓄は必要だと思います。この制度は将来、公益法人を少しずつ潰していく為の制度かと思います。”
- 収支相償を維持していくことは難しい。
- 収支相償への対応が困難である。当財団の収入は、受験手数料だけによるものであり、受験者数の増減によりその額は大きく変動することになる。このため、年度によっては剰余金が生じることもあれば、費用を収入で賄えない(赤字)こともあり、それを当財団で調整することは困難である。収支相償への適合性は、単年度ではなく複数年度とする一定期間(4~5年程度)の収支状況を対象にすべきである。

- 収支相償の概念ではなく、運営面です。単年度の公益事業会計が、プラスになってはいけないという運営基準を強調されることは、運営者に不安感を与えるように思います。特に小規模のところは、いつも寄附金を確保出来るとは限らず、団体維持の運営上、残していきたい気持ちもあると思います。また、複数年度毎の開催の場合もあります。そのような手法に付いて、不安感を抱かないよう制度やアドバイスがあっても良いかと思えます。
- 収支については、毎年、色々な要因によってプラス・マイナスとなる。収支が余った場合は、基本財産として積み立てたら問題ないのではないかと。
- 収益事業を持っていない。株の配当利子による運営。
- 収益の配賦等に指定管理委託先との考え方に乖離があり、収支相償を維持するのは難しい。
- 実態に即していない。
- 実際に収支相償でちょうど0円にするのは難しく、またマイナス決算では本来事業がなりたたないように思われる。また、少しでもプラスになると収益事業ではないかと指摘が入るのも事業の目的等をまったく考慮されていないように思われる。
- 自主的運営をするための自己資本の充実が出来ない。
- 事業費について「支出は収入を下回らない」とする法の意図が理解できない。応募案件が審査基準以下で、表彰がない場合がある。この場合は当然のことながら支出額が収入額を下回ることになる。
- 事業年度によっては収入が費用を上回り、単年度の適用では基準を満たせないことがある。
- 事業を翌年度に繰越す場合、費用を収入が上回ることになる。
- 事業に係る運転資金が欠かせないため、単年度での収支ゼロは実現困難である。公益法人の基準としては、過大な収益がないこと、収益の再配分を行っていないことなどを基準としていただきたい。
- 資金を運用しその利息で支出を賄っている財団法人において、金利の変動に伴い収入が支出を上回るとは当然ありうることだと思うから。
- 財政が厳しいので、支出が多くなることはやりくりしづらい。
- 広島県では、1円でも黒字になるとその理由を記入しないとイケないが、その法人の一ヶ月分程度の黒字は認めてほしいです。
- 公益目的事業会計が黒字であってはいけない点は妥当だが、結局法人会計で利益を出して、赤字である公益目的事業会計へ利益の一部を贈与している法人が多いと思われることから妥当とは思わない。
- 公益目的事業を赤字に、法人会計を多少の黒字で収めるように継続的に運営するのは神業でないと不可能。
- 公益目的事業が公益法人の収入のほとんど占める場合、収支相償基準を満たさなくなる。
- 公益事業において収支0円以下というのは、事業運営の実態にそぐわない。現況下では基本財産で保有する株式の配当が多く、それに見合う事業費を支出すべきだとする制度には納得できない。
- 経営の観点から見れば、現実的ではない。また収益をあげ公益目的に充てることについて様々な点で固すぎるものが課題、もっと柔軟な制度とすべき。
- 寄附や補助金がない場合は、公益事業で補填しなければやっていけない。

- ・ 寄附金を収入にカウントすることはおかしい。撤廃すべき。
- ・ 寄附金・運用益等の収入について、予算時無理な予算を組むことはできない。昨年のように大きな寄附が数件あったような場合、収支相償が大きく狂ってくる。
- ・ 基本財産等からの収入により運営している法人にとって、金利等の社会経済情勢の変化に伴い、収入の見込みが困難である。そのため、黒字の時に内部留保できることが望ましいが、収支相償の観点には反している。収支相償規定では「中長期で収支が相償することが確認されれば、本基準は満たされるものとする」と定められているが、余剰金を出さないようにするため、計画的な積み立て(特定費用準備資金等)以外の方法がみつからない。従って、実務ベースに落とし込んだ時に基準をクリアできない場合がある。よって、収支相償基準を満たすことに注力するあまり、公益事業の本質に欠く事業の実施に繋がる恐れや、事業の拡大に支障きたす可能性があると考えます。
- ・ 基本財産の運用益の変動があるため、過剰金の執行に苦慮する。基準以上にガバナンスの問題と思うが、誤差の範囲で一定の黒字幅も当初から認めてべきである。
- ・ 基準を満たさなかった場合の当局の対応(指導?)が、まだわからないが、収支相償を求める理念は理解するものの、理念を大切にしながらも運用を柔軟に行ってほしい。たとえば、遊休財産保有制限のようにある程度のレンジを持たせたり、収支相償を満たさない場合の対応のガイドラインなどが明示されると運営がわかりやすくなるかと思う。
- ・ 割合は少ないが毎年度、プラス・マイナスとなる。
- ・ 各公益法人の実態と相反している机上論による基準であると思う。
- ・ 概念は理想的であるが現実にはそぐわないと思う。
- ・ 会員を増やし、会費や事務費を上げ、費用削減等に取り組む等努力した結果増収するのは当たり前であり、収支を相償又は赤字経営が理想とは納得がいかない。
- ・ 会員の会費収入の比率が高く、公益目的事業収入は小額で収支相償は当会においては意味がない。
- ・ 運用益が増減する中で、図ったような運営は難しい。
- ・ 安定的で長期的な財団運営を鑑みた時、出資会社からの寄附金など昨今の経済状況で不安定な中、一時の寄附金収入+運用益が公益目的事業の経緯を上回るケースも出てくる。
- ・ まだ発足後間もないこともあり、疑問に思う点が多々ある。その一つとして収支相償の基準である。公益目的事業を赤字化することの意味が良く理解できない。
- ・ まず赤字ありきのような姿勢はいかがなものか。
- ・ なぜ収入が支出を上回ってはいけないのか理解に苦しむ。
- ・ トントンか赤字でなければ・・・というのはおかしい。
- ・ あまりに硬直的、柔軟な運営に支障がでている。
- ・ 0以下にすべき理由が理解できない。経済体力に応じ自由な運営とさせるべきであって、制約は撤廃すべきだと考える。
- ・ (理由)公益法人は、利益獲得を目的としていないことから設けられた基準と推察するが、1円でも利益が出れば、剰余金の扱いの計画を書かせるというのは極端である。
- ・ 少々理想すぎる点がある。
- ・ 公益法人とは言え、運営補助金などが削減される中、自主財源を確保しなければいけない。その場合、必ずしも収支相償とならない場合がある。

2)いたずらに辻褃合わせなど事務負担を増大させているとするもの (25 件)

- 例えば、行政庁に認定を受けた配賦基準に従って支出をしているが、あまりにも煩雑な事務となっている。
- 理念としてはよくわかるが、手続きとして煩雑という印象が非常に強い。
- 当法人においては、現在問題はない。しかし、全ての法人で毎年の収入が安定しているとは限らないし、収支相償をクリアするために公益目的事業会計に費用を配賦する等の振替は、会計処理を複雑にする一因になっていると感じる。当会は収益事業をしていないのでかならずマイナスになるが、それでもこの基準は悪法だと思う。これのために会計基準がめっちゃめっちゃになっている。そして収益事業をしていない当会がこの基準に合わせた書類を作らねばならないムダな作業にいきどおりを感じる。そして一番理解できていないのが公務員自身だ。
- 専門家でないと理解できないことが多く、結局はプロに依頼をして行かざるを得ないと思われる。
- 収支相償を設ける目的とその効果がわからない。会計作業の負荷を増やしており、財務的に脆弱な組織で事務員人件費の支出は重い。
- 収益事業を行っていないのに、配賦をしている。特に、収支相償とするため、収入部分の公益Ⅰ、Ⅱに対する配賦を行う際、支出との差し引きがマイナスになるよう、毎年調整している。まったく意味がない作業である。
- 弱小団体でも収入規模の大きいところと同様の書類を毎年報告することに違和感を感じる。
- 実際の経費按分にそぐわない事例が発生する。
- 事務量が増えて決算期が大変です。契約金額の10%の繰越金を認めてほしい。運転資金に困っています。
- 事務手続きがきわめて煩雑であり、法人全体として、黒字を公益活動に支出していることが担保できれば、問題はない。
- 公益事業運営に当たり、経費を節約して事業を進めると結果的に収支相称でプラスとなり、解消案を求められる。無理に経費を消化してプラスとにならないような運営をせざるを得ないような制度と感じる。いかにもお役所的な予算消化のような仕組みを感じる。
- 結局は、他会計振替で基準値に合うように数値合わせをすることとなる。
- 結局、帳尻合わせが必要になる。
- 決算が面倒な面あり。
- 計算その他がややこしすぎます。
- 経費節減から使い切りの考え方に変化することが懸念される。
- 経費の配賦によって操作できるように思う。入場料収入を伴う事業は、入場者の数により大幅に収入が増になる場合がある。
- 規制が多くて、事業がスムーズにいく心配です。また、報告が煩雑で面倒である。
- この原則を守るために恣意的な配賦をせざるを得ず、ごまかしをする技術が蔓延する恐れあり。3月31日まで仕事の発注を受ける状況にあって決算日に収支相償にすることは不可能と考える。1年前の計画がその内容通り進むことはまれで、例年予算の過不足は発生することから、単年度で収支相償をクリアするのは難しい。
- 公益法人といえども、経費削減や、助成金等の収入増には努力すべきであると考えますが、ともし

れば、それらの努力を否定しているように感じる。「収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならない」となっているが、実施に要する適正な費用の確定前から料金設定などがなされている事業活動の方が多いのではないか。収支相償の実現のために膨大な事務負担を強いられている。事業実施の際に経費節減を行うメリットが見えない。

3) 収支相償を続けるといづれ経営は行き詰まるとするもの (166 件)

- ・ 留保財源を持つことができないので、将来の財政運営上、不安である。
- ・ 利益優先の活動は論外だが、公益活動の原資を会費等にもみ傾斜している法人は、収支相償は内部留保の資産を使い果たし、運営が行き詰まる懸念がある。
- ・ 毎年度、公益目的事業が赤字決算を続けると、将来運営に支障をきたす。
- ・ 毎年赤字では、事業継続ができない。法人会計を黒字にして基準を満足するようにしているが、このような形式的措置は必要ないのではないか。公益事業で過剰な利益をあげることを防止するのなら、遊休財産や役員報酬のチェックのみで良いのではと思う。
- ・ 毎年「0」又は「赤字」では運営が困難となるから。
- ・ 本財団は助成財団であり、収益事業を行なっておらず、収支相償を問うことは無意味。
- ・ 法人の体力を消耗させるための基準としか考えられないので、早期廃止を希望する。収支相償の基準を貫くなら、法人体力を増強させる柔軟な手段を講じるべきである。
- ・ 法人の正味財産が減少していくため長期の経営が存続できなくなる。
- ・ 補助金等収入の保障がなされているわけではないので、まともにマイナス決算を続けると組織の運営が成り立たなくなる。
- ・ 補助金が削減されるなかで1年先の金額もわからないなかで事業を展開できない。
- ・ 補助金が1/3減り、運営は大変厳しく赤字を出さないようにするためにぎりぎりの経費削減をしているが先行きが不安であるため。
- ・ 文字どおりに厳守すれば財団の存続が難しい。
- ・ 年々資金繰りが厳しくなる。
- ・ 年々財源が減っていけば、いづれ運営できなくなるのではないかと危惧している。
- ・ 当法人は収益事業を行っていないため、法人運営に苦慮している。
- ・ 当法人は事業を、公益目的事業のみを実施しているため、収支相償基準を厳格に適用されると、将来にわたり財務的健全性を維持することが困難になると考えるため。
- ・ 当会の収集源は、9割方が企業からの配当金であり、当該企業の業績によって配当金が大きく動くことになる。将来の事業を考えると、もう少し、自由に貯金ができることが好ましい。
- ・ 電力料金の値上げや燃料費の高騰など、先行きが不透明な要素が多く、また、事業の性質上、収支の変動も比較的大きいことなどを踏まえ、経営の健全化の視点からこれらの不確定要素に対応するためには、ある程度のストックを認めていただく必要があると考える。
- ・ 長期的に公益法人の運営を不可能にする危険性を孕んでいる。
- ・ 団体の維持運営をする上で、収益の確保は最低限必要なこと。公益事業比率が高くなればなるほど組織運営が難しくなるのはどのようなものか？
- ・ 大口の安定した寄附先のない、当会のような団体にとっては財務基盤は自らの力で充実させてい

くことが安定的な運営には必要となります。形式的な収支相償を厳格に適用されては、財務基盤の充実の方途がなく、困惑しています。

- 貸し倒れ準備金もなく自己資金の充実も図れない状態では、経費の増加や企業の浮き沈みの対応が難しい。
- 体力のない法人はつぶれてしまう。
- 多少の収益を計上して行かないといずれはじり貧になってしまう。
- 多少のプラスは、無条件で認めてもらいたい。
- 組織の存続が図れないため。
- 組織の継続的發展を考えると、将来に備える資金積立は必要。
- 組織が存在するには、管理費がかかるが管理費を圧縮するにも限界がある。全事業が収支相償の原則を守りながら、継続的に事業を行っていくことは大変難しいことだと思います。従来のように、役員報酬レベルや、有給役員に限定した出身母体の確認、取引先企業との関係確認等により、チェック頂いた方が、合理的なのではないかと思います。
- 赤字続きの場合、事業の継続が困難となる。監理団体としての兼ね合いがあり、主務官庁に理解されにくい点がある。
- 赤字決算にするのは、事業の継続性の面からおかしい。赤字を継続することは、いずれ法人が消滅することを前提としているのではないか。
- 赤字の場合の補てんは？
- 赤字でなければ公益でないというしみつたれた要件では、公益活動の発展性は乏しいと思います。
- 赤字が続けばいずれ倒産となる。馬鹿としかいいようがない基準である。
- 赤字が継続すれば 運営が厳しくなる。運営ができない状況を心配する。
- 赤字 取り崩しを行っているため。
- 正味財産を充当して運営を続ける方法。
- 政策や制度改正などにより補助金額が大幅に変動している。それらに対応するための資金を蓄える手段が見つからない。
- 常に赤字若しくは収支0の体質を法人に求めており、将来的に財務体質に余裕がなくなり、運営に支障をきたす。
- 常に自転車操業の状態。余裕の財源が必要。
- 剰余金が認められないと、遊休財産の保有制限と相まって、事業の拡大が極めてやりにくい。
- 将来的に運営が成り立たなくなる。
- 将来的には、財団の運営が出来なくなる。
- 将来的に、財政的に運営が困難になるにではとの不安がある。
- 徐々に対応の方法が変わってきているようであるが、この収支相償をそのまま解釈すると、公益目的事業だけしかやっていないような法人は、いつかはつぶれてしまうことになる。
- 十分な資産を持たない法人にとって、事業の継続性に疑問が残る
- 収入ー費用がゼロ以下では、繰越金を使い果たしたら事業が破綻するのではないかと心配です。
- 収入超過の場合に次年度以降の事業拡大を行い、さらに次々年度に同程度規模の事業内容を行えば、赤字となる。

- ・ 収入より費用の額の方が大きい状態が継続すると、中長期的には組織の経済基盤の脆弱化を招くことが懸念される。
- ・ 収入より、費用が必ず多いことが毎年続けば、将来的に赤字団体となり法人の運営は成り立たなくなる。
- ・ 収支相償又は赤字での経営では、新しい事業ができにくい。また、事業そのものを均衡もしくは縮小せざるを得ない可能性を持っている。
- ・ 収支相償を満たしながら公益事業を毎年長期的に実施をしていくのはかなり難しい。又、はなから赤字にするようにと決められているのにその事業に対し税金がかからないといわれてもメリットがない。
- ・ 収支相償を長期にわたって行くと自己資金が枯渇する。
- ・ 収支相償を守ることで経営が先細りする可能性がある。
- ・ 収支相償を今後継続していくことで運営に支障が出るのではないかと不安である。
- ・ 収支相償の考え方を継続すると、遊休財産はいずれ枯渇してしまう。
- ・ 収支相償の完全撤廃を求めます。公益目的事業を持続的・安定的に行えるシステムになっていないと思います。儲けたお金を事業の発展や新規雇用に使えば国民は納得すると思います。
- ・ 収支相償の額がゼロかマイナスであることは、遵守事項であるが、法人運営及び存続を考えれば見直しを希望したい。
- ・ 収支相償の概念は理解できるが、会費収入を主とする社団法人に対しては、一段緩和された別の収支相償等の枠があつてしかるべきと考える。実際に運営を行って、組織の弱体化を招き、事業の質が下がるという悪循環を招く恐れを感じる。
- ・ 収支相償に拘るあまり、思い切った活動ができない。
- ・ 収支相償により、次第に正味財産が減少していくため、法人の維持及び職員の士気低下が懸念される。
- ・ 収支相償において黒字があれば問題とする考えは理解出来ない。赤字であれば逆に問題ではないのか。
- ・ 収支相償と安定経営の両立ができるのか？また、会計処理も決算をしないと収支相償になっているかわかりづらい点。
- ・ 収支相償での運営において、毎年収支ゼロで運営できればよいがプラスは原則認められないため、マイナスとなる。マイナスが続けば、将来的に組織の存在にかかわってくる。収益の限度設定を設ける等で公益性を失わない程度の柔軟な運営。
- ・ 収支相償でなければならないことがおかしいと思う。公益目的である事業を発展拡大するためにも収益をその事業に投下し続けるのだから必ずしも収支相償である必要はないと思う。
- ・ 収支相償しなくとも、健全に運営されていればよいことだし、仮にマイナスが続けば運営も危ぶまれることになる。プラスになったときに、事業向けの財産となることで問題ないのではないか。
- ・ 収支相償か赤字の決算は難しく、毎年赤字が続いて財産を減らすのも今後の・財政状況を考えて不安である。
- ・ 収支相償が、財務や事業基盤の充実の妨げとなる恐れもある。
- ・ 収支を常にマイナスにすれば財団の資産や資金繰りはいつまでたっても健全とはならないのでは

ないか。

- 収支プラス＝基準に反する、とのイメージを作った。継続事業の前提を担保できない。
- 収支は必ずしも一定ではなく流動的なものである。その中で収支相償を求められるのは、継続的な公益目的事業の運営を考えていらっしゃるのだろうか？収支が常にマイナスでは理論上いつかは財政が破綻する。事業の拡充の意欲を削がれる。
- 収支がプラスマイナス0か赤字では自立した事業の継続は難しい。
- 収支がプラス②なった場合、使い切る事を義務付けられていると思われる。公益法人が次第に破産の方向に導かれているように感じている。
- 収支0以下ということは、何れはその法人は解散することにはなりません。各法人においては、年度末に収支がプラス予想の場合、不要・不急のパンフレットの作成や啓発用の冊子等の購入等短時間で事業が完了する事項の実施により、黒字額の縮小を図っておられます。公益法人の性格から理解できないこともありませんが、前記のような方法で処理している実態から妥当とは思いません。
- 収益事業等を実施せず公のみの場合、毎年赤字かプラマイゼロ決算なら、そのうち倒産する。
- 収益事業を全く行なっておらず、余剰財源がないため、収支相償をクリアするのが困難(収支を赤字にすると運営上リスクを伴う)。
- 収益事業を持っている法人は良いが、そうではない場合、赤字前提の運営では、組織の維持そのものが厳しくなってくる可能性があると思う。
- 収益事業を持たない財団において収支相償は事業継続の妨げにしかならない。
- 収益事業を持たないと、収支相償基準により公益目的事業が毎年度縮小、すなわち法人全体が縮小することとなり、法人が成長できない基準となっているため。
- 収益事業を行わない法人のため、先細りになるのは目に見えている。
- 収益事業を行わない法人にあつては、収支相償の考え方は、長期的には法人の事業を圧縮することにつながり、法人運営が成り立たなくなることが危惧される。
- 収益事業を行わない当協会は、当然の事ながら公益目的事業に充当する資産がじり貧となっていくため。
- 収益事業を行わない小規模法人などは、実質的に「赤字」を継続させねばならず、やがては運転資金の枯渇を余儀なくされる。もちろん、特定費用準備資金への積立などの方法もあるが、条件や手続きなど、決して簡単な方法ではない。一律に「赤字」を条件にするのではなく、例えば公益目的事業費や法人会計の何%までなら認めるなどの条件で判断していただきたい。
- 収益事業を行っている団体は良いが、いずれ資金が底をつく。
- 収益事業を行っていない法人は将来的に運営が厳しくなる。
- 収益事業を行っていない法人はどのように運営していけばいいのか。
- 収益事業を行っていない法人においては、法人の財務的安全性を確保することができないばかりでなく、業態によっては将来的に存続が難しくなるからである。
- 収益事業を営まず、財産のほとんどを基本財産に繰り入れ、そこからの運用益で活動しているが、低金利下収益は減り続けており、収支相償原則に基づく赤字予算を続けていけば、やがて破綻してしまうのではないか。

- ・ 収益事業の収益が少ない場合は、法人会計をまかなえない。収益事業の収益は法人会計に優先的に充当し、残額を公益目的事業に加算する方法がよいのではないか。そうしないと、法人としての存続が難しくなる。
- ・ 収益事業がなく、単純な公益事業のみであり、補助金を受けていない法人の場合、収入が支出を上回ってないと、法人の円滑な運営は不可能である。
- ・ 収益事業がなく、寄附金等により事業を実施している小規模団体においては、安定的に寄附金が確保できれば問題ないが、この制度を硬直的に運用すれば、安定的な事業実施が困難となる。
- ・ 実質正味財産の減少が続くことになる。
- ・ 自主財源や収益的収入が少ない財団にとっては厳しい基準であり、法人の存続そのものにも大きな影響を与えかねない。
- ・ 事業収益を出すことがよしとされないことは、今後の組織運営の財政的な負担が大きく影響することは確実である。
- ・ 事業規模の拡大にそぐわない。
- ・ 事業活動の原資が配当金であり、配当の不確実性を考えると、継続して事業活動を行うには、それに充当できる資金が必要。収入－支出がゼロまたはマイナスでは、原則剰余金を持ってない。事業の拡充も出来ない。
- ・ 事業の継続性が困難。
- ・ 事業の継続が難しい。
- ・ 事業の安定的な継続が困難となることが予想される。事業を安定的に実施するためには、ある程度の自由な資金のストックは必要である。
- ・ 事業の安定性。
- ・ 事業のための将来展望対策ができない。リスク管理ができない。
- ・ 事業。財政運営資金が安定的に確保できない。
- ・ 資産が減る一方。
- ・ 財務状況が悪くなる。
- ・ 広島県の指導は、「収支相償は、当該年度決算を『ゼロ』か『赤字』にする。」である。しかしながら、赤字を続けると、当法人の資産は減少し続け、最終的には無くなってしまうので、なるべく「ゼロ」若しくは「ゼロに近いマイナスの数値」にする必要があり苦慮している。
- ・ 公益目的事業費の当期経常増減額がマイナスにならないといけないことが問題。移行時に設定した基本財産が年々減少し、既に帳簿価額を割り込んでいる。取り崩すのか、そのままでよいのか、どうすればよいのか分からない。
- ・ 公益目的事業会計の収支が毎年イコールかマイナスという規定は、安定的な法人運営の主旨にはなじまない。
- ・ 公益目的事業を行う体力を奪いかねない。法人の存続に関わる可能性がある。公益目的事業のみを行う法人において、収入≦費用でなければならないということは、財源は財産の取崩しで確保し、いずれは解散せよということか。利益率で制限するなど、運用の幅がほしい。
- ・ 公益目的事業のみの法人では、今後の物価上昇率を勘案すると中長期的には、運営が困難になる可能性がある。

- 公益目的事業で利益を出さないようにと言うのはわかるが、各公益目的事業会計の当期経常差益が毎年マイナスになるので将来的にマイナスが大きくなるのはおかしいように思う。
- 公益目的事業であっても、赤字決算では、収益事業等が充実している団体以外は事業の継続が困難になるため公益目的事業しか持たない法人にとって、将来にわたり法人運営の持続的経営に支障を及ぼす可能性があるため。
- 公益法人は、公益事業主体で運営していくべきかと思いますが、その主体である公益事業を基本的に赤字としなくてはならないのでは、純粋に公益事業のみで運営する法人にとっては、体力を奪われ縮小せざるを得ないし、ひいては公益法人全体の活力をも奪うものであると考えます。公益活動を規制する基準でなく、サポートする基準であってほしいと思います。
- 公益法人の収入は、適正な原価を上回ってはならないこととなっているが、災害や災害に準ずる不測の事態に備え、留保できる一定の基準を定めておかないと、事態がいざ起こった時には対応ができず解散せざるを得ない。
- 公益法人の運営に制約をもたらすのではないか。
- 公益法人の安定的な経営や長期的な成長を阻害する。救済的措置は設けられているが、収支相償を「原則」とすることは、基本的な考え方として問題がある。
- 公益法人とはいえ、公益事業が収支トントンか赤字でないといけないのはやはりおかしい。黒字を出さなければ組織の発展はない。シュリンクしていくのみ。
- 公益性を重視するあまり、将来の計画的な運営を妨げるような余剰金の取り扱いに疑問を感じる。
- 公益性が第一であるが赤字の垂れ流しは理解できない。
- 公益事業の赤字を出し、全体ではプラスとしなければ、法人の存続はできないのではないか？
- 公益事業のみ実施財団では、収支相償の基準を遵守し続けることは遊休財産が減少し続けることを意味し、近い将来財政面で危機に直面する。
- 公益事業のみの場合、赤字にならなければいけないが、赤字では法人の存続が難しい。
- 公益事業のみであるので、資金が目減りしていくばかりになる。
- 公益財団であってもゴーイングコンサーンでなければならぬ。収支相償は縮小均衡の発想であり長期的な企業経営には必要ない。
- 公益活動を社会全体として拡大していくためには、その担い手である財団の財産規模の拡大が不可欠。従って、収益の使途が公益事業である場合は、収益を挙げることを認めるべき。今の規則は法人(定款)自治の精神に反する。
- 公益の事業活動を活発に行うに当たってに足枷となっている。
- 公益の原資を手厚くできない。
- 公益としての基本的な考え方としては、理解できるがあまりにも厳格にこれを通すと、将来的には公益財団の衰退に繋がる。
- 現在の収支相償規程における剰余金の取扱いについては、狭義な事象の積立(限定的)しか認めておらず、この収支相償規程を厳密に執行すると毎年度の積立てができなくなり、引いては永続的な公益目的事業の執行が出来なくなる。公益目的事業の財源としての剰余は認めてほしい。
- 厳密に収支相償を充たすには費用が上回ることになり、将来において、運営に支障をきたす。
- 健全な運営の阻害要因になっている。

- ・ 継続的事业運営ができない。結果的に赤字を出さなければならないことが理解できない。
- ・ 継続的に事業を続けていくためには公益目的事業資産を維持ないしは増やしていく必要があるが、公益目的事業会計がプラスになってはいけないということに納得がいかない。
- ・ 経営面でのバッファとなる事業規模相応の内部留保を蓄積していくことが困難。
- ・ 経営を圧迫しかねない。
- ・ 基本的な部分として収入が支出を上回ることが出来ないにもかかわらず、収入が支出を下回った場合のサポートはなく、つまり会計的には恒常的に減っていくと予想されるため。
- ・ 企業の存続のためには、ある一定の利益は必要である。
- ・ 企業の会計は長期間引き継いで収支改善が出来るようになってはいますが、公益における収支相償の判断が厳しすぎます。収支不足で役員より借入れた借入金を返すために支出を少なくして返済にかえることが不可とされるのはおかしい。全体収支が相償でも部門に一部でも利益が出ると不可とされるのはおかしい。基本の考えは理解できるが、これでは少しずつ資産を減らすしか道が無いように思えます。少しずつ充実させ前進する道筋を示していただきたい。企業として独立したいと考えて、収益をある程度上げられる体質にしないと、補助金からの脱出はできないうえ、補助金が減額されると、その対応として事務費の引き上を考え、企業努力への取り組みが弱い。
- ・ 会員の減少に伴う収入の減少のため、このままだと健全な運営ができない可能性があるから。
- ・ 家計であれ、企業であれ、およそ経済主体において、収入 \leq 費用のような状態で、年々の活動を継続し得ること自体、あり得ない。経済情勢が変化するなかで、事業を継続するには、費用を超える収入を確保し、蓄えをもってしかるべきであると考え。本基準の真意を問いたい。
- ・ 円滑なる財団運営を考えると毎年の収支を相償させなくてはならないという規制はナンセンスであり、法人会計を含まないという点も財団全体としての整合性を考えると意味がら思えない。
- ・ 永続的な運営に適さない
- ・ 営利企業ではないので大きく利益をあげるのはおかしいが、赤字続きでは事業が継続できない。
- ・ 営利を追求しない公益法人と言えども、運転資金は必要であり必ず収支相償を遵守しなければならないと成ると、必ず運営は立ち行かなくなる。法の欠陥としか言えない。
- ・ 一定の益金を確保しなければ、事業の継続性・発展性が確保できない。
- ・ まったく黒字化が認められないのは事業運営として大変難しい。
- ・ マイナスが続いていけば、運営は不可能になる。収支が0というのも現実的には、難しい。
- ・ マイナスが継続する事により、事業がなりたたなくなる。
- ・ とんとんか赤字では、将来性がない。
- ・ ゼロもしくはマイナスというのはいつか自前財源が無くなってしまい、運営ができなくなると思うから。
- ・ すべての法人が食いつぶし型の財団ではなく、事業の永続性の視点が欠けているように思う。
- ・ この制度化では、公益目的事業がどうしても赤字となる予算を調製する。このため、資金収支で赤字が続くと内部留保資金の枯渇にもつながりかねない。この収支相償の制度を続けていけば、いずれは法人を維持して行くことができなくなる制度である。
- ・ この基準で運営した場合、少なからず近い将来運営が成り立たなくなる。
- ・ いずれ資金繰りが苦しくなってくる。

- ある種の収益を出すことで、公益事業の拡大を図っていく目的の、足かせとなっているため。
- ①財務基盤の充実に支障がある。②経費の無駄な出費につながる。③株式配当金の比重が大きく、安定的な助成活動を行うには一定の助成事業準備基金が必要。準備基金の繰り入れは認められているが審査担当者によりクリアしづらい面がある。
- ①公益法人をひとからげにしてあるために、当法人のように零細な法人でわずかな剰余金が出て、その理由と解消法とが求められる。②公益法人といえども、事業組織であり公益の追求と同時に組織存続のための利益を求めるのは当然である。当法人のように、零細な法人ではあらゆる経費の節減のためにシビアな努力をして、わずかな利益を生み出しても収支相償の名のもとにそれが否定される(ととられるような)ような基準は、“いくら節約しても、何にもならない”という、いわゆるモラルハザードを招きかねない。③いかに公益法人といえど、何年間も収支相償で運営することはできない。単年度ならば無理やり可能でも、何年も赤字を生じさせたときに、当該法人の存続はどうなるのか。またその責任はどうなるのか。
- 公益目的事業を継続的に実施できなくなってしまうという疑問が残る。
- 特定費用準備資金の積立てを費用とみなすとあるが準備資金の定義が明確でない。±0 か赤字では、事業運営が成り立たない。
- 収支相償規定の運用の焦点は、収支相償規定を含む本法のもとでいかに事業体、経営体である新公益法人が生き残れる制度として運用していくかにあると思います。
- 公益性の高い法人(全体事業が公益目的事業など)ほど、収支相償基準を厳格に運用すると、次第に財務基盤が弱体化していくような制度になっている。寄附等で補完するしかないと思うが、日本の文化的・宗教的背景等からなかなか難しい実態がある。事業実施に必要な運営資金(会費や補助金の清算金、委託料の前払金が入金されるまでのつなぎ資金)として、事業費の一定割合(例：事業費の2割～3割)までは、現金又は預金の保有を認める(収支相償のプラス限度額とする。)ような仕組みが考えられないか検討をお願いしたい。

4)適切な利益確保はむしろ健全経営にとって必要とするもの (66件)

- 利益をあげずに運営は矛盾している。
- 本来、事業運営に最低限必要な資金の確保すら困難となる。
- 法人は企業並みに自立するよう指示がある。利益を上げないと財産が目減りする。国及び市町村の補助金が減額されてくる。健全な経営をするためには、ある程度の利益を上げる必要がある。
- 法人の長期的運営上、ある程度黒字を出さないと今後の運営に支障をきたす恐れがあります。
- 法人の性質上、事業収入が確定的でないため、一定程度の剰余金を確保できなければ、運営に支障をきたす可能性がある。
- 法人である以上、黒字は必然のことと思う。また、設備投資に多大な資金が必要な法人もあり、毎年収支相償を意識しての法人運営は疑問が残る。
- 必ずしも収支相償とならなくてもいいのではないか。収入があった年は全体運営の1割くらいまで事業に積立できると、円滑な事業が運営しやすい。
- 年度当初に毎年、国・県補助金の入金があるまで銀行から一時借入している。このような団体運営等に必要な経費の積み立ては必要不可欠と考えます。

- ・ 内部留保の少ない団体は運営が困難である。
- ・ 当方は公益事業のみの公益財団法人であり、組織の安定的な維持のためには、一定の収益が必要と考える。
- ・ 当財団は事業型財団であり、事業が年によりばらつき、一方スタッフの数も限られたメンバーで行っており、かつ年度毎に増減させるわけにもいかない事、また寄附金に頼る身としてはどこかで貯金をしておきたい事。
- ・ 当財団は、配当収入による運営のため、企業の配当状況に収入が左右されることから、安定した事業活動を行うためにはある程度のプール金がないと活動できないため。
- ・ 当県では、出資法人の経営を評価する部署が毎年決算書により評価を行っているが、収支相償を満たすと、法人としての評価は最悪となる。
- ・ 貯えが出来ない。
- ・ 大幅な利益は別として、多少のプラスは将来の継続的な運営に必要である。
- ・ 制度の全体的な趣旨は分かるが、資金繰りや赤字決算に備え一定の黒字は認めるべき、と考える。
- ・ 少々の余裕がないと運営が厳しい。
- ・ 将来的に見直しを検討してもらえないかと思っています。公益目的事業のみで、収益事業を行わない場合、収支相償を確保することは、徐々に経営を圧迫することになるので、収支相償と認定する幅も検討してもらえないかと思っています。例えば、年間事業費の1割以内でかつ金額は1千万円を超えない範囲とか、財政調整的要素も考えてほしいと思っています。
- ・ 将来にわたって持続的かつ安定的に事業を実施していくためには、費用を償ってもなお余りある収入を得ることが経営上当然のことであって、収支相償の基準それ自体に合理性が認められないため。
- ・ 収入及び支出は事業年度により差異が生ずるのは当然であり、一定の枠内(例えば事業費の1割程度)でのプラスは認めるなどの措置があるべきと思う。
- ・ 収支相償をクリアするための支出といった予算の考え方をせざるをえない。如何なものかと思う。余剰分は積み立てておき公益事業費等が不足の時のみに補てんする(理事会・評議員会の決裁要)システムが安定した公益事業活動を永続させる為には不可欠と考える。
- ・ 収支相償の考え方の中で、収益事業で儲けた場合、それを一定割合で公益に使うということは問題ないと思いますが、公益で儲けてはいけないという考え方は必ずしも妥当ではないと思います。公益事業であるという事業の性格や内容と、公益で儲けるか否かということとは、別な問題だと思っています。公益部分は差引マイナスでなければならぬと決めつけられるのはいかがか。
- ・ 収支トントン以上の経営は、社会的使命である。
- ・ 収益の範囲で事業を行い、内部留保をもっともてるようにしないと、大きな環境変化があったときに事業継続が困難になるのではないかと。
- ・ 収益が費用を必ず超えないことは事業運営上難しい。一定の範囲内での超過は、健全な事業運営のために必要である。
- ・ 次年度へのわずかの繰り越しは必要と考える。
- ・ 次年度の運転資金程度は認めていただくべきであると考え。シルバー人材センターの収入は就業後かなり遅くなってから入金される。また市からの補助金に助けられているが将来的に不安が

ある。

- 事業継続性を勘案すると新年度事業経費の1～2か月分の財産の保有を認めてもらわないと職員の給料の支給にも差しさわりが出てくる。収入も支出も多少の変動があつて当然であり、遊休財産保有制限で蓄財に対する一定の歯止めはされているので、例えば、黒字は継続事業費の5%以内等といった幅を認めるべきである。
- 事業運営上 一定の財源確保が必要。
- 財団運営資金のある程度の備蓄が出来ればと思う。
- 最小限の準備金等の計上は、運営上必要と考えるため。
- 公益目的事業のみ行っている団体には、公益事業会計でも一定の(少額でよい)黒字を認めてほしい。
- 公益法人として、収支相償は理屈の上では理解できるが、実際の法人運営で、内部留保を認めないのは、法人経営の安定を欠くもので、一定の(1年分の)経常費用の内部留保を認めてほしい。
- 公益法人といえども事業の発展を考慮すれば正味財産額の充実は必要であり、正当な積立目的であればこれを認めていただくべきだと思う。
- 公益法人といえども、法人運営上いくらかの正味財産の増加は必要だと考える。
- 公益法人であっても事業を行う上では残余財産(収入が多い場合も)は必要である。
- 公益性を有するが経済事業を実施している。以上、経済の変化に伴い収支に変化が生じることが当然である。
- 公益事業を継続拡大していくためには、事業内容や事業規模に応じた利益が必要と考える。
- 公益事業を継続できる剰余金、組織を維持する剰余金が必要である。事業規模等によって、認められる剰余金範囲の設定が必要である。
- 公益事業を継続するには、費用以上の収入は必要不可欠。
- 公益財団法人の安定した経営と財政規模の拡充のためには、純利益が欠かせない。
- 現在収支相償は1次・2次とも条件を満たしているし、遊休資産も適合しているので問題ないが、やはりある程度のプラスの収支差額を出し、内部留保を厚くする必要がある。事業を継続的に続けていくための基本的な考え方だと思う。
- 現在の留保額が少ないため補助金の概算払いを受けるまでは金融機関の融資に頼らざるを得ない。今後補助金が減少すれば運営が立ちいかなくなる。少しでも余裕のある年度には運営資金として剰余金を留保できるようにしてほしい。現在の正味財産額(おもに現金)が不足しているため、短期借入を行っている。現金を増やしたいが、収益を上げることが認められないため、運営が苦しくなっている。妥当な水準まで収益を内部留保できるように認めてもらえるようにしてほしい。
- 厳しすぎる。移行時を基準とされ、正味財産を増やす事ができない。多少の剰余金については認めるべきである。
- 厳しすぎる。
- 厳しい基準と感じている。
- 継続的に公益事業を行い、発展していくためには弾力的な財政運営が必要である。
- 継続的かつ安定的に事業を行っていく上では、ある程度のプラスは認められることを望む。
- 継続した財団活動を行っていくためには利益蓄積が必要だから。

- ・ 極端の黒字はだめでも、一定程度までは原則として強要すべきと考えます。寄附金の減額が続く中、長期的な事業資金を担保するために繰越金の確保等を行わざるを得ない。
- ・ 各法人の財務状況を踏まえた判断が必要と思います。一定水準程度の基本財産を保有することは組織の持続性上、必要と思われますので、基本財産が組織活動の規模からみて少ないと判断される場合は、適度な事業上の収入を得て基本財産に振り向けることが許容されても良いのではと思います。永続するため相応の内部留保は必要と判断され、年度ごとの積み立てを認めるべき。
- ・ 運転資金が必要。
- ・ 運営費積立金が認められにくく、補助金が削減されつつある中、財務基盤に不安のある団体の先行きの不安材料となっている。
- ・ 運営資金上課題がある。
- ・ 運営を安定させるためには、若干の黒字は認めてもよいのではないか。
- ・ 運営に尤度が持てない。
- ・ 運営が難しい。
- ・ 運営が成り立たない。一般の会社は、利益を出すことが前提であり、その利益を株主総会で役員へ配分するため、予算執行について、「自動車のハンドルの遊び」の部分があり、弾力的であるが、収支相償は、業績を頑張っても、支出を同等にしなければならず、頭を悩ませる。事業の特性上、特定費用準備資金や資産取得資金は不要である。リーマンショックのようなことが発生すれば、法人は倒産する(収入減をカバーするキャッシュがある程度なければ、法人を立て直す時間がない。遊休財産は、認定後には増やす術はない)。
- ・ 一定限度の黒字(余剰金)は黒字解消策を立てなくても、保留が許されるようにしてもらいたい。
- ・ 一定額以上の余剰財産の内部留保は認めないという意味での収支相償(例えば、遊休財産の保有制限のように一事業年度の経常費用額を上限とする)であればやむを得ないと考える。しかし、現在の運用は、まったく余剰を認めない、特に、経常赤字は切り捨て経常黒字は認めないとの運用では、長期的にみると、法人の資産はゼロに収束することとなり、継続的な存続を否定するまったく理不尽な制度である。改善策として、前年度の赤字は翌年度の黒字での補てんを認め、また、遊休財産の保有制限額等に達するまでの累積黒字(特段の用途を持たない内部留保)を認めることが適当である。
- ・ 一定の幅で収支のプラス・マイナスを認めてもらわなければ、財団運営が大変やりにくい。
- ・ 安定した法人運営を行うためには、ある程度の運転資金が必要となるため、一定額の剰余金は認めるべきではないか。

5) 単年度ではなく長期的スパンで判定するべきとするもの (40 件)

- ・ 毎年々収支相償という事では、公益財団として長期、短期の見通しが難しい事がある。何年(2～3年)のスパンで考えるべきでは。
- ・ 毎年収支を合わせるの難しい面がある。もう少し長期で収支を合わせることであれば運営もやりやすく、広がりもある。
- ・ 法人自治が狭められる。必要な黒字の内部留保による活力ある事業運営継続ができない。一方、人件費や福利厚生その他、隠れた利益配分の可能性など逆効果が予測される。14条に定める収支

の相償は、非現実的であり公益認定要件としての合理性に欠ける。寄附金や補助金等無償で拠出された資金は、収支相償の計算をする場合の収入から除外すべきである。

- 法人経営にはインセンティブが必要である。そこに経営努力や工夫があり、社会貢献がある。現制度では経営者の努力が実らない。
- 法人を拡大したいと考えているが、これでは難しいのではないかと思える。
- 法人の安定した事業の継続の面から妥当と思わない。
- 法人が行う公益目的事業の特性によっては、ある一定の期間を通じて(例えば7年間毎等)で収支相償となれば、例え単年度で収益超過になる年度があったとしてもそれは認められるべき。そのようなことが認められなければ、公益目的事業を安定的に継続していくことは極めて困難である。
- 補助制度や政策の変更により、財政危機に突然みまわれる、これらに備えるため、一会計年度分の資金保有を認めてもらいたい。
- 保有する株式の配当金が主な収入のため、配当金の減少に備えて安定的・継続的に事業を運営する為の資金が保有できない。
- 平成24年度は収入が費用を超えたため、建設予定施設の建設資産に充てることとしたが、公益事業のみで実施している法人にとっては、収支相償の基準は大変厳しいと感じている。
- 複数の年で処理したい事業や事項があり、単年度決算的な発想では、円滑な運営ができない。
- 費用に抑制的な予算運用であり、公益目的事業による収益増があった場合、速やかに公益目的に沿った費用増につなげることができず、プラスとなり勝ち。又は恣意的な執行になる可能性も懸念される。
- 漠然とした新規事業のための積み立てが困難である。
- 年度によっては、収支プラスがあっても良い。次年度以降の収支マイナスがあった場合に備える必要がある。
- 中期的な損益を判断できる仕組みがないため。
- 単年度主義で考えられていること。特に、助成財団の場合、5年間位のスパンで考える必要がある。すなわち、公益目的の種類によっては、複数年を基準としなければいけない。
- 単年度の赤字前提はおかしい。
- 単年度における収支の結果を認定の基準とする必要性は乏しいと考える。
- 単年度で評価することは困難である
- 単年度で判断するのではなく、3年ぐらいの範囲で判断すべきと思う。
- 単年度で相償しなくてはならないのは厳しすぎる。遊休財産の上限の規制(別表C-1)だけで十分だろう。
- 単年度ではなく、一定の期間で判断する方向に修正すべき。
- 単に数字のつじつま合わせのように思えてならない。赤字で公益事業を行えというのは、無理を強いていることにもなる。
- 設備投資等ができない。
- 少なくとも3~5年ほどの中長期にわたって事業を遂行することも大切なので、年度ごとに収入、支出が変動しても、最終的に事業目的が果たせて収支相償になればいい。
- 奨学事業で支出は読めるが、収入は配当益と運用益で一定でない為、どうしても弱気の収入予算

を立ててしまう。せめて3年程の期間で収支相償を見てほしい。

- ・ 収入に変化をきたしやすい事業の性格から、事業運営＝団体運営については、1年分の余力の資金保持では定常的な事業の実施が危ぶまれる。また現在その1年分の資金保持もできない状況であって、単年度に収支相償を求められることは、過剰要件と思われる。
- ・ 収支相償は、単年度でなくもう少し長いスパン(3～5年)で求めることが望ましい。
- ・ 収益事業としての太い柱がないと、公益社団法人運営上安定したロングスパンの運営ができない。
- ・ 事業の継続性等から、単年度でなく複数年(最低3年)での収支相償の判断が良いと思います。
- ・ 事業が順調に経過するとは限らず、複数年での収支相償とならないと経営がきつくなる。
- ・ 財団では複数年の支援をベースに運営しているが、単年度毎に収支相称を求められると、急激な景気の変動による収益の変動に対処できない。
- ・ 財政運営資金積立資産に余裕がないので、単年度で赤字になってしまった場合に資産を補填できず、資金繰りが厳しい。
- ・ 財産的基盤を脆弱にする単年度での収支を論じることは公共の利益に反する、増してや存続が永久的であるべき奨学財団などに於いてはなおさらである。数年単位のプールした会計の概念が必要と考える。
- ・ 国と同じ単年単位ではなく、複数年でチェックする方が剰余金の有効利用につながる。
- ・ 継続的に事業を行っていくのに年度ごとに収益が出ている、出していないを考慮することは不適當(当財団は公益100%であることから)。
- ・ 基本的に年度単位での基準である点。当財団は5年周期で収支状況が変化するから。
- ・ 基金等の運用益のみで事業を実施しているので、単年度ではなく長期で算定してほしい。
- ・ ある会計年度において、公益目的事業会計の収支相償がプラスであっても、翌年度以降、そのプラス分をどのように使用するか明確であれば、収支相償のプラスは認められるべきである(事業報告で収支相償がプラスである場合のコメント記載が求められており、そこに今後の使用目的を記載することで、現状では、収支相償プラスが認められると判断している)。
- ・ 5年程度の期間での収支相償を基準とするのは妥当と考えますが、単年度での相償を問うのはいかがなものでしょうか。公益目的事業拡充の阻害要因にもなります。

6) 剰余金が認められるケースが厳格すぎるとするもの (17件)

- ・ 剰余金の処理の規定が厳格に過ぎる。
- ・ 特定費用準備資金積立は条件が厳しい。赤字に備えた積立制度がない。
- ・ 剰余金の使途について限定されているため、事業の安定的、持続的な運営に支障をきたしている。
- ・ 将来の支払いに備える積立金に対してはもっと柔軟にみてくれるべきだ。
- ・ 収入に見合う予算の組み立てで、過去の「次期繰越収支差額」を加味した弾力的な運営が出来ない。
- ・ 収支相償がプラスの場合、解消する計画は難しいのでは。
- ・ 収支をプラスにして運用資金を積み増しできない。
- ・ 収益事業を行っていない財団にとって、もう少し柔軟な運用を望む。
- ・ 公益目的事業会計の黒字はとにかく費消計画を立てることになっているため、運営に必要な財政運営資金(流動資産)の確保ができないことに困っている。公益法人として望ましい姿であると思

うが、実際に事業を行っていく上では厳しい基準と思う。

- 公益性が強い認可法人に対し、管理が行き過ぎと思われる。
- 公1にまとめなくても、資産取得資金ができるようにされたい。現制度は複雑すぎると思います。
- 経常収益の大部分を株式配当金に依存している場合、配当金の収入があるまでの間(4月～6月)は、奨学金支給など毎月支払うことになっている事業を実施できないこととなる。従って、事業規模等を勘案し、4月～6月の事業実施のための運転資金程度は繰越が可能となるよう配慮願いたい。
- 金融資産からの運用益で事業活動を賄っているが、収支均衡させるのは至難のわざである。剰余金の金融財産(公益目的保有財産)への繰り入れを認めてもらいたい。
- 基本的なこととしては良いと思われるが、やもう得ない理由による剰余金の処理について、都道府県の対応が不統一である。
- もう少し余裕があつてしかるべきと考える。
- ある程度の基準緩和が必要と思われる。

7)公益目的事業全部で判定すべきとするもの(14件)

- 当法人は、公益目的事業として公1から公3あるが、公2、公3は多額な欠損を計上しているが、公1は若干の収支差額が生ずる場合がある。このような場合、公1の黒字を他の部門の補填することは認めないと云うのは、妥当なルールであるとは思えない。また、公1は講習会事業であるが、受講者数や会場賃借料の変動により、収支差額が変動するが、プラスが生ずる場合には、その都度、ゼロまたはマイナスにするための対策を講じなくてはならないということは現実的でない。収支相償のルールは事業型法人については、矛盾が多い。また、公1は、第1段階、第2段階のチェックがあるが、第1段階のチェックは不要ではないか。
- 事業を細分化するとむづかしい事業も生じるが事業をまとめることでクリアしている。
- 公益目的事業として訪問看護ステーション事業を実施しており2千万円くらいの黒字となっている。他の公益目的事業は収支が取れているので公益事業全体の収支は黒字となっている。訪問看護ステーションは事業体として2億3千万円の事業費であるから、事業費の1割の2千万円は毎年黒字で運営したい。公益目的事業であっても収支がプラスになるものマイナスになるものがあるはずであり、一律に公益目的事業はすべて収支差額が無しかややマイナスにするのは無理があると思う。
- 公益目的事業ごと及び年度単位での運営は厳しすぎる。
- 公益目的事業が複数ある場合、各事業で収支相償を判断されてしまうが、別の事業での収益を見越しての無料事業を執り行う場合もあるので、公益目的事業全体で判断してほしい。
- 公益法人といえども、法人であることに変わり無く、事業の運営上の収支の波は当然考えられるが、現行制度であれば公益事業実施に伴い生じた財産減を公益事業により生じた収益で補填できない。また、単年度ではなく中長期的に収支相償を判定するとの判断が出されてはいるが、中長期とは実際に何年なのか?収支相償の判断基準はどこまで厳格であるのか、示されていない。現行の事業報告に係るA表等の記載を見れば、やはり単年度の収支相償を過度に守ろうとするあまり、公益事業実施の幅が狭まっている法人もある尾ではないかと考える。さらに、収支相償基準

を守ろうとするあまり、公益事業収支をマイナスに導くような事業運営に取り込み、これを補填するため新たに収益事業に力を注ぐようになれば、公益事業運営に傾注すべき法人の資源が削がれる結果となるのではないか。

- ・ 公益事業会計の一部を他の会計に振り替えてもよいのではないか。
- ・ 公益事業を事業の性格上2つに分けているが、それぞれの事業ごとに収支相償を満たす必要があり大変である(公益事業全体としては問題なく満たしているが)。
- ・ 公益事業が多いと事業ごとにクリアせねばならない。全体としてクリアすればいいのではないか。
- ・ 個々の事業の収支相償は不要と思う。公益事業全体として定めるべきでは。
- ・ 個々の公益目的事業および公益目的事業全体でも収支相償を課すことは財団の長期存続に支障をきたす可能性がある。個々の公益目的事業の収支相償は基準から外すべきではないか。
- ・ 各事業部門が「収支相償」を儲けてはいけないものと理解した結果、学会全体で大きな赤字体質に陥っている。

8) その他 (69 件)

- ・ 遊休財産の保有制限のみで良いと思うから。
- ・ 遊休財産の保有制限とのバランスで、小規模法人には不向き。原則論としてはわかるが、使い切れというのは疑問。
- ・ 役所の担当者によって、法人の長期的な視点から柔軟に判断してくれる方と、たまたま単年度で黒字が出てもダメだと言う方がいる。
- ・ 民間法制・税制調査会より担当大臣あてに認定法等の改正について「収支相償の原則は、公益目的事業の持続的・安定的な運営を否定する発想であり、基本的考え方として撤廃する」との要望が出され(2010. 4. 27)、運用面で事務当局が「極力柔軟な解釈を取る」ことで対応されている。
- ・ 法人会計は公益性が高いと思われる。
- ・ 勉強不足かもしれないが、法人管理財源の確保が厳しい状況にあり、割合に応じて管理費を公益事業費に充てているものの、公益事業収入が残り、法人管理会計が大きくマイナスになっている。管理費から公益事業費に按分する方法のほかに、公益事業を実施するために事務所を運営していく運転資金が必要なので、収入の部分も公益事業収入の一部を法人管理財源に移せる手だてがあると助かる。
- ・ 費用の配賦割合により事業費の額が変わるため、収支相償の計算は余り意味がないと考える。
- ・ 内閣府は、収支相償を厳密に適用はしていないようであるが、遊休財産と収支相償の両方を基準として設けるのは厳しすぎる。
- ・ 当財団事務局は収支相償が適正運営の必須条件であることが理解できていません。現制度は税制面からの事務的な要求や規制が強すぎないか?特に小規模財団にとって。現状の監視体制である限り不正支出等は必ず見抜けるのだから漢字検定のような団体の運営がすべての公益法人にあり得るかのような規制ではなく、民の在り方におおらかであってほしい。
- ・ 当財団は元々公益のためだけに事業を行っています。収支相償の基準で管理されることに意味を感じていません。
- ・ 当会は主要な財源を会員からの会費によっているが、用途限定がないため、公益収入に計上する

ルールの妥当性に確信を抱けない

- 通常の企業運営・経営上の考えと大きく異なっていることから混乱している。第2段階は不必要だと思う。
- 第1段階での相償はともかく、第2段階で収益事業からの繰り入れを含めてもなお相償にすることは、制限が大きすぎます。各公益目的事業それぞれで判断する第1段階までで相償判定はとどめておくべきではないでしょうか。
- 大口の寄附金を基本財産に組み入れることが許されたので。
- 組織の大小にかかわらず基準バーが同じ事に疑問。
- 先の見えない経済情勢にあって、ムリヤリ収支のあり方を規定しなくても、資金の使途の厳格化を追求すれば足りると思います。
- 税法上の制約もあり、まったく妥当ではないとも思わないが、法人経営という視点からみるとルールが厳しくも思える。
- 制度運営上、非常に厳しい基準である。
- 剰余金を解消するがために無駄なお金の使い方をしている法人が少なからずあると思う。
- 障害者団体にそこまでやらせるのは、合理的配慮がなされていない。権利条約違反。
- 小さな町で運動を展開している公益社団法人なので収支相償の適用は運営上常に気を使う。まあいい加減な法人があるのでできた制度なので、年間予算が億単位の法人には必要だとは思いますが。
- 初年度から収支相償の原則を遵守しなければならないのは、公益目的事業比率50%と併せて少しきつい基準である。
- 収入は、会員からの会費収入であり、公益目的事業割合がOKであればいいのではないかと。
- 収支相償の必要性がいまいちわからない。
- 収支相償の基準を満たすため、当初から赤字予算を組む必要があり、会員への説明に困る。
- 収支相償でゼロになった場合、次年度初めに収入が見込めない場合、支払が滞ってしまいますため。
- 収支相償がマイナスにならないといけない理由が分からない。
- 収益事業を行ってない法人についてはあまり意味がないと思われる。
- 収益事業のある財団と収益事業のない財団が同じ土俵にあること
- 趣旨は理解できるが、現下の低金利による運用難等をふまえると、財団の永続的な活動のためには、一律に収支相償基準を適用することには問題がある。借入金を抱えている財団としては、借入金返済が困難となる。
- 借入金で建築し公益事業を行っている場合、元金返済分が費用にならず、結果黒字になったとしても借金返済していることから、特定費用準備金や資産取得積立金を積む資金がない場合があることを想定していないのではないかと。
- 社員の会費で公益事業を行うため、事業を多く実施するほど、財政的に苦しくなる。努力が認められるような制度になって欲しい。
- 実質的な意味が余りないような印象を受ける。
- 実質的な意味がないように思える。収支残額が、適正に繰越処理されていればよいのではないかと。あまりにも細かすぎる。
- 実質収益事業は行っておりません。(会計上国際交流以外のものは収益事業になるといわれ収益事

業に計上していますが。)公益事業についても、市の指定管理事業収入に頼っています。赤字でなければ公益事業ではないというのはおかしいと思います。経費を節約してお金を残さなければ組織として存続できないのに、収支相償を満たすために年度末に研修目的で旅行すればよいことになってしまいます。(国際交流団体には実際、姉妹都市との交流のみをしているところもあるそうですが)困っている外国人の支援をしっかりとやっている当財団にとって、毎年赤字を出し続けるというのは、組織を維持できないということになります。反対に大きい公益財団で年度末に多大な期末手当を計上すれば収支相償を満たせるような制度はおかしいと思います。収支相償ではなく、事業内容やお金の使い方が適正かどうか判断されるべきでしょう。

- ・ 今年度の決算次第で不明。
- ・ 国、地方公共団体から公的な補助金等を受領していない団体と基準の差別化を図って欲しい。
- ・ 考え方はわかるが、行政委託型ではない私立の美術館には、「数字」的には緩やかであってもよい。
- ・ 公的資金の助成を受けている法人と区別すべき。
- ・ 公益目的事業会計のみであれば意義は理解できるが、法人会計の剰余については、明確に認められなければ、当法人のような国の補助金、委託費等が財源の大半を占めているような団体は、次年度当初の資金繰りが困難である。収益事業を行うことを前提とした理論であるかのような印象を持たざるを得ない。公益目的事業会計における収支がゼロ又はマイナスとするとし、当該年度の決算において黒字となった場合は、その額を翌年度に使用しなければならないとされているが、公益目的事業のみを実施する法人(補助金や委託費が主要財源)にとっては、補助金等の交付間までの新年度の運転資金が必要であり、2～3か月分の費用分のキャッシュが必要であり、収支相償の判定において、その許容を認めて欲しい。
- ・ 公益目的事業の実施に当たり単年度ごとに収支をゼロまたは赤字にしなければならないこととなっているが、公益目的事業のみを実施する法人においては、事業実施に必要な備品の購入等使途が明確な金額は一定の限度で黒字として翌年に繰り越せないと法人組織の運営が年々厳しくなる。
- ・ 公益目的事業のみの法人であるので、利益が出ても自由な運営ができない。
- ・ 公益目的事業のみの財団は収支相償の縛りは必要ないのではないか。
- ・ 公益目的事業による黒字の金額は、次年度以降の公益目的事業の拡大再生産の方向に向かわせれば足りることではないでしょうか。
- ・ 公益目的事業とは採算のとれない事業であると、短絡的に規定されているように感じるため。
- ・ 公益法人ともいえども何らかの収益事業を実施すべしとの思想に基づく基準であるものと思われるが、当協会のように公益目的事業のみを実施することを目的として地方公共団体が主体となって設立された公益法人にまで適用するのはいささか疑問があります。
- ・ 公益法人であっても収支相償は妥当とは思わない。
- ・ 公益性の判断基準であることに疑義がある
- ・ 公益事業費が全事業費の1/2以上は理解しますが、公益目的事業会計のみをとらえて、総収益<総費用は疑問を感じます。
- ・ 公益事業のみ運営する当法人の場合、次年度以降の活動の資金としてどの程度の残が適正であるのか判断基準が不明
- ・ 公益と認められている事業に、このような形の規制をはめること自体、意味不明。

- 公益である為、収支相償であるが為に、大きく価格を変動させることができない為、価格競争になった場合など対抗ができてにくい。
- 建設等高額出資した場合、正味財産計算書において収支相償の問題が生じる。継続して事業を行う法人に対し、収支相償という概念自体が不適當である。以前のように内部留保率で規制すべきである。
- 経常収益の合計金額により、指定正味財産額の幅を考慮して頂きたい。金額基準のみで妥当か？
- 寄附金のみが収入で公益事業が1つの場合、法人会計に充当した残りの寄附金をすべて公益事業に配分するよう指示されているが、事業の実施状況が若干変動する場合など収支相償がクリアできないことがある。内容さえ明らかにしてあれば収支相償を問う必要がないと思う。たとえば収入の50%の余剰となるならば、遊休制限との関連もあるので問題として良いかと考える。
- 管理費検出のための収益を目的としない事務受託事業等は収益事業・収支相償から除外することか妥当ではないか。
- 学生寮の建物の建替え資金の蓄積ができない。
- 学資貸与のみで、収益事業は行っていない。
- 会費で運営する法人では、法人会計を黒字にして運営資金を確保している。
- 会費で運営するのは困難ではないか。
- 会員制の社団の場合、会員の意識に隔たりがある。会員が増えない。
- 委託金や補助金を受けず、独立採算で運営している財団には馴染みにくい。
- そもそも非営利法人であるので、利益配分をすることが前提となっていないにも関わらず、更にこのような制限を掛ける必要はない。経常損益ゼロかマイナスを基準とすべきではなく、事業内容をもって公益法人としてふさわしいか否かを判断すべきである。他の事業等からの資金補填をもって公益目的事業が成り立たせようとするならば、収益事業等が充実していない限り、やがて法人維持が困難となると思われる。不満である。
- その地域にあった運営が自由にできない。

5 質問5 公益目的事業比率は公益法人の基準として妥当と思いますか

1) 公益目的事業比率の緩和を求めるコメント (60件)

- ・ 補助金は一切なく、自主財源(会員の会費)のみで運営している団体にとっては、現在の基準は、きつくて実情に合わず、別の基準を設定すべきである。
- ・ 比率は無理がある。
- ・ 比率に合わせた形で事業運営することは本旨ではない。
- ・ 比率が高いので、できる事業が限られる。
- ・ 年度により公益・収益事業比率に変動があるため、複数年における率とするなどの措置があれば良いのではないか。
- ・ 当財団は個人の寄附で成立したもので公的資金はゼロである。公益事業といえどもチャレンジする事業がある、その結果事業収支の波があるのは当然と思われる。公益目的事業比率は事業制限的でなく、事業努力の奨励的比率にして、数年の累積値(平均値)にすべきである。
- ・ 弾力的運用も必要と思う。
- ・ 単年度でなく、複数年(最低5年)で事業費率の判断で良いと思います。
- ・ 数字上50%を満たしていなくても、そのことに合理性を伴った理由がある場合もある。逆にそのようなケースについて事情を汲んだ柔軟な扱いができるなら基準として可。
- ・ 小規模財団にとって公益目的比率で適正かどうかを図るのは疑問。重装備すぎないか。
- ・ 収益事業を行う公益財団にあっては、厳しい。
- ・ 収益事業でしっかり稼いで公益目的事業の費用を捻出と考えた場合、足かせになる。
- ・ 社団法人の場合会員組織であるため、不特定多数を対象とするには公報費用が掛かりすぎる。
- ・ 実態の収支は毎年変化するものだと思うが、認可申請時の比率は適宜見直せる柔軟な考え方が望ましい。
- ・ 事業費率が50%以下でも国民のためにより事業を行っている法人はたくさんあります。生き残るため仕方なく一般法人に移行し法人の活力が低下しています。
- ・ 事業費+管理費の50%以上となっているが、法人によっては、事業費と管理費の割合が違う。事業内容、団体の規模、所在地等によって、この割合が違うにもかかわらず、固定的な割合とするのは妥当とは思わない。事業内容を重視すべきで、非常に不満である。
- ・ 事業規模により考え方は異なる。
- ・ 事業の内容も含めて判断すべきで、費用がすべてではないと考える。
- ・ 財団・社団の性格や置かれている状況により、現在の基準で収まらない場合もある団体も出てきってしまうと想像できる。目安程度のものであるほうが良いと思う。
- ・ 財政規模が縮小するなかで、維持するのは厳しい。
- ・ 国、地方公共団体から公的な補助金等を受領していない団体であり、公益目的事業比率の基準を下げる見直しを図ってほしい。
- ・ 公的な補助金を交付されている団体と受けていない団体との比率は、区分すべきである。そうしないと補助金を交付されていない団体は、共益事業分の割合が少なくなり、団体自身の運営が難しくなる。

- 公益目的事業比率について、私どものように公益しか事業をしていない法人においては、あまり比率の細かい区分けは必要ないのではないか。公益目的事業比率が将来経済変動により50%以上を確保できるのか不明である。また、個々の公益目的事業について詳細がつかめない。
- 公益目的事業とは何か、という定義づけが納得的でない。むしろ利益分配、及び費用支出の態様(役員構成、役員報酬、取引先)を基準とした方が明確な基準を作ることができるように思います。
- 公益目的事業(奨学金事業)と収益事業を行っている。収益事業で突発的な費用が発生したため、公益目的事業比率が50%を下回ってしまう場合がありうるが、当該年度のみ奨学金を増額する事はできない。このために認定取り消しになるとすれば納得できない。
- 公益法人と言っても様々な形態があり、それを一つの基準を当てはめるのは納得いかない。
- 公益法人として位置づけている事業展開はとても有意義なものと考えている。しかし、それを支える体制は、事業規模が大きかろうが、小さかろうが同じくらいの負担が必要であり、法人維持に苦勞している。50%以上を公益事業にあてがっているものの、法人運営体制維持に掛かる費用の工面です。総事業費が大きければまだしもでしょうが、小さいと苦勞いたしますね。
- 公益事業はもっぱら公益目的事業の費用捻出の為に執行しており、その資本超過をもって不認定とすることは、一般常識に反する。
- 公益事業のみの法人にとっては比率の設定自体意味がないように感じる。現在のところ、公益目的事業比率は満たしているが、公益事業(例えば建築士定期講習の受講者)が減少した場合、公益比率は低くなるため、公益法人基準の比率を下げしてほしい。
- 経済状況が悪化している地方の小規模団体においては、会員メリットについての配慮が必要である。入会しなくても事業参加の門戸が開かれているため、退会の申し出が増えている。公益目的事業比率を60%程度とし、会活動そのものが公益であるかどうかを判断基準として欲しい。
- 金額を基準にするのはどうかと思う。
- 金額ベースではなく、事業の内容、実数も。
- 旧法では指導要綱でおおむね50%以上とされておても50%を下回ることはないように運営してきたことは公益法人としてのガバナンスであり、新法においても形式基準にとらわれすぎると立法の趣旨に沿った自由で柔軟な公益活動に対する足かせが大きすぎてしまうように思える。
- 寄附金の減額が続く中でも管理費はほぼ定額が支出され、事業費用とのバランスを保持し難い。
- 基準が厳しすぎる。
- 絵に描いた餅ではないでしょうか。単年度ごと実現するのは難しいと思います。5年間以上年度の平均でお考えいただきたいと思います。
- 会費等の自主財源によって運営しているので、事業内容の裁量をもっと認めるべきである。従って、公益比率50%以上は高すぎる。
- 会費収入をメインとしている社団では50%基準は高すぎる。
- 会費の50%の管理費では、賃借料などがある為、困難である。
- 会員の年会費のみで公益的の事業運営を行っているので、もう少しゆるく見てもいいかと思う。
- 会員あつての公益組織であるが、公益比率を維持する上で会員にもメリットがないと退会につながるケースがあり、いま少し公益比率を下げてもらえると結果的には公益活動も充実すると思う。
- 過去の公益法人としての活動内容実績、組織の実態を加味した基準を取り入れることで、実情に

合行った基準になると思われる。

- 一律ではなく各拠点シルバーの実情に合った、もう少し柔軟な対応はできないものか。
- 一般会員から募る会費等が公益事業比率に影響することは理解し難い。
- もう少し幅を持たした事業運営を望む。
- もう少し基準を緩和しないと、規模の小さな公益法人は、余裕ある運営ができなくなって潰れる法人が出てくると思います。
- どうしても会員サービスが薄くなるので、会員メリットの問題がのこる。
- シルバー人材センターの仕事は地域での助け合い活動が主体であると考え。法人が優先ではなく困った人の助け合いが優先と考えている。これも数字のつじつま合わせに過ぎないように感じられる。中央官僚が考えたスキームは、精緻ではあるが、心が感じられない。結局、真面目に公益事業を行っている者よりも、テクニックを持つ者が新制度を乗り切れるスキームとなっている。
- ある程度の基準緩和が必要と思われる。
- 50%以上の公益事業比率を堅持するなら、比率の計算方法を柔軟にすべき(収益事業やその他事業を実施している場合など)。
- 50%以上の基準は高すぎるのでは？
- 50%以上になるよう調整しているが、50%の数字に疑問を感じる。
- 50%は、小規模法人では、かなりきついハードルとなっている。
- 50%と49%との違いでは、おかしい。
- 50%位にすべきだと考える。50%維持は、組織運営上、ないかと制約が出てくると考えている。特に、財政収入、組織の経済基盤を考えると将来的に足かせとなる法人が出てくるのではないかと懸念している。
- 法人の自主性にゆだねていいと思う。

2) 公益目的事業比率をむしろ高めるべきとの意見 (11件)

- 当法人は、98%です。50%以上で公益法人は甘いと感じています。
- 小規模な予算の団体は60%程度が妥当と考える。
- 公益目的比率を上げるべきである。
- 公益目的事業費比率はもっと高くてもよいのではないか。例：70：50
- 公益目的事業として認められている範囲が当初見込みよりも幅広くなっている以上、公益目的事業費率は8～9割でも良いのではないか。
- 基準が低過ぎる。
- もう少し高くあるべき(60%以上)。
- 6対4が良い。
- 50%以上とは低過ぎる。もう少し高くすべきではないか。
- 50%以上というのは低過ぎるのではないか。収益事業も公益事業として認められる場合もあると聞くが、厳正な審査が行われているかどうか疑問である。
- 50%で公益団体と言えるのか？一般法人との区別をするならもう少しハードルを上げて良いのでは？

3) 配賦計算・費用計算に関するもの (13 件)

- ・ 無償の役務の金銭的対価としての評価が不十分。
- ・ 配賦率設定等、小規模団体では事務負担が大きい。
- ・ 配賦計算で調整することになってしまう。
- ・ 当法人はシルバー人材センターであり、事業のほとんどが公益目的事業であるから、公益と法人との会計になっているため会計処理が複雑となり、間違いがおき易いので公益法人を十派ひとからげにしないで、法人の目的ごとに会計指導をお願いしたい。
- ・ 人件費を業務比率で出しているのですが、50%のハードルを超えることは出来ているが、将来的にも継続できるか疑問である。
- ・ 事業の一部に貸館があるが、公益・収益の区分が明確に出来ないところがある。
- ・ 施設の修理等を単年度集中的に実施し、維持管理コストが急増するとむつかしくなることも予想される。
- ・ 公益目的事業を実施するための財源は、主に不動産貸付の収益から充当している。このため、常に多額の建物維持費(固定資産税、修繕費)が公益目的比率を下げる原因となっている。
- ・ 公益事業は、ボランティアに近い働きなので、費用をあまり掛けずに行うことができる、それを人件費等で案配して金額に換算することで公益目的事業比率に反映させる手法でやっているが、なんか不自然な感じがする。一律に判断するため仕方ないのだと思うが、釈然としない。
- ・ 固定費の按分によって比率が大幅に変わってしまうため妥当とは言いがたい家賃や給料などを配賦する従事割合などが曖昧な基準で逆に決算書に透明感が出ていないのが現状。現在のやり方は妥当とは思えない。
- ・ 按分按分按分・・・けれど基準は各法人にまかせる・・・法人全体の数値で考えればよいこと。事業費管理費の区分の明確化ができないのならする必要はないのではないかと。
- ・ 50%が不適当だとは思わないが、事業配賦が認められているので実際は骨抜きである。

4) 法人会計・収益事業会計に関するもの (17 件)

- ・ 法人会計を設ける必要性がないのではないかと。公益目的事業と収益等事業の区分で足りるのでは。
- ・ 法人会計が事業区分として、単独・独立はおかしい。
- ・ 法人の規模に応じて変えて欲しい。小さな法人は管理費が大きくなる傾向がある。
- ・ 当財団は、管理部門も収益事業部門もすべて、公益目的事業を実施するために活動している。現行制度で管理費や収益事業費に区分されている科目も、大・部分は公益目的事業費に算入して良いのではないかと。
- ・ 地域社会への貢献を目的とした法人のため 100%公益目的と思う。
- ・ 妥当とは思わない。公益目的事業 1 本で事業展開をしている法人の公益目的事業会計と法人会計を区分する(公益木定期事業比率)必要があるのか理由がよく分からない。
- ・ 組織の規模によって、困難な財団もあるように思う。組織の大小にかかわらず、最低限の管理費は必要であるので、規模の小さい法人は運営が困難であるように思う。
- ・ 収益事業を実施していない法人については法人会計も含めて公益事業とみなすべきだ。
- ・ 自立した奨学財団でなぜ法人会計区分が必要なのか分からない。

- 公益目的事業費率が50%以上という指標自体は妥当と考えるが、法人会計を別立てにした費用割合での算出は実態にそぐわないケースが多々ある。
- 公益目的事業で収支のプラスを出さない(出せない)のであれば収益事業で法人全体のその他の支出を賄うしかない事になるが収益事業で余剰金を出せなくなった場合に法人の運営が非常に難しくなると思う。
- 公益目的事業だけを行っている財団は、事業費、管理費を問わず、全部が公益目的のための費用だから妥当と思わない。
- 公益事業を助けるために行っている売店等収益事業の仕入支出についてがんばるほど収益支出が増大することが疑問。
- 公益事業のみを実施しており、形式的に公益会計と法人会計に分けて比率を出すのは意味が無いように思う。
- 貴協会にて問題とされているとおり、収益事業より公益事業に繰り入れた資産に相当する率の収益事業費は公益事業のために要した費用であると認めるべきである。そもそも、公益法人は営利法人に比べ、収益を上げる(利益を上げる)事に習熟しているはずもなく、公益事業に資するため必要な資金を収益事業実施で得ようとした場合、その収益率は営利法人に比べ低いはずであり、裏を返せば必要な資金を得るために要する収益事業の費用は多くなる傾向にあるのではないかと考える。
- 基本的には妥当と思っているが、当財団のように収益事業がなく公益事業1事業のみの法人にとっては、法人の存在そのものが公益であるため、実際は100%が公益目的と考える。法人会計(管理部門)の存在も、公益目的そのものとする。総務も会計も、公益事業を営む法人を支える業務である。むしろ収益事業比率等の公益事業ではない分野の割合をみるほうが妥当かとも思うが。
- まず、公益目的事業と収益事業の仕分けに納得がいかない。第三者機関というが行政の都合で仕分けられてような感がある。50%に縛られ、民間団体の公益にたいする事業拡大の邪魔をしているように思う。都道府県で公益目的事業の考えに違いがあるのでは公益目的事業比率は意味がない。

5) 公益目的事業の認定上の問題指摘 (6件)

- 例えば、当初予算に組んでいない事業を受ければ、変更認定が必要となるなど、社会等の情勢に応じた事業運営の足かせとなっている。当然、変更認定申請の事務量が多すぎる。
- 勿論妥当と思う部分もあるが、公益目的事業の要件が厳しい(偏っている)。
- 同じ事業をやっている事業の説明の文章によって、公益と認められたり認められなかったりするの、おかしいと思います。事業説明にしたがった経費でもって比率で判断するだけなので、本当の意味で、それが公益目的事業比率なのかどうか、肺腑基準の方法によって数値も変わることから、比率のみでの基準は判断基準とするのはおかしいと思います。
- 狂犬病予防注射事業を公益目的事業として位置づけているが、他に事業収益がない現状で50%以上を課されると、公益目的事業以外の他の事業が縮小され気味となり、法人経営としての自由度が縛られるくるのではないかと。
- 我が国の公益的な活動の大半は、共に助け合う共益事業で支えられてきたにも拘らず、これを収

益事業等として事業比率を算定していること。共益事業を公益目的事業に含めろ、とまでは言わないが、少なくとも公益目的事業比率の算定外とし、公益事業と収益事業での比率を基準とすべきではないか。

- ・ 登録博物館の大事な部門として認められた地域産業伝統的工芸品の展示部門が公益として扱われない。現行部門が60%を越しているから、工芸品部門をその他として扱うのは間違っている。大事なものは伸ばせるように公益の基準を明確にするべきです。公益を伸ばそうとする制度になっているか疑問を感じています。

6 質問6 遊休財産規制は公益法人の基準として妥当と思いますか

1) 規制そのものに問題ありとする意見 (49 件)

- ・ 利子や保有財産による利益で運営している法人には不適である。
- ・ 利回りの少ない国債を利回りの大きい株式に買い換えたい。
- ・ 毎年度予算の確保が厳しい団体の存続には、有休財産の保有制限はきついと・思われる。
- ・ 毎年の決算が景気等で大きく変動する状況では、自由に使える蓄えは多いほど法人を運営しやすい。
- ・ 法人自治が狭められる。収支相償と同様、公益法人を認定する指標として実態を反映しておらず、実質的な営利事業を行う公益法人を排除する機能もない。まず寄附財産は、法制度上、この制限から除外すべきである。
- ・ 法人によって財産の持ち方がちがうので。ここまで規制する必要があるのか疑問。
- ・ 法人毎に事業の内容も性格や目的も違うので、遊休財産の判断はもっと柔軟であっていいと思う。
- ・ 補助金は一切なく、自主財源(会員の会費)のみで運営している団体にとっては、現在の基準は、きつくて実情に合わず、別の基準を設定すべきである。不正を許さない毅然とした対応、不正をした団体に対する断固たる処罰が政治的判断でゆがめられないのであれば、企業経営と同様に一定の内部留保は団体体力のバロメータになるよう配慮した基準の見直しを希望する。
- ・ 非常に厳しいと感じる。
- ・ 内部留保を厚くしてこそ永続的な公益事業が可能となる。
- ・ 内部留保を意図的に増やすのはよくないが、収入が安定しない可能性もある中、事業継続のために備えを持つ必要性は感じる。
- ・ 当センターの特殊性の収益事業は全くなく、保有制限が必要か疑問。投資と同義で制限がかけられているのであれば、なぜ公益法人は保有制限されるかの合理的理由がない。
- ・ 制度としては、妥当と言わざるを得ないが、遊休財産を制限されることで財団の事業にゆとりがなくなる。
- ・ 制限を設けることじたいがどうなのか。
- ・ 小規模財団にとって遊休財産の保有制限で適正かどうかを図るのは疑問。重装備すぎないか。
- ・ 潤沢な資金の元、運営が出来ていればよいが、必ずしもそうでは無い財団もある。遊休財産をいかに効率的に活用する為には、制限を設けるのは再検討が必要ではないかと思います。
- ・ 収入の殆どが、基本財産の運用収益が占めている団体にとって、現在の遊休財産の保有制限は厳しすぎるので、緩和して欲しい。
- ・ 収支相償基準と同様に、法人の成長を妨げる基準と考えるため。
- ・ 収支相償と同様、一律な条件ではなく、大規模法人と小規模法人を区別するとか、収益事業の有無によって判断基準を変更していただきたい。
- ・ 質問4と同じく、資金の用途の厳格化を図ることで足りると思います。
- ・ 質問4ともつながるが、経営努力で黒字にしたものをわざわざ使い切れというのは理解しがたい。
- ・ 事業の柔軟性をそぐ為。
- ・ 資金運用の自由、選択肢が狭まる。

- ・ 使用目的積立金など例外を使わないと厳しいため制限の意味があいまいに思う。
- ・ 財団・社団の性格や置かれている状況により、現在の基準で収まらない場合もある団体も出てき
てしまうと想像できる。目安程度のものであるほうが良いと思う。
- ・ 公益目的事業を拡充する準備をする際、資金準備の制約条件になる恐れがあると考える。
- ・ 公益目的に使用するという制限がかかっている以上、額にかかわらず将来に向けて保有すること
を制限する必要はないと思う。
- ・ 公益法人の弾力的な運営の障害となっている。
- ・ 公益性が高い団体には制限不要と思います。
- ・ 公益性が強い認可法人に対し、管理が行き過ぎと思われる。
- ・ 公益事業費を50%以上費消しなさいと言いながら、一方で公益事業費以上は蓄財してはダメ。事
業の継続性は安定的な資金があつてこそ。しかも、公益事業で赤字でなければとは二律背反にも
近い要件。公益活動の自律的かつ発展的な将来を企図するならば要件が阻害要因になっているよ
うに感じられる。江戸時代の百姓のように生かさず、殺さずのようなものを感じます。
- ・ 厳しすぎるのでは、自由裁量権なし。
- ・ 厳しすぎる。
- ・ 規制が厳しい。
- ・ 寄附金を主体にする財団では、十分な寄附金を集められない場合も想定される。現在の保有制限
では、1年以上寄附金が途絶えた場合、基本財産の取り崩しをせざるを得なくなり、結局は財政
破たんをきたす可能性が大きくなる。基準としては、やむを得ないと思いますが、新規事業の展
開には妨げになると思います。
- ・ 会計学のテクニックの問題だと感じる。実務上有益であるとは思えない。
- ・ 運営に尤度が持てない。
- ・ 運営がしづらいので、保有制限はつらいものがある。
- ・ 育英事業には必要ないと思われる。
- ・ 委託金や補助金を受けず、独立採算で運営している財団には馴染みにくい。
- ・ そもそも遊休財産という考えがおかしい。事業用保有財産とすべきものであると思う。
- ・ ケースバイケースで考えるべき。
- ・ ある程度の基準緩和が必要と思われる。
- ・ その名称からして遊休財産ではない重要な資産である。
- ・ 法人の自主性にゆだねていいと思う。
- ・ 弾力的運用に支障が生じることが懸念される。

2) 判定計算の方法に問題ありとする意見 (21 件)

- ・ 遊休財産の保有制限について単年度ごとの判断はできません。
- ・ 有価証券の時価によって過大な評価損益が発生するため。
- ・ 勿論妥当と思う部分もあるが、収益を生まない売買価値のない土地の評価額をもって遊休財産と
見なすのは納得できない。
- ・ 法人特有の収益構造・設備投資サイクルがあり、一律の基準での規制に疑義がある。

- 年度毎に事業費に変動があったとき、その影響をすぐに受けてしまうので、複数年の結果で判断する等の配慮がほしい。
- 当財団のように収益が1社の株式配当金に依存している場合、収益は大幅に増減する可能性がある。現在は収益が増加し続けているため公益事業を無理にでも拡大せざるを得ないが、収益が急激に減額した場合は、公益事業の規模を数分の1に縮小しなくてはならない可能性もある。公益法人として継続して安定した事業を行っていく義務があると考えているので、遊休財産の保有制限額は余りにも低く設定されていると思う。せめて事業費5年分にしてほしい。国から補助を受けているわけではなく、個人から寄附された資産で、日本のため、世界のために役員等、選考委員、事務局一丸となって公益事業に尽力しているのに、このように理不尽な、公益事業の質自体を危うくする制限を受ける理由が理解できない。
- 当協会は、現在、民法財団時代に蓄積した一般正味財産を取り崩しながら事業を実施しています。財政難を背景として設立主体である地方公共団体からの財政的援助が漸減している状況下にあつて、これは非常に貴重な財源です。ところが、財団存続のため、創意工夫しながら事業費を抑制しようとしみますと、それがかえって仇となり、この基準に抵触する虞が生じてしまいます。もとより地方公共団体が設立した当協会に不正蓄財の意図はありません。もっと実態に即した適切な基準の創設を望みます。
- 当協会の収入は国、県の委託事業を受託するか否か、委託事業が大規模か否かにより、事業費が1千万円ほど上下するため、委託事業が少なくなった場合、前年度には適合していた有給財産が不適となる。委託事業の受託の可否は不可抗力によるものであることから、何らかの許容範囲を設ける必要がある。長い時間をかけて消費してゆこうと考えていると制限にかかる。
- 単年度評価でなく、複数年(最低3年間)での保有状況での判断で良いと思います。
- 単年度で判断するのはおかしいと思うから。
- 単年度ではなく、一定の期間で判断する方向に修正すべき。
- 大規模災害発生時など不測の事態への対応を勘案すると、不安がある。
- 前年度について、公益目的事業会計の一部が利益を出しすぎていたので心配したが、事業費も増えていたことから適合という結果となった。経費が売り上げに応じて変動する場合、適正な遊休財産額の保有制限額を決算前に把握するのが難しい。
- 潤沢な資産があるわけでないので、何か大きな事業に向かって資金を蓄えるには長い期間がかかる。
- 出捐金の果実を事業運営の財源としてきた「従来型の財団法人」は、現今の経済状況を勘案すれば、単年度の収支のみでは、事業の安定的な運営は困難である。公益事業に使用目的を限定した「事業安定運営調整資金」を複数年に亘り積み立てることを認めるべきである。
- 事業規模が小さくなったときに適合しなくなる。
- 算出の仕方が複雑すぎる。あ程度の理由がある保有財産は認めるべき。
- 運用収入は必ずしも常に当初予定通りの額にならない場合もあるなかで、当該年度の運用収入を翌年度の公益事業に充当して実施したいというケースもある。そうした際、本制限だと相当自由度を奪われ、財団運営における必要な柔軟性を阻害すると思われる。
- もう少し、制限を緩めてほしい。従来のようにただ溜め込む公益法人に対しては、確かに制限は必

要と思いますが、何を基準に制限を決めたのか解りません。収入が数年減っても、十分にやっ
て行ける制限にしてほしい。収入が減った場合、多くの財団が閉鎖に追い込まれるような制度
は困ります。

- 基本財産運用において、利息、配当金等の見通しを立てずらい(予想を超える高低が生じる場合がある)。

3) 控除対象財産に関連する問題点指摘 (30 件)

- 博物館は資料を集めて見せるものなのに、展示物の購入が公益目的資産にならない仕組みのよう
で、資産として計上すると相償に反するとして認められないので別管理とする指導を受けました。
公益目的の為の資産の取得や公益目的を達成するためにすすめられる様にするべきです。出来な
ければ公益目的をどんどん減らす以外に道がないこととなります。
- 認定法に定められているが、遊休財産の定義については見直が必要と思っている。
- 特定費用準備資金関係のコントロールが難しい。
- 特定費用準備資金の審査基準が厳しい(現在、遊休財産となっている)。
- 特定費用準備資金の規程が厳しい。
- 特定資産により資産を保有するしかなく、用途を特定しない資産の保管方法があっても良いので
はと思う。
- 当財団は元々公益のためだけに事業を行っています。「遊休財産」と称されるような財産はありま
せん。全て公益事業とそれを運営するために必要な管理のための財産です。
- 将来的に、公益目的保有財産に含まれる特定資産を取り消す必要が生じる可能性があるため、遊
休財産の保有制限の柔軟な運用を願いたい(FAQ問V-4-⑧ 2 の柔軟な運用)。
- 将来の支払いのための積立金を遊休財産から控除すべきだ。
- 将来のストックができない。
- 修繕等の積立財産は、控除財産とすべき。
- 事業費が少なく、更に事業収益が少ない公益財団法人では、財政調整資金を保有しないと不安。
- 資産は必要として保有しているもので、新制度で遊休財産とみなされた場合、その保有制限を付
けられる用途の定められた特定資産(使用される予定が、近い将来ではないもの)を遊休財産と判
断されると厳しい。
- 財務的に余裕あるなら資金の有効活用といった観点からも、制限は必要ではあるが、総資産が少
ない中で、将来の運営上の備えにしていた積立資産が、具体的目的がないと遊休財産とされるこ
とに違和感を感じ、また公益事業費内とする基準も見直しを図って欲しい。
- 財政規模が小さいので変動に備えて現行の基準は厳しい。
- 財産を保有目的別に区分するための作業が、複雑でよく理解できない。シンプルでわかりやすい
ものにすることが最も重要だと思います。財産の保全体制など考慮した場合、もう少し保有制限
についての考え方を見直すべきでは。
- 公益目的として保有してる固定資産(絵画)の活用が、現状困難であっても、遊休財産とみなされ
てしまう。
- 公益法人である以上遊休財産の保有制限はやむを得ないと思われるが、大きく変化する時代に合

った事業を常に検討し、早期に実施していくことが公益事業の効果を高めることとなるというに視点から、控除財産と位置付ける条件を緩和するなどにより、遊休財産の保有制限を見直し、時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤を確保できるようにしてほしい。

- ・ 計画として時期等を決めることができないようなものもあり、それに備えるには遊休財産として保有する必要がある場合も想定される。
- ・ 基本財産が株式であり、収入は配当金であるため、無配の可能性が常にある。公益目的事業会計の一年分では、無配となった場合、継続支援している研究助成事業や奨学金事業に支障を来し、財団をたたむ処理をする費用すら出せない可能性もある。遊休財産が多い事の弊害は充分理解するので、せめて公益目的事業会計と管理会計を足した一年分の費用を基準として欲しい。
- ・ 関連資料等の購入をする上で、保有制限があると高額のもの購入が困難となる。
- ・ 学生寮建替のための資金の積み立てができない。
- ・ 安定的な事業継続のために、「事業継続準備資金」が別途必要(当該資金の上限を定めてもよい。)
- ・ もう少し保有制限の幅があってしかるべき
- ・ ある程度余裕資産を持っていないと、リーマンショックのようなことが起こった時、乗り切れなくなってしまう。
- ・ あまりにも複雑(建物設備等古くなった物を管理するのに控除・財産の調整が難しい
- ・ 1年間の公益目的事業費の範囲制限は、無理に特定資産等の内部留保に拠出されるか、無駄に物品購入に充てる等のそれは是か非かを考えさせられる。
- ・ 遊休財産の保有制限は、制度として当然考えられるべきものであると思うし、又、現行の基準も妥当な限度であると認識している。ただ、遊休財産額の対象から除外される「特定費用準備資金」の適用範囲をもう少し幅のある解釈で運用出来ないものかと考える。即ち、①公益目的事業を行うための準備金として②将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる財政基盤確保のための資金であって、③貸借対照表も特定資産に計上しており、④過去の実績や活動見込みから準備資金の限度額は適正な範囲に限られたものであっても、その資金をいつ使用するのか特定できなければ「特定費用準備資金」に該当しないとする現行の適用範囲を、公益目的性を重視して公益事業を安定的に実施するための備蓄資金であれば上記①～④の条件により特定費用準備資金とする等である。

4) 流動資産が控除対象とならないことへの疑問 (14件)

- ・ 良識的に考えるに、例え流動資産であっても、極めて短期の間に事業活動に費消することも当然にあるわけで、流動資産であるからといって直ちに遊休財産とされる理由を理解することができない。この基準の真意を問いたい。
- ・ 流動資産を基本金に移し替えざるをえないなど窮屈な資金運営にならざるをえない。もう少し基準を緩和してほしい。
- ・ 流動資産の前払金などは遊休財産の控除対象財産とすべきと思われる。
- ・ 流動資産の現預金は遊休財産と理解しているが、法人を運営するうえでは、限りなく多いほうが良いのではないか？
- ・ 年初の運転資金として、流動資産が必要なのに、この部分がが、控除できないので、年初におい

て、運転資金を固定財産から取り崩している状態である。当方の財産は土地・建物の占める割合が大きい。保有上限額の決め方は妥当とは思いますが、現預金がほとんどない状況で、遊休財産が多いと判定されるのは納得できない。

- ・ 中期的な資金計画の中で、時期により支払い助成金が膨らみ月次で流動資産がショートするケースもあり、ある程度の流動資産の余裕が必要である。
- ・ 収入が入る時期が年度末のものがあり、運営資金がショートしそうになったことがある。ため込むわけではないので、柔軟な対応ができるようにしてほしい
- ・ 事業規模が小さい所では、流動資産の保有制限の上限額は、厳しい。たとえば、公益事業費支出額が200万の場合は流動資産は200万円が上限となり、組織維持が厳しいものとなる。
- ・ 事業活動の原資が配当金であり、配当の不確実性を考えると、継続して事業活動を行うには、それに充当できる資金が必要。剰余金をその資金に出来ない現行法は問題である。小規模法人にまで適用すべきではない。
- ・ 公益目的事業遂行上、どうしても必要な商品在庫等が遊休財産に含まれる事。
- ・ 運転資金は多く確保捨ておいたほうが安定的な事業運営が可能となる。
- ・ 運営資金が足りない場合に備える資金としたい。
- ・ 運営に必要な運転資金までも、遊休財産に算入するような現下の運用は妥当とは思えません。

5) 保有上限額に関する問題点指摘 (90件)

- ・ 予定外の寄附等の収入があった場合、当年度で使いきれないことがあるため。遊休財産保有制限は公益事業、組織運営の継続性の観点から上限額を引き上げが望ましい。
- ・ 寄附金と会費が主な収入源であり、年度によっては変動があり運営資金確保に苦慮するので、2年程度は遊休保有財産で対応できるようにしたい。
- ・ 遊休財産額の保有上限額が単年度の公益目的事業に係る事業費に基づいて算出されるため、例え遊休財産の総額が毎年度変わらなくとも、事業費の少ない年度は遊休財産が保有上限額を「超過」したり、また、事業費が多い年度はそれに「適合」したりすることになる。そのような状況は法人の安定的運営や公益目的事業の安定的継続に支障を来す。ちなみに、本法人の場合、公益目的事業にかかる事業費は、最少の年度と最大の年度との差が約2倍になると推定されている。法人の安定運営や公益目的事業の安定的に継続のためにも、遊休財産の保有制限を緩和すべきである。
- ・ 遊休財産の保有制限自体は妥当であると考えますが、その上限はもう少し大きくても良いのではないかと考える。また、上限が当該年度の公益事業費用額であることにも疑問を感じる、例えば何らかの事情で事業を縮小する年度(事業全体の見直し行うなど)もあり得るのではないだろうか。
- ・ 遊休財産の保有制限は3年分程が妥当である。
- ・ 遊休財産の保有制限が年間公益事業費相当というのは厳しい基準だと思います。
- ・ 遊休財産の保有制限が公益目的事業の1年間分と定められている事は、継続的に公益目的事業を行っていくことを想定しているとは考えられない。また、法人を運営するため管理部門等の占める割合が大きくなっている。遊休財産の保有制限により運営が厳しくなる状況も考え得ると思う。
- ・ 遊休財産の保有程度を引き上げるべきである。法令上、遊休財産の保有限度額については、単年度の事業費の額まで保有できるとされているが、単年度の事業費額では不足の事態が生じた場合、

事業の継続に重大な影響が生じることが考えられることから、事業費の額の上限を引き上げ(複数年度分(2年度))、継続、かつ、安定した事業運営ができるようにすべきである。

- ・ 遊休財産と言われますがセンターには他に財源はなくいわゆる自転車操業を行っている団体です。月末締め翌月支払の財源確保が出来ない状況では正常な運営は出来ない。少なくとも3月分の支払財源がなければ運営が厳しい状況となります。今現在は1月分の支払財源がやっという現状です。特に公共の仕事をした場合翌々月払いとなるため他の資金を回して会員の配分金の支払いに充当している現状です。
- ・ 遊休財産が公益目的事業費1年分の限度内と決まっているが、収支相償を順守していけば正味財産は目減りしていく事となる。
- ・ 法人経営をするうえで最低限の資産は必要である。また、業種・個社ごとに大きな開きがあり最大公約数で保有制限を規定するには無理がある。
- ・ 法人の事業内容により内部留保の多寡は変わると考えております。
- ・ 法人の安定した運営の面から遊休財産の保有制限を複数年の事業費相当額にしてほしい。
- ・ 法人が必要以上に過大な財産を保有することがないようにという立法の主旨は理解できるものの、保有制限が1年度分の事業費相当額ということでは、万が一収入が途絶した際の費用を償う額としては当然に不足するものであり、将来にわたって持続的かつ安定的に事業を実施することが困難となる。このため基準としての合理性が認めにくい。
- ・ 法人が安定的に事業を行い、新規雇用を図るためには3年程度の事業費相当分の保有を認めてほしいと思います。
- ・ 法の考えは理解出来るが、運営のうえで毎年一般正味財産が減少している状況であり、将来的にある程度保有しておきたい。
- ・ 保有制限自体は妥当であると思うが、事業型法人の場合は、年度により、事業収益や費用が変動するので、その都度、上限額が変わる。遊休財産額に変動はなくても、上限額が変わることにより、判定が適合となったり、非適合となったりするという矛盾が生ずる。
- ・ 保有制限額の2倍ないと運営上余裕がない。
- ・ 保有制限額が「1年分」の公益目的事業費相当額となっているが、当法人の収入は金融資産運用収入および寄附金収入が大部分を占めており、安定した運営を確保するためには「3年分」程度の保有を認めてもらいたい。
- ・ 保有制限はもう少し余裕があってもよい。
- ・ 保有制限が年度分の事業費相当額となっているが、もっと増やさないと大幅な赤字に対応できないのではないかと。
- ・ 保有制限がいくらかは、法人の規模によって違うと思う。
- ・ 保有上限額が厳しすぎると感じる。一般法人並みとは言わないが、ある程度のフローを認めるべきではないか。
- ・ 配当金を財源としている財団では、せめて事業費2年分の遊休財産としてほしい。
- ・ 年度収入が安定しない当法人は、収支の振れが大きく、もう少し保有制限を緩和して欲しい。
- ・ 内部留保金の制限は理解できるが、運転資金を含めて事業実施のための資産は必要不可欠であり、内部留保は公益目的事業費一年分程度では十分とはいえない。

- 特に喫緊の問題ではないが、単年度の事業運営費を、当該年度の寄附金等で賄う法人にとっては、公益事業事業費1年分の制限では、いざとなった場合(収入不足等)の対応に不安がある。事業の継続性等を考えると最低でも2年、できれば3年くらいのパufferがあるとうりがたいか。
- 当協会は、収入が不安定であることから保有制限枠の緩和措置を期待します(たとえば、資産総額の50%以内)。
- 当会のような小さな公益社団法人としては、1年分の公益目的事業費の金額しか予備として持てないことは、非常に不安であり、もう少し余裕がないと、新しいことに取り組めない。
- 長期金利が低い状態が続く中、将来にわたり安定的に助成事業が実施できるよう、制限を緩和していただきたい。
- 長期な事業を計画するに不都合である。寄附や受託事業における収益資金を引当金にする計画が実行できないおそれのある事業計画を立てるに先立ち、試行錯誤的な事業の運用は禁止的な効果を生んでいる。大きな経済変動が生じた場合、利金収入が大幅に変動する可能性があり、1年分の公益目的事業費以下という保有制限では、安定的に事業を行うことが難しい。
- 多額の遊休資産を保有している法人はともかく、数十万円規模の遊休資産があってもチェックされるのは不満である。
- 制限額は、公益目的事業会計及び法人会計の費用額としてほしい。1年間安定的に法人を運営するために。
- 制限が低い。
- 少なくとも毎年の事業資金の3年分は確保しておくべきだと思うので、もう少し保有制限を緩和すべきだと思う。
- 将来の収入減に備え、もっと上限が緩和されてよいと思う。
- 奨学事業を行っているので、遊休財産の保有限度額により年度当初の貸付金等に支障をきたす。
- 奨学事業など、安定的な実施が必要だが、外貨建て債券で運用すると、どうしても収入が一定しない。当財団では、余った分は指定正味財産としており、言葉が違っただけで意味がない。
- 収入の大半を指定管理者事業としている団体にとっては、その事業の増減によりその都度変更を余儀なくされるため。
- 収入の多くを株式配当金に頼っている現状において、配当金が減少した時に事業を継続させるための余裕が1年分しか持てないことは、安定した事業運営にとって大きな制限となっている。
- 収入に変化をきたしやすい事業の性格から、事業運営=団体運営については、1年分の余力の資金保持では定常的な事業の実施が危ぶまれる。
- 収益事業を持っている法人として、保有上限額が公益事業費の1年分というのは窮屈すぎる。2年分ぐらいあってもいいのでは。
- 収益事業を行わない公益法人にとっては、一定の保有財産がないと将来的な運営資金が確保できない恐れがある。たとえば経常費用の〇%以内というような基準を定めて遊休財産が膨大にならない範囲で翌年度の繰越金を認めた方がいいのではないか？
- 収益事業がほとんど無い所では、余裕がなさすぎる。
- 趣旨は理解できるが、経営環境は場合によっては大きく変動するため、1年分のリザーブでは少なすぎる。

- ・ 質問4での回答理由により、保有制限の上限をもう少し緩和してほしい。自然災害などにより事業活動の規模に影響を受け、計画未達の年度もある。もう少し制限を緩めてもよいのではないか。
- ・ 持続的かつ安定的な公益目的事業を運営するにあたり、現行の保有制限は少なすぎる。いったん認定され、適正に運営している公益法人は遊休保有財産の制限を撤廃していただきたい。そこまですぐ管理される必要性を感じない。
- ・ 事業費支出の100%ではなく、管理費支出をも含めたものの100%としなければ、年度初期の管理運営費支出が厳しくなる。
- ・ 事業規模の2倍は欲しい。
- ・ 事業活動の1年分であり、事業の継続に不安がある。
- ・ 事業を安定的に、長期的に推進していくためには、遊休資産の保有制限を緩やかにしてほしい。
- ・ 資産運用収入が年度により大きな増減があるので、できる限りの遊休財産を確保しておきたい。
- ・ 昨今の経済状況等鑑みて、事業費1年分ではなく、2～3年分は確保すべきと考える。
- ・ 財務収入で順調な時もあるれば、リーマンショック時のように運用収入が激減する時もある。法人(going concern)である以上、もう少しゆとりを持たせてほしい(特に入力書式の別紙4で剰余金発生時の処理について)。
- ・ 財務基盤として1年分というのは難しい。長期的に考えれば安定した財務基盤を持ってほしい。
- ・ 財団法人は、本来、金融資産の果実によって事業を行うべきだと思うが、今日の状況では望むべくもなく、寄附金に頼らざるを得ない。寄附者も常に安泰とは限らないので、最悪の場合でも、2～3年間は法人の運営ができるよう、相応の遊休財産の保有を認めてほしい。
- ・ 財団を運営する上で法人会計は必ず必要なものであると思われるが、保有制限は一年間の公益目的事業費だけを対象としているのは、無理があると思われる。
- ・ 財政調整のための資金はある程度必要。1年分の公益事業費額が限度というのが理解できない。
- ・ 公益目的事業費用1年分は厳しい。
- ・ 公益目的事業費の年額が低い財団は何かあれば1年で潰れてしまう。少なくとも数年は維持できる基準にしてほしい。
- ・ 公益目的事業費の2～3年分の保有を認めてほしい。
- ・ 公益目的事業の1年分は少ない。より事業の充実を図るためには少なくとも2、3年分は必要だ。
- ・ 公益目的事業の1年度分の上限を2年度分としていただきたい。
- ・ 公益事業のみの場合、ある程度遊休財産がないと存続が難しい。
- ・ 公益事業であっても、事業として行っていくためには、ある程度の資金運用が必要である。
- ・ 現状問題はないが将来収益が改善し、収入の変動に対応できるよう経営を安定させようとする問題が生じることもありうる。
- ・ 元々学会には「遊休」の財産が乏しい。健全なキャッシュフローを確保するためには保有制限を引き上げることが必要である。
- ・ 県からの委託費、補助金等が毎年削減されているので、事業費の2～3年分でもよいのでは？
- ・ 建物や設備の将来の更新(中期・短期の具体的な計画がない段階での構想)に対応するために、資産を内部に留保する限度として、公益目的事業年間事業費が限度では、施設・設備の更新時に多額の借入が必要となり、資金計画が難しくなるのではないか。

- ・ 経常支出の1年分以下の財産保有高であれば、遊休資産に該当しないと、一応は線引きをしているが、事業運営の中途には特定資産の取り崩しの必要が生ずる場合もあり得るので、保有制限の特例規定等も必要なのではないか？それが、フレキシブルな法人経営に繋がるのではないか？
- ・ 規制が必要なのは理解するが、上限額が1年間の公益目的事業費というのは、当該の1年間で事業費の執行状況が低い場合、当然資金もあまり、保有制限に抵触してします。よって、上限額の基準が妥当と思えない。
- ・ 基本財産の運用収益が変動するので、遊休財産の保有制限を上げていただきたい。
- ・ 管理費も抑えるよう心がけており、遊休財産が増加し事業費を上回ると現行制度では認められないことに賛同できない。
- ・ 安定的な収入の確保が難しいとき、事業を継続するために遊休財産をもう少し持つておきたい。
- ・ なぜ1年分の事業費の額に制限するのか？限度額は、管理費も含めての1年分の支出額にしてほしい。本財団では、事業費支出が少なめだった年は年度末に特定資産(定期預金など)を取得し遊休資産の保有制限をクリアしている。しかし、年間収入(寄附金)の入金が入金が7月末～8月に集中するのに対し、事業費・管理費の大半を4～6月に支出する構造なので、遊休資産が少なめだと4～6月に運転資金が不足し、結局は特定資産を取り崩すことになってしまう。しかし、特定資産の取得・取崩には理事会の決議が必要なため、まったく小回りがきかず、大変面倒である。
- ・ とにかく法人内部に資金を留保させないことが新制度の狙いと思われるが、助成財団の場合、事業を安定的、継続的に実施していくためには、遊休財産として3年分を認めてほしい。遊休財産の計算根拠を1年分の公益事業費+法人運営費としてほしい。
- ・ せめて3か年分程度は許容されて然るべき。
- ・ ある程度の変動リスクを想定すると、1年分というのは少なすぎると考えます。
- ・ あくまでも感覚的ではあるが、公益目的事業に係る費用だけではなく、法人の費用全体の1年分以内程度が望ましいと思う。
- ・ 3年分程度は認めても良いのではないかと思う。
- ・ 1年分の費用が上限であることには、無理がある。せめて2～3年分の余裕資金は必要。
- ・ 1年分の事業費相当では事業の継続の面から不足。少なくとも2～3年分相当にしてほしい。
- ・ 1年分の活動費しか、置いておけないのは、円滑な法人運営に支障をきたすと思います。
- ・ 景気の低迷で収入の確保が難しい中では、1年分は不十分。3年分程度の保有としてほしい。
- ・ 1年間の事業費額が上限というのはナンセンス。経済環境によって年度でボラティリティがあるのが普通。1年分しか流動資産を持ってないのは非現実的。上限としては少なくとも3年分は必要。
- ・ 1年間の公益目的事業費の範囲とするのは厳しすぎる。事業規模にもよるが数年間の幅があってもよいと考える。財務基準を厳しくするのは、問題がある法人があるからであろうが、こうした法人は国・県・市町村の外郭法人など、天下り受け血法人などが多いのではないか。圧倒的に多いとされる小規模法人(資産・人数)も同一基準で縛られるのは疑問である。
- ・ ①遊休財産の保有制限額が一事業年度というのは短期間すぎる。当財団は会員から会費を徴収し福利サービスを提供しているが、事業を廃止する場合、1年間分の公益目的事業費用額では会員側に対応措置を取るための猶予がなく無用な混乱を招くと考えます。予告をした上で数年掛けて廃止するために、数年間対応できる遊休財産枠が必要と考えます。②特定費用準備資金の該当要

件が厳格すぎる。事業を発展拡大させていく上で、現在具体的ではなくても新たな事業を追加していく可能性が高い。現在の規定では具体性のない事業の資金は控除対象財産とならないが、例えば、公益目的事業費の一定割合までは用途を公益目的事業に限定し将来の単なる備えや資金繰りに保有できるようにする。当財団の遊休財産は、将来の資金繰りや新事業に備えるため長年にわたり積み上げてきたものであり、本来の目的に沿った用途に限定する条件を付与し資金保有を可能にすべきと考えます。

- ・ (理由)公益目的事業の1年分の事業費という基準が理解に苦しむ。公益法人の維持運営には、管理費も必要であるし、収益事業を実施している法人もある。これらを含めた額、もしくは公益目的事業の2～3年分の事業費などの基準に改めることを希望する。

6) その他のコメント (28件)

- ・ 遊休財産の保有制限内であっても、一つの公益目的事業しか実施していない法人では収益財源が限られおり、財産を保有できる要件も制限されているため、判定結果に重要性を感じていない。
- ・ 遊休財産の保有制限の主旨は理解するものの、公益目的事業の規模は会費収入や受託事業など景気動向や入札結果など対外的な影響を受け、大きく増減することが考えられる。そのため、従来基準では公益法人が長期的に安定的な事業運営を行う上で支障になる恐れがある。例えば、判定基準は従来通りで行うものの最終判定を複数年の判定とする(3年から5年程度)あるいは、保有制限の上限額を拡大(従来2倍程度)するなど、柔軟な対応ができる基準を望む。
- ・ 遊休財産がある程度ないと、組織として維持できないのではないのでしょうか。企業に剰余金が認められているのであれば、公益財団であっても認められてもよいのではないのでしょうか。公益というのは不特定多数の利益のために資する活動なものですから、財団が解散することの方の地域への影響が多いと考えられるのではないのでしょうか。市ができないことを財団が行っています。遊休財産も将来の事業のためにあるものであれば、組織を存続するためには必要なものであって、一概に制限を加えるのはおかしいと思います。目的によるのではないのでしょうか。
- ・ 遊休財産が、いまだによく理解できない。
- ・ 未収、未払のため財政が苦しい。
- ・ 保有制限自体は妥当と思うが、認定後に遊休財産を増やすことができない(収支相償条件のため)。
- ・ 当法人のように小さな財政規模しか持たない法人にとっては、運転資金にも事欠くことがある。
- ・ 制約せず、自由にさせるべきだと考える。
- ・ 小規模法人の場合、経理が煩雑になると思われる。
- ・ 将来を考えて、財務的基礎を確かなものとしたい。
- ・ 将来のことを考えると、多少の有給財産は必要。
- ・ 収益事業も活発に行う大規模法人に対してのみ詳細な基準でチェックしてはどうか。
- ・ 収益が少なく事業費も多く使えないのに、遊休財産の保有制限があると、お金がないのに使わないといけないということになり、運営が厳しくなる。
- ・ 質問4及び5に記載したように、公益目的の種類によって、基準を分けるべき。また、会計基準がすべて単年度主義に陥っているのでは？
- ・ 事情により異なる場合がある。

- ・ 事業の拡大が極めてやりにくい。
- ・ 事業の安定性。
- ・ 財産が多い法人は不利になっているのでは？
- ・ 国の委託事業や補助事業は当該年度末に証憑を揃えて確定検査を受け翌年度に入金される。制度の要綱等には期中の分割支払いができること記載されているが、実際には支払われず、銀行等からの資金繰りが必要となるが、その利子等は財団の負担となる実態があり、事業規模に応じた保有財産が必要であり、緩和を望む。
- ・ 公益目的事業を実施する小規模団体、財源の多くを寄附金等に依存している現状があり、協賛企業等の寄附金等は、景気に左右されるので事業年度によって差がある。小規模で、寄附金に依存して、公益目的事業のみを実施する法人にこの制度は関係ないとの思いです。
- ・ 公益事業の推進を図る中で、長期の安定的運営を考えたときには、もう少し緩和すべきと考える。
- ・ 金融機関からの融資を受ける場合の条件、手続きがきわめて厳しため。
- ・ 業務内容や法人自体の特異性、規模等を考慮し、より実態に合った基準があった方がいいのではないかと考えられるからである。
- ・ 協会に余裕がなくなる(財務の点)。
- ・ 会費の収納までの運転資金が足りない。
- ・ 運営努力をしなくなる。
- ・ 以前は内部留保額の基準があったが、当財団としては、上限が大きくなったので、今のところは支障はない。
- ・ 「収支相償」「公益目的事業比率」をしつつ、公益法人の事業を永続的に行うためには、(毎年度の収支は、変動が大きいですから)財務基盤が盤石でなければなりません。その一番は、国などから多額の補助金を確保することだと思います。しかし、そんなことができない、当法人のような法人は、財産を蓄えることでしか、将来に備えられません。概ね1年分しか保有できない現制度は、妥当とは思えません。

7 質問9 公益法人は、事実上「平成20年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっています。同基準について、「難しい」「わかりにくい」「煩瑣である」など何らかの不都合はありますか。

1) 損益計算ベースから生ずる問題指摘 (34件)

- ・ 理事会等で理事・監事に説明するのが大変。16年度会計の計算書を別添つけるよう何度も依頼されている。
- ・ 理事会、評議員会では、ほぼ会計の内容を理解できない状況があり、収支計算書のみが理解可能な状況。
- ・ 理事・評議員への説明に従前の収支予算・計算書を作成する必要がある。
- ・ 理事・代議員・会員への説明が難しい。(従来は16年基準で処理・説明をしていました)。
- ・ 役員が従前の予算書決算書様式に慣れているため、説明が難しい。
- ・ 役員から判りずらいとの意見があり、別に資料を作成して説明している。
- ・ 法人管理する上で資金ベースの収支計算書を作成していますが、予算管理が難しい。
- ・ 補助金を受けていることから資金収支決算を行う必要があるが、20年基準では会計別ではなく実質でもって事業別に決算することから、異なる二つの決算書を作成しなければならず大きな負担。
- ・ 平成20年公益法人会計基準により作成した財務諸表だけでは、評議員、理事を含む当法人の関係者への理解を得ることは難しいため、旧来の様式による決算書等も用意しなければならず、結果として、今までより短期間で複数の計算書類(財務諸表等)を作成する必要があり、事務処理の負担が大幅に増大した。
- ・ 評議員会、理事会での説明に際し、理解を得にくいので、別途説明用資料を作成している。
- ・ 損益ベースや会計単位が16年基準と違い行政庁からの補助や委託を受けている団体は独自に収支ベースや一般や特会の決算書を作成するため事務の増加や整合性の面で不都合を感じている。
- ・ 損益ベースと収支ベースの科目の括りが統合されておらず、一定の支障は生じている。
- ・ 正味財産ベースで決算するが、収支ベースでないと実際の金額が見えにくい。→このため、当協会は財務担当理事や理事会報告用に収支ベースの決算も作成している。
- ・ 従来は収支予算、決算の方が説明しやすい。増減計算書方式は事業の内容の説明が分かりにくい。
- ・ 従来は収支計算の方が短期的には財政の健全性を把握しやすい。昨年度末のように保有財産の評価額が増した場合、実態にそぐわない数値が示される。
- ・ 収支決算報告について、社員への理解浸透が図りにくい。
- ・ 収支計算書を作成しなければ監事、理事等への説明が不十分になる。公益法人での損益計算の必要性は少ない。
- ・ 収支計算書は資金繰りの管理の上で必要不可欠であるので、適切な作成方法についてもっと検討し、指導するべきだ。
- ・ 収支計算書と正味財産増減計算書との関係についての知識、指定正味財産に関する知識及び仕訳を会計ソフトに入力・配賦等するための知識も必要となるため、とても難しいと感じている。
- ・ 収支計算書がないと、単年度の次期繰越金の額が明示されないため、説明しづらい。

- 収支計算が正味財産計算書であることから、収支計算書と突合しない部分があること。
- 収支ベースの予算・決算がないため、大きな財産の動きがある投資活動の状況がわからない。
- 事業計画、予算の積み上げ(補助金の申請・報告)には小科目が必要で16年度会計基準に則っており、二度手間である。
- 資金ベースの収支計算書の作成の是非。とりあえず25年度予算は作りましたが、25年度決算、26年度予算については今後検討としております。
- 財団の管理費は公益、収益各事業に按分して計上する基準になっているが、評議員会、理事会で管理費全体が把握しにくいとの意見があった。別紙として按分前の収支を添付して説明している。
- 行政からの補助金についての経理処理と整合性が表現しにくい。
- 県から補助金を受けている付属施設の会計報告が按分前と按分後のダブルスタンダードになる。
- 区から補助金を受けているが、区の会計制度と違うため、決算書等、提出書類を別途作成する必要がある。
- 管理費について、収支相償との兼ね合いから、その多くを事業費にしているため、法人としての管理費率が著しく低下し、外部からの事業を受けるにあたって支障がある。管理費は管理費として、公益目的事業費として認めてほしい。
- 一般の会員にとっては、難しいしわかりにくい。よって、当法人では、旧形式の決算書も併せて作成し、総会資料に添付している。従って作成する書類の数が増え、煩瑣である。
- 20年度会計基準に則った予算・決算書と、国庫補助金の実績報告の様式に違いが有り過ぎ、複雑かつ理解に苦しむ。
- 20年基準会計と補助金管理の関係。
- 16年度の会計基準の方が、役員にとっても支出内容が分かりやすいと思われる。

2) 会計区分・資産区分に関する問題指摘 (85件)

- 法人会計を区分会計する必要はないのではないか。
- 法人会計の列は財務全体を見るとときに不必要。法人は事業のために働いているのだから、法人会計を別扱いする必要は無い。
- 法人会計の存在。
- 法人会計の赤字が解消できない。公益目的事業比率の高い法人や収益事業を実施していない法人では、法人会計の区分をする意味がないと思われる。
- 法人会計の区分が不明確で区分作業に時間を要している。区分する必要性があるのか疑問である。
- 法人会計の概念は必要ないのでは。内部管理会計でコーポレート勘定が必要ならつけばよいのであって財務会計で必須にするのは「見える化」が進む現在に反する。わかりにくくしているだけ。
- 法人会計の意義が分かりにくく、評議員会等での説明に苦慮する。分けて管理したい事業が多い場合、各担当者が公益・収益・共益・法人の区分をする必要が生じる。帳票の枠も多くなる。
- 不都合を感じている(※具体的な不都合の事項があればご記入ください。)現在の正味財産増減計算書の形式は、事業や団体の運営の費用を賄うためにどの財産を用いたかが分かりやすい一方、縦一列で一般正味財産の部と指定正味財産の部を表示するよう指定されていることにより、正味財産の増加額が容易には把握しづらい。USGAAPのStatement of Activityをみると、一般正味財

産の部と指定正味財産の部を別列で表示した上で、さらに一般正味財産の部と指定正味財産の部の合算値も表示する形式である(下記リンク先サンプル参照)。このような表示をすれば、現行形式の長所(=どの財産を用いたかが分かりやすい)を維持しつつ、合算値で正味財産の増加額を表示できると思われる。

http://www.cof.org/files/Documents/WebNotebook/December2003/ABC_Sample_FS.pdf

- ・ 煩雑でわかりにくい、損益ベースで捉えるのであれば、目的別事業会計と法人会計の区分は必要なのか疑問である。
- ・ 煩雑である。特に法人会計の必要性について理由がまったくわからない。間接・的であっても、事業実施に必要な経費については事業費ではないだろうか。中でも公益事業のみ実施している法人における法人会計の役割は何であろうか。また、これだけ難解な制度であるのに、会計士や行政庁によっても見解が違い、どこに相談して良いやらわからない。
- ・ 煩雑である。公益目的事業のみ実施する法人には、法人会計は不要である。会計ソフト上で、配賦費用について、ケアレス入力ミスをした場合、間違いを探すのが一苦勞である。(例えば電話料100を、各会計区分に配賦した場合の値は、恣意的な数字であり、意味がない数字である。会計区分がひとつならば、100の差額が発生したら、電話料が怪しいかもとチェックの対象になる)。
- ・ 内部取引消去の考え方になじめない。
- ・ 特別会計を設けた場合の内部借入、内部貸付、資金の精算が煩雑。
- ・ 特別会計が設置できない。
- ・ 特定資産の管理が難しい(特に債券を購入した場合)。
- ・ 特に指定正味財産の支出に関する会計処理取扱。
- ・ 当財団は、奨学金の貸与事業を行っており、毎年増加一方です。この増加に対応する為、貸与奨学金準備金なる勘定科目を設け、支援企業からの寄附金の内、増加予定分を繰り入れしています。この貸与奨学金及び貸与奨学金準備金は、共に特定資産の指定正味財産と位置付けしている所ですが、正味財産増減計算書(指定正味財産の所)と貸借対照表の指定正味財産が、上手行きません。奨学金の貸与(出金時)と貸与奨学金の返済(入金時)の処理で、他の財団の会計処理をご教授頂ければ幸いです。
- ・ 他会計振替についての考え方、やり方が複雑、不明確。
- ・ 正味財産増減計算書内訳表の会計別正味財産期首残高の記載を求められているが、前基準は会計別となっていないため、どのような基準で算定すべきか、そもそも必要なのか、判然としてない。
- ・ 正味財産増減計算書の内訳書において横の勘定科目(事業費、管理費)に加えて、縦の事業内訳(公益事業、法人管理)で区分する意味が分からない。あの0の羅列を見て誰も変だと思わないのが不思議。
- ・ 正味財産増減計算書の資産の部分が分かりにくい。
- ・ 正味財産増減計算書、貸借対照表に各々内訳表が要求されていること(特に貸借対照表内訳表が必要なのかどうか)。
- ・ 小規模財団では事業区分別正味財産増減計算書は手数を掛ける意義を感じない。認定申請時に、いくつかの事業をまとめて認定された法人と実態は同じなのに差が大きすぎる。
- ・ 小規模な団体の場合、内訳表などの諸表作成が煩瑣である。

- 小さな組織なので、特に人件費なので案分が難しい。1人の人間が複数の部分に係るので。
- 従来の財産に事業費・管理費の色分けをして管理していたわけではないので、ここで急に色分けしての管理を要求されたこと。
- 収益事業等利益を50%を超えて公益事業に繰り出した場合、貸借対照表の内訳表まで作らなければならないことは余りにも非現実的。経理はきちんとしていても資金繰りはどんぶりでやっているのが現実かつ一般的。
- 収益事業を全く行っていない財団です。公益目的事業会計と法人会計において、決算では分けて収支計算しているが公益目的事業会計の赤字が膨れ上がりどのように処理をした好いかを担当機関に問い合わせたところ、「単年度予算なので関係ないからそのままよい」との回答であった。果たしてそのまま良いものなのか疑問である。
- 事業目的別に会計処理を行う便益と法人会計に区分する便益が不明。
- 事業毎の詳細な経費がわかりにくく、予算を策定するにも別途集計が必要になる。例えば、刊行事業の印刷費といっても、何の印刷費(Aの冊子?Bの冊子?)かは明示されない。
- 事業毎に分けることで複雑になり、事務量が増えた。
- 事業費・管理費の区分と、法人会計の区分が二重になっており財務諸表が見辛く、無駄。
- 事業・法人会計別の経理など、収益事業を行わない法人にとっては、必要以上に煩雑な事務を強いられている感があります。
- 事業・法人会計と分ける意味は?
- 指定正味財産の部が分りにくい。
- 指定正味財産と、一般正味財産の仕訳処理。償却原価法に伴う有価証券の経理処理。公益目的事業会計と法人会計の仕訳処理。
- 指定正味財産で時価評価をしている有価証券の償還時の入れ替え時に生ずる差額の処理(新購入債権時価がオーバーパーのとき、従来の満期有価証券@100円で償還。)
- 指定正味財産、一般正味財産、基本財産、特定資産等、理解しにくい。
- 指定と一般の区分は大規模法人は必要であるが、小規模法人は一般区分のみの簡易会計基準でよい(表示も含め会社より難易度が高すぎる)。貸借対照表の財産管理を適正に処理すれば充分。
- 市民に広く開示をしていくという公益を目的とする法人の趣旨から言えば全体的に相当分りにくい。特に指定正味財団と一般正味財産の考え方。運営に関与しているメンバーや会計のプロからしても分りにくいとの声が多い。
- 三つの会計区分(公益、収益、法人)への分類や按分が非常に煩雑である。
- 公益目的保有財産は原則取り崩し不可であるが、当財団は社債を購入している。満期償還され、新規に別の社債を購入した際の財産紐付けが煩雑と思っている。
- 公益目的事業毎に区分して会計処理を行わなければならない。
- 公益目的事業会計等の共通事項は、どのタイミングで個別の公益目的事業へ振替えればよいかわからない。
- 公益目的事業会計と法人会計を分ける必要があるのか疑問。
- 公益目的事業会計と法人会計の区分が分りにくい。
- 公益目的事業会計、法人会計の管理はわかりにくく、煩雑である。

- 公益目的事業会計、法人会計など、区分経理をすることは、手間がかかるだけで、法人には何のメリットもないものと思われる。
- 公益目的事業を4つに分けているが、事業費率に基づく按分が多く、大変煩雑になっている。
- 公益目的事業の収支が今後ずっとマイナスである場合、そのマイナス財源の補てんはどうすれば良いかが分からない。
- 公益目的事業のみを実施しているが、事業間接費である管理費を法人会計に区分することで、会計処理が煩雑となっている。
- 公益目的事業のみの法人については、事業会計と法人会計との区分が、運営管理上意味がない。
- 公益目的事業が唯一の事業であっても、公益事業会計と法人会計に分離して資産・費用を会計処理しなければならないのは煩瑣。
- 公益目的事業が一つの場合に法人会計が必要か？
- 公益目的事業1本で法人会計との区分経理を求められ、経費の配賦は分かりにくいし、煩瑣であり、相当の労力を必要とする。公益事業1本の場合、区分経理を要しない方向に改めることはできないか。
- 公益目的事業、収益目的事業を区分する業務が増え、それに伴いさまざまな事務処理が増大した。
- 公益目的事業、収益事業、法人会計への費用配分の煩雑さ。
- 公益目的会計、法人会計に分けて配賦するのがややこしい。また周囲にもわかりにくい。
- 公益法人会計と法人会計の収入部分の比率が不明確である。(延べ2団体)
- 公益法人会計、法人会計、収益会計と複雑になり、少人数で事務を行っているが、事務処理が煩雑で苦慮している。一般企業のように、複式簿記による会計にして簡素化してほしい。
- ①公益事業区分が細かすぎ分類が煩雑、②予算設定後の新規事業の扱いが厳格すぎる、③経費の公益配分原則が明確でない、④会計ソフトの研修が不足し経理区分判断で混乱しやすいなど。
- 公益事業の中の各事業毎の配分は不要ではないか。また、法人会計もこれまでのように管理費として扱えばよいのではないか。
- 公益事業のみを行う法人については、法人会計は不要とすべきである。経費の移し替え等事務手続きの煩雑を招いている。
- 公益と法人会計の区分が煩雑で分かりにくい。
- 公益と法人に分けるため、間違いが生じ易い。
- 公益・収益・法人会計別の預金(通帳)管理に苦労している。
- 公益、他1、法人会計にまたがる同日開催の単一事業にかかる支払において、会計区分毎に仕訳処理することが面倒である。
- 公、収、法の3つの会計で、日々の実務を行う事はかなり煩雑である。
- 区分経理が煩わしい。
- 区分経理、配賦基準。
- 区分会計を行わなければならないので、とても煩雑です。公益認定を受けることを第一優先にしたために、公益目的事業を複数本にしました。とても後悔しています。せめて1本であれば、少しは楽だったのであろうと感じます。また、「配賦」を行いますので端数の処理に手間取ります。
- 管理費(法人会計)を区分するための事務負担が大きい。どのような割合で区分するか、根拠の設

定も困難である。

- 各会計毎の仕訳処理について、もう少し具体的にモデルを示してほしい。
- 各会計にまたがって発生する費用の認識基準や配賦率の妥当性の解釈の差異。
- 会計区分をまたぐ振替において諸口を用いるが、各会計でその諸口が相殺されずに積み上がっていくことに違和感を覚える。また収入のない公益および法人会計の収支がマイナスとして積み上がっていくことにも同様の違和感がある。
- 会計を分けなければならないので。
- 会計ごとの処理のため、伝票枚数が多い。
- B/S で公益目的と管理目的保有財産を分けたり、P/L では公益目的会計と法人会計に区分経理をするようになったが、区分経理を全ての法人で行う意味合いがわからない。
- 70%以上を公益事業に使用すること、という指定のもとで受け入れた寄附金を指定正味財産として処理する場合に処理の仕方がわかりにくい。
- 「法人会計」の存在意義がわからない。(理由)事業費と管理費の両方にまたがる共通経費の経理処理が発生し、煩雑となった。
- 公益認定の基準は制度自体の根幹に関わるものであり、運用基準が厳しいのは理解できるが、当法人が新規設立ではなく、民法法人からの移行なので、会計用語の難解さや仕分けの違いなどにハードルの高さを感じる。第1に、会計は正味財産増減計算書を3区分し、仕分けのたびに、人件費、物件費のすべてを3区分するが、合理的な決定と举证責任が法人にあることで、細部にわたる実証の基礎となる公益目的事業への従事実態の割合に応じた配賦計算は煩雑なものがある。第2に事業年度において生じた剰余は収支相償の原則により、公益目的事業比率の計算において特定費用準備資金として計上するが、公益目的事業の活動計画立案に苦慮する。こういった制限のもとでの法人経営は、会費、寄附、助成金、補助金をもって活動運営を行う法人にとって、自治体の緊縮財政による連続するマイナスシーリング、日本の寄附文化の難しさもあって、維持存続のための財源確保が課題となっている。
- 会計区分が非常に煩雑で手間がかかる。また、配賦基準があるため、外部からは理解がかなり困難と思われる。

3) 小規模法人や単一事業法人の取扱に配慮を求めるもの (21 件)

- 予算規模が小さい公益法人においては、H20 公益法人会計基準の区分けが細かすぎると感じている。簡略化できないか。
- 問いにあるように「事実上」会計基準を強制されている。会計業界からビジネスチャンスとしてファックスが飛び交っている。当財団はやむなく外部委託に踏み切った。小規模財団にとって会計基準は重装備すぎないか。
- 難しい。規模別に又は事業内容別に簡易な方法等(従来から採用している基準を含む)で行う会計処理を認めることで、過度な事務負担を避けられる。
- 当財団は2名体制の法人ですが、新制度の会計になって、日々の仕訳業務から、大変煩雑になり大変手間がかかっています。
- 中小法人に不必要な負担をかけている。

- ・ 団体の規模の大小に係らず同一性を要求される。
- ・ 単一事業のため基準の緩和が必要。
- ・ 総資産 25 千円規模の団体にとっては煩瑣すぎる。
- ・ 事務所では、少数の人員でしかも高齢者で行っています。20 年度会計は分かりにくい。
- ・ 事業費の少ない所も、同じ基準では管理費のウエイトが上がる。
- ・ 作成すべき内訳資料等が多すぎる。小規模法人には免除の特例ほ設けてほしい。
- ・ 規模の大小にかかわらず同様の基準を要請する点。
- ・ 規模の小さな法人にとって、定期報告等の資料作成の事務作業が非常に煩雑だと思います。
- ・ 規模の小さな財団では、会計処理が複雑で大変である。簡易な処理の導入も必要ではないか。
- ・ 慣れればよいのかも知れないが、報徳に関する法人としては旧法の方がよい。
- ・ 学資貸与しか行ってない団体にとって余り細かすぎる
- ・ すごく大きな不満では無いが、一般の会計基準をベースとしたものになるとありがたい。別個に会計基準を作るのではなく、一般の会計基準をベースとして、最低限必要な補足をさせるようにはできないだろうか？
- ・ シンプルな事業形態の法人が、必要最小限のシンプルな作業(管理費です)で状況を認識いただける情報という観点で考えて頂ければ大変ありがたく存じます。
- ・ 1 取引 2 仕訳で事務量増大。公益目的事業 1, 2, 3・・・や法人会計等の配賦が煩雑。
- ・ 理事会等で理解が得にくいところがある。
- ・ 理事会等で説明しにくい。専門知識のない理事、代議員にはわかりにくい。

4)理解が困難、複雑、事務負担大を訴えるもの (207 件)

- ・ 理事会、社員総会の説明。
- ・ 理解できない。専門過ぎて素人集団では対応が難しい。
- ・ 理解が難しい。法人の性質と会計基準が合わない。事業収入が確定的でないので支出との関係が難しい。
- ・ 用語等が難しく、素人には重荷となっているため会計士さんのサポートに頼ることが大である。
- ・ 余りにも煩雑であり、会計泣かせである。事業結果報告の電子申請も素人には理解出来ない難しさである。
- ・ 役員には理解しづらいようである。
- ・ 問われるまでもなく、すべてにおいて不都合だと感じている。どこの法人様も同じじゃないですか？愚問ですよ？
- ・ 満期保有目的有価証券であっても額面価額で計上できない(償却原価の処理が必要になる)等、煩雑な処理が多い。
- ・ 法の趣旨は理解するも実務が煩雑になり、膨大なエネルギーをさかねばならない。
- ・ 簿記の知識のない者が携わるにはあまりにもわかりにくい。
- ・ 補助金関係で、国の科目と会計基準の科目が一致していない。
- ・ 平成 20 年公益法人会計基準は難しい。
- ・ 分かりにくい。(延べ 2 団体)

- ・ 複雑極まりない会計処理であり簡素化が望まれる。
- ・ 複雑になりすぎて管理が難しい。
- ・ 複雑な会計書類が多い。
- ・ 複雑で分かりづらい。
- ・ 複雑で手間が多く時間がかかる。
- ・ 複雑で解りにくい。
- ・ 不明点が多い。
- ・ 不都合というほどでもないが、平成 24 年度が初年度だったため、「これで大丈夫」という確信が持てないままに進めるのは大変だという印象がある。不慣れなためと感じているが、もう少し経験してみないと判断は難しい。
- ・ 必要以上に煩雑である。
- ・ 非常に複雑で分かりづらい。そこは都度会計士に確認を取りつつ進めているので時間がかかる。
- ・ 費用の科目が目的別でなく、手段別なので、内部管理がしづらい。
- ・ 煩瑣的である(細かい点まで込み入っていて煩わしい)。
- ・ 煩瑣で分かりにくく、予算・決算処理の際や、理事会等への説明に苦労している。給与手当のように従事割合で配賦している科目もあるが、実際業務にあたっている感覚からすると、従事割合の合理的な算出は不可能だと思う。
- ・ 煩瑣で時間を必要とする。
- ・ 煩瑣である。(延べ 11 団体)
- ・ 煩瑣であり、事務量が増加。
- ・ 煩雑になり、職員の法人会計比率を抑えるのが難しい。決裁書類の多さに、役員が音を上げている現状。
- ・ 煩雑で分かりにくい。
- ・ 煩雑で仕分けがたいへんである。
- ・ 煩雑で作業に手間がかかる。もう少し単純にしてほしい。
- ・ 煩雑であり、事務処理量が膨大である。
- ・ 煩雑すぎる。
- ・ 煩雑、事業費のこれまでとの比較対比が直接的に出来ない。
- ・ 莫大な事務負担がかかる。
- ・ 任期のある理事には理解をする時間が足りない。
- ・ 難解である。
- ・ 難しすぎる。
- ・ 難しすぎて、社員にはなかなか理解できないと思う。
- ・ 難しく、わかりにくく、煩雑である。
- ・ 難しく、わからない点が多々ある。
- ・ 難しい内容だと思います。
- ・ 難しい上に複雑で専門の人がいないと進められない。
- ・ 難しいし分かりにくい、煩瑣極まりないもので、会計処理に忙殺され、本来やるべき公益事業に

没頭できない状況がある。

- ・ 難しいし、わかりにくいし、基準に則ってやっているつもりだが、実際に解ってやっていないのでいつも不安である。
- ・ 難しい。詳しくない人間が携われるレベルではない。その専用の人間が必要になる。
- ・ 難しい、わかりにくい。(延べ5団体)
- ・ 難しい、わかりにくい、煩雑である。
- ・ 難しい、わかりにくい、煩雑そのものである。まるで罪人扱いのように感じる。
- ・ 難しい。(延べ9団体)
- ・ 内容は理解できるが実態に合った方法とは思えない。
- ・ 内容が複雑すぎて、役員等への説明が大変。
- ・ 内訳表の作りづらさ、前年実績や予算標記がしづらい点、管理費を法人会計として別会計にするわずらわしさと、公益事業しか行っていないことに対するその意味不明な点。
- ・ 独特の専門知識が必要で分かりにくい。
- ・ 当会のような奨学事業のみの財団の決算としては、却って分かりにくく、煩雑である。
- ・ 伝票入力などの処理が煩瑣で時間を要する。
- ・ 伝票処理等の手続きが煩雑になった。
- ・ 適用会計基準との齟齬。
- ・ 通常業務はまだ平成16年度基準で会計処理を行っているため。通常業務は、会計制度に精通した者が携わっているわけではなく、全体的に複雑で分かりづらい。
- ・ 大変わかりにくいし、大変煩雑である。
- ・ 貸与金の動きが収支計算書では、分かりにくい。
- ・ 相当な財務知識及び法解釈が理解できていないと、単年度の理事制をとっているところは大変ですし、現在マニュアルを作成中で継続的に引き継いでいく作業を進めている段階です。
- ・ 全てが複雑である。
- ・ 前任者は退職し、現在の業務執行理事兼事務担当者は公益移行直後に採用された者で、専門的知識が乏しいため、経理全般に不都合を感じている。
- ・ 専門家でないと理解不能。
- ・ 説明がよくわからない箇所がある。また、煩雑である。
- ・ 設問と同様の負担と感じてはいるが、第三者や不特定多数に対する分かり易い財務諸表の公開は公益法人としての説明責任を果たすうえで重要と考えているので、標準科目に無理やり押し付けられる行政庁の指導は大いに不満を感じる。認定更新継続のための資料作成と団体の価値を広く周知するための資料作成に大きな作業負担を伴うことは、事業遂行の上では非生産的であり、一本化した資料作成であることが会計処理の煩雑さを軽減することになると思う。
- ・ 切り替えたばかりなのでわからないことが多々ある。
- ・ 税理士が、介入しないと難しい。
- ・ 正味財産増減計算書が煩雑。
- ・ 随所に矛盾点がある。
- ・ 昭和60年基準時代に比べると、格段に経理処理に労力を要しており、基準外の収支予算書、計算

書の必要性はガバナンスの見地から以前必要であり、二重の処理となっている。経理スタッフにおいても、損益計算と収支計算を正確に理解している職員は少なく、教育上の問題も残る。

- ・ 十分理解が及ばないため、会計士にお世話になってます。当財団事業規模は小さいことから、もっと簡略化できないものかと思ってます。
- ・ 社員に内容が伝わりにくい。
- ・ 実態とはなかなか一致しない。
- ・ 質問4～6の要件を満たすための会計区分が煩雑で、無意味さを感じる時もある。
- ・ 事務量が増えてしまっている。書類が多くなっている。
- ・ 事務負担の増大。
- ・ 事務職員の事業に対する案分。
- ・ 事務局や役員の負担が大幅に増大している。
- ・ 事務が煩雑になると推測している(今年度から導入予定)。
- ・ 事務・経理処理が煩雑になっており、より時間がかかるようになった。
- ・ 事項が多すぎて記入不可。
- ・ 事業内容の把握が難しいと感じています。
- ・ 仕組みが煩雑で、理事並びに評議員に理解をしてもらうのに大変時間がかかった。
- ・ 作成書類が煩雑である。
- ・ 作成書類が多く、煩瑣である。
- ・ 財務諸表作成の簡素化を望む。
- ・ 財務諸表作成が難しく、また説明しづらい。
- ・ 財務諸表の形式が変わりわかりづらい。
- ・ 財産ベースでの把握に問題はないとしても、事業の実態が理解しにくい面がある。
- ・ 細かい表が多すぎて非常に手間がかかる。
- ・ 細かいため、わかりにくい。
- ・ 広く会員の同意を得るには公表してもわかりにくい表の羅列になってしまう。
- ・ 公認会計士や税理士の指導やアドバイスを受けないと対応が困難なところがある。
- ・ 公益目的比率の仕訳。
- ・ 公益法人の健全なあり方をチェックするのに必要であると考えているが、内容が精密すぎて、どの項目のどの計数が、何を判定するための計数が理解できない。求められているが計数が何のために必要なかを明確に示し、説明のできないものは省くべきである。
- ・ 顧問会計士の存在なしには会計処理がしきれず、提出する書類も膨大で、もう少し簡略化できないものか？
- ・ 決算報告等説明が難しい。
- ・ 経理担当者は理解できても、理事・会員がどの程度理解できるか…。補助金の報告等も困難です。
- ・ 経理の専門家でないので、分からない部分は専門家に費用を払って聞くしかない。会社の経理部門に聞いても分からないので、費用と手間がかかる。
- ・ 経常外の取り扱いが判りにくい。
- ・ 軌道に乗るまで、まことに難解だったし、今後決算における報告等の作業も不安です。

- ・ 企業出身者から見ると法人会計の財務諸表はわかりづらい。
- ・ 企業会計に慣れた人にはわかりにくい。
- ・ 管理監督する側にとって都合のいい体系となっており、日々の事業運営にはあまり役に立たない。例えば財務諸表に16年基準のような、「前期末残高」「当期増減」「当期末残高」の項目がないので、科目ごとの推移が判らない。
- ・ 学校同窓会が設立した法人であり、事務局は、学校職員が担当しており、会計の専門家ではなく、難しく煩雑である。
- ・ 各法人によりまちまちな財務諸表になっており基本的な表示基準を示してほしい。
- ・ 各個別事業の詳細が把握できない。
- ・ 解りにくい、作業従事割合等煩雑。
- ・ 会計処理は従前と不都合はないが、公益分との振り分けに時間を要する。
- ・ 会計処理の基準について、わかりにくい部分がある。会計処理が煩雑になった。
- ・ 会計処理が非常に時間がかかる。
- ・ 会計処理が煩瑣である。(延べ2団体)
- ・ 会計処理が増え、煩雑であるためである。
- ・ 会計処理がいろいろ規制されており、大変複雑で理解しがたい項目も多々ある。公益性の範囲でもう少し融通性のある、簡略な処理にならないか。
- ・ 会計処理・電子報告が煩雑で面倒。
- ・ 会計事務所に依頼しているが、一般法人と違うのでやりにくい、わかりにくいと言っている。
- ・ 会計基準を熟知している役員も少なく、また外向けにも難しすぎて一般の方には理解されていないと思います。
- ・ 会計基準が一般的ではない為、処理の仕方が妥当かどうか聞ける人がいない。
- ・ 会計を分割することにより、単純に作業量や管理が煩雑になった。また、その会計に区分すべきかの判断に迷うものも多く、20年会計への移行作業に多大な時間と労力を要した。
- ・ 会計ソフトが変わったこともあり、煩雑になった。
- ・ 会員が理解しづらい。
- ・ 会員からはH20 公益会計基準は会計上正しいのかもしれないが事業ごとの金額が不明で理解出来ないとの指摘が多い。会員などには従来どおりの事業別科目のほうが理解しやすい。
- ・ 科目の内容がわかりにくい。
- ・ 科目によって細かく分けられすぎている。
- ・ 印象ですが、16年度会計基準に比べ、細かすぎて作成作業が大変です。会計知識の無い社員に理解させる事が難しいと言うのが実感です。
- ・ 一般の人に解りにくいと言われます。
- ・ 一般の人から見て決してわかり易いものでない。
- ・ 一般の会計とは相違しているため、不明時の問い合わせ先が限られている(わかりづらい)。
- ・ 一般にわかりにくいのではないか。
- ・ 移行前は、通帳を一つで管理してきたが、移行後、実際に会計処理を行っていると、通帳が一つでは、とても管理しきれないため、通帳を各会計ごとに分けることを検討している。

- 以前の会計基準と比較し辛い。
- わが寮のような、営利事業もなく、寮生の寮費と、県の運営費補助金で運営している学生寮にとって、煩雑であり、事務局が説明するにもかなりの専門性が必要であり、回答のできない質問は、税理士にといあわせ、回答せねばならず、正直面倒だと思っている。
- わかりにくく複雑になった
- わかりにくく煩雑であり、担当者として1ヶ月以上本来の業務にかかわれず業務に支障が生じてしまった。また、担当者が替わるとその引き継ぎが大変である。他の団体では多額の契約料を支払って専門の税理士を頼んで処理したという話も聞いたが。
- わかりにくいことのほうが多い、
- わかりにくい。(延べ9団体)
- より複雑になり専門職でも理解に苦しむことがある。
- より簡便で、正しいやり方があるのではないかと思います、よくわかりません。
- やっと取組みを始めたばかりで、評価は難しい。
- もっと簡便な様式にしてほしい。
- まだスタートしたところで理解できない。
- ナンセンス。(経理担当)
- とにかく難しい。
- とにかく手間がかかるようになり、会計処理に費やす時間や決裁が増えた。公益法人の趣旨からするとそれより事業に時間を費やすのが本来の目的なのに・・・。そのために人を増やすことなどできません。
- とても難しい。
- スタートしたばかりなので、戸惑いがある。また決算に関しては、提出書類も従来に比し多く求められているようなのでわかりにくい。
- これまで行ってきた収支予算・決算と異なり、専門家の支援が必要である。これまでと比べ細かく処理しなければならなくなったので、仕事量も増え大変になった。
- これから対応を検討しなければならぬため。
- あまりにも細かくなりすぎる。
- PCA を使っているが、事業費と管理費を別々に伝票たてたり、一つの通帳を伝票上わけたり、この会計基準にあわせるために、なぜこんなばかげた伝票処理をさせられねばならないのか。私は20年当会で会計をしているし、4人の事務所でもなにかもしなければならぬから、定款や移行の仕事にたずさわって、事業の内容がわかっているからなんとかできるのであって、それでもぐじゃくじゃくになりながら処理している。それも大残業して休日出勤してだ。しかし、退職するときにはたして引き継ぎができるのかとても不安だ。事業を理解していないと、できない。しかも新人にはとても無理だろう。委託するようなお金のないところはどうすればいいのか。だいたい、公益法人とは奉仕の精神でしているところの方が多いのに、天下りで交付金をもらっていて金で処理しているところを基準としている会計基準はおかしいのではないかと。
- H20年公益会計基準にまだ馴染まない中で、それを補う会計システムもまだ完全に構築されておらず、日常の会計処理及び決算時において不都合な点が多い。

- ・ 20年会計基準に従って評価損益等にて当期経常増減額の調整を行っているが、外貨の換算差額等、会計基準上評価損益等に含まれるものとそうでないものの区分のベースにある基本的な考え方がよく理解できず、結果算出される評価前当期経常増減額についても説明等に苦慮している。公益認定の財務基準判定の基礎となるものなので、詳細な解説がほしい。
- ・ 20年会計は役人が考えた机上の理論上の考え方であって、実際にそぐわない。会計を進めるうえで支障が多く、16年会計との並行処理を余儀なくされている。
- ・ 18年基準から内容が変わったことにより、事務作業が繁雑になった。
- ・ 各経費毎の総額がわからず対前年比較が出来ない。一般の人にはわかりにくい。
- ・ わかりにくく、煩雑である。
- ・ いまだ対応しきれていない。
- ・ 「平成20年公益法人会計基準」に対応したソフトウェアを使用しているが、レンタル料が毎月经費としてかかる。
- ・ 難しい、わかりにくい、煩瑣である。(延べ2団体)
- ・ 不慣れなこともあり、決算審査や理事会等の説明等に苦慮している。難しい。
- ・ 貸借対照表、正味財産増減計算書の各内訳表の作成が必要となり、今までより決算処理にかかる時間が増大した。
- ・ 複雑であり税理士によってもまちまちである。
- ・ 専門の方が良いと税理士の方にお問い合わせしたら、公益会計をご理解されておらず、混乱しました。ある程度制度定着するまでは、内閣府の担当官が、事前に相談に乗って下さるようにして貰えたらと思います。今は、提出して、間違いを指摘され、訂正し、再提出する形なので、担当者の不安感が大きいです。
- ・ 新たに税理士の指導を仰ぎ、費用の負担が生じている。
- ・ 従来の会計士質問してもよくわからないところがある。
- ・ 公益目的事業のみ実施している団体にとって、公益目的事業会計と法人会計に区分経理することは意味があるのか。会計処理を複雑にするだけではないのか。理解不足と思われる会計士に不適切な指導を受けたこともある。会計士も十分に理解できない会計基準は問題があるように思う。

5) 配賦作業に関する問題点指摘 (54件)

- ・ 法人と公益の配賦が面倒であり煩雑。
- ・ 費用配賦計算を細かく行う必要があるのか疑問。
- ・ 費用配賦は予算・決算上煩わしい。
- ・ 費用の配賦等、事務が煩雑になった。
- ・ 配賦比率の変更に伴う会計処理が大きな負担になっている。
- ・ 配賦等が面倒。
- ・ 配賦等、わかりにくい点が多い。
- ・ 配賦処理後の訂正が煩雑。
- ・ 配賦処理が複雑で非常に手間がかかる。
- ・ 配賦計算が煩雑・ 伝票起伝が煩雑。

- ・ 配賦基準等による会計処理は事務が煩雑となっている。
- ・ 配賦基準算定に手数がかかり過ぎる。
- ・ 配賦基準。
- ・ 配賦の変更等煩雑である。
- ・ 配賦の基準となる職員従事割合の運用について、年度内に実績値を求めることとなっているため、年度内の運用が暫定割合となるため、結果として従事割合確定まで配賦を実施できない状態にある。非常に不都合である。
- ・ 配賦の基準が、不明確である。
- ・ 配賦に伴う伝票等事務処理。
- ・ 配賦があるため、事務量が増大。
- ・ 配布基準が面倒である。月単位若しくは決算単位化のハンダが曖昧である。日々配賦をしようとすると、従事割合が前年度の割合による暫定配賦となり、中間決算は暫定決算となってしまう。
- ・ 当財団は、すべての職員が各事業に係っており、その費用を各事業に配賦するのが煩雑で分かりにくく、指定管理者なので収入の配賦も複雑で難しく困っている。また正味財産ベースの予算・決算となり行政へ説明、報告に手間がかかり2重の会計処理と事務を行っており煩雑である。できれば人件費や共通の費用等は法人管理などで一本管理できようになればいいのですが。配賦はあくまでも按分であって実態にあっていないように思われるので、従前の会計基準が費用配賦を無くしてほしいです。
- ・ 人件費等の按分計算が煩わしい。
- ・ 人件費を配賦しなければならないことで月々の処理を実際にどのようにしたら良いのか分からない部分がある。また、例となるものが少なく、分からない時に相談できる公的な会計専門の機関が必要だと思う。
- ・ 従事割合による配賦は、煩雑な事務処理となっている。
- ・ 収益事業で得た利益の1/2を公益事業に繰り入れる際の計算と、支出の各事業への配賦が煩雑。
- ・ 収益や費用配分等で法人会計を含め3会計に配賦しているが、事務処理を非常に複雑化しており実務的には改善が望まれる。
- ・ 収益、費用配分処理を行うため、該当科目の計数が把握しにくい。
- ・ 実際には指定管理を受けている各施設毎に予算管理を行っている状態であるが、20年度基準に沿った形で運営するとなると、1度それを公益目的事業比率などで按分処理をしなければならないため事務量が増え煩雑である。
- ・ 事業費と法人会計の区分した内訳表を作成するのに配賦割合に悩む。
- ・ 事業費と管理費の区分で記票していた伝票が正味財産増減計算書内訳書の区分で起票するようになり、煩雑化した。
- ・ 事業費と管理費の区分、仕訳が細かく、煩雑であるところ。
- ・ 事業に関する費用を配付基準に基づき配付する作業が、煩雑で時間を要するなど。
- ・ 事業、管理の比率が実態に即していない。
- ・ 支出の事業ごとの予算対比が判りにくい。
- ・ 公益目的事業と法人会計における共通経費の按分において、按分方法に苦慮する。また、新規事

業の追加や職員数の変動があり、経理が複雑となっている。厳密に行うと按分等が煩雑である。

- ・ 区分会計において費用配布基準が難しい。
- ・ 共通費用の配賦時に1円単位のズレが生じ、定期提出書類(事業報告等)の提出時に修正する等の手間が生じる。
- ・ 共通費の配賦が煩雑である。
- ・ 共通経費の配賦が煩雑である。
- ・ 企業会計に於いて処理している部門管理的経理処理で良いのでないか。直接配布以外は総額を配布。当法人のように非常に小規模な法人にとってあまりにも負担が大きい。
- ・ 関連する費用額の配賦により、伝票枚数が増えたため、起票・入力処理や数値照合等の作業が煩雑になり事務負担が増加した。
- ・ 管理費の配賦をすることで、実態が分かりづらくなる。せっかく区分経理しながら、管理費だけ勘定科目を別にするのは整合性がない。
- ・ 各事業の詳細がわからない。配賦が面倒。事務量が非常に増大した。
- ・ 会計別に配布は必要か。
- ・ 会計基準ではないが、事業費、管理費等の按分が煩瑣である。
- ・ 会計間の配賦が煩わしい。
- ・ 按分作業が煩雑であると同時に、伝票打ち出しなどにより経費が嵩む。例えば100円のものを購入しても配賦しなければならないことは、いたずらに事務を煩雑化するのみであり疑問を感じる。
- ・ スポーツ少年団などのいくつかの団体の会計をまとめて数字をだしているので、財産の配分などを細かく分けることは困難である。
- ・ すべての費用を事業別に分けることの事務の繁雑さ→資産も分けなければならない。
- ・ システム上において、配賦計算までプログラミングされておらず、事務負担が増加している。
- ・ ①施設管理運営で利用料収入に合わせて、施設に関する経費までも公益と収益に配賦しなければならない、違和感を覚える。②地方公共団体より補助金は赤字事業に補てんしてほしいという意向も受けているのに、何らかの基準で複数の事業に配賦すべきというのは、現場の担当としては苦慮している。以前より複雑になり決算、予算作成にかなり時間を要しています。
- ・ これまでの書式に慣れているため予算対比ができず大変分かりにくいと感じる。
- ・ 法人会計分の事業費への配賦など処理が煩雑である。

6) その他 (24件)

- ・ 予算主義から資金収支の考えから離れられない。また、配賦が煩雑である。
- ・ 予算管理等が煩雑。全般的にわかりにくい。一つの科目に対しての全体額の把握がしにくい。
- ・ 予算が損益ベースに変更され、行政への申請・報告とのズレが生ずるため、作成する帳票の数が増えることとなった。
- ・ 執行管理(予算)、進捗管理が難しい。
- ・ 事業費ごとの予算と実績を全体で比較することが難しい。役員や会員が事業ごとの費用を理解するのが難しい。
- ・ 役員・評議員は通常の企業会計に慣れているため、読み替え説明が必要な点。企業会計財務諸表

で表示し、明細書で公益法人に特有な科目等の区分表示を行うことで対応できないか。「一般に公正妥当な・・・」であれば企業会計でもよいとはなっているが、行政庁への報告時には作り変えが必要となるので、実際には、特殊な会計を押し付けているわけではない、との言い訳規定となっている。

- 民間企業の一般会計で良いのではないか？
- 当初不都合を感じていたが、理事・監事がそれを咀嚼できた段階で会計処理が明確になり、未熟な会計士に仕事の依頼をやめることができ、事務作業がスムーズになった。
- 実務的に内容が理解でき、伝票処理、計算書類、定期報告書が自力でできるまで2年かかった。この間の疑問点を顧問税理士(企業会計が専門)に相談してもほとんど理解されていなかった。会計の専門家がない小規模法人には厳しい内容だと思う。
- 事業実績報告の作成に以前の制度より数倍時間をかけることになり、人的な制約があり、事業に時間がさけない。ただし、内容を理解すると、会計上の内容は分かりやすくなった。
- 財務担当者の知識が非常に大切であり、会計士などのアドバイスをいただきながらなんとか基準までこぎつけられた。
- 慣れていないため、諸々の失敗があった。
- 移行以前の会計(収支計算)と整合性を取れないので、理解がしづらく苦勞した(今はそれほどでもないが・・・)。
- 按分等、煩雑であり、慣れるまでには相当な時間がかかると思われる。
- 追加型投資信託等資産運用の多様化。
- 数年経過すれば、実績が積み上がり予算も1つのパターンに沿った数値として固まってくるのではないか。当初はパズル合わせのような数字合わせであったが、大体、積算根拠も落ち着いてくるのではないか。
- 書類作成で難しいところがある(例：別表H)。
- 収支損償。
- 収支相償についてやりづらい。
- 事業数が多い。
- 財産目録中に定期預金や普通預金を記載しているが、具体的な金融機関名まで記載する必要があるか。
- 寄附金のみで運営しているため収支相償が難しい。
- 会計基準そのものには不都合は感じないが、内閣府の提出フォーマットがわかりにくく不都合がある。
- 支部の会計も含めて、本部で一括処理としているが、支部会計処理が煩雑で、担当が短期間で変わることもあり、コミュニケーションをとるのが難しい。

8 質問10 新制度下の公益法人になり、事業運営(事業の遂行)は 従前に比べてどのような状況ですか。

やりにくくなったとするコメント数 287 件。

1) 変更認定申請・変更届け等行政庁との関係によるもの (65 件)

- ・ 法人の目的・趣旨にあったものでも、事業の新設・改廃等が柔軟に行えない。
- ・ 変更認定か届出かの判断について、行政庁とのやり取りに時間がかかりすぎる。
- ・ 変更申請手続が、煩雑とのプレッシャーがある。
- ・ 変更・廃止申請などが必要で、フットワークのいい事業展開がしにくい。
- ・ 認定申請書に沿った活動に制限される。
- ・ 認定時と変更の時が面倒である。
- ・ 認定された事業の幅が極めて狭い(類似の事業であれば、変更届で良いように幅を広げるべきと思われる)。
- ・ 当初の申請(事業等)より変更になった場合、変更認定または変更届が必要となるなど細かすぎる。
- ・ 申請書類と照らし合わせて事業を行う必要がある。
- ・ 申請時登録の事業の拡大や内容の修正又は関連する新たな事業展開について変更承認が必要であり、その申請は当初認定の時ほどの手続きが要ると聞いている。事業展開の自由度がないと感じている。
- ・ 申請時の事業内容に拘束され、機動的な事業活動がしにくくなった。
- ・ 新事業を実施する都度、変更届けを提出して承認を受けなければならない。
- ・ 新事業をはじめようとすると全て公益認定委員会への承認申請が必要。
- ・ 新規物販の制限(わずかな額なのですが、その都度目的・収益の有無を問われます)。
- ・ 新規事業等を実施しにくくなった。
- ・ 新規事業を計画する場合の変更認定か届出の判断基準が不明瞭。
- ・ 新規事業を計画するとき、実施額が全体額に占める割合が小さいものでも、事前に変更認定申請が必要となり、機動性に欠ける。
- ・ 新規事業に取り組む場合や廃止する場合、公益法人の変更申請を行い、審査を経て認可を受けなければ事業に着手できない。
- ・ 新規事業に取り組みにくくなった。
- ・ 新規事業については、変更届、変更認定が必要で面倒。
- ・ 新規事業(関連事業)の立ち上げが難しくなった。
- ・ 新規の事業提案の位置付けが理事会で弾力的にあつかえるかどうか。
- ・ 新たに事業を展開しようとするれば、公益認定との兼ね合いを改めて検討せざるを得ず、新事業の中身の検討・推進以上に煩わしく、事業の硬直化を招きかねない。
- ・ 新たに事業を行う場合には、その都度、変更認定手続きが必要であり、事務的に煩雑である。
- ・ 新たな事業を展開する上での制約が多い。
- ・ 新しい事業を行う際に変更認定申請なのか届出なのか県の回答も遅く、また、変更認定申請だと

時間がかかりタイムリーに事業実施ができない。

- 新しい事業をやろうとしても、事業計画の変更届けが必要になるのではないかと、柔軟な活動の足を引っ張る感がある。
- 新しい事業がやりにくい。公益目的事業の定義が結局のところわかりにくい。
- 常に不特定多数の者の利益の増進を視野に入れた事業の推進。
- 常に認定基準を考えながら事業を行わなくてはならない。新規事業がやりづらい。
- 奨学生OB会を開こうとしても新期事業になり、申請が必要になり、奨学事業一連とみなされないのはおかしい。
- 社会的弱者を対象とした事業体系は、50～100万円の小規模事業の積み重ねとなることが多い。また、社会の現状、ニーズにこたえ柔軟な事業実施を行う必要がある。しかし、新制度及び新制度のプロトコルを墨守する(旧)主務官庁及び行政庁は、事業の廃止及び新規創設は変更認定に係ると主張し、新規事業実施は半年以上も要する状態である。従前の主務官庁制度がはるかに融通が利いた制度であった。
- 時間の経過と共に事業内容も変化、認定時における内容の変更の範囲が、どこまで許容されるか不明。軽微の変更等事例を示してもらえるような改善を望む。
- 事前に認められた事業以外の公益事業をしようとする、改めて変更認可申請が必要になり、ボランティア事業などを臨機応変に行うことができなくなった。
- 事業変更の届出はいるのは、自主的な活動を制限しているのと同じである。特に公益目的事業以外の活動については法人の自主性を尊重すべきである。
- 事業内容を変更するためにはその都度公益認定の変更申請が必要であり、手続に手間と日数がかかるようになった。
- 事業内容の変更等に認定や届出を要するため弾力的な運営ができない。
- 事業内容の変更、新規、廃止に認定手続きが必要であり、機動性が発揮できない。
- 事業執行にあたって、行政庁への変更承認や届出などが必要な場合も予想され、臨機応変の対応がやりずらくなる。
- 事業運営上、手続きが複雑化し、また、制約される点が多い。
- 事業運営の進め方等に厳密さがあり、従前の特例民法法人と比し、可也の縛りを感じる。
- 事業を行う上での柔軟性が低下する為また相手の状況を選ぶ必要ある為。例えば特定の対象の場合、公益に反するというのも限度問題と感じる。
- 事業の変更が認可制になったため、自由度が少なくなった。
- 事業の変更が簡単にできなくなった。
- 事業の内容が、事業報告書のチェックポイントに合致するのかが検討しなければならなくなった分、自由度が減ったと考えます。
- 事業が変わるたびに変更申請が必要な点。
- 試験的に新しい事業に取り組もうと思っても、前もって申請してあることに結び付けないと事業が行えない。
- 財務体質改善のため、新たに共益および収益事業を設定したいが、追加の認定が必要となるために二の足を踏んでいる。

- 行政機関等の公的機関から、事業の提案があったときに、県民の為になる素晴らしい事業であったとしても、「変更認定に該当するか？」が気になり迷い、断る場面が多々あり、残念です。
- 行政から実施する事業が公益目的のどの事業にあたるかの質問が出るようになった。
- 公益目的事業の縛りが強く自由裁量で事業が出来なくなった。収支相償を満たすためには経営評価が悪くなるため経営改善目標が達成できない。
- 公益目的の事業内容の確認の必要性。
- 公益目的に合致しているかを常に考慮しているが、これとは別に法人維持のための活動も多くあり、その区別に苦慮するものがある。
- 公益認定申請の事業の書き方によって、変更、届け出、届け出不要かの判断がつきにくい。
- 公益認定基準を意識しなければならなくなった。
- 公益事業を申請時や定期報告で明文化しているため、一部収益を含むかもしれないと思う事業は実施できないことや、事業が不確定要素が多いため自由裁量が少なくなったため従前より事業がやりにくくなった。
- 公益／収益事業とも新規事業等新しいことを始める際に行政庁と相談しなければならないこと。変更届と変更認定で当方と解釈がずれるので、審議会に付されることが多い。
- 現段階では不便はないが、今後事業を見直す場合等、順調な作業ができるかどうか不安です。
- 基本的事業(公益事業)に関連する周辺事業の内容に制約を受ける。監督官庁の確認を要する。
- 会員作品展など、当方は普及啓発の一環と主張しても公益目的事業から除外された。会員のために敷地内に設置したわずか1台の自動販売機も収益事業と判断され、撤収せざるを得なくなった。地域との連携と普及啓発の一環として行った地域行事へのテント出店も収益事業と判断され、事業計画から除外せざるを得なくなった等、行動範囲が制限された。
- 移行認定申請の審査の過程で、相当に詳細な事業計画を求められたため、今後、新たな事業を計画するには、そのたびに変更認定申請が必要となるのではないかと危惧している。
- NPO 法人と比較し、柔軟で迅速な事業運営ができない。公益目的事業の活動内容まで内閣府にお伺いを立てるようになるので、事業運営に問題となっている。
- 新規事業が変更認定申請に該当するか否かの基準が曖昧であるため、取組みにくい状況にある。
- 新年会や葬儀を禁止され、関係者から、冷たい財団になったと批判を浴びている。

2) 機関運営の手間暇が影響しているとするもの (29 件)

- 本来の公益事業そのものよりも、評議員会や理事会を開催・運営していくことに多くの時間が割かれ、本来の公益事業に関わる時間が少なくなった。
- 評議員会の開催及び決算書等の行政庁への届出に時間的余裕がない。評議員会を開催するには、理事会の決議が必要であるが、理事会の開催から評議員会の開催まで手続き上、2週間を空けなければならないとされており、このため決算時期に理事会及び評議員会を開催し、決算書等を行政庁に届け出るまで時間的な余裕がない。
- 評議員会の開催及び決算書等の行政庁への届出に時間的余裕がない。評議員会を開催するには、理事会の決議が必要であるが、理事会の開催から評議員会の開催まで手続き上、2週間を空けなければならないとされており、このため決算時期に理事会及び評議員会を開催し、決算書等を行

政庁に届け出るまで時間的な余裕がない。

- ・ 評議員会・理事会において、委任状が全く認められないので、スケジュール調整と急な欠席の連絡でハラハラする。
- ・ 評議員会、理事会開催に係る手続きが煩雑になった。特に委任状・代理出席が認められておらず、急な欠席などに対処しにくい。
- ・ 評議員の任期が長い点と評議員会の委任出席ができなくなった点。
- ・ 必要な書類が多い。事務が煩雑で、本来の事業がおろそかになる。繁忙期と決算報告に関わる理事会・評議員会・申請準備がかぶってしまう。
- ・ 当然であるが、理事会の報告のあり方や業務執行理事の執行内容が制限される。理事会の持ち方を良く研究する必要があると感じている。
- ・ 当財団は、奨学生選考委員が選考委員会を開催し、採用奨学生を決定している所です。さて、奨学生選考委員は2年毎に2月の通常理事会で選任することになっております。選考委員には充職の方もおり、その年の3月末で退職や転勤があり、これらの方の後任を6月中旬に開催されます奨学生選考会の前まで選任することが困難です。2月の理事会での選任時に、充職名で選任することは出来ないでしょうか(旧法人では、理事長が任命するとしておりました)。
- ・ 組織運営に係る事務量の増加、理事会等の会議日程調整等、労力・ストレスなど負荷が多大。
- ・ 選考委員会の開催増加など煩瑣な段取りの増加。
- ・ 制度趣旨からやむを得ないが、決算承認にあたり、理事会、社員総会の同日開催ができなくなったこと。
- ・ 制度に縛られる。
- ・ 従前、評議員はおかれていなかったため、評議員会、理事会業務が増加して対応に苦慮している。
- ・ 行う事業に変化はないが、理事会や総会の運営に規制が多く常勤の理事や監事を置いていない法人は徹夜作業が多くて改善を要望したい。
- ・ 公益移行に伴い評議員会に係る事務負担が増加したこと。
- ・ 機関運営の事務が煩雑になった。
- ・ 委任状での出席が認められず、かつ過半数の出席が成立要件となった理事会は、従前のように必要に応じて臨時開催することが極めて難しくなった。このため意思決定のスピードが低下しており、事業運営に悪影響を及ぼし兼ねない状況にある。
- ・ 4月から6月は奨学事業などで多忙な時期であったが、決算作業、理事会・評議員会の開催など、複雑な作業が加わり、更に多忙となった。
- ・ 定足数の関係から、理事会や評議員会の開催が困難にあった。
- ・ 定期報告等に係る事務量が多く、事業運営を圧迫している。
- ・ 理事会等の委任状出席が認められないため、日程の調整に苦労している。
- ・ 理事会及び評議員会の日程調整に苦慮している。
- ・ 理事会と評議員会は別日に開催しなくてはならず、一堂に会する機会はないものか。
- ・ 理事会と評議員会が同日開催出来なくなり、共に意見を交す機会がなくなってしまったこと。
- ・ 理事会と総会が同一日に開催できなくなった。
- ・ 理事会・評議員会の運営、会計なにかと縛られると感じている。

- ・ 理事会・評議員会が同時に開催できない。
- ・ 理事会、評議員会の定数確保のため、事前の準備に取られる時間が多くなった。

3) 財務基準・会計などの制約を理由とするもの (80 件)

- ・ 予算は収入≦支出なので以前より事業運営が難しくなった。
- ・ 予算の予測がつかない事業内容であり(寄附や補助金は一切ない)年度末近くにならないと予算額が確定しないので、予算消化が難しい。
- ・ 有価証券の受取利息が金利低下の局面でほとんどなくなり、法人会計の財源がなくなった。
- ・ 法人(管理)会計では公益収入から費用を充当することができず、収入の確保をどうするか?
- ・ 補助金の使用分野を拡大できる様希望する。
- ・ 煩瑣的である(特定資産の運用が厳しくなり、弾力的な運用ができない)。
- ・ 配賦割合などが有る為、経理会計が複雑になった。補助金が減額される中で人員を整理しているところに会計が複雑になり苦慮している。所管官庁への事業報告も複雑でわかりにくい。
- ・ 特に、経理処理(配賦仕訳等)が煩雑になった。
- ・ 単年度の収支相償基準を意識しなければならないため。
- ・ 対内事業に予算の貼り付けが出来なくなった。公益事業に対する予算が甘くなる可能性がある。
- ・ 赤字を生まないように経費の節減に努めているが限界が近いこと。
- ・ 常に収支相償を意識して事業を行わなければならない。公益目的事業で赤字が多くなってもいけないが、収益事業の収益繰入後、黒字が続いてもいけない。
- ・ 常に公益事業比率を意識した事業運営になるため、やりにくくなった。
- ・ 助成金や補助金の、対象にならないことが困っている。事業運営上活用できるともっと公益的な活動が、できると思う。
- ・ 従前は事業の実施効果と大きな減収・欠損がないかに気を配っていたが、これに加え大きな増収(収支相償)にも気を配る必要が生じた。
- ・ 従前は、会員を対象として事業を行っていたが、公益後は常に公益対象となる事業を考え、公益目的事業比率の 50%以上確保を念頭において対処している。
- ・ 収支相償等注意を払わなければならない点において。
- ・ 収支相償基準を満たすことに注力するあまり、事業の充実に欠く運営になりがちである。
- ・ 収支相償を考えると、運用益を抑える事となり、公益事業の拡大に繋がらない。
- ・ 収支相償を意識しての事業展開。
- ・ 収支相償を意識した事業運営。
- ・ 収支相償をクリアすることを考えなければならないこと。
- ・ 収支相償は事業運営がやりにくくなった。
- ・ 収支相償の原則、遊休財産の制限、法人会計等ルール(法律)が多すぎる。
- ・ 収支相償の件。
- ・ 収支相償の基準など、事業型法人には、現実的ではないと考えられるルールが多く、やりにくくなっている。
- ・ 収支相償の基準が赤字を続ける決算とされ、法人を存続できなくなる懸念がある。税法上従来か

ら比べてほとんど優遇されておらず、事務手続きが高度な事務作業となり業務量の確保で公益事業に向けられる業務量・人員が奪われている。

- ・ 収支相償に拘り過ぎていたため予算に弾力性を持たせられない。またもともと収益事業の規模が小さいのに、強制的に50%繰り入れが発生するため、恒常的な運営すら難しい。
- ・ 収支相償に苦慮する。
- ・ 収支相償と事業比率を常に意識して事業を展開しなければならず、事業がやりにくい。
- ・ 収支相償が求められることとなったため。
- ・ 収支相償、法令遵守の徹底(事業に対する独自の法令がないため、何をしても抵触してしまう)、事業仕分け、何をとっても良くなったことはない。収益の変動に対する対応が難しい。
- ・ 事業の遂行は従前と変わらないが、会計処理や事務報告等の事務が非常に煩雑になった。
- ・ 事業そのものの運営は変わらないが、管理面での煩雑さが増大した(具体的には経理処理)。
- ・ 支払伝票等を公益目的事業会計分と他会計分に按分する(費用の配賦)必要が生じたため、会計処理が煩雑になった。
- ・ 支出科目の制限と補助金削減。
- ・ 財務上の制限(収支相償等)がある。
- ・ 財務基準により運営に尤度が持てなくなった。
- ・ 財務3基準の達成を考えると、事業の進捗状況について、厳しく言われるようになった。
- ・ 財政難から組織活動ができなくなった。
- ・ 今後に備えた剰余金の留保ができなくなった。収支相償により不可欠とは言えない支出をせざるをえなくなった。
- ・ 国庫補助金の資金使途制限が変更され長期(中期)的計画策定が考えられないので苦慮している。
- ・ 公益目的事業収益を、法人運営や他事業に転用できなくなったこと。
- ・ 公益目的事業区分毎での収支相償の達成のため。
- ・ 公益目的事業と収益目的事業の事業部分が大きく変更となった為、財務が厳しくなった。
- ・ 公益目的の事業には変わらないが、事業費率を守るために予算の補正が以前よりシビアになった。
- ・ 公益法人の会計処理で戸惑っている。公益比率を考えた事業構成が中心になるため、自由な活動が制限されるように感じる。
- ・ 公益比率などを考慮しなければならない。
- ・ 公益的事業と収益事業の区分及び公益的事業の収益性をマイナスを目指しながら、どのように法人の健全経営を進めるか。
- ・ 公益性、収支相償、事業間取引の不可等々により事業運営に手間が掛かっている。
- ・ 公益事業比率50%以上の基準があるため。
- ・ 公益事業(研修会等)の支出はごくわずか(講師にかかる費用がないため、会場費ほどしかかからない)なので、支出金額で比率を出すと、懇親会やゴルフ等の事業ができなくなった。
- ・ 原則収支相償であるため黒字にならないよう努力しなければならない。
- ・ 結果的に従前と大きくは変わらないが、まだ慣れていないこともあり事業比率への意識が過度に強く、事業計画が従来と比べて時間がかかっている。
- ・ 決算の事務量が増加。

- ・ 経理処理で事業別に細かく伝票処理を行うため、帳票類の量が増大した。区分経理による会計管理、会計間の貸借勘定の使用など、取り扱いが複雑になった。
- ・ 区分が難しい。
- ・ 寄附金の使途制限が法定化されるなど、法人の自由度が減少している。
- ・ 基金の運用の際、動きずらくなった。
- ・ 勘定科目を比率別に按分するのが、面倒である。
- ・ 各事業で「収支相償」の考え方が徹底したため、学会全体の財政が圧迫されている。
- ・ 会計処理の対応に追われ、新しい業務等へんぼ対応が難しくなった。
- ・ 会計処理で、内容によって、公益事業会計と他の会計とに按分しなくてはならない等事務が複雑になった。
- ・ 会計基準をはじめ、制度が複雑すぎることで、規制と提出書類の煩雑さ。
- ・ 会計・定期報告書。
- ・ 何を行うにも、会計割合を気にしなければならない。
- ・ 運営費確保が困難になっている。
- ・ 収支相償などを意識して運営せねばならず、寄附金を依頼するにしても、あまり多くては困るとか、いろいろとやりにくい側面がある。やはり、公益事業比率がネックとなり事業運営が難しい。
- ・ どんぶり勘定の予算が明確になったため、部署によって右往左往している。ただし今年規定をしっかりとったため、来年以降は非常に個々の判断がしやすくなると考えられる。
- ・ お金がないのに使わないといけないので、運営が大変。
- ・ いろんな縛りがかかり、やりにくくなった。
- ・ いろいろ制約が多い。
- ・ 1事業の中で公益目的事業と収益事業に分けられているものがあり、会計処理上で手間がかかる。
- ・ ①積立金が目的がないと出来ず、②予備費の計上が認められないこと、③公益目的事業、収益目的事業、法人会計との会計間の振替に制約があるため、全体での運営がしにくい。
- ・ 提出書類が多く、わかりにくい。(事務処理に時間をとられる)・法人会計があることにより、経費の配賦など余計な手間が増えた。
- ・ 全体としての経営収支でなく部門収支が細かく求められており対応にとまどいます。 予算の一部門でもプラスになると改善が求められます。全体収支を合わせるとどこかにプラスができるから赤字予算にしないとパスしません。雑費で収支を合すのが通常ですが、比率に縛られるとこの方法は通じません。雑費は枠を外して、これで細かい収支を合わせるように改善して良いとおもいますが、いかがでしょうか。

4) 作成書類の増加や手続きの煩雑さを理由とするもの (61件)

- ・ 無駄な事務(報告書作成など)。
- ・ 法令・定款を厳格に運用するなかで、柔軟性が失われ、機動的な対応がとりづらくなっている。
- ・ 法人法、認定法等に則り作成する毎年の事業報告書類の作成等、事務量が増えたと感じるため。
- ・ 法人運営にかかる事務負担が増えた。
- ・ 報告等の事務量が増えたため通常業務に支障がある。

- ・ 報告事項が多く複雑であり事務的に多くの時間を要し困っている。一般社団においても、補助金制度は同様に適用されており、公益法人への移行のメリットは？
- ・ 報告・提出物が細かく多すぎる。
- ・ 複雑になった。
- ・ 複雑な事務処理が増えた。
- ・ 不特定業者の参入により、事務手続きが煩雑化している。
- ・ 電子申請、電子報告・届等の作業に負担を感じ難しい(慣れない事も有るが)。
- ・ 提出書類の作成が多い。
- ・ 定期的提出書類が膨大である。
- ・ 定期提出書類の事業報告の作成が大変で時間がとられる。もう少し省略できる部分がある。
- ・ 定期提出書類の簡素化を望む。
- ・ 制約が多い、事務作業量が膨大になった。
- ・ 制度理解と書類におわれて事業に費やす時間がけずられている。ばかげた会計基準のせいだ。
- ・ 申請書類等が煩雑すぎるため。
- ・ 新制度下の事業運営がしっかりとまでは浸透しきれてないので、事務局含め運営方での調整が多くなった。
- ・ 小さな法人においては、事務作業があまりにも大きすぎる。
- ・ 諸手続きが煩瑣になった。
- ・ 手続きが煩雑。
- ・ 手続きが多く、手順を踏む必要があるため、事務が煩雑になった。
- ・ 事務量の増。
- ・ 事務量が増えた。
- ・ 事務負担が煩雑になり、事務量増加している。
- ・ 事務処理が煩雑になった。(延べ5団体)
- ・ 事務管理手続きが煩雑になった。
- ・ 事務の手間が増えたこと。
- ・ 事務の質量ともに増えた。
- ・ 事務が複雑、煩雑で活動に制約が多い。
- ・ 事業報告等の手続きにかなりの労力が必要となり、運営費の圧縮を行う上で、障害となっている。
- ・ 事業報告等の作業が増えたため。
- ・ 事業報告書類が多い。
- ・ 事業報告をまとめるのに、多くの時間を取られる。事業年度終了後、事業報告取りまとめ、決算財務諸表とりまとめ、監査、役員改選登記、理事会開催、社員総会開催、議事録作成、など書類作成、日程調整など事務局員の少内中で行っているが、厳しい状態である。
- ・ 事業終了後の電子申請による事業実績報告が複雑である。
- ・ 事業そのものに大きな影響があるわけではないが、特に認定要件の維持の証明等、形式的な諸手続きが多く、大仰に事務を煩雑にしていると思います。
- ・ 作成資料が増えたこと。

- ・ 財務処理が煩雑、会議日程等が組みにくい。特に事業報告は財団移行認定の際の書類作成とほとんど同様の書面を準備する必要もあり、予算から決算への半年位の期間でかなりの事務作業となり、規模の小さい財団にとって負担が大きい。
- ・ 今までもスタッフが少なくて業務をこなさきれない状況だったが、公益移行後制約が多くなり、業務量が増えた。特に定期提出書類は年度変りの色々なイベントを控えている次期と重なり、事務方への負担は半端ではない。財政状態を考えると簡単に人を増やすことも出来ず、このままでは事務局長としての業務を全う出来ないと真剣に悩んでいる。
- ・ 行政庁への定期提出書類が多すぎる。
- ・ 公益目的事業への影響はないが、各種報告、情報公開の義務化、会議開催の手続き増加等、実務的には負担に繋がっている。
- ・ 公益性、透明性の確保のための事務が増大した。
- ・ 公益事業の仕事量だけが増えた。
- ・ 公益事業について管理が増えたため。
- ・ 業務が細分化されて事務量が増加している。
- ・ 規模の大小にかかわらず、同じレベルの義務を課せられるのは負担増、事務負担が増え、本来の事業に割く時間が減少。規程規則が細かくなっている。民による公益の増進が謳い文句になっているがそう感じない。
- ・ 目に見えるメリットは感じられない一方で、資料作成や解釈手続きが難解複雑で、現在の規制緩和の社会に逆行している。
- ・ 慣れないせいか、事業報告書を作成するのに時間と費やした。
- ・ 運営手続きが煩雑になった。
- ・ 運営がやりにくくなった点は、強く感じています。本来の助成事業活動が大切なのですが、考える時間を機関運営や財務会計処理などについても多く割かれています。
- ・ 以前より、決算、報告が煩雑。
- ・ やりにくくなったと理解するより、事務処理・会計処理が複雑になり、仕事量が多くて大変。
- ・ ①自由な事業展開が行いにくい、②事務手続きが増えて、効率的運営とは言い難い。
- ・ 手続き関係書類の作成等、事務処理に忙殺されている。
- ・ 膨大な法令による各種規制が導入され、法的な専門知識のない職員が多い中で、それを理解するのは難しいのではないかと。研修会の開催や判りやすい資料の提供などに努めてほしい。

5) 公益と共益の狭間で事業がやりにくいというもの (18 件)

- ・ 新年会や葬儀を禁止され、関係者から、冷たい財団になったと批判を浴びている。
- ・ 常に公益目的に沿っているか、確認作業が必要になり、行動がやや萎縮する可能性がある。
- ・ 事業活動の現場が、公益事業の範囲の判定について、困惑している。
- ・ 事業を企画する上で、絶えず公益／共益の区分を意識せざるを得ず、その判断が大変。
- ・ 事業が不特定多数を対象とするため、会員に対する事業展開が難しい。
- ・ 公益目的事業の判定が難しい。
- ・ 公益以外の事業がやりにくくなった。

- ・ 業務も運営も常に公益にウェイトを置いていることに、事務方が神経質にならざるを得ない。
- ・ 共益事業が少なく、会員離れが心配。
- ・ 会費をいただいている会員事業所に対するメリットが薄れ公益事業へのシフトにより会員離れが予想される。
- ・ 会員メリットを追求しづらい。公人・会員ともに喜ぶ事業の進展を望む。
- ・ 会員のための事業に多くの制約があつて、現実には馴染まない。
- ・ 以前より公益性を意識しなくてはならないのでやりづらい。
- ・ 不特定多数の者に非会員が含まれることから、取扱いに苦慮。
- ・ 当会のように会員の会費で運営している公益法人は、従前から善意でのボランティア事業を強制的に行わなければならないことから、会員の理解が得にくくなっているのも事実である。
- ・ 公益性を過度に考慮した事業となるため、会費をもらっている会員としてのメリットがなくなり、会員が減少し、団体の存続が危ぶまれる状況となっている。
- ・ 会員旅行等 福利厚生事業が困難。
- ・ 会員向け事業が停滞した。
- ・ 会員の互助会活動に事務局が携われない。

6) その他のコメント (34 件)

- ・ 法令順守ということで、職員による会員、発注者等への認識の徹底が時間がかかり難しさも感じている。当地のように企業が少なく、就業先の確保が難しいところでは、特に危険な就業の判断が難しい。
- ・ 適正就業の推進、会員の伸び悩み、受注の伸び悩み、将来展望が開けない。多忙になった。
- ・ 全て。
- ・ 新規事業に対して計画性を持たなければならない。
- ・ 書面評決ができない。
- ・ 所管官庁との関係が希薄となっている。
- ・ 従前と変わらないが、公益性、透明性の確保を心がけている。
- ・ 自由度が少ない。
- ・ 自主運営と言ってはいるが、あまりに法的規制が多くなって、専門知識を持った人材が必要となった。人員増に繋がっている。
- ・ 事業仕訳で意識統一に時間が必要。
- ・ 事業活動の制約により、事業運営がし難くなったと感じている。
- ・ 事業活動の自由度が低下した。
- ・ 事業活動に幅を持たせられなくなった。
- ・ 事業活動が制限される。
- ・ 事業運営の事業部門は円滑にこなしているが、会計事務の処理にとまどっており、運営が窮屈となっている。
- ・ 事業が複数になって、やりにくくなった。
- ・ 事業が限定され柔軟な運営ができない。

- 指定管理者として管理しているが、厳しい財政状況の中、指定管理料も減額され、民間でも実施できる鑑賞事業に対して、これまでのように前向きに取り組むことができない(収入を目的に実施することができない)。
- 今まで、携わってきた関係者に新しい制度を理解してもらうのに時間がかかる。
- 講演会など一般市民参加の声掛け等が煩雑・会計処理の公益事業の判断が困難。
- 行政からの業務を主に受けている団体なので、従来の主務官庁制も継続しつつ新制度に沿って業務を行わなければならないところ。
- 形式にとらわれ、タイムリーな施策を打てない。
- 旧監督官庁から情報や業務指導が得にくい。
- 慣れの問題だと理解している。
- 会員のみを対象とした事業ではなく、広く一般市民の参加を呼びかけた事業展開が必要であるが、一般市民の参加を得ることは難しい。また、公益認定委員会への事業報告にかかる関係資料のボリュームが大きく事務の負担が大きくなった。
- より成果を求められるのではないかと危惧している。
- やりにくくなった点(特に実態にそぐわないチェックポイント指標)とやりやすくなった点と両方存在している。
- もともと行政委託型法人でしぼりが多いのに加え、新制度によるしぼりが加わった。行政側の新制度理解不足。
- いろいろなことが慣れていない上、提出物等がわかりにくい。
- あいまいな事業ができなくなった。
- 公益事業を意識する度合いが強まった。
- 理事会の代理出席がなくなったこと・公益の線引きがあいまい。
- 公益性、公正性及び決算等の公開などから、経費(食料費等)の執行を自粛することもあり、事業参加者等に不評である。

9 質問 15 税額控除証明を受けるためには現在は PST 要件をクリアすることが必要ですが、これについてどう思いますか。

撤廃すべきと考える理由について記入があった件数は 213 件あった。

1) 要件充足が困難なことを具体的に述べるもの (34 件)

- ・ 要件の一つのみを満たせばよいものと考えていたところ、行政庁からは他の二つの要件の充足の有無まで問われました。行政庁から追加資料の作成や税務署への確認など指示があり、そのため多大な時間を費やしました。結果、申請から認可まで手続きに 4 か月を要しました。
- ・ 法人規模により 100 名以上という人数制限規定は厳しい。
- ・ 法人会費を寄附とみなして申請したが、結局認可されなかった。本会の法人会員は総会議決権などの権利があるというのが不認可の理由であった。このような条件を撤廃して欲しいと思う。
- ・ 年平均 100 人以上の条件は高すぎる。
- ・ 年平均 100 人以上の寄附者の要件は困難と思われるため。
- ・ 年平均 100 人以上という条件は、小さな法人としては難しいため。
- ・ 年 100 人以上が現状では厳しい状況にある。
- ・ 日常的に寄附をするという風習や文化がまだ根付かないなかで、「年平均 100 人以上が 3,000 円以上の寄附金を支出」を実現していただけるような奇特なサポーターや(語弊を恐れずに言えば)パトロンになっていただけるような状態を実現することは難しく、常時、「総収入に占める寄附金収入の割合が 5 分の 1 以上」を実現することも現実的ではない。
- ・ 当法人のように小規模な公益法人には、3,000 円以上の寄附金を支出する者が 100 人以上いることはきわめて厳しく、結果的には大規模法人の優遇措置になると考える。100 人の判定をする起算日は公益認定を受ける前からもカウントしますか？
- ・ 当法人のように、留学生やボランティア(学生を含む)からの寄附が大半である状況では、年 3,000 円以上の寄附を募るのは極めて困難であり、300 人以上 1,000 円以上(学生割引制度も入れてほしい)という選択肢も望まれる。また、行政からの補助金(分担金)を寄附とみなしてよい制度となれば、PST をクリアしやすくなる。行政からの補助金(分担金)は人件費で、業務の内容から行政窓口等の支援をしている見返りになっているので、配慮をいただきたい。
- ・ 中山間地域の小規模法人において、PST 要件のいずれも充足させることは困難であり、都市部の大規模法人のみを対象にしているとしか思えない。公益法人制度の意義を全省庁的に認識してほしい。
- ・ 地域性の考慮がなされていないし、いくら努力しても無理な基準だから。
- ・ 税額控除は寄附者が直接メリットを受ける税制であり、被寄附者側で容易にコントロールできない事由により、寄附者への適用可否を決めるのは趣旨が違うのではないか。
- ・ 税額控除が受けられることと、寄附者が一定人数いることとは無関係と史料されるので、撤廃すべきと考える。
- ・ 申請手続きが煩瑣。
- ・ 申請する手間が省ける。

- ・ 小規模法人なので事務作業が割に合わない。給与規定などは個人情報までも公開するようでは納得できない。
- ・ 小さな組織では、寄附者への周知徹底や事務手続きが無理。
- ・ 小さな財団では、多数の個人から寄附をいただくのは難しい。また、総収入の 1/5 以上の寄附を得ることは何年に一度あるかないかと思われ、極めて特別な寄附案件がなければ不可能。
- ・ 社会的に認知されていることを寄附金額で判断して良いと思えない。寄附集めに尽力することが公益法人事業とは思えない。
- ・ 狭い地域社会での需要で存続しておりますので、年平均 100 人以上からの寄附は大変困難と思われ。また、事業目的が「専門学校の運営」であります。地方の専門学校進学しゅの家庭は、貧困家庭が多いので、その点でも困難です。
- ・ 寄附者が理事、監事を除いて、5 年間平均 100 人を必要としているが厳しすぎるのではないか。
- ・ 会員数や寄附金の多い法人は、要件をクリアできるが、少ない先は 5 年毎の更新時に条件がクリアできないことも考えられ税額控除証明が継続できなくなった時の支援先への対応が難しい。
- ・ 過去に遡って適用するのを止めて欲しい。
- ・ ほぼ会員の年会費で運営しているため、要件を満たすのは困難。
- ・ 3,000 円以下の寄附者が多いため。
- ・ 3,000 円という設定のため、小口寄附者が多い等法人では、100 名という基準をクリアし続けることが困難である。
- ・ 3,000 円の寄附 100 件以上の実績は零細法人には極めて難しい。
- ・ 100 名の維持が困難。
- ・ 100 人以上を集めることは難しい。
- ・ 100 人以上の制限を外して欲しい。
- ・ 100 人以上の実績をあげることは、小さな法人ではなかなか難しい。
- ・ 100 人以上という条件は、地方の小さな財団法人には厳しい。また「公益」の資格を有する団体に、屋上屋を重ねるような制度である。
- ・ 「年平均 100 人以上が 3,000 円以上の寄附金を支出」は友の会など何らかの会員組織を持っていないと不可能と思われる。また「総収入に占める寄附金収入の割合が 5 分の 1 以上」もそれだけの寄附額を得るためには相当な人的パワー(人件費)がかかり、法人としてはデメリットの方が大きい。

2) 制度上のバランスから撤廃すべきとするもの (53 件)

- ・ 認定非営利活動法人が PST が無いのに、公益社団法人が高いハードルに苦勞するのは不合理。
- ・ 認定特定非営利活動法人は無条件で税額控除対象法人であるのに、公益法人に制約を設けているのはおかしい。
- ・ 認定特定非営利活動法人と同じように無条件としてほしい。
- ・ 認定申請しておっているから。
- ・ 認定 NPO 法人と公益法人は、基本的に異なった基準・要件をもって公益認定が行われており、認定 NPO 法人の基準をそのまま公益法人に適用するのは不合理。また一般に助成財団は PST をクリアしにくい。

- 同じ公益法人でも、取得の有無で、寄附者に不利益が生じるため。
- 新制度の下に公益性を認められた公益社団/財団が、その上に新たに、NPO 法人が税制優遇資格を得る際と同じ要件のクリアが求められるのは妥当ではないと考える。
- 所得控除では必要なく、税額控除では PST 要件が必要というのは不可解。公益認定法人の認定のハードルをクリアすれば PST 要件は不必要と考える。
- 公益目的事業を主たる目的としており、国等への寄附に準じた扱いにしてもらいたい。
- 公益目的事業を実施するための寄附であれば要件を設けるべきでない。
- 公益法人認定をうけた法人が、担当官庁が異なるとしても改めて要件をクリアして申請しなければならないのは不合理。
- 公益法人認定で十分と思う。
- 公益法人制度自体がすでに十分を厳格である。
- 公益法人は、公益認定を受ける際に、既にしかるべきチェックを受けており、情報開示も義務付けられている。監査体制についてもしっかりしている法人に PST を課するのは、屋上屋を設けるようなもの。撤廃がふさわしい。
- 公益法人の認定を受けた団体は、自動的に、無条件で税額控除対象法人とすべきである。
- 公益法人の認可審査において、非常に厳しい審査を受けており、更に審査が必要なのか疑問。
- 公益法人として認可されている。
- 公益法人として事業を実施しているので、煩雑な手続きは省略するようにしてほしい。
- 公益法人として、認定法上、特別の規制の下に運営され、確りとした監督下で運営されているため、同制度に基づく制限は不要ではないかと思われる。
- 公益法人であれば無条件で証明を出して欲しい。
- 公益法人であることにくわえて、PST 要件が課される政策意図が理解できません。
- 公益法人して厳格な審査を受け、厳格な運営をおこなっている。
- 公益認定時に審査済みとみなすべき。
- 公益認定を受けているのに、別の要件課すのはおかしいと思う。
- 公益認定を受けていることで十分ではないのか。
- 公益認定を受けていることだけで、要件としては十分だと思うから。
- 公益認定を取得した法人に対しては無条件で証明書を交付すべき。
- 公益認定の段階ですでに厳しい審査を通っている団体であるから。
- 公益認定申請だけでも事務の負担増が甚だしいほど厳しい基準なのに、さらに別途の申請が必要というのは、まさに「屋上屋」の制度。公益認定を受けたと同時に、税額控除も適用してほしい。
- 公益認定された法人であるのだから、寄附受け入れに条件をつけるのはおかしい。
- 公益認定こそ PST と思う。二重の手間をかけさせることが理解し難い。
- 公益性が公平な審査で認められ公益法人となっており、公益法人に寄附を行う行為は同じであるのに、受ける側の人数(規模)により税制控除要件に差が出るのが不公平である。
- 公益社団・財団と NPO を同一の要件を課すのには問題がある。公益性の認定と税制上の優遇措置を一致させるのが、簡便で良いと思う。
- 公益事業を行っている団体に基準を設ける必要はないと思う。

- 公益事業を 100%実施している法人なので、面倒な条件は是非廃止して欲しい。
- 公益事業のみ実施しているにもかかわらず、また関係者がほとんどボランティアで事業運営しているにもかかわらず資格が取れないのはおかしい。
- 公益事業しか行っていないのに条件が必要な点。
- 公益となっているところで、基準となるハードルはクリアしていると思います。
- 厳格化された新公益法人である以上、寄附は非課税が当然だから。
- 厳しい公益認定審査を経て公益法人となっている。
- 既に公益認定を受けており、更に要件があり税控除のシステムが違うとなると、寄附して下さる方も混乱されるので、出来れば、統一のシステムが有難いです。
- 既に「公益」社団法人の認可を受けたのに、更に PST 要件を要求すること自体、寄附金控除という税の優遇制度を利用させたくないという趣旨としか考えられない。
- 寄附先の法人が寄附金を多く集めているかどうか、寄附者の受ける寄附金支出に対するメリットに何の関係があるのか疑問である。寄附者が寄附先を選択するについては、その法人の事業内容・実績・効果が指標となるべきであり、寄附金の集金実績により、寄附者の拠出に対する条件に差が生じるべきではないと考える。
- 基本的に存続してよいと考えるが、NPO 法と公益法人で扱いが異なっていることなど一貫性に違和感を感じている。(税額控除導入前は公益法人であればそれだけでよかつたにも関わらず、税額控除になったからと NPO 法人の要件はそのままもしくは緩和し、公益法人に新たに PST を追加したのは不公平である)また、寄附者や一般社会から所得控除と税額控除、またそれ以外の寄附税制の違いが同じ公益法人でも存在することは、分かりにくく、理解されない。寄附税制、非営利法人制度全体の見直しにも関わる大きな課題。
- 基準のハードルが高く、基準を満たすことが無塚しい。無条件に公益社団法人はかつての特増法人になるべきであると、考える。
- PST 要件に示す過年度の寄附の実績率(1/5)の根拠が不明。公益法人はその公益性について審査を受けているので PST 要件は不要とすべき。
- NPO 法人より控除手続きが煩雑な公益法人でいいのか、疑問がある。
- NPO 法人と異なり公益法人は厳格な法律による規則と内閣府の監視下にあり PST 要件まで要求するのは要件過剰。
- NPO 等とは比較にならないほどに厳しい審査基準とその後の活動内容を把握することが完璧な公益法人には不必要な制度である。「民の力」の発揮を阻害している。制度全体に税務当局の要求だけ細部に入り込むなどが際立っているような気がする。
- NPO を想定して設定された要件であり、公益法人にあてはめるのは難しい。しかし公益事業への寄附税制優遇は必要であると考え。
- NPO と何が違うのかわからない。存続するのであれば NPO と同条件にしてほしい。
- 現在のところ寄附金収入を財源としていないが、もし、少人数の方から寄附があった場合に、寄附者の行為に報いるため、税額控除の対象にしてほしいと考える。公益法人を無条件で税額控除対象法人にするとか、公益法人の PST 要件(人数・収入割合)を緩和してほしい。
- 公益を認定する考え方や基準がまったく異なっている法人に対して要件をクロスさせること自体

が極めてナンセンスな対応である。(公益法人は事業の実施段階で公益を判定するが、そこに入口で公益を判定するNPO法人の要件をクロスさせることになり、即時撤廃してほしい(公益法人は一人の寄附者で設立可能な制度であるのに、100人の寄附者を要する要件は制度矛盾である)。

3)要件が厳しすぎるとするもの (75件)

- ・ 枠の縮小を希望する。
- ・ 零細な団体の場合、現行要件でも厳しい。
- ・ 要件撤廃により、税額控除が生じることで寄附金収入を増やしたい。
- ・ 要件を満たすのに困難である。(延べ3団体)
- ・ 要件を満たすことができる法人はごく限られているのではないか。低金利下で運用収入も少なく、寄附金をうけられる特定の関係先もない法人でも、寄附金を募集しやすい仕組みを望みたい。
- ・ 要件を満たさなければならない理由が分からない。
- ・ 要件を大幅に緩和してほしい。
- ・ 要件のクリアが難しい。
- ・ 要件じたいが必要ない。広く薄く寄附を受けられるようにして欲しい。
- ・ 要件クリアが困難、撤廃していただいた方が、より多くの寄附を得られる可能性がある。
- ・ 要件が厳しすぎる。(延べ5団体)
- ・ 要件がクリアできない。
- ・ 不特定多数の寄附を受けることを要件とする必要はないように考える。
- ・ 比較的人口規模の大きな都市での事業展開しか想定されていないように感じる。地方の小都市では基準が厳しすぎる。
- ・ 煩雑である。
- ・ 当法人にとっては、あまりに高いハードルです。
- ・ 撤廃若しくは法人の規模により条件を変えて欲しい。
- ・ 撤廃とまでは言わないが、もう少し要件を緩和してほしい。
- ・ 多数の寄附者の確保など条件を満たすことが困難であるから。
- ・ 善意の個人寄附に人数要件・件数要件は不要と考える。
- ・ 制限をなくしてほしい。
- ・ 条件をクリアできないため。
- ・ 条件が厳しすぎるので緩和してほしい。
- ・ 小規模法人にとっては、ハードルが高すぎる。
- ・ 小規模財団では要件のクリアが出来ない。
- ・ 始まったばかりの団体、規模が小さな団体にとっては、ハードルが高いため。
- ・ 困難だから。
- ・ 行政庁の証明は不要ではないか。
- ・ 控除証明を受けるために手続きが必要というのはやめてほしい。
- ・ 広く公益社団法人への理解者を増やして、法人の財政を安定できればよいと思う。
- ・ 公益目的事業を対象とした寄附金に条件を設定したのでは、寄附金を得るために条件をクリアす

るための活動を行わなければならず、面倒である。

- 公益法人への寄附に対して、何らかの規制を設けることの必要性を認めない。
- 個人寄附を増やしていく意義は認めるが、「会費」収入を基盤にしている社団法人で、かつ個人寄附を風土として醸成してこなかった当法人には、PST 要件をクリアすることが難しい。今後、醸成していくためにも、撤廃してほしい。
- 個人寄附者の数が要件を満たさない。
- 現状では小口の寄附が少なく件数を満たすのが難しい。また、指定管理を受けている関係で、寄附の割合が大きく向上することも考えにくいので。
- 現実要件のクリアは困難。
- 現実的ではない要件である。寄附の奨励にはなっていない。
- 現行の PST 要件は厳しく、当財団の寄附受け入れ状況から考えて、今後クリアしていくことがかなり困難であるため。
- 厳しすぎる。
- 研究助成活動とはどんな内容なのか、一般の方々に中々わかりにくく、そのため、PST の要件である 100 名の寄附者の確保は難しい。
- 拠点にとっては一律にクリアするのは難しい。
- 規模の小さな法人では、PST 要件を満たすことが難しいから。
- 規模の小さな財団では、PST 要件をクリア出来ない。
- 寄附件数が少ないため。
- 寄附の割合がすくないと適用できない。
- 基準をクリアすることが難しい。
- 基準が厳しすぎる。
- 何時までたっても取得が困難なので、寄附が集まらず、の循環の繰り返しで打破できない。
- 運営資金の割合の多少にかかわらず、税の優遇措置を受けさせていただきたい。
- もう少し緩和してほしい。
- ハードルが高すぎます。(延べ3団体)
- なんらかの要件は必要であると思うが、シルバーとしては現状の要件は厳しいと考える。
- この要件のもとでは、当法人は税額控除制度の導入が困難である。
- クリアするほどの件数が確保されない。
- クリアすることが困難。
- ガバナンス実現においては寄附金の取得が不可欠であるが、地方の小規模法人にとって、PST 要件は余りに過酷な要件である。
- いままで寄附を募っていないためハードルが高い。
- PST 要件を設定している理由がわからない。当法人では近々の建物の大規模改修のために、税額控除証明を受けるため。
- PST 要件をクリアすることは難しく、少人数、小額での対応も可能として頂きたい。
- PST 要件を満たす為には、一人 3,000 円以上を平均 100 人以上という条件は、財団内に相応のスタッフがいるわけではなくハードルが高すぎる。

- ・ PST 要件をクリアできないため。
- ・ PST 要件をクリアすることは困難である。
- ・ PST 要件が厳しすぎる。本来公益法人への寄附は無条件にしてほしい。
- ・ PST 条件のクリアが難しい。
- ・ PST の要件をクリアすることが難しい。
- ・ ①PST 要件の基準が高すぎる。②公益財団法人は無条件で税額控除対象法人にしてほしい。
- ・ 達成困難。

4) 寄附を受け入れる法人側の事情により寄附者の税優遇が左右されるのはおかしいとする意見 (11 件)

- ・ 寄附する個人を受入れ団体によって差別する根拠がない。個人寄附が 1 人でも公益事業に寄与しようとの思いは同じ。撤廃することによって、個人寄附が増える可能性も高まる。
- ・ 寄附した人全員に、税額控除すべきだ(寄附した公益法人によって差別するのは不公平)。
- ・ 寄附者は法人の事業に賛同して寄附をしているにも係わらず、法人側の条件で税額控除制度を受けられないのは不公平だと思う。
- ・ 寄附をする個人には、法人の PST 要件は関係ないことであると思うから。
- ・ 寄附をした方で、税額控除か所得控除かを選択出来れば良い。
- ・ 寄附の額は少額であるが、寄附してくれた人に対して税額控除のメリットを与えてほしい。
- ・ 寄附する人の思いは、1 円でも伝えられるような制度が良い。
- ・ 寄附してくださる方には寄附先の状態は関係ないと考えるため。
- ・ どのような寄附であれ、寄附をする側にメリットがあると良い。
- ・ PST 要件をクリアできなくても寄附者に税額控除を享受していただきたい。
- ・ PST 要件をクリアするのは難しく、寄附希望の個人に対して税額上の恩恵がないため。

5) その他の意見 (40 件)

- ・ 税額控除の方が寄附を集めやすくなると思われるから。
- ・ 少数の寄附者へのメリットがない。
- ・ 手続きが面倒である。
- ・ 手続きが面倒。
- ・ 手続きが煩雑だから。
- ・ 取得したが手続きが煩雑であった。
- ・ 個人寄附に関して、寄附者が得られる税の優遇措置の選択肢が増えることにより、現在よりも多くの個人寄附者から寄附を受けられることなどが期待できるから。
- ・ 個人の寄附行為がしやすくするには撤廃が必要である。
- ・ 個人の寄附は期待できない。
- ・ 個人の意思を人数で制限するのはどうかと思う。
- ・ 現状の仕組みは制限的で奨励的制度ではない。基本的な制度として必要性を認めるが、公益事業を創設するときの制度としては不都合。対象を個人だけでなく企業等を意識した仕組みが必要だ。

- ・ 現在課税されない会費を、寄附金であるが如き資金集めをするところも出てくる。
- ・ 現在は個人寄附を募っていないが、今後の運営を考えた時、個人寄附への税額控除が当たり前であれば、より寄附文化が醸成される。
- ・ 現下の経済情勢では個人寄附は減少すると思われるから。
- ・ 健全な寄附社会の醸成を目指しての公益法人制度改革の趣旨にそぐわない。
- ・ 経済状況の低迷で、今後の収入の見通しが不透明。
- ・ 規制の合理的根拠が判らない。
- ・ 寄附の促進につながり、早期に事業の拡充が行えるため。
- ・ 寄附の占める割合が少ないが、寄附者の意思を尊重し公益事業を実施したいため。
- ・ 寄附の申し出があれば受け入れたい。税額控除があれば寄附者も寄附がしやすいのではないか。
- ・ 寄附する目的や意義の視点に立ち、金額や寄附者人数に捉わられることなく、寄附した事実で税額控除を認めることを望む。
- ・ 寄附者名簿を作成する労力が多大である。
- ・ 寄附金は受けていないから。
- ・ 寄附をしてくれる人がいないから。
- ・ 寄附の道筋を狭くしている。
- ・ 寄附しやすい・寄附を促す社会の仕組みを構築すべきと考える。
- ・ 会費で運営している公益社団にはなじまない。
- ・ 一般寄附増加のため。
- ・ より多くの寄附を得られる可能性がある。
- ・ より広く寄附を受け入れる機会を阻害しているから。
- ・ まずは寄附の風土を作り上げていくことが肝腎。このハードルのために最初の1ページが開かれない。
- ・ そもそも寄附文化が熟成していない日本では、寄附金をいただくことは困難と考え、例え寄附しただけでも、法人の運営を賄う程度には、程遠い現実がある。
- ・ これまで全く寄附は無いが、新たに寄附を活用しようとする場合、PST を満足するようにするためには長期間を要する。新規に始めようとする法人には、不利な条件となる。
- ・ これまで寄附を受けたことはないが、寄附を受け入れる体制を整えておきたい。しかし、現状では無理である。
- ・ この要件がなければ制度が使えるようになるから。
- ・ PST 要件を撤廃することにより、公益社団法人・公益財団法人へ寄附をする個人が増えることが見込まれ、公益法人の活動が活発になる可能性がある。
- ・ PST 要件とは何か？が理解できていないので、理解できない基準は撤廃してほしい。
- ・ PST 条件がなくても個人からの公益法人への寄附が控除の対象になるとよい。財団法人では条件クリアが比較的容易かもしれないが、社団法人にはハードルが高いのでは。条件そのものを撤廃いただくか、会費収入も条件に加えるなどしてほしい。
- ・ PST への対応に手間がかかる。
- ・ 制度があっても利用できる可能性がない。

10 質問16 公益法人をめぐる税制で改正を希望する事項があればご記入ください。

何らかの要望があったものが147件あった。

1) 税制全般にわたるもの (13件)

- ・ これからの公益法人運営に寄附が重要との建前のわりに、控除等の制度がメリットがなかったり、手続きが煩瑣であるので、公益法人になって良かったというものに改善されたい。
- ・ 一般財団、社団比較して、もっと措置に差をつけるべきだと思う。
- ・ 公益法人の税制は、公的機関と同等にしていきたい。
- ・ 公益法人は税の優遇を受けているといわれていますが、一方で、「収支相償」の決まりがあり、儲けを認めず、大きな矛盾を感じています。
- ・ 障害者団体には全額免除すべき。
- ・ 税制はある程度改善してきたが、まだ不十分である。
- ・ 税制上の優遇処置はぜひ継続していただきたい。
- ・ 他団体とも協力して、提言活動を実施していただきたい。税理士会等増税に踏まえ、滞納者への厳しい規制が必要ではないか。
- ・ 当財団では収益事業をしていないため、公益法人と一般法人との税制上のメリットがほとんど感じられない。
- ・ 特にないが、税制の優遇措置の拡大があれば、なお有難い。
- ・ 非営利型の一般法人とくらべ、利点が少ないので、拡充していただきたい。また、社員の会費についても、公益目的事業を実施するために支出しており、寄附税制と同じ扱いとして頂きたい。
- ・ 儲かっている公益法人については、低額の税金を撮り、その代わりに、遊休資産の保有をある程度認めるようにしてほしい。
- ・ 様々な公益法人があるので、それを見極めて、的確な判断をしてもらいたい。

2) 法人税に関するもの (10件)

- ・ 法人税率の引き下げ。
- ・ ①収益事業の収益でも、それが全額、公益目的事業に支出されることが判る場合は、税制上の優遇を拡大すべき。②公益事業の中には、役員や事務局職員が交渉や働きかけなどで活動することで達成される事業もある。そうした場合、事業費の金額には計上されないため、別の評価が必要になる。
- ・ 以前の調査でも述べましたが、収益事業(指定管理事業)から公益事業に繰り入れても収入不足なので繰越金を取り崩して事業を行っているのに、収益事業の利益について法人税が課せられました。最終的に次期繰越金が出るのであれば、それに対して課税されるのは納得できますが、どう考えても不自然に思えます。収益事業は、公益事業を行うためになくてはならないものとして頑張って利益を上げているのです。公益事業を行うがためにです！もちろん税金は払いますが、課税の仕方を検討くだされば幸いです。
- ・ 公益法人となっているので、税の優位性から、非課税としてもよい。収益部の課税の非課税部の

拡大・税率の優遇・控除など、公益法人となったことへの優遇を拡大して、一般の方によるこんでもらえる財政運営をお願いしたい。

- ・ 公益目的事業も課税(法人税)にしてほしい。
- ・ 借入金返済金に対して非課税措置を望む。
- ・ 収益事業に対する法人税の割合をもう少し少なくしてほしい。
- ・ 収益事業への課税(法人税、固定資産税共)を撤廃してほしい。その収益は公益事業で使用するのだから。
- ・ 収益事業をしているので、固定資産税、事業税の納入は仕方が無いと思うが、公益事業の財源になるので、少しでも税率を低くしてほしい。公益と一般で、もっと差をつけてほしい。
- ・ 法人税の「所得の金額の計算に関する明細書」において、特例民法法人までは法人全体で「退職給付引当金繰入額」が所得に加算されていましたが、公益認定取得後は法人税の申告が収益事業のみとなったため、公益目的事業で退職給付金を支給した場合、所得から減算する機会が失われており、公益認定取得以前の退職給付引当金については、何らかの方法で減算出来るようにしてほしい。

3) 寄附税制 フロー (29 件)

- ・ 当法人は、公益法人としての事業費を理事・評議員・都道府県代表者に負担金をお願いしているので、PST とは別に税制優遇措置を考えて欲しい。
- ・ 既に要望されていることではあるが、①前記 PST 要件の撤廃、②寄附金控除の年末調整への導入、③寄附者優遇税制(税額控除を中心に)に関する、国としての広報の徹底実施、④寄附金控除の手続き簡略化(確定申告による還付はなじみにくく、せつかくの税額控除が進展しない)、⑤長期的には、小学生に対する寄附教育の導入、中学以降も継続実施を可能とするカリキュラムの実施。
- ・ ○○委員会(構成員として、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人)を立ち上げ、公益事業を実施する場合、この、○○委員会への寄附金についての税額控除がない場合(現在は対象外ではないかと思われる)は、改正を要望したい。 ※近々、税務署へ相談・協議をする予定である。
- ・ ○当財団は、寄附により助成事業を実施しており、さらに寄附をしやすい環境整備をしてほしい。
- ・ ①寄附金控除申請を年末調整時にできるようにする：現在は確定申告時にのみ行うことができるが、多くの納税者は確定申告を行っておらず、寄附のためだけに確定申告を行うのは不便であると考え。②寄附をする財産にかかるキャピタルゲインに対して課税を行わない：寄附する財産が購入時よりも値上がりしている場合、寄附時に値上がり益(キャピタルゲイン)に対して所得税課税がなされる。とくにバブル期以前に購入している財産(株、債券、土地など)を寄附するインセンティブが増すと思われる。③限度額の拡大：寄附額は所得の 40%、寄附金控除額は税額の 25% までとそれぞれ上限があるのでこの上限を上げる、もしくは撤廃する。④寄附金控除による還付金を、認定 NPO または公益財団法人などへ寄附できるようにする：還付金を受け取る際に、振込先として金融機関口座を明記するが、その際に個人の口座ではなく寄附先を指定できるようにする。⑤所得税、住民税の税額控除額を 50% から拡大する。⑥損金算入限度額の拡大：寄附者の資本金額と寄附者の所得額に応じて上限が決まっているが、それを拡大する。
- ・ 寄附税制制度の緩和、収支相償規程の緩和。
- ・ 個人からの寄附金の税額控除の PST 要件の撤廃・税法上の特定寄附金の「特別の利益」の定義をは

つきりさせてほしい。無償の会員誌を配る程度は許容されるのか、割引サービスだとの程度までよいのか。

- 公益活動に寄附した場合、簡便に所得税から控除される制度を導入すべきである。
- 寄附への課税については「特定公益増進法人」制度は廃止し、公益性について一定の基準を満たす法人への寄附は、国際的に妥当とされる水準で非課税とすべきである。
- ①年金受給者や高齢者(税金を支払っていない方)が寄附をしても控除を受けられないケースがあります。是非改善をして頂きたい。②各市町村・行政によって対応がまちまちです。国内の統一を図って欲しい。
- 一企業から多額の寄附をもらっているが、寄附した企業に多額の税制の優遇をしてほしい。
- 寄附金額から2,000円を控除したものの40%が、税額控除となるが、2,000円の控除が必要ないのではないか。計算をシンプルにしたほうが、寄附募金の説明が容易となり、寄附者にも理解を得やすい。
- 寄附金控除では、税額控除方式が選べるようになったが、寄附者にとっては複雑なだけ。所得控除を撤廃し、税額控除に一本化してほしい。
- 寄附金控除の枠を広げて頂ければ幸いです。みんなが寄附しやすい環境を作っていただきたいと願います。
- 寄附金税制に関して、所得控除にしる税額控除にしる寄附を促すような税制であってほしい。
- 寄附控除の年末調整での実施。
- 寄附者が、現在より以上に、もっと優遇されるように改正してほしい。
- 寄附税制のさらなる優遇を希望する。
- 個人が公益財団法人から税制上の優遇措置(寄附金控除)を受けるための必要書類の簡略化を図って欲しい。当財団は賛助会員制度を採っており、会費納付は、銀行・ゆうちょ銀行又はコンビニエンスストアでお願いしているが、当該金融機関での領収書(住所、納付目的の記載なし)で適用を可能として欲しい。当財団は、毎年納付依頼書を送付し、納入してもらっている。この納付依頼書には、会員の住所及び納付目的は記載してある。当財団は、納付を確認のうえ、改めて納付者の住所及び納付目的を記載した領収書を発行し、適用証明書を添付し送付しています。領収書の2重発行にもなっていること、確定申告は、コンビニ等の領収書に納付依頼書の添付で十分かと思えます。
- 個人寄附について、40%基準を撤廃し、寄附した全額の控除を認めるべき。ただし、公益法人の中でも事業内容は区々であるので、二段階の要件を設けて40%と100%とした方が実態に則していると思われる。例えば、保有資産がなく社会福祉法人の要件を満たせないだけで知的障害者や精神障害者に対する自立支援等を行っているような、本当に人が嫌がる尊い事業を行っている法人では、補助金は乏しく、利用者からの利用料に頼って細々とやっているが、需要はたくさんあり、資金がなく需要に応えられず困っている法人などは、本当に不特定多数の寄附を欲している。税制が変わっただけで寄附が増えるとは限らないが、少なくとも環境整備は必要と考える。
- 公益法人への寄附について、全ての寄附をされた方が、税額控除の算定として統一した方が、電子申請などの方が迷わないし、簡素化で効率が良くなる。どの法人が税制度の適用を受けているのか、またその制度はどのような制度で、どんな違いがあるのか、知らない人が大多数である。そ

の方が個人の確定申告において制度選択ができない。個人で確定申告の時、説明を行うにも、個々に制度の違いを説明する人員と時間を費やすことの方が、法人事業や税務署職員対応の経費等、削減すべきである。なお、説明を聞く申告者にも申告時間が長くなり、後で申告を待っている方の待ち時間も強いられる。

- ・ 公益法人への寄附には税制優遇がある事をもっと受け入れやすい制度にして欲しい。
- ・ 所得控除にしる税額控除にしる、減税の幅を広げて、寄附を募りやすい土壌をもっと作ってほしい。そのために法人側に PST のようなある程度の規制があっても仕方がないと思います。民による公益の増進は、今のままでは全く進んでいるとは思えません。また減税の申告も年調でできるなど、使いやすい制度になることを望みます。
- ・ 税額控除の制度について、法人にも適用できるようにしてほしい。
- ・ 税額控除の年末調整への繰り入れ。
- ・ 当会は財団だが、会費で運営している。確定申告をしたことがない個人には、会費は認定法上寄附金だが、税法上は対価がない場合のみ寄附金であるとか、寄附金控除と税額控除の違いとかは理解できないだろう。当会は、会費に関しては、今のところ寄附金の領収書を発行していない。特に個人に関しては、税額控除が通って、なおかつ本人が要求してきた場合のみ発行する予定だ。しかし他の団体の HP 見ると片っ端から領収書を発行しているところもあり、聞くと公益法人に通ったからという安直な回答であった。対応が統一されていないことにかなり疑問を感じる。また、もし公益法人への会費が寄附金で、年末調整できると税法上なった場合には、振り込んだ金融機関の控えを領収書と認めてほしい。貧乏財団には切手代も、領収書を送る事務時間も法人の存続にかかわるのだから。
- ・ 年末調整で寄附控除が処理できるようにしてほしい。これにより日本の寄附文化は大きく変わる。
- ・ 年末調整で寄附者が税制優遇を得られるような制度にしてほしい。
- ・ 法人・個人とも寄附金全額を税額控除して欲しい。
- ・ 零細な社団法人の場合、個人会費の1口分を超える会費については、定款で納入口数により議決権に差をつけないことが明確にされている場合、寄附金控除の対象にしてほしい。

4) PST に関得る要望 (22 件)

- ・ 既に要望されていることではあるが、①前記 PST 要件の撤廃、②寄附金控除の年末調整への導入、③寄附者優遇税制(税額控除を中心に)に関する、国としての広報の徹底実施、④寄附金控除の手続き簡略化(確定申告による還付はなじみにくく、せつかくの税額控除が進展しない)、⑤長期的には、小学生に対する寄附教育の導入、中学以降も継続実施を可能とするカリキュラムの実施。
- ・ 個人からの寄附金の税額控除の PST 要件の撤廃・税法上の特定寄附金の「特別の利益」の定義をはっきりさせてほしい。無償の会員誌を配る 程度は許容されるのか、割引サービスなどの程度までよいのか。
- ・ 収支相償を撤廃してほしい・遊休財産の保有制限の撤廃をしてほしい・税額控除証明に PST 要件を課せず、控除証明を取得できるようにしてほしい。
- ・ PST は、5年ぐらいの猶予がほしい(5年間は適用しない)。
- ・ PST 要件の廃止。

- せっきくの制度です。寄附金の税額控除制度をもっと利用しやすいように、100人のしほりをなくし、所得控除・税額控除の選択ができるようにしてもらえればと思います。
- 個人の寄附についての税額控除制度のPST要件の撤廃。
- 公益認定を受けたことで重複するが、PSTの基準を満たしていなくても税額の控除制度を導入してほしい。
- 公益法人 information(ホームページ)に掲載されている「税額控除に係る証明～申請の手引き～」内閣府によると会費を寄附金扱いにする場合の記載が数か所あり、税務署に確認する旨が書いている。当財団でもこの申請にあたり、最寄りの税務署に相談に行ったが、担当者(法人税課税)は「解らない・知らない」と言った。調査してくれるとのことだが、1ヵ月以上かかると言われた。国税庁のホームページでも再三調べたが、この件に関しては、見当らなかった。主務官庁(県)にも問い合わせたが、税務署に聞いてくれと言われた。税額控除の申請をしたくてもできない状況である。ホームページで、末端の財団が困らないよう、もう少し詳しく掲載してもらいたい。
- 公益法人として認定された時点で、税制優遇措置を受けられるように制度化して欲しい。
- 公益法人には、寄附金控除制度のPST要件の取りやめを希望します。公益法人に寄附すれば無条件に寄附金控除が受けられるのがベターだと思います。
- 公益法人には無条件で税額控除証明を適用してほしい。規模の大小だけでなく、事業内容で公益法人として認可されているので、税額控除は無条件で適用してほしい。
- 公益法人への寄附者が少人数であっても、その行為に報いるため、公益法人を無条件で寄附金税額控除対象法人に認定するか、公益法人のPST要件(人数・収入割合)を緩和してほしい。
- 質問15にある通り：税額控除証明を受けるためのPST要件を撤廃してほしい(年平均100人以上という条件は、小さな法人としては難しいため)。
- 質問15に記しましたが、法人会員の議決権は個人会員と同等である一方、会費は高額(6～30倍)です。實際上、法人会費は寄附行為そのものと考えべきで、この点は法改正を待たず状況を斟酌いただきたいと思います。このように、法人の権利の問題で税額控除証明が受けられないことが、個人寄附の妨げとなっている現状は是非改善いただきたいと思います。
- 質問15に記載したような状況(当法人のように、留学生やボランティア(学生を含む)からの寄附が大半である状況では、年3,000円以上の寄附を募るのは極めて困難であり、300人以上1,000円以上(学生割引制度も入れてほしい)という選択肢も望まれる。また、行政からの補助金(分担金)を寄附とみなしてよい制度となれば、PSTをクリアしやすくなる。行政からの補助金(分担金)は人件費で、業務の内容から行政窓口等の支援をしている見返りになっているので、配慮をいただきたいがあるので、NPOと同様にPSTを撤廃していただくか、要件を大幅に緩和してほしい。また、税額控除の比率40%を拡大するまたは、政治資金並みに全額控除に近くしてほしい。
- 質問15の他は、特にありません。：税額控除証明を受けるためのPST要件を撤廃してほしい(同じ公益法人でも、取得の有無で、寄附者に不利益が生じるため)。
- 税額控除を受けるための手続きについて、その他の条件も加えてほしい。
- 税額控除証明。
- 税額控除証明について、内容を誤解していたことに今回のアンケートで気付きました。過去に検討した際に、2要件のうち「寄附者年平均100人以上」の要件が満たせないため、本財団は対象外

とっていました。2要件のうち1つだけ満たせばよいのであれば、本財団も対象となるので、再度検討したいと思います。

- ・ 税額控除証明を取得しなくても、公益法人に対する寄附は税額控除制度の適用が自動的に受けられるようにしてもらいたい(公益法人への移行の審査段階で、行政庁は詳細にチェックしていると思われるため)。
- ・ 税額控除制度については条件が厳しい部分と。条件自体が不合理な部分がある。真に社会貢献を実施しているか否かを判断し条件を設定するか、公益法人に対しては無条件に認めるべきである。

5) 相続財産や現物資産の寄附 (12件)

- ・ みなし譲渡課税の直接供用要件については、お伝えしているとおりです。その他、上記に書いた法人(NPO 法と公益法人)によって寄附税制が異なることは寄附者に分かりにくいもの以外の何者でもありません。住民税の寄附税制についても同じです。
- ・ ①寄附金控除申請を年末調整時にできるようにする：現在は確定申告時にのみ行うことができるが、多くの納税者は確定申告を行っておらず、寄附のためだけに確定申告を行うのは不便であるとする。②寄附をする財産にかかるキャピタルゲインに対して課税を行わない：寄附する財産が購入時よりも値上がりしている場合、寄附時に値上がり益(キャピタルゲイン)に対して所得税課税がなされる。とくにバブル期以前に購入している財産(株、債券、土地など)を寄附するインセンティブが増すと思われる。③限度額の拡大：寄附額は所得の40%、寄附金控除額は税額の25%までとそれぞれ上限があるのでこの上限を上げる、もしくは撤廃する。④寄附金控除による還付金を、認定NPO または公益財団法人などへ寄附できるようにする：還付金を受け取る際に、振込先として金融機関口座を明記するが、その際に個人の口座ではなく寄附先を指定できるようにする。⑤所得税、住民税の税額控除額を50%から拡大する。⑥損金算入限度額の拡大：寄附者の資本金額と寄附者の所得額に応じて上限が決まっているが、それを拡大する。
- ・ 寄附の一つの形態として、遺産から本人の意志で学会に財産分与される制度ができるとよいと思う(現行の税制でも許されているのかもしれないが、学会の制度化が進んでいない)。
- ・ 公益法人へ遺贈する場合の税制に関し、手続きをもう少し簡単にしてほしい。
- ・ 資産の譲渡を受ける場合、税法に従うが、税法の理解が難しく結局当局に打診しないと、どうなるかわからない部分がある。
- ・ 租税特別措置法40条の規定を緩和してほしい。
- ・ 租税特別措置法第40条。
- ・ 租税特別措置法第40条に関して、公益法人であればもう少し承認のハードルを下げていただきたいと思います。
- ・ 租特法40条関連で、公益認定法より厳しい要件が税務当局から課せられているが(役員、評議員の構成要件等)、公益認定法の運用に合わせるべきと考える。
- ・ 大学や研究機関に対する寄附者に対する税制は、欧米に比べて制度の根本姿勢がきわめて不都合である。民間の資金や遺産相続資産を公益事業に支出するための誘導政策が必要だ。
- ・ 当法人は、柿田川湧水群及び流域の自然環境をより良好な状態で後世に引き継ぐための活動をしている団体であり、その主要活動の一つが、流域の民有地を買い上げることである。しかし、流

域の土地所有者が当財団に土地を売却した場合、自治体に売却した場合と異なり、不動産譲渡所得に対する優遇措置なく課税される。このことが、当財団が土地所有者から、土地の購入を円滑に進められていない主要理由の一つとなっている。このため、当財団の公益目的事業の性格に鑑み、自治体に土地を売却した場合と同様の優遇措置が講じられるように、税制度の改正をお願いしたい。

- ・ 特に以下の点について改正が必要と考える。
 - ・ 公益法人に対する「みなし譲渡」不適用要件(租税特別措置法第40条)
 - ・ 公益法人に対して相続財産を贈与・遺贈した場合の相続税非課税要件(租税特別措置法第70条)
 - ・ 公益法人の会費は、何らかのサービスと対価関係がない限り、寄附金と認めべきである。

6) 地方税、消費税等 (32件)

- ・ 申請書販売に係る消費税の非課税化当財団の事業としては、国からの指定を受けて国に代わって国家試験を実施しており、当該試験事業を公益事業(他に公益事業及び収益事業は行っていない)として公益財団の認定を受けたところである。受験手数料については、消費税が非課税となっているが、試験に必要な申請書の販売(公益事業として認定を受けている)については、課税対象となっている。しかし、物品販売であっても公益事業の認定を受けているものについては、非課税とすべきである。
- ・ 固定資産税の免除。
- ・ シルバー人材センターのように、国や市町村から補助金を受け、また収支相償がマイナスでなければならないが、このような事から法人税(県税)は減免にしてほしい。
- ・ 印紙税の非課税事業者としていただきたい。また、法人税率を引き下げいただきたい。
- ・ 印紙税の非課税団体としてほしい。
- ・ 印紙税法で非課税団体として取り扱っていただきたい。
- ・ 印紙税法上の優遇措置はないものでしょうか。
- ・ 現在、当法人が所有する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置(課税標準2分の1)は時限措置(2年)となっているので、措置の恒久化を図ってほしい。伝統芸能の保存・継承を図り、公演施設の維持・充実及び鑑賞機会の確保から。
- ・ 固定資産税の免税及び取得税の廃止。
- ・ 公益財団法人として100%霊園事業を行っているが、宗教法人は100%建物等についても課税されないのに、私共では建物等に課税されるのはどうしても理解できない。
- ・ 公益事業における消費税の支払免除をすべきと思う。
- ・ 公益社団・財団に対して、市区町村、都道府県の条例指定が無くても、共同募金会及び日本赤十字同様、個人住民税の税額控除が受けられるよう改正を望む。
- ・ 公益法人が実施する公益事業に対する消費税の減免措置。
- ・ 公益法人については、県税・市税は減免措置となっているため、毎年度その手続きが必要となっていますので、手続きを要しない非課税取扱いとしてほしい。
- ・ 公益法人を印紙税法上の非課税法人としてほしい。
- ・ 収益事業をしているので、固定資産税、事業税の納入は仕方が無いと思うが、公益事業の財源に

なるので、少しでも税率を低くしてほしい。公益と一般で、もっと差をつけてほしい。

- ・ 住民税の税額控除ができる自治体とできない自治体があるので、全ての市町村で実施できるようにしてほしい。所得税額控除対象額の拡大、初期段階としてせめて50%に。
- ・ 少額(年間10万円以内)の収益事業を行っており、利益が数千円でも法人市民税として5万円の均等割額を支払っている。会員の便宜のための物品(レセプト・カルテ)販売であり、廃止が困難であるので、一定額以内の収益事業は収益事業対象外とするなど不課税の措置をしてほしい。
- ・ 消費税が8%になりそうだが、事業の特性上、価格に転嫁しづらい。そもそも会社法人のように利潤を出すことが目的ではないので、カルテル転嫁が容認されたところで、同業他社の公益法人は存在していない。公益法人=割安のイメージがあるため、価格転嫁に懸念が残る。法人税率のような、なにか特例がほしい(5%据え置きにしてほしい)。
- ・ 消費税が来年度からアップとなりますが、当協会では、試算したところ200~250万円の負担増となります。当協会は、小規模なため会費や研修受講料への転嫁が難しいことから、今後の財務について苦慮しております。この点について何かご高配を賜ればありがたいです。
- ・ 消費税や振込み手数料、登記印紙・収入印紙なども優遇してほしい。
- ・ 消費税をなくす事はできませんか。
- ・ 消費税を免除して欲しい。
- ・ 消費税及び地方消費税の免除。
- ・ 消費税制度。
- ・ 都道府県税及び市町村税が一斉に控除されるような働きかけができないでしょうか(因みに、当法人は大阪府は条例未整備、府下の市町村では大阪市のみが条例制定でありで、当法人は既に指定を受けている)。
- ・ 当協会は公益事業のみを行っており、収支決算がマイナスなので消費税についての減税をしてほしい。
- ・ 平成26年度からは消費税が8%になることが、ほぼ確実であるが、公益性の高い公益財団、社団に対する減免の措置が講じられるよう、強く要望します。
- ・ 法人会計支出に係る消費税の軽減。
- ・ 法人住民税の減免措置の拡大(法人住民税は各自治体の要綱等により減免されているため、県と市でも取扱いが異なっている。これを、一定の法人は一律減免措置となるよう充実してほしい)。
- ・ 法人税については非課税ですが、その他の県税等は均等割の課税がなされています。非課税にすべきと思います。特に、軽自動車の自動車税は地元行政の配慮で非課税としていただいています。普通車の自動車税は、公益事業に使用していても課税されています。不合理と思います。
- ・ 来年以降の消費税アップにあたり、あまり議論がされていないが、いかがなものでしょうか。

7)その他、税制に直接関連しない要望事項(28件)

- ・ 「公益事業1」、「公益事業2」等の事業区分毎の収支相償を年度単位で充たすことが定められているが、収入(補助金等)支出(人件費等)共に配賦による部分が大きく事業の執行により管理できる部分以外で収支が定まる感がありコントロールが困難である。このため、収支相償については「公益事業」等の大きな括りで判定することが望ましい。また、原則として収益(黒字)を目的としない公

益事業においても結果として黒字となる事例も十分に考えられる。このため、収支相償の判定は単年度において厳格に判定するのではなく、一定期間における判定とすることが望ましい。

- 収支相償を撤廃してほしい・遊休財産の保有制限の撤廃をしてほしい・税額控除証明に PST 要件を課せず、控除証明を取得できるようにしてほしい。
- 各都道府県に同事業を実施する公益社団または財団の法人があります。移行時に、収益事業とするように指導があった事業は上部団体では公益事業(内閣府)になっています。また他の府県でも公益事業として認められている県があります。収益事業であると課税対象になり、税務申告の必要が生じてきます。たとえばチケット販売やプログラム販売が収益事業であることは認識していますが、事業の立地条件や内容からして公益事業の一環としてやっても税法上は非課税になりません。各府県で公益認定時にばらつきがあり理解できないです。収益事業の中で非課税になる条件を追加してほしい。
- 資産を取得する際の資金や特定費用のための準備金等は、収支相償や遊休財産制限等に非常に関連しているが、資産取得や特定費用を借入金で行った場合は、収支相償や遊休財産の制限において考慮されない。資産取得や特定費用のための借入返済額についても収支相償や遊休財産等の基準算定に考慮してほしい。
- 収支相償で、職員の退職引当金程度は認めてもらいたい。
- 収支相償については、もう一度検討していただきたい。剰余分を職員退職金等に積み立てられるとよいのですが…。
- 収支相償を求めながら、全体が赤字でも、収益事業の黒字に課税されるのは理解できない。
- 税制の通達が運営の実際基準以下のため、収支相償以上に赤字を強いられる基準となっている。
- 内部留保の少ない公益社団法人については、収支相償を免除してほしい。
- 代表理事・業務執行理事は自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないことについて、報告の省略が認められていない点。・計算書類等を定時評議員会の二週間前から備え置かなければならない点。
- 遊休財産保有制限の緩和・似た用語がわかりづらい。たとえば公益目的事業財産、公益目的取得財産、公益目的取得財産残額、公益目的増減差額、公益目的保有財産、公益目的保有財産の帳簿価額。これらと財務諸表の用語の関連が理解しづらい。公益目的保有財産＝固定資産なら()書きで関連を示してほしい。
- 公益法人をめぐる税制の明細を教えてください(勉強不足のため)。
- 1事業者で1事業の場合に法人会計は必要でしょうか。全ての職員がその1つの事業を行うことを目的に働いており、区分することには無理があると思います。これを区分するために、かなりの事務負担が増加しています。法人会計の区分を撤廃することを希望します。
- 規定が細かすぎて法人の住裁量権がない。
- 共通経費の配賦基準に収入基準を取り入れてほしい。各事業ごとに収入に応じた共通経費の予算を組むことは必要なことであり、税務で認められている基準との整合性がとれていない。
- 決算書について、会員にとってわかりやすくなったとはとても思えない。
- 公益法人として、運営を始めたばかりで戸惑いが多いのが実情です。タイムリーに情報提供、研修会等を開催し、安定的な運営ができるように支援していただきたい改正点については、H 表の

ように素早く、情報提供をしていただきたい。

- 行政庁への諸届の簡素化。
- 国として、多くの方々の期待を担って第一歩を踏み出した第三の公共、民の力の活用等公益法人等に期待されている力を発揮できるよう、制度及び運用方針の改正を強く望みます。東日本大震災復興支援を見ても、国の補助金、赤十字等の動きは十分でない時点でも、現地に寄り添った活動をしている NPO、公益法人は素早く活動を開始し、その後も自らの判断でニーズの変化にシなやかに対応しているとの印象を持っています。どうかこうした民の、小さな力が自由度を持ったまま活動できるような制度とその運用の見直しをお願いします(かつての漢字検定のような不祥事が発見できるようなフォローアップ体制と是正措置は必要ですが、現行制度とその運用は重装備すぎているので改善が必要と思います)。
- 国際大会を誘致した場合、その特定年度のみ決算や事業費等が大きく変化する。また、国際学会・大会の取り決めや仕様と法人法との関わりで、実施を困難にしている面がある。
- 今回の公益法人改革は誰のための制度改革なのか、一部の悪徳法人のために、多数の公益法人等が苦しめられている。潤っているのは、税理士、公認会計士などのコンサル業者であり、制度全般を早い時期に見直していただきたい。財団・社団などの公益法人の制度に、営利を目的とする会社の制度を導入すること自体に無理がある。
- 従来から、実費弁償の認定を5年ごとに受けていたため、影響はないが、その事務がなくなることで煩雑さがなくなります。
- 制度改正により税制優遇などのメリットはあるものの、認定後においても手続きが煩雑で、それにかかる人件費等コストが多大となっており、それを上回る公益認定のメリットが感じられない。
- 中小法人にとっては、公益法人の法律は厳しすぎる。本来の公益増進とは裏腹ではないか。
- 提出書類の簡素化。
- 難しい意味の理解しがたい書類が多すぎる。書類作成にとられる時間が膨大で、通常の業務が滞りがち。特に、年度末、年度初めの忙しい時期に集中するので。
- 法人会計の撤廃。
- 様々な目的を持った組織をイッパヒトカラゲ的に、微に入り細に入り定めた当制度は全くもって、古色蒼然たる制度であり、シルバー人材センターについては、別途簡易な法制度を設けるべきである。そもそも論的には、シルバー人材センターの制度は、異質的なもので、職業紹介なのか、派遣なのか、請負なのか、ボランティアなのか、極めてアバウトな運営でやってきた。コンプライアンスを極めた場合、角を矯めて鹿を殺しかねない現制度であり、一度初期化して出直さないとダメな時期がいずれ来るのではないかと感じます。

1 1 質問 19 行政庁への要望があればご記入ください。

1) 行政庁の対応・指導に関するもの

(1) 各行政庁による審査基準などのバラツキに関するもの (20 件)

- ・ 北海道の認定委員会は日本一超厳しい。
- ・ 認定基準に都道府県で考え方(捉え方)に開きがありすぎる。
- ・ 各県の公益基準がまちまち。
- ・ 内閣府と都道府県の認定委員の認定基準に関する解釈に温度差がありすぎると感じる。
- ・ 県によって行政庁の対応に差があり過ぎる。真面目にやっている所がバカみたい。
- ・ 法律の公平な運用を行なうべきだ。各県での判断の違いが地域の実情を勘案しても納得できないことが多い。
- ・ 審査等の迅速、簡素化・審査基準の公平性(都道府県により、審査基準に格差が見られる)。
- ・ 各都道府県公益認定委員会により、公益認定時の内容、指導にバラつきが感じられる。今後、明らかに地域による認定時の差が確認された場合は、認定変更申請により是正するなど、公平性が担保される事を望みます。
- ・ 内閣府と都道府県で公益認定などに対する考え方に温度差があるように思う。制度全般について統一した見解がされよう希望します。
- ・ 内閣府と各都道府県により、定期報告書類、計算書類などについて判断がバラバラなところが多く、ある府県では緩かったり、きつかったり、ということをよく耳にします。不公平感をなくすために、統一見解をどんどん示してほしいと思います。
- ・ 同様の団体で、都道府県により支出費用について公益的事業会計と法人会計に係る扱いが異なるケースがある。「公益性」の扱いが各県で温度差があるのはいかがか。
- ・ 各種の届け出または申請について都道府県により対応がまちまち。また、担当によっても見解が多少こととなるなど、行政の足並みがそろっていない。
- ・ 「新規事業」の取り扱いに関して、地方公共団体によって、厳格さが違うのは問題だと思う、制度の解釈、運営を緩やかにしてほしい。
- ・ 新制度への移行で、一斉に公益認定の手続きが行われたこともあって、各都道府県公益認定等委員会により、その判断、指導が分かれている状況も見受けられた。指導監督庁には、一応の統一された判断基準により、指導・監督されるよう要望します。
- ・ 本支部間の内部取引があるのを、正味財産増減計算書の内部取引消去欄に記載すべきであるが、一切記載を認めていない状況であり、実態と違う増減計算書を作成する必要があるので改善してほしい。法人・事業税を法人会計で処理するよう行政庁から指導を受けたが、収益事業がある場合には公益法人会計基準では収益事業で処理することとなっている。行政庁の指導に基づいているが、矛盾が生じているので、処理について徹底して頂きたい。
- ・ 当協会の会員よりの情報であるが、公益認定申請法人に対する、また公益云移行後法人に対する、各都道府県の公益認定等審議会の対応が必ずしも一様ではなく、とんでもないルールを設けて、なかなか申請を認めてくれないところ、移行法人に対して、決算承認理事会が終了したにも拘わらず、決算結果の修正を要求したりするところなどがあり、困惑しているという。内閣府に連絡

しても、各地方自治体のマターであり、指導する立場にないと取り合ってくれないとか。具体的には、審議会メンバーの中の特定の委員が、強硬な見解を発しており、行政の担当窓口も、非常識な見解であることを承知しているのも拘わらず、手をこまねいているという。そもそも新公益法人制度の目的は、法人の自治に任せるということであるはずであるのに、そのような非常識な無理押しをするようなことは、新制度にとってマイナスであると考えます。

- ・ 公益目的事業の内容の変更(職業紹介事業関係)の際、知事の権限とは云え都道府県によって取扱いが異なるのは、法治国家として合理的とは云えない(例：変更認定が必要なところと、変更届けでよいところに分かれている(変更認定8、変更届27、調整中11、必要なし1))。
- ・ 定期提出書類の内容解釈につき、内閣府各担当の理解度統一・標準化を図ってほしい。
- ・ 行政庁の管理上都合の良いように、法律や会計方針を解釈し、財団・社団ベースでの負担増を考えていない。非常に透明性に欠ける。
- ・ 大阪府だけ定期提出書類が多いことや、書類チェックが厳しいなどがあります。他府県と同様のチェックにしてほしいです。また、法務課担当者も異動があり、内容についてよく理解されていない状況があり、困ることがあります。不明な点について電話で質問しても、質問はFAXで、といわれることもあります。定期提出書類の説明会も非常にわかりにくいものでした。少なくとも、電話で質問した際には、丁寧な対応をしていただきたいと思います。それが無理ならメールでの対応にしていただければ助かります。

(2) 担当官の対応に関するもの (23件)

- ・ ①手続き上の質問をした時に、タイムリーに回答をして欲しい、②電子申請内容の簡略化。
- ・ もう少し、勉強してほしい(兵庫県)。
- ・ 窓口の対応職員は、制度を熟知した者を配置してほしい。
- ・ もっと勉強してほしい。相談員のたよりない回答には憤りを感じる。回答がちゃらんぼらんだから、事務処理にさらに時間がかかる。ムダな書類ばかり作らせないでほしい。
- ・ 公益と共益。未だ十分理解出来ていないようです。共益に係るものでも社会から見ると十分に公益と理解いただけるものがあります。
- ・ 対応が冷たい。相談するにあたり、親身になって助言をいただきたい。
- ・ 前任者のような親切な対応・・・。
- ・ 公金を使わず社会貢献している我々財団に対し、行政庁職員はもっとサービス(奉仕)精神があって欲しい。役人?の横柄な態度が気にかかる。
- ・ 難解で厳格なシステムであるにもかかわらず、当方の疑問に、行政庁の立場を一步も離れることなく回答するという印象がある。
- ・ 法人規模や事業規模に応じて、融通の利く対応をしてほしい。
- ・ 立ち入り検査を受けていない現状では特に希望はない。認定申請時には大変親切に教えていただいたので感謝している。
- ・ たいへんお世話になっています。
- ・ 特にありませんいつも相談等にご対応いただき助かっております。
- ・ 行政庁は東京都ですが、煩雑な手続きの中、担当者には、懇切・丁寧な指導や回答をして頂いており、職員一同感謝しています。

- ・ ご指導、ご支援に感謝している。
- ・ 認定手続き時から移行後の事務処理等到大変お世話になっており、感謝しております。引き続き、新設丁寧なご指導をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ・ 今後とも指導をお願いしたい。
- ・ 行政庁は移行時を含めて、適切に関わってもらった。
- ・ 長野県の対応は、大変常識的である。申請、届出をしても数日中に審査してくれる。
- ・ 確認事項等は、迅速に対応して頂いているので、特に要望はなし。
- ・ きめ細かな対応で事務処理がやりやすい。この体制を維持してもらいたい。
- ・ 親切丁寧に指導していただき、とても感謝しています青森県は。県の担当で相当対応が違っていると他県の他県の同種の公益社団法人の担当者から意見交換させていただいてます。
- ・ 実際にご対応していただいている、窓口のご担当は、本当に親身になってご指導いただいています(この数年間ずっと)。制度上の問題点・課題については、窓口のご担当が一番、感じ取っているのではないかと推察します。内閣府内部での、ヒアリングは当然実施されているものと思いますが、公益法人協会様の提言と併せて、制度の運営をよりよい方向への舵取りを行っていただきたいと思います。実際、(私が担当して約4年経ちますが、この間、政権交代もありましたが)この4年間で、制度の運営が変わってきたのではないかと感じます。スタート時点より、柔軟になってきた(?)と。引き続き、「改革」を期待します。

(3) 相談・指導等行政庁の体制整備に関するもの (36件)

- ・ 移行後のサポート体制も忘れないでほしい。
- ・ 会計処理の相談が気軽にできようにしてほしい。
- ・ 相談体制を整えて欲しい。いろいろ相談事項があっても、担当者の都合が難しい。
- ・ 相談窓口を増やして欲しい。
- ・ ①新公益法人制度が中々わかりづらい為近隣に相談できる場所が必要。②事業報告も必要以上に書類が多い気がします。体制のない財団では事務処理しきれない。
- ・ 法人経営及び運営担当者に対する研修会や情報交換会等の開催及び相談窓口の設置(担当者は1～2年で交代する場合もあるので、研修会等は毎年開催してはどうか)。
- ・ 定期報告提出、立ち入り検査等の細かな指導。
- ・ 移行期限が迫り忙しいのは推察するが、運営や変更に関する質問を直接受け付けてもらえず、FAXで送って回答との対応をされたため質問FAXを送ったが、結局なしのつづてであった。移行後法人へのサポートもしっかり行ってほしい。
- ・ 監査、監督だけでなく、指導育成もお願いしたい。
- ・ 新公益法人へ移行したばかりで間が無いので、会計事務や運営のあり方等について研修会等の開催をお願いしたい。
- ・ 公益法人としての順守事項や制度運用についてのテーマ別の講習会等の開催。
- ・ 定期提出書類の記入方法などの説明会を行ってほしい。
- ・ 説明会開催時期の改善……移行後事務の説明会が開催されたが、5月9日開催では遅すぎる。
- ・ 移行した法人向けに研修会を実施してほしい。
- ・ 運営を円滑にするための講習会を行ってほしい。

- ・ 公益法人へ会計・財務等の説明会をしてほしい。
- ・ 資料の作成等に関して問い合わせをした時には、具体的なアドバイスをして欲しい。申請時の書類による等の回答では、どのように対応して良いか分からない場合がある。
- ・ 実務レベルの例を数多くご教示願いたい。
- ・ 財団のガバナンスといいながら、管轄している実態は変わらない
- ・ 公益法人の独立性を考えると、自治体を通さずに直接国等に補助申請や事業受託ができるような仕組みが望まれます。
- ・ 公益法人に移行する前の主務官庁との関係について、見直しを図りたい。
- ・ これまで、報告・相談等で担当者と円滑にコミュニケーションを持って進めてきた。今後も同様に進めていきたい。
- ・ これまで、担当者がきちんと決められていて、個別の質問(稚拙な質問等でも)に対してメール、電話で細部にわたり対応して頂けたのですが、担当者の方が異同になり個別対応ではなく一括の窓口対応になったため、ふだんでも内閣府というとても敷居が高く感じられるところに、直接の担当者が居なくなってしまったことで、質問等がしづらくなったと感じております。できれば、個別に担当者を決めていただくことを要望します。
- ・ 移行前の主務官庁には、顔なじみの担当職員に気軽に質問・相談ができた。今度の行政庁は、電子申請が主ということもあって、敷居が高い感じがする。
- ・ 制度の改正に伴い、法律規定(規制)事項が大変多くなり、活動に関し行政庁の関与部分が大きくなっているのではと感じる。
- ・ 当組織の目的は、公益事業すなわち国の事業の一環を担うものであり、関係省庁にはより積極的な協力、連携をお願いする。
- ・ 当協会は公益財団法人です。県(旧)主務官庁は、県が設立し、県が運営を助成し、人(現在は ob のみ)も派遣する協会は県のもの(外郭団体)であると主張しています。また、県行財政改革委員会が外郭団体の存立意義と事業を精査し、その結果の事業及び運営に関する要請は当然であるし、場合によっては団体の改廃も行うと主張しています。このような県の主張は、(新)公益法人制度にどのように折り合いがつかっているのでしょうか。御教示ください。行政庁の窓口は(旧)主務官庁窓口と同様です。(旧)制度化においては事業計画や役員会議資料について主務官庁が指示をすることは極めてまれなことでしたが、現在では、公益認定等審査会が要求することとして、行政庁と歩調を合わせ、主務官庁が事前に事細かに指示を出します。担当の感覚では、主務官庁の権限は層倍になったと感じています。主務官庁の頸木を離れるためには、せめて窓口担当を(旧)主務官庁以外とすることが必要ではないでしょうか。
- ・ 監督官庁が変わり、申請や届出事務が煩雑となり、事務負担が増加している。公益事業を行っている団体に対し支援すべき行政庁として、お役所仕事の管理監督だけでなく、公益社団法人とのかかわり方も再考すべきと考える。
- ・ 《県の法人指導・育成担当課の公益法人に対する意識改革》公益法人への移行に伴い、公益性、公正性及び会計等の公開などの観点から、経費執行に配意し事業を運営しているが、県の法人指導・育成担当課の意識が旧態依然で、県予算がないからとの理由により、公益法人となっても、変わらず経費負担を求められている(「法人のために」「法人が苦勞しないように」との意識が欠

如しており、4月1日移行予定として認定申請したにもかかわらず、申請書の審査を約3ヶ月放置され、6月1日にやっと移行登記できた経緯もある。)。 指導・少額補助金を受ける立場として、あきあさまに拒絶できず、気付かせるために遠回しに県に負担を求めると、運営上の微細な点について指導と称する壁説な文書が発せられるなど、閉口しており、県の法人指導・育成担当課の公益法人に対する意識改革をお願いしたい。

- ・ 旧法人の際は、主務官庁が財団の運営について相談に乗ってくれていたが、新法人になってからは、基準を示したり相談に乗ったりしないことになったとのこと。(相談者によって差が出たり、解釈が違うことで問題になったりすることを避けるため)ひとくりに公益財団法人と言っても、事業内容によって運営方法や経営方法が違うのは当たり前で、それを一律にしようとするのは困難だと思う。より、各法人の性質に寄り添った、各法人にふさわしい運営を指導、支援していただけるような形を望みます。
- ・ 行政がすすめる事業に対して必要な時には協力を求めてくるが、行政に対してこちらから協力を求めるのは骨が折れる。行政は、協力するのは当たり前のように思っているような気がする。
- ・ 事務職員に公務員を出向させてほしい。
- ・ 行政庁と、法務局の連携を強化していただき、公益法人の運営及び事務手続きがスムーズに進むようにしていただきたい。以前、行政庁が良しとしたものを、法務局が却下した経緯があり、関連団体すべてが、総会で再決議をする必要が生じるような事案があったため。
- ・ 税務・登記事務等、行政庁の担当業務とは直接関係のない分野においても、ある程度の情報集約、共有ができていてありがたい。欲を言えばワンストップサービスが望ましい。
- ・ 関係法律、FAQ等を読んでも 実務において解らないことが多すぎる →色々な場合の実例をあげて、もっと解りやすくしてほしい
- ・ ①立入検査マニュアルのようなものを準備したらどうか。基本的には善意で業務に取り組む中、日ごろから特に注意すべき事項を業務マニュアルのような形で示しておくことは、無駄な労力を排除する観点から意味がある(押しつけ型ではないものが必要)、②やり方は難しいかもしれないが、行政庁との意見交換の場のようなものが設定できないだろうか。③会計委員会がスタートすると聞いているが、委員会の構成メンバーに公益法人実務サイドの代表は参加できないのか？

2) 諸手続き、提出書類、立入検査等に関するもの

(1) 簡素化、迅速化、弾力化を望むもの (24件)

- ・ 申請の審査完了時期についても、行政庁側で期限を設けてほしい。
- ・ 本業務に携わる経験が浅いためと思うが、申請の手間暇が大変である。報告手続きをもう少し簡単なものにならないか？
- ・ 審査等の迅速、簡素化・審査基準の公平性(都道府県により、審査基準に格差が見られる)。
- ・ 審査が厳しすぎるのでは。
- ・ 変更認定申請と変更届との区分けがあまりにも細かすぎる。新規事業や廃止事業、法人組織の変更、事業内容の大幅な変更等の場合に変更認定申請を提出するのは理解するが、事業内容の公益性が変わらないものであれば変更届で対応できないものか。
- ・ 変更認定申請について、国の補助事業などのように交付決定日をさかのぼってくるケースや年度

内に完了しなければならないことによるスピード感を持って臨まなければならないケースにおいて、タイムリーに対応できなくなる。したがって、変更認定申請については、可能な限り処分行為が行われる前に行うが、それが絶対条件では無いようにしていただきたい。

- ・ 定款変更等で任意事項か、届出事項か速やかに結論を出していただきたい。定款変更の場合、附則の記載方法が異なる。
 - ・ 手続き上の質問をした時に、タイムリーに回答をして欲しい。電子申請内容の簡略化。
 - ・ 報告等の事務を簡素化していただきたい。
 - ・ 報告事項の簡素化。
 - ・ 報告を簡素化してほしい。規制の撤廃。
 - ・ 報告書類が厳格で難しい部分が多いので、もっと判り易くならないだろうか！
 - ・ 的確な情報を流していただいているが、報告等の負担軽減を考えてほしい。
 - ・ 新しい慣習になれていないせいもあると思われるが、要求される文書なりが煩雑に思われる。
 - ・ 別段希望はありませんが、手続きの簡素化を希望します。
 - ・ 諸届出等について、簡素化してほしい。
 - ・ 諸手続きの簡素化。
 - ・ 書類の量が多くて手間と時間を割いているので、もう少し簡素化して欲しい。
 - ・ 公益財団法人に移行以降、事務が複雑となり、事務処理に時間と労力を要する。事務の簡素化を要望する。
 - ・ ここに書くべきこととちょっと主旨がずれているかもしれませんが……。損得抜きで社会に貢献するような活動をしている人はたくさんいます。そのために、制度が改革されたことはよかったですと思っています。願わくば、そのような方々(私たちも含む)が活動しやすいように、書類作成、提出などがシンプルになるとありがたいです。公益社団法人が「組織のための組織」にならないように……。
 - ・ 各種申請や届出書類が煩雑で、わかりにくいいため、法人の事務負担が大きくなっている。公益事業を推進するための制度改革のはずが、管理部門に多くの時間を割くようになっている。
 - ・ 公益法人化にともない、それに係る事務業務の行政庁担当課が変わりました。しかしながら、監督業務については従前の担当課により引き続き行われていくようであります。疑問に感じているのは、その報告手続きの煩雑さについてです。公益法人に関する法律にもとづき、所定の報告書類の提出を電子申請により行なっているところではありますが、監督担当課からも同等の書類提出を別途要請されています。具体的には、当法人の上部団体を通じて提出を求められています。一つの主務官庁(行政庁)内の二つの課に、同じ書類を別々に提出しなければいけないのは、紙一枚のことではないので事務的に負担が大きく感じます。庁内でデータを共有するなど、事務手続きのスリム化をしていただきたくお願いいたします。
 - ・ 何かにつけて細やか過ぎるので、対応に時間をさかなければならない。
 - ・ ①新公益法人制度が中々わかりづらい為近隣に相談できる場所が必要。②事業報告も必要以上に書類が多い気がします。体制のない財団では事務処理しきれない。
- (2) 電子申請・届出、公益法人 information に関するもの (46 件)
- ・ 電子申請・届出の処理がわかりにくい。都道府県担当者も異動があり、その都度対応が変わるの

で法人側も対応に苦慮している。

- ・ポータルサイト「公益法人インフォメーション」に接続できない期間があり、作業日程がかなり制限された。また、一度接続を切ってから10分経過しないと再接続できないのは、作業がかなり非効率になる。「定期提出書類の手引き」が分かりにくい。何度読んでも理解できない部分があった。申請書類の提出から処理までに、時間がかかりすぎるのではないかと。迅速な処理をお願いしたい。
- ・電子申請の操作方法について、定期的に研修の機会をもうけてほしい。文書の添付などは、とても煩雑。簡単な届出は紙での申請の方が便利と思われる。
- ・電子申請が行政庁との連絡を希薄にする。書類のほうが良い。
- ・電子報告の簡素化をお願いしたいと思います。収益事業をしていない場合、そもそも非課税なので「税を滞納していない証明書」を毎年提出する必要はないと思います。また、6月に、電子入力画面に「アクセス集中による入力制限」が発生していましたが、その際、今回が初めてなのか、いつまで続くのか、情報がなく、対処に困りました。過去にあったトラブルについてもわかるようにしてほしいし、現在進行中のトラブルについては「開始時期・原因・復旧見込み時期」などを知らせてほしいと思います。
- ・電子申請において、前年度と共通する項目については省略し、変更した場合のみ変更内容を記載するようにしてほしい。
- ・電子提出の簡素化、標準化。
- ・ネット申請のシステムを使いやすく改良を加えて欲しい。同じ資料と考えるものが、多すぎる。
- ・年次報告の電子申請が煩雑すぎてめんどくさい。以前のように直接監督官庁へ持参した方が良い。電子申請のままでもいくなら、毎回同じ事を入力させないで、実績のみ更新するようにしてほしい！組織、事業内容等々毎回変わるわけがないので。
- ・申請・報告・変更など電子申請で処理をするため、毎年なのでコピーできれば、ありがたい。
- ・電子申請システムの機能が、申告者の作業を軽減する機能になっていない。システムの設計が、受け手の役所の立場の利便性だけであり、上から目線の設計姿勢である。操作作業中の修正や、操作ミスに対する配慮が皆無である。利用車側のデータの保存など、総合的な利便生の機能を再検討してほしい。
- ・事業報告をホームページ上で電子申請する時に、アクセスの集中により制限しているということで、入力できなかった。改善してほしい。
- ・電子申請・届出の処理がわかりにくい。都道府県担当者も異動があり、その都度対応が変わるので法人側も対応に苦慮している。
- ・電子申請する内閣府のホームページが非常に使いにくい：①申請関係のページにすぐにたどり着けない、②次の画面を進むボタンの配置が、見つけにくく、直感的な操作ができない。
- ・電子申請のシステム不具合が多すぎます。更新中にエラー表示となってしまう入力内容がリセットされてしまう、そもそもログイン自体に規制がかかり作業そのものが出来ない等。業務担当といたしましては、提出期限が定められている以上、期限内に報告等完了しようと努力をしておりますが、現状はシステム不具合が原因で時間外労働になってしまうことが多々あります。
- ・電子申請のシステムが非常に使い難い。既存データ流用について、申請書類の作成途中においても可能となるよう改善されたい。

- ・ 電子申請等のシステムの改良。
- ・ 電子申請の申請方法(作業)については改善されているが、さらに使い勝手の良い方法に見直しをお願いしたい。
- ・ 電子申請で変更届や、定期報告を行っているが、システムの使い勝手が非常に悪く、ストレスフルであるため、改善を要望する。
- ・ 電子申請の普及を推奨するなら簡便なシステムに改良すべきである。
- ・ 電子申請 CP の使いづらさと分かりづらさ。毎年の決算時において、利益をマイナスにしなければならぬと言う事！次年度の収入計画が毎年計画通り行くのか心配。寄附金も世の中の景気に左右されるのでは・・・。
- ・ 内閣府への WEB 申請のシステムが非常に使いにくい。マンパワーを多くとられ通常業務に支障を来たしている。短時間(10分とあるが、もっと短い場合もある)でのタイムアウト。この場合最初からやり直しとなる。入力画面と印刷画面が別々なので手間が非常にかかる。入力画面へのアクセスが出来ない場合が多い(恐らく入力が集まっているものと思われる)入力時期が集中することは想定された筈なのにアクセスできないのは理解し難い。
- ・ 内閣府の入力データ受入れ用のサーバが、あまりに貧弱である。早急に大幅(飛躍的)な容量アップと、アクセスの高速化を図ってほしい。今年の6月は、昼間はほとんどアクセスできない状態が続いたため、深夜にデータ入力することもあった。上記の対策のためか、6月末の電子申請締切日直前になって、1ファイルの入力可能データ容量が突然に2メガに制限されたが、早急にもとの10メガまで戻してほしい。
- ・ 公益認定申請時から電子申請を用いており、紆余曲折を経てようやく慣れてきた。現在は、慣れると、よくできたシステムであると感心している。今後は多様な公益法人からの様々な要求があると思うが、適切に改良して、より良いシステムにレベルアップしてほしい。当財団は、現在の段階では満足している。
- ・ インターネットで色々な手続きを行うが、そのソフトが非常に使いにくいので使いやすくしてほしい。
- ・ 電子申請は画面が小さいなど、まことに作業がしづらく、本当に本当に大変だった。今後の報告等においても同様の作業らしいが、何とかしていただきたいと思います。当団体のような予算規模が誠に小さい団体も、数億円、数十億円規模の団体も申請にかかる作業手続きは同じです。予算規模により省略できる作業があってもいいのではないのでしょうか。
- ・ システムがもう少しスムーズに動くようにしてほしい。アクセス制限などされたのでは困る。
- ・ ネットでの報告が基本になっておりますが、できるだけ簡単かつ、一般的なシステム操作でできるようにして頂ければ、大変ありがたく存じます。システムの扱い方で、なれないやり方を求められるものが結構あり、年に何度もやる作業ではないので、その都度、扱いに慣れるまで結構何度もやり直しています。できれば、シンプルに、且つ軽いということでシステムを作っていたらと大変有難く存じます。具体的には ブラウザの「戻る」を使うと、直ちに接続が切れてしまします。そのあと、10分程度の時間を置かないと再接続ができない。(時間をおいても、再起動をかけないと、誰かが使っている状態になることもありました)いちいち「一時保存」をしないと、入力データが蓄積されず、「一時保存」の都度、初期画面に戻ります。また、接続作業中に、データを

調べながらやっていて、キーボードを叩く時間が10分ほどACT接続がきれてしまいました。もう少し接続を切るまでの時間を長くしていただいた方がいいと思います。(私のパソコン(購入後1年しか経っていないパソコンですが)の問題かもしれませんが、ネットの他のいろいろなところには接続できるのに「公益法人インフォメーション」のページで「移行済み法人」のページにつながらず、「接続できない」という画面がでており、電話で事務局に電話で尋ねると、少し前は混んでいて繋がらなかったかもしれないが、今はつながるはず」というお答えを頂き、やってみましたが繋がらず、購入したてのパソコンに変えてようやく作業をすることができました。私のパソコンにも問題があるとは思いますが、公益法人インフォメーションのホームページの作り方にも問題があるのではないかと思います。いろいろな機能を入れすぎて重すぎるのでは。

- 内閣府への事業報告を Web で申請することになっているが、アクセスが集中するため回線が繋がらない、途中で切れることが多く、作業に時間がとられている。
- ①電子申請システムは画期的であり大変助かっているが、一時保存をこまめにやらないと。その時の作業をすべて失うことがあり、何とか救済で切る方法があると助かる。②事業報告で、理事会向けの事業報告で事業内容がわかるものであれば、事業の概要は不要ではないか。
- 内閣府への定例の報告のソフトがものすごく使いにくい。細かすぎ、融通が利かない入力方法になっており、入力者にとって不親切と思われる。入力側も報告をすることにきゅうきゅうとして、本来の数字の妥当性を見落としがちであるし、報告を受ける側も木を見て森を見ない状態ではないかと推察されます。
- 定期提出書類の提出を電子申請制度を使って行っているが、電子申請のシステムの一部がインターネットエクスプローラー10(最新版)に対応していないため、入力表の型崩れ等が起きてします。常に最新のものに対応するようバージョンアップをお願いしたい。
- ポータルサイト「公益法人インフォメーション」に接続できない期間があり、作業日程がかなり制限された。また、一度接続を切ってから10分経過しないと再接続できないのは、作業がかなり非効率になる。「定期提出書類の手引き」が分かりにくい。何度読んでも理解できない部分があった。申請書類の提出から処理までに、時間がかかりすぎるのではないかと。迅速な処理をお願いしたい。
- 公益法人 information 電子申請ページがやたらと使用不能になったりし、極めて不親切です。ユーザー側にその使用を求めるなら、安定的に動作しないと受け入れできません。さらに、定期事業報告に至っては(必須)以外のデータも入力しなくてはならず、公益法人の年度ごとのアクティブな活動の阻害要因になりかねません。
- 公益 information に、都道府県からの具体的な事例、事項等の情報があると良い(県からの情報が少ない)。
- (内閣府)「公益法人 information」による電子申請(事業報告)時にアクセス制限された時間がありました。システムの拡充をしていただき、申請側のタイミングで作業ができる環境を整えていただきたい。
- 「公益法人インフォメーション」は、現時点ではインターネットエクスプローラーだけに対応しているが、早く他のブラウザにも対応してもらいたい。また、3月末や6月末には申請が集中することが分かっているのだから、サーバの増強も行うべきではないか。
- ①電子申請システムは画期的であり大変助かっているが、一時保存をこまめにやらないと。その

時の作業をすべて失うことがあり、何とか救済で切る方法があると助かる。②事業報告で、理事会向けの事業報告で事業内容がわかるものであれば、事業の概要は不要ではないか。

- ・ 電子申請は画面が小さいなど、まことに作業がしづらく、本当に本当に大変だった。今後の報告等においても同様の作業らしいが、何とかしていただきたいと思います。当団体のような予算規模が誠に小さい団体も、数億円、数十億円規模の団体も申請にかかる作業手続きは同じです。予算規模により省略できる作業があってもいいのではないのでしょうか。
- ・ ポータルサイト「公益法人インフォメーション」に接続できない期間があり、作業日程がかなり制限された。また、一度接続を切ってから10分経過しないと再接続できないのは、作業がかなり非効率になる。「定期提出書類の手引き」が、わかりにくい。何度読んでも理解できない部分があった。申請書類の提出から処理までに、時間がかかりすぎるのではないか。迅速な処理をお願いしたい。
- ・ 事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書等の提出をしなければなりません。公益法人インフォメーションHPから電子申請にて行っています。今回初めてということもあり、順番通りに入力しましたが、数値のリンク(自動計算)が良く把握できていません。入力する帳票の順番をマニュアル化して頂きたい。

(以下5件は公法協あてに指摘があったが、行政庁宛要望であるので、ここに収録する)

- ・ 公益財団認定日 平成22年9月21日ですが、正しく表示されません。
- ・ 電子申請手続きをもう少し分かりやすくしてほしい。
- ・ 電子申請のシステムが非常に使い難い。既存データ流用について、申請書類の作成途中においても可能となるよう改善されたい。
- ・ 6月の報告の際に、インフォメーションシステムに繋がらない、過去のデータを利用できないなど支障をきたした。改善して欲しい。
- ・ このインフォメーションへの登録は、①事項が多すぎ、かつ、細かすぎ、とても時間がかかり面倒ですので、もっともっと簡素化していただくようにお願いします。決算の後、総会など相次ぎ、新年度事業にも取り掛かるこの時期、余裕がありません。なかには、どうしてこんなものまで入力するのかというようなものもあります。②入力に際してはこまめに保存しないと、せつかくの入力が数度無駄になります。どうしてそんなことにするのでしょうか。我々は慣れませんので画面を見ながら資料と突き合わせ入力していかなければなりません、わからないため暫く考えているとすべてダメになります。人件費でももらってやっているのならともかく、こんな面倒なものはやられてないというのが正直なところです。

(3) 定期報告等提出書類に関するもの(64件)

- ・ 定期報告書を提出後、修正指示がある場合は、同年度内をお願いしたい。
- ・ 行政庁に対する事業報告等の提出書類が煩雑であり、また、当該処理事務が遅い(忘れた頃に、修正が求められる)。
- ・ 電子申請した後の処理をもっと迅速に行って欲しい。本年4月に代表者変更の変更届を申請したが6月に入っても処理されていなかった。電子申請システム上、法人サイドで代表者名の変更は不可能なので、定期提出書類(事業報告)のかがみ文書の代表者が旧のまま変っていないため、決裁時に上司や役員から何故変更されていないのか?と質問され困った。行政庁へ催促の電話を

してやっと処理されたが、3月に提出した事業計画等の定期提出書類の処理状況は6月20日現在も未処理状態のままである。移行最終年度であるため移行申請事務で大変なのは十分に理解できるが、定期提出について【期日までに提出しなければならない】と義務化するなら、それ相応の対応をしていただきたい。

- 定期報告の内容が重装備すぎる。電子申請の内容及びシステムへのはめ込みが複雑である。改善を望む。
- 事業報告等の作成書類は、公的資金を投入されている法人とそれ以外の法人、事業規模が億円単位と2～3千万の法人が、同一の扱いでは小規模法人にとって負担が重い。報告書は、同一ではなく、新たに簡易な報告書を設けるべきではないか。当会では、職員2名中、1名が報告書作成に7日間要し、膨大な資料を作成している。事業規模何百億円の法人と同一では負担感が違う。簡易な報告として、公的資金が無い法人、事業規模1億円以下、5千万円以下、の分類でどうか。電子報告のプログラムはレベルが低く、使いづらい。少し間違うと入力したものが飛んだり、ストップする。登録を2度するのもどうか。腹が立つ機械である。また、報告書作成時の6月は、容量が少なく満杯で使用できず、事務計画が狂った。全国一斉に作成すれば容量オーバーとなるのは認識していなかったのか。改善してほしい。
- 定期提出書類の受け取りを円滑に進めてほしい。ネットからの電子申請分は問題ないが、郵送書類に関しては投函後1年後に郵送書類が届いていないといわれても確認出来ない。
- 毎年提出する定期提出書類をもう少し簡素化してほしい。
- 毎年の事業報告の報告書類をもっと簡単に(少なく)することはできないか。
- 提出書類等をもっと簡素化してほしい。
- 提出書類を簡略化してほしい。(延べ5団体)
- 提出書類が多すぎると思います。もっと簡略化してほしい。
- 提出書類が多いので、事務量が増えてしまっている。行政のことがよくわからないといけないのでしょうか。それよりも事業に重点をおきたい。
- 提出資料をできる限り簡素化してほしい。
- 定期提出書類の数や内容を簡略化してほしい。
- 定期提出書類の簡素化をぜひお願いしたい。
- 定期提出書類が複雑でボリュームがあるため簡略化してほしい。
- 定期提出書類・変更届書など書類が多くて少人数の職員しかいないセンターにあってはその処理に苦勞しています。もっと簡便にして頂きたい。
- 定期提出書類をもう少し簡略にしてほしい。
- 定時報告の簡易的に入力できるようにしてほしい。
- 定期提出書類の簡略化収支相償の見直し福利厚生活動の緩和。
- まだ、一番懸念している立入検査前であり、立入検査を踏まえてのコメントが記載できませんが、現状では、①定期提出書類の簡素化(自動でデータが流用される等の工夫はされているが、入力の順番等複雑な部分も多く、一層の簡素化をお願いしたい。ただし、頻繁な変更は避けてほしい)、②財団には、極小規模の団体もあり、現行の一律的な管理では対応の困難な法人もあると思う。そのような法人への配慮は、どうなのでしょう。か?規程やシステム対応等も。また、上記アンケ

ートで、主に財務基準について「妥当と思わない」との回答選択が多いですが、現行で特に大きな不満や不安があるわけではないのですが、少し感じることをあえて記載させて頂いております。

- ・ 年度報告が非常に複雑であるが、もっと簡素化が出来ないものかと思う。
- ・ 6月定期提出書類が多すぎる。
- ・ 事業報告書等の提出書類が多すぎる。削減できませんか。
- ・ 事業報告をもっと簡素化できないでしょうか。
- ・ 事業報告の関係申請書類、もっと簡便化にならないか。
- ・ 事業報告等の添付資料削減。
- ・ 事業報告等の提出において、複雑な提出は止めて量も少なくするべきである旨、総理府で改正するよう強く要望する。
- ・ 事業報告等の電子申請書類の簡略化をお願いしたい。
- ・ 行政庁に対する事業報告等の提出書類が煩雑であり、また、当該処理事務が遅い(忘れた頃に、修正が求められる)。
- ・ ①事業報告書を簡素化してほしい。収支相償の廃止、別表Hの廃止または期末残高のみの表示へ。
- ・ とにかく提出すべき書類が膨大なので、とにかく簡略化を要望したい。特に、毎回同様の提出書類は変更時のみでいいのではないかと思う。
- ・ 報告書類の簡略化を要望します。公益社団法人大日本報徳社傘下の一般社団法人の単位報徳社の悩みは、「公益支出計画」に関する報告書が多岐に渡っていることです。公益目的財産額に基づいて決めた年額を毎年支出した報告書はもっと簡略できるのではないかと思います。
- ・ 定期報告の内容が重装備すぎる。・電子申請の内容及びシステムへのはめ込みが複雑である。改善を望む。
- ・ 事業報告書等の定期提出書類について、提出書類の量が多くて以前より明らかに煩雑になっている。もう少し省略できないものか。
- ・ 毎年度の事業報告については、基本情報等については、変更があれば明記することとし、変更がなければ、従前と同様として、省略しても良いと思われる。
- ・ 行政庁へ提出する書類の削除、内容の簡素化(提出書類の作成等に係る事務量負担大である)。
- ・ 行政庁への事業報告書等の提出にかかる法人内手続きの簡素化(神奈川県では提出書類について理事会での決議を求められている)。
- ・ 電子報告の簡素化をお願いしたいと思います。収益事業をしていない場合、そもそも非課税なので「税を滞納していない証明書」を毎年提出する必要はないと思います。また、6月に、電子入力画面に「アクセス集中による入力制限」が発生していましたが、その際、今回が初めてなのか、いつまで続くのか、情報がなく、対処に困りました。過去にあったトラブルについてもわかるようにしてほしいし、現在進行中のトラブルについては「開始時期・原因・復旧見込み時期」などを知らせてほしいと思います。
- ・ 定期提出書類が非常に複雑怪奇で困る。手引書を読んでも、何回読んでも理解できないところがある。せいぜい義務教育を終えたものでも理解できるように、もっと簡単な報告書にできないのでしょうか…?書類作りの時間と労力が非常にかかり負担である。これは行政改革に逆行するものであると思う……書類を作る方と、チェックする方の双方に負担がかかると思う。

- ・ 事業報告等、提出書類が非常に膨大で、小規模法人にとっては事務的に大きな負担となっている。これをもっと簡略化してほしい。
- ・ 公益法人の事業報告等の提出書類を法人の規模に応じて簡素化していただきたい。・理事会や評議員会について、代理出席や委任状を認めていただきたい。
- ・ この6月に初めて事業報告書を提出しましたが、定期提出書類の内容が煩雑で有用なものとは思われない書類が多くあります。本財団のように小規模で収益事業を行っていない場合などに応じた簡素な報告書とすることはできないのでしょうか。
- ・ 定期提出書類の事業報告を今回初めて提出したが、提出する書類の数が多すぎる。もっと簡素化してほしい。少ない職員で運営しているので、業務に支障をきたす。
- ・ 行政庁への報告事項が非常に多く、職員1名の法人は事務負担が大きいく事業実施に影響を及ぼす。もう少し簡素化できないか。
- ・ 当財団は、収益事業を行っていない。個人からの寄附金を下に、役員は無報酬のボランティアで、収入の9割程度は奨学事業などの公益事業に使っている。「滞納処分を受けたことがない」証明書取得に貴重な時間を費やしている(ほぼ1日ばかりで動き回っている)。決算書類の作成も複雑で、一部は費用をかけて専門家に依頼したりしている。十派一からげの規制は見直して欲しい。
- ・ 公益なので、最低限の人員で運営し、人員、予算を公益事業にまわせるように努力している。手続き等はできるだけ簡略化して頂きたい。
- ・ 小規模の法人を念頭に入れ、事務手続きの簡素化に努めてほしい。専門家を交えず、独自で各種申請を行うのはかなり困難だと思う。
- ・ 地域密着型の公益法人(小規模な団体)については、関係手続きをもっと簡素化して欲しい。
- ・ 公益法人認定後、1年が経過し定期提出書類等の作成を行っているが、プロパー職員1人、他は嘱託、臨時職員体制の弱小法人では、このための負担が大きすぎる。我々は法人化以前から「公益」の事業を行っていると自負している。法律によって自他ともに「公益」が認められるために、またガバナンス監視のために必要?であることはわかるが、この事務量は並大抵ではない。まさに「ヒマラヤ登山するような重装備をさせて、ハイキング登山をさせるようなもの」である。何百億もの金額を扱う法人と、数千万円の法人との区別化は出来ないだろうか。
- ・ 定期報告等の書類の作成にかなりの時間を要する。会計担当が一人のところは、通常の仕事に加えて非常に仕事量が増加した。もっと簡単な手続きや審査にならないだろうか。
- ・ 毎年度提出の書類申請のわかりやすいマニュアルが欲しい。
- ・ 「事業報告等に係る提出」の書類の書き方が難しい。
- ・ 事業報告等の手引きに記載例を新たに示していただきたい。
- ・ 届け出等の手引きが、初めての人にももう少し分かりやすくなるような説明になると良いと思う。
- ・ 公益移行1年目は、細かいことがわからず右往左往してしまった。定期提出書類の記入方法等、「手引き」にていねいな説明を記載していただきたい。
- ・ 定期提出書類の簡略化収支相償の見直し福利厚生活動の緩和。
- ・ まだ、一番懸念している立入検査前であり、立入検査を踏まえてのコメントが記載できませんが、現状では、①定期提出書類の簡素化(自動でデータが流用される等の工夫はされているが、入力 of 順番等複雑な部分も多く、一層の簡素化をお願いしたい。ただし、頻繁な変更は避けてほしい)、

②財団には、極小規模の団体もあり、現行の一律的な管理では対応の困難な法人もあると思う。そのような法人への配慮は、どうなのでしょう？規程やシステム対応等も。また、上記アンケートで、主に財務基準について「妥当と思わない」との回答選択が多いですが、現行で特に大きな不満や不安があるわけではないのですが、少し感じることをあえて記載させて頂いております。

- ・ 定期提出書類の簡略化収支相償の見直し福利厚生活動の緩和。
- ・ 「滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書」の提出を毎年でなく3年ごととかに緩和されたい。
(以下1件は公法協あてに指摘があったが、行政庁宛要望であるので、ここに収録する)
- ・ 提出書類と手続きを簡素にして欲しい。期間によるが、職員が専門に従事しなければならなくなる。

(4) 立入検査など監督に関するもの（8件）

- ・ ①立入検査マニュアルのようなものを準備したらどうか。基本的には善意で業務に取り組む中、日ごろから特に注意すべき事項を業務マニュアルのような形で示しておくことは、無駄な労力を排除する観点から意味がある(押しつけ型ではないものが必要)。
- ・ ②やり方は難しいかもしれないが、行政庁との意見交換の場のようなものが設定できないだろうか。
- ・ ③会計委員会がスタートすると聞いているが、委員会の構成メンバーに公益法人実務サイドの代表は参加できないのか？
- ・ 立入検査を恐怖心をあおるようなメールやファックスが届くが、当協会のように零細団体には丁寧に対応をお願いしたい。
- ・ 立入検査に関する情報提供。
- ・ 立ち入り検査の状況、誤りの多い事例など示してほしい。
- ・ 立入検査の結果が「指摘事項なし」の場合でも文書で報告を頂きたい。
- ・ 検査の前の指導体制が必要。
- ・ まだ立ち入り検査は受検していませんが、摘発スタンスではなく指導スタンスでの検査運営を期待しております。
- ・ 「立入検査」について、検査官によっては、重箱の隅をつつくような指導があったり、また、担当官によって指導内容が異なるなど、旧主務官庁時代の「実地検査」として変わらないとの話を耳にする。そもそも定期的に「立入検査」などをするという発想自体がおこがましく、いまだ「御上」的発想が抜け切れない証であり、官僚機構の維持と官僚の雇用の機会の確保が目的としか思われないとの印象を受ける。そのようなことに血税を費やすくらいなら、「監督」や「指導」をする以前の問題として、各法人に法の主旨や法人運営のあり方について説明をして回るといった姿勢をもって臨んでいただきたい。

3) 制度改善を望む意見

(1) 制度全般にわたるもの（16件）

- ・ 悪徳公益法人排除のため、角を矯めて牛を殺すことになっていないか。
- ・ 既に終わったことではあるが、この度の新制度の移行に際しては、多大な労力を要することになった。当法人のように真面目に公益事業を行っているつもりではあるが、極めて財政規模が小さい法人にとっては、一部の役員が、大いに個人を犠牲にして対応した。新制度の対応に際して、法律、政省令、ガイドライン、その他どこにも書かれていない実務の運用などを手探りで調べて

対応してきたが、この時間を日当に換算すると大変な金額になるはずである。このような言わば得べかりし逸失利益の補填を誰がしてくれると言うのであろうか。中央の官僚はこのことを肝に命じてほしいし、今後の参考にしてもらいたい。

- ・ 障害者団体にはこの制度はなじまない。即廃止すべきである。
- ・ この法人改革は弱者いじめと、法人協会、公認会計士への利権構造の何者でもない。立法者は公益法人改革によって何をしようとしたのか理解できない。事務の繁雑化をまねくばかりである。
- ・ 公益財団法人の「一発取り消し」は絶対に実施してはならない。
- ・ 厳重な審査を経て認定された公益法人に対し、その後毎年重箱の隅をつつくようなチェックをするのを見ると、そもそも公益法人の活動を後押しするとの新法の理念とは大きくかけ離れ、極言すると公益法人性悪説に立った報告制度になっているように感じる。少なくとも公益事業のみを行う法人に対する報告フォームは複雑大規模法人とは異なる簡素化されたものに変更出来ないか。
- ・ 法令で制限をかけすぎである。民間が担う公共を支えるための制度を構築して頂きたい。また、公益法人が一般法人へ移行をする場合は、公益目的支出計画に準ずる方法で公益目的事業を実施しつつ、ゆるやかな移行ができる制度としていただきたい。
- ・ 移行期間がもうすぐ終了するが、制度改正の問題点等の把握に直ちに着手して欲しい。
- ・ 公益法人と言ってもそれぞれ事業の構成も異なり、千差万別なので財務三基準などで十把一絡げに規制するのはやめていただきたい。また当財団のように役員等もほぼ無報酬に近い状態で、公明正大に事業を行っている財団に財務基準等で縛りをつけるよりも、メディアなどで多くの問題が露見している公益法人に対して厳しい処分を行ってほしい。
- ・ 公益法人で申請したことを後悔している。財産の贈与を行えば公益法人から一般法人へ変更できると聞いているが、財産の贈与なしに、変更できる仕組みを作してほしい。
- ・ 公益認定の制度は、国家 100 年の計で進められていると、認定申請の時にご説明を受けました。また、「これは、皆さんの活動を審査するものではなく、支えるものである」と。その言葉を頼りに、活動を進めています。しかし、実際に取り組む方々の会議等に参加すると、やはり何か、『怖いもの』『活動を止めさせられるのでは』といった、漠然とした不安感を口にされます。制度が変われば、提出書類や基準適合は不安に思って当たり前ですし、これまでの専門家の方も、パーフェクトであるとは言い難いと思いますので、制度が定着するまでは、運営者の方が、もう少し、気持ち的に安心感を持って運営出来るよう、ご配慮を賜ればと存じます。基準に合うよう運営するにはどうしていったら良いのかというアドバイザー的なスタンスでのご対応が、まず先にあると、担当者は安心です。そのように活動は調整していけると思います。よくわからない状態で一生懸命やったら、「基準に合っていないから駄目だ!」と止めさせられるのではというのが、漠然とした恐怖感として伝わっているように思います。それは、恐らく、制度の趣旨とは違っていると思います。何卒、宜しく願い申し上げます。
- ・ 公益法人制度改革は、予算規模が数千万円から数十億の法人が、いわばメダカもクジラも同じ魚という認識でひとくくりにした管理運営が求められており、新の公益法人改革なのか極めて不合理を感じている。法令や規定でがんじがらめとなり、「角を矯めて牛を殺す」ような、運営に行き詰まり犠牲となる法人が出ることがないよう望んでいる。多すぎる公益法人の整理も今回の制度改革には含みがるとは思いますが、不特定多数の利益に寄与貢献できる法人を今後も増やしてい

くことを望むのであれば、移行リミット後の段階で定期的な問題点抽出と改善を図る意味でも、意見交換会を内閣府がもたれることを切望します。

- ・ もう少し簡単で分かりやすい制度に改正してほしい。特に、小さな団体向けに！
- ・ 3つの法律を中心に政令、規則、ガイドラインなどがあり、零細な事務体制の財団にとっては非常に判りにくい法体系となっている。収支相償や報告等の日程など改善してもらいたい。
- ・ 自治体の外郭団体等のように明らかに公益目的事業しか実施していない法人にまでこの制度の適応は必要であろうか？
- ・ 規模が小さな法人も大規模な法人も基本的に同じ扱いであり、小さな法人にとって運営が大変。
- ・ 関係法令並びに会計基準が複雑。簡便にならないものでしょうか。

(以下1件は公法協あてに指摘があったが、行政庁宛要望であるので、ここに収録する)

- ・ 公益団体をめざし、長年社員の意識改革に努め公益法人格を取得した経緯がある。昨今の新規法人移行の他団体への動向を見ていると当初の法人認定に対しだんだんハードルが低くなってきているように見受けられるが、当初の改革の趣旨通り毅然とした認定をしないと改革の意義目的自体が色あせて今うのではないか？上記の社員への意識改革には膨大なエネルギーを消費してきている団体もあることをご承知おきいただき、『公益団体』の本来の質の低下を招かないような対応を望む。

(2) 事業について (8件)

- ・ 事業計画を個別的に捕えないで、もっとグローバルにしてほしい。個別事業を実施するにも変更認定が必要では、柔軟な事業実施ができない。
- ・ ①公益法人の変更認可申請は、国や県からの補助事業や委託事業で新規・廃止等が生じた場合には、届け出等で処理してもらいたい。②税額控除証明を受ける手続き等、各種の申請事務等の簡素化を望む。
- ・ 新年会や葬儀などを通常の儀礼の範囲で開催を認めてほしい。
- ・ 収益事業の要件の緩和。
- ・ 公益目的事業の要件のフィルターを、行政面のみの立場ではなく、ローカルエリアの公益性の実情を考査し斟酌して欲しい。
- ・ 青少年を対象とする多くの団体は事業への参加者を募集しているはずですが。この募集行為が『旅行業法』に抵触する恐れがあり旅行費用(鉄道、航空券、船等の移動費並びに宿泊等)と、プログラム実施費(前述の費用を除いた部分)とを別々に徴収することが求められています。一括徴収する場合はいったんすべての費用が旅行会社に参加者が支払うことになります。当然募集パンフレット等にも記載する必要があります。実際、各団体のHP上に掲載されている募集情報を見るとこのように設定されている方が少ないように見受けられます。このような不便さ、参加者側から見ての不明確さを是正することを考えてもらいたいと思います。団体が旅行業の資格を得れば問題は解決しますが、これは資金や資格者の面から見て難しいようにも思います。せめて公益目的事業(活動)として認められたものについてはこの業法からの解放を求めたいと思います。
- ・ 公益目的事業費率、収支相償、遊休財産の保有制限の緩和、見直し。
- ・ 消費税の増税に関して、認定等委員会に提出している資料の事業の説明内に、受験料、テキスト代等の価格を記載している。消費税の増税に関して税額の変更だけならば、再申請を免除してほ

しい。または、届け出で済ませてほしい。この件の対応についての決定を早期に公開してほしい。

(3) 収支相償について (31 件)

- ①収支相償の完全撤廃(法人の発展・活性化・安定運営にとって悪のルール)、②変更認定の撤廃(新規事業は行政庁との事前相談で認められれば実施可能とする)、③法人会計の撤廃(理事会の中身も公益目的事業についての内容がほとんど)、④定期提出書類に簡素化(書類作成のために担当者は公益活動を欠席したりしている)、⑤認定取消に関する財産の贈与の撤廃(公益目的支出計画も可とする)。
- 内閣府への要望です。①公益法人に対する収支相償の考えをやめてほしい(①公益法人をひとからげにしてあるために、当法人のように零細な法人でわずかな剰余金が出て、その理由と解消法とが求められる。②公益法人といえども、事業組織であり公益の追求と同時に組織存続のための利益を求めるのは当然である。当法人のように、零細な法人ではあらゆる経費の節減のためにシビアな努力をして、わずかな利益を生み出しても収支相償の名のもとにそれが否定される(ととられるような)ような基準は、“いくら節約しても、何にもならない”という、いわゆるモラルハザードを招きかねない。③いかに公益法人といえど、何年間も収支相償で運営することはできない。単年度ならば無理やり可能でも、何年も赤字を生じさせたときに、当該法人の存続はどうなるのか。またその責任はどうなるのか。④定期提出書類、特に事業報告書類が多すぎるので、もっと減らしてください。⑤公益インフォメーションが、とても使いづらいので改善してください(画面上、一覧性がなく印刷しないと全体がつかめない。一括して印刷ができない。一括印刷機能は、紙面のバランスが崩れて役立たない)。
- ①収支相償の見直し・公益目的事業会計の収支が常時赤字であることが求められるため、法人規模が徐々に縮小していくことが明白であり、法人組織の維持と職員の士気の低下が懸念される。②諸手続きの簡略化・定期提出書類をはじめ、手続きの煩雑さ及び作業量の多さにより、負担が過大となっているため、本来の公益目的事業等への影響が懸念される。・諸手続きをより簡略化し負担を軽減することで、本来の事業推進が図れるようにしていただきたい。③情報提供の方法及び回数の向上・参考となる事例がまだ少なく、行政庁からの情報発信が少ないため、作業に要する時間が増加している。・FAQを含めた情報提供回数の増加とともに、セミナー等の情報提供の機会についても増やしていただきたい。
- ①収支相償の完全撤廃(法人の発展・活性化・安定運営にとって悪のルール)、②変更認定の撤廃(新規事業は行政庁との事前相談で認められれば実施可能とする)、③法人会計の撤廃(理事会の中身も公益目的事業についての内容がほとんど)、④定期提出書類に簡素化(書類作成のために担当者は公益活動を欠席したりしている)、⑤認定取消に関する財産の贈与の撤廃(公益目的支出計画も可とする)。
- ①収支相償を廃止してほしい。「市民組織」としての非営利組織の持続的な運営は不可能である。市民組織としての公益法人は今後解散していくであろう。②公益法人会計に関して、公認会計士協会などと協力して、より具体的で詳細なガイドラインや手引書を作成して、その内容を行政庁内で周知してほしい。現行の文書では、行政側の担当者の解釈が入り込む余地があり、各団体は実害を被っている。内閣府や各自治体や各公益法人で統一した基準や解釈を持ち運用するべきである。③解散等をする際、NPO 法人へも引き継げるように法律を修正してほしい。現行の法律で

は、公益法人から NPO 法人への移行は不可能となっている。当財団のような NGO としては、本来、NPO 法人の方が妥当である。

- ①収支相償の完全撤廃(法人の発展・活性化・安定運営にとって悪のルール)、②変更認定の撤廃(新規事業は行政庁との事前相談で認められれば実施可能とする)、③法人会計の撤廃(理事会の中身も公益目的事業についての内容がほとんど)、④定期提出書類に簡素化(書類作成のために担当者は公益活動を欠席したりしている)、⑤認定取消に関する財産の贈与の撤廃(公益目的支出計画も可とする)。
- 公益目的事業が複数ある場合、収支相償の条件が公益目的事業の総計で判定されることが望ましい。
- 収支相償規程の剰余金の取扱いについては、公益目的事業の財源としての剰余金が運用に制限のある限定的な項目しか認めておらず、継続的な公益目的事業を運営するための財源が枯渇する恐れがある。公益目的事業を継続的に行うため、剰余金の取扱いについて柔軟な対応を切に希望する。
- 収支相償基準を見直して欲しい。公益事業のみの公益法人では、一定の収益を認めていただきたい。収支トントンか赤字でなければならないという条件では、財産が目減りしていきだけ。安定的な組織維持、運営に不安を感じる。
- 収支相償について緩和して頂きたい。設立 10 年の当センターは積立金は少額です。国の補助金カットされ運営が苦しく職員のリストラ・会費値上げ・事務費 7%を 10%に改定等経営合理化しています。中期経営計画の達成が難しい現状です。
- 収支相償について、もう少し検討してもらいたい。突発的な理由があつて、財産が一時的に減少した場合でも収支相償の決まりがあるため財産を元に戻せない。
- 既に触れたが、収支相償についてゼロかマイナスということではなく、金額とか比率を示して若干のプラスを認めて欲しい。
- 収支相償で、単年度でも黒字になっていたら大問題のように言われますが、2～3年様子をみて、指摘をしても良いのではないのでしょうか。毎年事業内容は異なりますし、特に施設の営繕に関することは必ず発生するとは限りません。必要のないことは実施いたしません。民間企業でも大きく変動していると思います。
- 収支相償の単年度制を 3 年ほどの平均制度とならないか。
- 収支相償など、意味のない基準の廃止。
- とにかくまず収支相償を見直して欲しい。
- 法人の自主的な運営を過度に規制するようなことがないようにお願いするとともに、収支相償など認定法上の基準について、そろそろ見直しを開始していただきたい。
- 内部留保のない公益社団法人にとって、多少の剰余金を繰り越すことは、事業運営の円滑化に必要なことであり、収支相しよう(赤字運営)を強いることは、いずれ資金繰りでつまずくことになる。柔軟な適用を望む。
- 質問 4 (収支相償は公益法人の基準として妥当と思わない: 予期せぬ受注の減少等が生じた際に健全な事業運営の確保が困難になる事態が懸念されるため。(一定の剰余金を財成健全準備金として積立する必要があると考える))に係る収支相償基準の見直しを要望する。
- 収支相償の基準の緩和、例えば収入の 3%以内であれば収入>支出も可とする。

- 公益会計での収支相償は理解できない訳ではないが、収入を補助金と僅かな事務費に頼らざるを得ない現状で補助金が削減されてきていることから、少しでも余裕があるときは一定額の留保を認めていただけないと近い将来運営に生き詰まり、解散せざるを得なくなる。
- 決算が0円か赤字でなければとの指導があったが、事業をしている以上はある程度の黒字も認めてほしい。
- 質問4：収支相償は公益法人の基準として妥当か、にて回答(本来、事業運営に最低限必要な資金の確保すら困難となる。)したとおり、収支相償の基準については、画一的に適用することにより、本来、事業実施に必要な資金の確保すら困難となるため、個々の団体の財政状況等を斟酌し、弾力的に運用していただきたい。
- 知的障害者の親による障害者支援団体として、障害のある人達が幸せを感じ安心して暮らせる社会をつくるために、今後とも継続的に地道な活動を展開していく必要があり、公益目的事業の考え方に沿ってあれば、収支相償の要件を緩和され安定的な財政基盤の確保を認めていただきたい。
- 法人としての考え方、ポリシーをよく理解していただきたい。私共は企業努力で少しでも経費を削減し、赤字にならないようつとめているのに、収支相償の件をとりだして、さもそれに適応していなければ悪いように位置づけるのは検討の余地があるのではないかと思います。
- 法人運営と公益目的事業の安定的継続のためにも、大至急、収支相償と遊休財産の保有制限について緩和をしていただきたい。
- 事業の安定性の確保のため、収支相償・遊休財産の保有制限について緩和の方向での見直し。
- 収支相償の見直し、遊休財産規定の廃止。
- 収支相償を続けていけば法人の財産が無くなり、存続できなくなる。収支相償も、決算が上がらなければ判断できず、その基準達成の義務感で公益事業の支出が多く、寄附金等不確定な要素により、最終的に大きな赤字となれば、次年度から運営が厳しくなる。そういった懸念を緩和するため、公益事業費規模により、若干収入が上回る、額や比率により可とする制度にしてほしい。(何百万円までの黒字とか、収入の98%以上の事業費など基準を作成)遊休財産の上限を決めており、1年間程度の事業規模までとなっており、それに満たない少額の財産を元に事業を行っている法人について、少額の黒字を厳格に規制することは、公益法人の存続を妨げるものである。遊休財産の下限の基準をつくり、下回る場合は、収支相償の基準を緩和する制度を設けるなどあわせて制度検討してほしい。
- ①収支相償の見直し・公益目的事業会計の収支が常時赤字であることが求められるため、法人規模が徐々に縮小していくことが明白であり、法人組織の維持と職員の士気の低下が懸念される。
- ②諸手続きの簡略化・定期提出書類をはじめ、手続きの煩雑さ及び作業量の多さにより、負担が過大となっているため、本来の公益目的事業等への影響が懸念される。・諸手続きをより簡略化し負担を軽減することで、本来の事業推進が図れるようにしていただきたい。
- ③情報提供の方法及び回数向上・参考となる事例がまだ少なく、行政庁からの情報発信が少ないため、作業に要する時間が増加している。・FAQを含めた情報提供回数の増加とともに、セミナー等の情報提供の機会についても増やしていただきたい。

(以下2件は公法協あてに指摘があったが、行政庁宛要望であるので、ここに収録する)

- IV(収支相償)のようなことで、困っている法人があることを、ご承知おき下さい。

- ・ 公益事業比率は、目的をもった公益法人であるため、必要だろうと思いますが、収支相償や遊休財産の基準については、非常におかしいのではないかと思います。(理解できていないのかもしれませんが)
- (4) 公益目的事業比率・遊休財産について (3件)
- ・ 公益法人を一括りにしないで、営利を目的にせず、また、役員は全て無報酬のボランティア活動の公益法人に対しては、50%以上の公益事業比率だけで公益性を判断して頂きたく無い。
 - ・ 公益目的事業費率、収支相償、遊休財産の保有制限の緩和、見直し。
 - ・ 遊休財産の保有制限を事業費の2倍～3倍にして欲しい。公益法人へは無条件で税額控除を適用して欲しい。
- (5) 機関運営に関すること (14件)
- ・ 行政庁ではありませんが、制度設計についての要望です。・理事会、評議員会への本人出席義務の撤廃・理事会と評議員会の同日開催承認(とくに6月に開催する理事会と定時評議員会の間に2週間以上の期間を設けて開催することは、総会時期と重なるため調整が難しい)・行政庁への定期提出書類の削減(財務諸表と収支相償、遊休財産保有制限だけにする)・代表理事の業務執行状況報告のための理事会開催は1回/年に軽減を希望・小規模財団(公益事業しか行っていない)にはもっと簡素な基準を。
 - ・ 質問3：機関運営で制度上困っていること(公益事業のみの法人なので、理事会と評議員会を同日開催にしても問題がないように思う)、質問6：遊休財産の保有制限は妥当か(奨学事業を行っている法人なので、遊休財産の保有限度額により年度当初の貸付金等に支障をきたす)、質問9：「平成20年公益法人会計基準」の不都合(財務諸表作成の簡素化を望む)、質問10：事業運営(事業の遂行)は円滑か(定期提出書類の簡素化を望む)の回答に関すること
 - ・ 上記、質問3：機関運営で制度上困っていること(理事会、評議員会が同時に開催できないこと。そのために無駄な費用が掛かること)、質問4：収支相償は公益法人の基準として妥当か(単年度主義で考えられていること。特に、助成財団の場合、5年間位のスパンで考える必要がある。すなわち、公益目的の種類によっては、複数年を基準としなければいけない)及び、質問5：公益目的事業比率は公益法人の基準として妥当か(公益目的の種類によって分けて考えるたらどうでしょうか?収入の配分の基準が不明確なまま、公益目的会計と法人会計にわけ、費用の配分の基準もあやふやなまま、公益目的事業費率を計算してもあまり意味がないのでは?)で回答。
 - ・ 質問3：機関運営で制度上困っていること(理事会と評議員会開催にタイミングについて。従前、当財団では経費のこともあり、理事会と評議員会を同日に時間をずらして開催、事前に、理事、評議員共に議案を送付し、十分に吟味する時間的余裕を持っていました。法人法で、同時開催を禁止した直接規定が見当たらないこともあり、移行後も同様に開催しましたが、この度、行政当局より法人法第129条の規定に沿って、同時開催を避けるようにとの指導がありました。第219条は、計算書類の備え置きに関する規定であること、評議員会において決議したものが、当該法人の計算書類であり、なぜ、評議員会で決議していない計算書類等を備え置かなければならないか、合点がいきません。この規定を根拠に同時開催を否定されることに納得できませんでした。しかしながら、法人法第125条で少なくとも決算の審議について、同時開催を認められないことは、納得しましたが、25条の趣旨は、事前に評議員に十分な情報を提供し、意見を述べる機会を

与えることだと考えられますので、法人の財政規模、公益目的事業、収益事業、実施する事業の多少、規模等に配慮した制度があってもよいのではないかとの思いです)、質問4: 収支相償は公益法人の基準として妥当か(収益事業がなく、寄附金等により事業を実施している小規模団体においては、安定的に寄附金が確保できれば問題ないが、この制度を硬直的に運用すれば、安定的な事業実施が困難となる)、質問6: 遊休財産の保有制限は妥当か(公益目的事業を実施する小規模団体、財源の多くを寄附金等に依存している現状があり、協賛企業等の寄附金等は、景気に左右されるので事業年度によって差がある。小規模で、寄附金に依存して、公益目的事業のみを実施する法人にこの制度は関係ないとの思いです)の事情に配慮してほしい。

- 理事会と評議員会の開催について、弾力的に願いたい。各役員が、公私とも多忙であり度々に理事会を開催すること難しいときがある。3月の収支予算・事業計画の審議に続き、4月に決算審議、5月の評議員会への出席、(また理事の役員改選があればなおさら)。
- 理事会の本人出席や会計監査人の設置は制度を再検討してほしい。公益法人制度を悪用している団体等を閉め出すことを主眼に作られた制度のために、ほとんどの善良な団体が苦しんでいます。改正を強く要望します。
- 理事の改選が2年毎であるため、1年おきに6月の理事会後、評議員会にて理事を選出し、その直後に再度の理事会(代表・常任理事選任のための)を開催する必要がある。これについては、これまで書面決議で実施しているが、登記が評議員会から原則2週間以内ということから、その間に評議員会の議事録捺印・理事就任承諾書等回収することは時系列で行うと困難なため、いつも見切り発車をする必要に迫られている。一方他団体に聞くと、その状況を打破するために、理事を常勤のみや外部の人を少なくするなどして、理事会が容易に開催できる環境にしていると聞いた。結果として事務手続きの煩わしさから、外部理事を減らすことに繋がっていることは、財団の客観性や透明性が保たれることになるのか疑問です。また、外部理事を多く抱える財団法人も、今後は理事の数を定款に記載してある最低基準まで減らしていくことになると思われます。
- 役員の変更届は2週間以内に提出することになっているが、現実的には総会議事録作成、登記事務などで困難なため検討されたい。
- 代表理事交代時の議事署名(全理事)の簡便化。
- 委任状での対応を認めるべきだ。
- 毎回、理事会・評議員会の日程調整に苦慮しており、小規模な事務局においては、法人本来の目的である事業運営に支障を来たしかねない状態である。よって、代理出席や委任による「出席扱い」を認めることによる、会議成立を認めるよう、制度改正を望むものである。
- 評議員会・理事会に委員・役員本人以外の代理出席や書面(委任状)での参加が認められなくなったので、定足数を満たし成立させるのに苦慮し神経を費やしている。公益財団の大半は、委員や役員の多くが非常勤で、かつ他の社団や財団と兼職しているケースが多いのでは? 例年5月後半の時期は、「定時評議員会」の集中時期であり、移行申請が終了する11月以後の、26年5月から委員・役員の出席の引き合い(伺い)を考えると、何か見直し策がないものかと思えます。
- 公益法人の事業報告等の提出書類を法人の規模に応じて簡素化していただきたい。理事会や評議員会について、代理出席や委任状を認めていただきたい。
- ①当財団は、寄附金をいただいて助成事業を実施しているため、企業、団体、個人がさらに寄附

をしやすい環境の整備をしていただきたい、②理事会、評議員会について決算等に関する理事会、評議員会は同日には開催できないことになっていますが、多忙な理事、評議員の方々の負担を軽減するため、同日開催できるようにしていただきたい、③決算関係書類の財産目録中に、定期預金や普通預金に具体的な金融機関名まで記入することになっているが、金融機関名は省略できるようにしてもらいたい。

(6) 会計・計算書類に関すること (16件)

- ・ 法人会計を公益事業の一部と考えてほしい。提出物をわかりやすく且つ簡潔にしてほしい。
- ・ 小規模な公益財団法人であっても、大規模公益財団法人と同様な会計処理・運営・各種手続きを求められることに不満である。
- ・ 会計基準の改正に対応してほしい(未だに、収支計算を云々言うのは止めてほしい)県から交付金を受けているが、交付者としての意見と行政庁の意見が分かりにくい。事例が少ないから多少はやむを得ないが、照会事項にはできる限り早く回答して頂きたい。
- ・ ①上述の正味財産増減計算書形式改正、ならびに税額控除証明における PST 要件撤廃。②新公益法人制度のもとでの公益法人のイメージ向上への取り組み。新制度は、旧制度下での公益法人のあり方に対する批判や疑問を払拭すべく行われた大改革であり、これに対応し公益社団/財団となった法人には世間から相応の認知と評価が得られるよう、行政としても取り組んでいただきたい。具体的には以下。
 - ・ 新制度下における「公益法人」の良質なイメージの醸成に資する PR など
 - ・ 問題が発覚した公益法人に対する厳しい監督・指導の実施。さらにはその厳しい監督・指導(場合によっては認定取り消し)などをアピールすることによる、その他公益法人に対する保護。例えば昨今のスポーツ団体のケースなどは、「公益法人」そのものに対する世間の評価を著しく損ない、本意な認識を定着させ、新制度移行の大きな意味のひとつを台無しにしかねない。こうした場合には、行政が、世間一般にも伝わる形で、迅速に厳しい監督・指導の手を打ち、公益性認定のクオリティを維持し、公益法人を守っていただきたい。
- ・ <計算書類等の備置きに関する「一般法人法」の規定>貴協会の昨年6月の改正要望にもありましたが、そのとおりだと思います。早急に是正すべきです。また、関連して言えば、市の外郭団体的な法人組織では、毎年6月の定例地方議会に決算書の提出が必要であり、その時期は概ね5月末日が期限日となります。定款上は事業年度終了後の3ヵ月以内としています。実務的には前述の議会日程との関係で、2ヶ月というのが実情であり、その結果「2週間前の備置き」は非常にタイトな日程となっております。ここが「2週間」なのか「1週間」なのかは業務スケジュールを決めるうえで大きな関心事です。
- ・ 大規模事業所も小規模事業所も同じように事業区分や配賦割合を適用しているが、当法人のように5名程度の法人は従業員もすべての職務に従事しており、配賦するのは難しい。無理に配賦することはできるが、その事により事務が煩雑となってしまう。はたしてその事に意味があるのか疑問である。公益法人制度の改正の趣旨は、公益活動を高め無駄のない事業運営を目指し、地域社会の福祉の向上に資することが主な目的であると思います。補助金が減額される中で、当法人もギリギリの人員と人件費で運営しております。極力会計処理や補助金申請・実績報告等は簡素化していただきたい。
- ・ 決算時に於ける収支決算書を作成するのに複雑である。

- ・ 会計処理が面倒すぎる。
- ・ 法人会計における年度当初運転資金程度の剰余金を明確に認めてほしい。
- ・ 本支部間の内部取引があるのを、正味財産増減計算書の内部取引消去欄に記載すべきであるが、一切記載を認めていない状況であり、実態と違う増減計算書を作成する必要があるので改善してほしい。法人・事業税を法人会計で処理するよう行政庁から指導を受けたが、収益事業がある場合には公益法人会計基準では収益事業で処理することとなっている。行政庁の指導に基づいているが、矛盾が生じているので、処理について徹底して頂きたい。
- ・ 本会では会員から任意で会館の建設資金を1口3万円で集めているが、これが指定正味財産と認められなかったため、決算書上使ってはいけない利益というものが一般正味財産に存在する。もっと制度の趣旨を理解してほしい。
- ・ 法人会計を公益事業の一部と考えてほしい。提出物をわかりやすく且つ簡潔にしてほしい。
- ・ 電子申請CPの使いづらさと分かりづらさ。毎年の決算時において、利益をマイナスにしなければならぬと言う事！次年度の収入計画が毎年計画通り行くのか心配。寄附金も世の中の景気に左右されるのでは・・・。
- ・ 「公益目的取得財産残額」や「公益目的増減差額」の定義がわかりにくい。清算資産価値の捉え方としては、財務諸表との関係が分かる形で定義した方が分かりやすい。
- ・ 繰越金の使用範囲の緩和措置。
- ・ ①上述(現在の正味財産増減計算書の形式は、事業や団体の運営の費用を賄うためにどの財産を用いたかが分かりやすい一方、縦一列で一般正味財産の部と指定正味財産の部を表示するよう指定されていることにより、正味財産の増加額が容易には把握しづらい。USGAAPのStatement of Activityをみると、一般正味財産の部と指定正味財産の部を別列で表示した上で、さらに一般正味財産の部と指定正味財産の部の合算値も表示する形式である(下記リンク先サンプル参照)。このような表示をすれば、現行形式の長所(=どの財産を用いたかが分かりやすい)を維持しつつ、合算値で正味財産の増加額を表示できると思われる。

(http://www.cof.org/files/Documents/WebNotebook/December2003/ABC_Sample_FS.pdf)の正味財産増減計算書形式改正、ならびに税額控除証明におけるPST要件撤廃。②新公益法人制度のもとでの公益法人のイメージ向上への取り組み。新制度は、旧制度下での公益法人のあり方に対する批判や疑問を払拭すべく行われた大改革であり、これに対応し公益社団/財団となった法人には世間から相応の認知と評価が得られるよう、行政としても取り組んでいただきたい。具体的には以下。・新制度下における「公益法人」の良質なイメージの醸成に資するPRなど・問題が発覚した公益法人に対する厳しい監督・指導の実施。さらにはその厳しい監督・指導(場合によっては認定取り消し)などをアピールすることによる、その他公益法人に対する保護。例えば昨今のスポーツ団体のケースなどは、「公益法人」そのものに対する世間の評価を著しく損ない、不本意な認識を定着させ、新制度移行の大きな意味のひとつを台無しにしかねない。こうした場合には、行政が、世間一般にも伝わる形で、迅速に厳しい監督・指導の手を打ち、公益性認定のクオリティを維持し、公益法人を守っていただきたい。

(7) 税制、登記、その他 (25件)

- ・ 地方公共団体から検診等の公衆衛生業務を受託しているが、納税事務の削減のため課税基準額を

3,000万円程度まで緩和するか又は公衆衛生業務の受託業務は消費税の非課税措置としてほしい。

- ・ 消費税について公的機関から補助金等をもたらしている公益財団法人です。このたびの消費税の増額について、特定収入の考え方、その計算にかかる割合を変えていただきたいです。普通の商取引と違って、補助金等をもたらうとき消費税がついてないのだから、消費税が増額になったからといって補助金が増額になるわけではありません。しかし税の申告(計算)時には増額になった消費税割合で計算されるため、納税額に大きく影響を及ぼします。特定収入にかかる課税仕入等の消費税額の計算方法を再考願いたい。
- ・ 登記手続きの簡略化を要望する。
- ・ 登記事務手続きの簡素化、明確化。
- ・ 本法人は12月決算法人のため、会計年度に合わせた平成24年1月1日の登記を希望したが、法務局が1月1日から3日まで閉庁のため1月4日付の登記がなされた。一方、事業年度が4月～3月の法人は平成24年4月1日が日曜日にもかかわらず、法務局は4月1日の登記を受け付け、みなし事業年度は発生していない。法務局の閉庁により1月1日の登記ができなかったことで、平成24年度に平成24年1月1日から1月3日までのみなし事業年度が発生し、1月3日までと、1月4日以降それぞれを1事業年度と数えるため、平成24年度(平成24年1月4日から平成24年12月31日対象)の消費税の基準期間は平成23年度となること、そして平成23年度の課税売上高が5,000万円以下(東日本大震災のため年会在直前で開催できなかったため課税売上額が5,000万円を下回った)のため、簡易課税選択届出書を提出している本法人は平成24年度に簡易課税が適用され、また、平成25年度においても、2事業年度前は1年未満(平成24年1月1日から3日)の事業年度のため、基準期間は平成23年度になるという、・みなし事業年度の発生は、法人側の責任ではないこと、4月1日が休日にもかかわらず4月1日の登記がなされた法人との間で、平等性を欠く。また、他の事業年度の法人は年度ごとに曜日が変えることから移行期に選択肢があるが、1月～12月事業年度の法人には、年初が必ず法務局の閉庁となるため、選択肢はない。・法人の意図によりみなし事業年度が発生したのではないにもかかわらず、みなし事業年度を理由として平成23年度を2回も基準期間に利用される結果となることに対して平等性に欠けることを税務署に訴えているが、回答は無い。一部の法人が不利益となるような対応は避けてほしい。
- ・ 災害時における外国人支援の支援の仕組みづくり。
- ・ 福島県内医療機関への医療スタッフ(特に医師)確保の支援。
- ・ 派遣の3年問題について、法律の改正に向けた働きかけを急いでください。
- ・ シルバー人材センターの派遣事業は、臨・短・軽の縛りがあるにも関わらず、民間の派遣事業者と同じ規則の下で運営しているが、3年間の規制を緩和若しくは撤廃を要望する。
- ・ シルバー人材センターの会員は、高齢者ばかりで、新しい仕事を覚えたり、慣れるまでは時間もかかり、同じ企業への人材派遣の3年は、非常にネックになっているので改善を求めたい。
- ・ 民間と競合するような事業を実施するのではなく、民間の事業をもっと広報して欲しいです。
- ・ センターが適正就業を実施することにより、事業所関係の仕事が減少し、センターの事業運営は厳しくなります。シルバー派遣への切替えも、手数料が高価(約30%)となりますので、個人事業所では理解が得られなかった。また、派遣事業は連合会が一元管理しておりますので事務は効率的であるが、拠点センターが直接派遣手続や請求事務を行う事により、手数料が安価できるよう

になり利用する事業所が増加するものと考えます。

- ①公益社団法人として、公に代わり民での公益事業を実施している体制であるが、活動資金なしのボランティアではその活動範囲、目的も狭められてくる。都道府県、市町村等の地方自治体或いは、国レベルにおいても公益社団法人獣医師会への委託事業を設けてもらいたい。②獣医師専門職が構成員となっている団体であるので、例えば狂犬病予防注射事業については、狂犬病予防法或いは特別法を設けて人間の健康保持のための狂犬病予防注射は犬の飼い主が受ける必須の予防注射であること等を規定した特別法をつくること。③近年、諸学校・幼稚園にはウサギ、にわとり等の学校飼育動物が飼育されており、これ等に対する児童・生徒との橋渡しの役目が求められているので、学校医制度の創設を検討されたし。
- ①当財団は、寄附金をいただいて助成事業を実施しているため、企業、団体、個人がさらに寄附をしやすい環境の整備をしていただきたい、②理事会、評議員会について決算等に関する理事会、評議員会は同日には開催できないことになっていますが、多忙な理事、評議員の方々の負担を軽減するため、同日開催できるようにしていただきたい、③決算関係書類の財産目録中に、定期預金や普通預金に具体的な金融機関名まで記入することになっているが、金融機関名は省略できるようにしてもらいたい。
- 寄附がコモンセンスとなるくらい啓発してほしい。
- 数多くの中小学会があり、技術の統合の面からも学協会連携を進める必要があると思う。それを指針の形で示し、さらに行政指導もお願いしたい。私企業が学会に寄附することが欧米の学会のレベルに近づくことになる。具体的な方針を出していただきたい。
- 厚生労働省の補助金の増額を強く要望する。
- 補助金の復活(民主党政権以前の基準)。
- 補助金については、各市町でそれぞれの考え方があり、一概に云えない部分がある。あるに越したことはないが、今ではシルバーにとっては、高齢者に安定した就労を提供することが最大の関心事で、その点では随意契約でいただく公共機関の就労をもっと増やしていただきたい。
- 補助金を増額してほしい。
- 補助金の増額。
- 行政庁への報告は原則電子申請でとのことであるが、県連合会より紙ベースでの提出も求められており(県連合会経由で県の担当課へ)、これではなんのための電子申請でしょうか？事務量の簡素化に逆行していないか。公益法人移行で事務局の実感として事務量とともに、それに伴う諸経費も増加したように思われる。
- 財政難の折を認識しますが、補助金の交付など適切な支援をお願いしたいと思います。
- 補助金の増額と運営会計の裁量。
- 基本財産への市の出資率 100%の外郭団体であり、市の業務代行機関として運営費補助を受けているが、人件費の算定率(年収ベースで市の概ね87%が目標値)が低いため、固定職員の確保を含め人事の基本計画が成立しがたい。10%の上積みを目指したい。
- 高齢者対策とし、財政支援の充実を要望します。事務量の軽減を図るため、数々の調査は、極力少なくしていただきたい。

12 質問 20 公益法人協会への要望があればご記入ください。

1) 情報提供に関するもの

(1) 情報提供全般 (45 件)

- ・ 各種情報・セミナー等のサービス提供(会費→安価に、セミナー→安価に、HP の Q&A をオープンにし情報を共有できるようにして欲しい)。
- ・ 公益法人として運営上の問題点や、対応事例を紹介してもらいたい。
- ・ 今後とも、多くの事例を示していただければ参考になるのでありがたいです。
- ・ 実務レベルの例を数多くご教示願いたい。
- ・ 当法人の運営にとっても参考になりますので、これからも各種情報提供をお願いいたします。
- ・ 20 年会計における収支予算書の記載例を示してほしい。
- ・ いろいろと参考になる記事を拝読しています。法人会計の解説など掲載してほしいと思います。
- ・ 初年度ということもあり、会計処理や手続きなど、どのように進めればよいのかと思いながら行ってきました。個別性もあり難しいとは思いますが、情報提供をより密にいただけると助かります。
- ・ 立ち入り検査の状況、情報等を開示して欲しい。
- ・ 立ち入り検査の情報を集めて知らせてほしい。
- ・ 立ち入り検査の指摘事例の紹介をして欲しい
- ・ 立ち入り検査に向けての準備指導をお願いします。
- ・ 法人運営や立ち入り検査についての対策、情報提供。
- ・ いつもいろいろご相談に乗っていただきありがとうございます。立ち入り検査の状況について、情報をいただいておりますが今後もできるだけ多くの情報提供をお願い致します。
- ・ 今後いろんな財団で立ち入り検査が実施されると思いますが、情報収集に努めていただき情報の公開をお願いします。
- ・ 法人運営や立ち入り検査についての対策、情報提供。
- ・ 監査の情報を伝えてほしい。
- ・ 移行期間終了後も引き続き、色々な情報提供(運営方針、研修、公益法人としての留意点及び各法人の優れている点及び改善すべき点等の身近な情報も含めて)をお願いいたします。
- ・ 公益法人として運営できる基礎の確立をお願いしたい(財源確保)。
- ・ 従来同様、運営などについて有益な情報を期待しています。
- ・ 法人運営の実務では、試行錯誤をしながら業務を行っている状況です。今後も有益な情報の提供や研修会の企画をよろしく願います。
- ・ 毎年の報告書作成について具体的に指導して欲しい。
- ・ このたび理事の任期満了に伴う改選を初めて行いました。何をするのも初めての処置になるので研究、勉強が大変です。今後、移行後の法人運営に関する情報を充実されることと思います。ご期待申しあげておりますので、どうぞよろしくお願い申しあげます。
- ・ 総会の議案の作り方は各拠点の総会の資料を見た場合、ばらばらであるのでひな形を示してほしい

い(例えば・・・事業報告を議案第号或いは報告第号というように違うので(連合かも))。

- ・ 制度の変更とかがあれば、判り易く解説をしていただきたい。
- ・ 公益社団法人のメールマガジン等の情報があればよい。
- ・ 会員としてのメリットの享受をお願いします。①貴協会の提出書類の公開は大変に参考になっているが、具体的な対応等、会員優先ホットラインなどで、問合せしやすくしてほしい。②財団法人の申請書の他に社団法人のサンプルも公開してほしい。③協会運営(認定等委員会との関係含む)を中心的に実施する人材育成の観点から、研修会の企画を積極的にお願したい。
- ・ 今後とも情報発信をお願いしたい。
- ・ 今後とも情報提供、ご指導宜しくお願い致します。
- ・ 従来のように、公益法人等に関する情報提供をお願いしたい。
- ・ 様々な公益法人の情報を発信してもらいたい。
- ・ 役に立つ情報発信。
- ・ 他団体より、理事会・評議員会などについて、質問が多く届くので、そのあたりの情報提供を活発に行っていただけるとありがたいです。
- ・ 引き続きの有益な情報提供をお願いしたい。
- ・ いつも参考にさせていただいております。今後も情報の提供をよろしく申し上げます。
- ・ これまでどおりの情報提供をお願いします。
- ・ 貴重な情報をいただき感謝しています。これからも公益法人の運営等に係る様々の情報をいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 今のままでいいと思います。いろいろな情報を開示いただくことで勉強になります。
- ・ 引き続き、関連情報の発信、ご助言の継続を希望します。
- ・ 国をはじめとして広範囲な情報提供をお願いしたい。また、相談窓口として、困難(複雑で難しいことが多い)な場面で、公益法人の支援をお願いしたい。
- ・ 引き続き、実務セミナー、情報提供、書籍の発行等お願いしたい。
- ・ ①タイムリーな情報、ニュースを知らせていただきたい。②諸外国における公益社団法人的なグルーピングはどのようになっていますか？特に、我が国の地方獣医師会的な組織の法律的な位置づけはどのようになっていますか？
- ・ 引き続き、実務セミナー、情報提供、書籍の発行等お願いしたい。
- ・ 貴協会が発信している情報は常日頃参考にさせていただいております。また、内閣府への提言や要望について期待しております。実現に向けた引き続きの取り組みをお願いします。
- ・ 民間組織であり、自主判断による財政問題への対応が可能であるはずである。その成功事例を具体的に示して欲しい。

(2) 公法協ホームページに関するもの(14件)

- ・ 特にございませぬ。申請(提出)書類作成時に貴法人サイトを参考にさせていただきました。今後ともよろしくお願いたします。
- ・ 要望としては、特にありません。貴法人のホームページは、貴重な情報が満載で、いつも参考にさせていただいており、心より感謝しております。
- ・ HPを参考にさせて頂いております。今後ともよろしくお願いたします。

- ・ いつも貴協会のホームページに記載されている内容を参考にさせていただいております。今後とも何卒宜しく願いいたします。
- ・ ①移行後の運営上の問題点につき、スピーディーにアドバイスを頂き、大変感謝している。引き続きのアドバイスをお願いしたい。②また、HPに公開されている情報も、たびたび参考にさせていただき、大いに役立っている。引き続き、会員のためになる積極的な情報公開をお願いしたい。③立入検査に関する解説書、小冊子の刊行(なるべく早く)を期待したい。
- ・ 公益法人に関連する特有の用語、例えば遊休資産の保有制限、公益目的事業比率、収支相償、公益目的取得財産残額、等等の用語を分かり易く説明するコーナーをホームページに設けてほしい。
- ・ 公益法人協会のホームページ等で検索し調べますが、制度を理解している方はわかりやすいと思いますが解答も難しすぎます。
- ・ HPでの情報公開をよく活用している。運営実務(第2版)も購入したが、今後とも情報公開の更なる推進をお願いしたい。
- ・ ホームページでの情報公開は大変参考になってます。行政庁への要望と同様、相談体制を充実して欲しい。
- ・ ホームページの「情報公開サイト」はいつも参考にさせていただいております。有難うございます。
- ・ 年1回の情報公開の情報開示が、もう少し早く開示可能となれば良いかと思えます。
- ・ 公開サイトではお世話になっています。ただ各種セミナーの参加費が高額で零細な法人では受講不能である。TKCのセミナーは安価若しくは無料で丁寧に対応していただける。
- ・ 公益申請時に、貴協会のHPを参考にさせていただき諸問題に対処させていただきました。ありがとうございました。これからも、公益法人の抱える諸問題にご相談する機会がありましたらよろしく願いいたします。
- ・ いつも貴会のサイトを拝見し財団運営の参考にさせていただいております。大変お世話になっております。昨年4月、当協会は公益法人へ移行しましたが、私はそれと同時に財団運営担当として転勤してまいりました。何もわからず路頭に迷っていた際に、お助けいただきましたのが貴会の「情報公開」や「フォーラム」です。本当にありがとうございました。特に、私のような財団運営担当にとりまして「フォーラム」は、まさに“一筋の光明”、“蜘蛛の糸”です。運営には何かとご苦労もおありかと拝察いたしますが、ぜひこのまま続けていただきたいと切にお願い申しあげます。

(3) 公法協Q&A(フォーラム)に関するもの (16件)

- ・ 公開していただいているQ&Aは、非常に参考になります。これからもよろしく願い致します。
- ・ フォーラムを復活させていただきたい。
- ・ フォーラムを閲覧させていただき、活用させていただいております。今後もこの貴重なデータを蓄積、公開していただけるようお願い致します。
- ・ Q&Aを会員以外にも開放すること。
- ・ Q&Aをいつも頼りにしています。これからもよろしく願いいたします。
- ・ Q&Aは、とても重宝しています。非会員は、2013年4月までのQ&Aしか見ることはできませんが、それ以降のQ&Aも見ることができるようになればいいな。
- ・ Q&Aなど大変役立っています。これからも続けてください。
- ・ Q&Aが会員のみになったのは残念です。昔そちらに入っていたのですが、10年前くらいに全国公益

法人協会に移ってしまいました。なぜだかわかってほしいです。でも今回の移行に関しては助かりました。ありがとうございました。

- ・ いつもありがとうございます。困った時、分からない時はQ&Aが頼りです。これからもよろしくお願いします。
- ・ 認定後の法人運営に関するQ&Aもっと充実させて欲しい。
- ・ 細かなフォロー体制を整えてほしい。Q&Aを充実して欲しい。
- ・ 法人運営に当たり、貴協会のホームページに掲載されているQ&A等を利用していただいております。大変参考になりますので今後とも継続して公開されることを希望します。
- ・ ①フォーラムがなくなったのは残念ですが、過去の議論は見えるように残しておいてください。
②大規模法人対象のセミナー開催、解説図書発行を希望します。
- ・ 質問できる者を会員に限定しないでほしい。
- ・ 認定後の、法人運営に関するQ&Aもっと作成して欲しい。

(4) 公法協の公開資料（5件）

- ・ ホームページでの情報公開は大変参考になってます。行政庁への要望と同様、相談体制を充実して欲しい。
- ・ いつも貴財団様の情報公開・書類とFAQ(アーカイブ)を参考にさせて頂いております。小さな公益財団法人ですが、希望をもって前進していくためには、書類の整備が不可欠ですので、貴財団様にはいつも感謝しております。会員でなくても色々な情報を頂けるサイトに感謝すると共に、今後とも、どうぞご教示の程お願い致します。
- ・ 貴協会の議事録等の公開情報がとても参考になりました。
- ・ 財務諸表や事業報告書等の開示は大変有益です。
- ・ 公益法人協会の評議員会や理事会の議事録の公開は大変参考になった。ダウンロードして勉強会に利用させて頂いた。今後も、実務面で事務局が迷うような点で、適切なモデルケースを紹介していただきたい。貴財団の理事会議事録によれば、会員制度について、準会員をどうするか議論されているが、是非現行の3万円の準会員制度を残してほしい。

2) 相談事業

(1) 相談事業全般にわたること（12件）

- ・ インターネットでの質問等が便利である。
- ・ ささいな疑問等に対応してほしい。
- ・ 今後とも、各種ご相談等にご協力いただきたくお願いいたします。
- ・ 国をはじめとして広範囲な情報提供をお願いしたい。また、相談窓口として、困難(複雑で難しいことが多い)な場面で、公益法人の支援をお願いしたい。
- ・ 移行したばかりで、運営面で細かな点で色々変わらない所が出て来る度に、お世話になっていますが迅速かつ親切に対応して頂き、感謝してます。我々、公益法人に取っては、政府より頼りになる存在です。これからも公益法人の良きアドバイザーとして、時には厳しく、時には親切に現在の様な意識で運営を継続してほしい。
- ・ 相談の方法としてメールを加えてもらいたい。

- ・ 情報提供や困ったことなど、気軽に相談できればいいです。
- ・ 今秋以降、移行済の法人に対する相談センターを設けていただければ有難い。
- ・ 現在通り、輕易に相談できる体制を維持してほしい。
- ・ 個別の相談対応や情報提供をお願いしたいと思います。
- ・ 指定正味財産や、区分会計など会社経理にない概念については、非常に理解しづらい部分があり、特に注意すべき点や、よくわからないで相談する場合にも、できるだけ易しい、具体的な指導をお願いしたい。
- ・ これまでにも、電話相談、相談室に訪問しての相談などで大変お世話になっている。また、「知」のサロンに参加したり、「公益法人」誌を読んで情報を得ている。ホームページのQ&Aを参考にさせていただいている。今後も引き続き宜しくお願いしたい。

(2) 個別面談相談に関すること (12件)

- ・ 相談窓口等について活用させて頂きました。引き続き、強化拡充をお願いします。
- ・ 相談窓口のご担当には、本当にお世話になっております。ありがとうございます。引き続き、私どもへのご指導や、当局への提言等を行って頂きたいと思います。
- ・ いつも迅速丁寧に相談に応じていただき感謝しています。相談室の一層の充実をお願いいたします。知の交流サロンも、なかなか参加はできませんが、とてもいい企画だと思います。無理のない範囲で地道にでも継続頂けるといいと思っています。参加すれば、いい雰囲気なんです。参加前はちょっとなんとなく敷居に高さを感じるのも事実です。
- ・ 東京、大阪以外(都道府県単位)でも、運営にかかる相談窓口を設けてほしい。
- ・ 何回でも無料で相談を受け付けて頂きたい。
- ・ 大阪府に拠点を置いておりますが、関西での研修及び相談会等の回数を増やしていただけたら幸いです。
- ・ いつも適切なアドバイスを頂きまして有難うございます。訪問相談の午後の時間が、もう少し遅くまで受け付けて頂けると助かります。
- ・ ①無料相談を今後も継続していただきたい。②運営コンサルタント業務(有料)を希望する。
- ・ 設問Ⅳ(収支相償)に係るような問題の相談窓口を設けてほしい。
- ・ 相談員の対応が非常に悪かったので、改善してほしい。
- ・ 公益法人協会さんの相談室ではいつもお世話になり、大変助かっておりますが、会計・税務の担当者の対応が良くない。
- ・ 質問等をした後の回答をいただく期間が長すぎる。私の主観としては、そちらで聞くのは時間がかかるので、別の機関で聞いた方が早いというイメージが強い。そちらの都合もありませんが、質問事項に対して、即応できるような態勢にしてほしい。

(3) 電話相談に関すること (4件)

- ・ 電話相談や研修会は実務運営上のノウハウ収集に極めて有益。今後ともよろしくお願ひしたい。
- ・ 窓口対応(電話)が非常に感じがよくて、おどろきました。書類作成等で不明なことがあれば、公益法人協会のホームページを参考にさせていただいています。しかしながら、わからないものも多く、質問がメールで気軽にできればたいへん助かります。公益はわからないことだらけですので窓口になっていただければ、本当に助かります。誰にも聞けない状況が小さい財団には多いと

思います。よろしくお願いいたします。

- ・ 電話相談窓口の時間をもっと長く設けて欲しい。
- ・ たまに電話相談を利用しているが、的確なコメントで大変助かっている。

3) セミナー事業

(1) セミナー全般にわたること (11 件)

- ・ 今後とも公益法人運営に関しての様々な研修会等の開催を望みます。今後とも公益法人運営に関しての相談体制の維持をお願いします。
- ・ セミナー等の開催を増やしてほしい。
- ・ 現在、研修をなさっていますが、今後とも引き続き継続していただきたいと思います。
- ・ 研修会を開いて欲しい。
- ・ 大阪で受けた運営実務講座は大変有益であった。今後も各種講座を受講しながらノウハウを蓄積したい。
- ・ 引き続き、実務セミナー、情報提供、書籍の発行等お願いしたい。
- ・ 地方での研修会開催。
- ・ 地域国際化協会連絡協議会のブロック会議に合わせ研修会を実施していただくと、各県担当者も出席しやすい。
- ・ 各種情報・セミナー等のサービス提供(会費→安価に、セミナー→安価に、HP の Q&A をオープンにし情報を共有できるようにして欲しい)。
- ・ 有料のセミナーばかりで、収益事業に熱心。
- ・ 法人運営の実務では、試行錯誤をしながら業務を行っている状況です。今後も有益な情報の提供や研修会の企画をよろしくお願いいたします。

(2) テーマについて (14 件)

- ・ 立ち入り検査への対応事例に関するセミナー開催。
- ・ 法人経営のための研修の実施。
- ・ 公益法人の運営研修会を開催してほしい。
- ・ 公益法人移行後の行政庁への定期報告について研修会を開催してほしい。
- ・ ①外郭団体向けセミナー開催希望・自治体の外郭団体である公益法人に特化したセミナーを希望。自治体から事業又は役員人事等において一定の関与を受けるため、一般的な公益法人とは異なる方法で運営していく部分が出てくることから、その対処法をセミナー等で提供いただきたい。② 立ち入り検査対応セミナー開催希望・立ち入り検査の対応について、事例を中心とした研修会を希望。
- ・ 会計制度や法人登記関係の研修等を実施していただきたい。
- ・ 「事業報告等に係る提出」の書類の書き方(具体的に財務諸表から)の講習を実施してほしい。
- ・ 移行後の提出書類についての無料セミナーを実施してほしい。
- ・ 立入検査等の実務関係の講習をもっと安価で実施してもらいたい。
- ・ 今後、公益法人へ移行した法人運営、定期書類提出等で問題となる点(問題事例)について研修会を開催して下さい。
- ・ 公益法人を巡る税制について定期的な説明会を開催していただきたい。

- ・ 業種別の講習会等、より実際に活かせるような内容の講習会を開催して欲しい。
- ・ 会計処理に関して、専門的な知識は無くても分かり易い会計処理の研修会を開催してほしい。会計士や税理士の支援を受けなければ会計処理が出来ないようなものでは、法人本来の目的活動を弱めてしまう。
- ・ 最低限の実務(事務処理)はなんなのか、法人規模に応じて(小規模法人)の具体的マニュアルや講座があるとよい。

(3) セミナーの料金について (14 件)

- ・ 研修・講座等の受講料を無料または格安にしてほしい。
- ・ 特にありませんが、セミナーをネット利用などで、廉価に実施頂ければ幸いです。
- ・ 非会員のセミナー費用をもう少し下げただけであれば幸いです。
- ・ 費用等について低額にしてほしい。
- ・ セミナー等の参加料金が高く感じている。
- ・ 当財団は貴協会に未加入にかかわらず、日頃から講習会等の案内をいただいて感謝申し上げます。講習会の内容は「公益法人」の運営に大変参考となるものと参加したい思いは強いのですが、当財団は小規模で財政的にも厳しい状況の中で、貴協会への加入あるいは講習会参加費が捻出できない状況にありますことから、会費・講習会参加費の引き下げをお願いいたします。
- ・ 各研修会参加費がもう少し安いと助かります。
- ・ 財務的に脆弱な当財団にとって貴協会の諸会費、参加費の負担は重い。
- ・ いろんなセミナーのご案内をいただきますが、もっと低料金の参加費にしてほしいです。高いので、参加したくても参加できません。
- ・ もう少し貴協会セミナーの参加料が安価であれば、参加者が増え、個々が知識を深め、社会が公益をもっと理解、実践できる近道に繋がると思います。素晴らしい先生方の話を聞かせていただいても、伝える段階で正しく伝えることができなかつたら……。もちろん、理想だけでは実現不可能なこともセミナーで教えていただきました。日本財団のようところが、助成してくれら良いのに……。と、思います。これからもよろしくお願い致します(勉強させてください!)
- ・ セミナーの開催が多くありますが、無料または安価なものも開催してほしい。少ない予算内で、予定していない支出は厳しいのが現状。大きな法人は予算があり、関係有識者も多くいるが、小さな法人こそ、そうしたセミナーを求めていると思います。ご検討下さい。
- ・ 全問の回答と同様ですが、研修等の開催案内がありますが、受講価格が高い。旅費、宿泊費が高くなるなど、地方からの受講が厳しいため、行政庁の指導育成の意味からも、貴協会が委託等を受け安価で気軽に受講できる環境整備に努めて頂きたい。
- ・ 参加費を抑えた研修を多く実施して欲しい。顧問税理士にもっと研修の場を広くアナウンスして欲しい。現場もそうであるが、会計の指導をして頂く税理士・会計士の方々の知識不足が伺える。
- ・ 公開サイトではお世話になっています。ただ各種セミナーの参加費が高額で零細な法人では受講不能である。TKCのセミナーは安価若しくは無料で丁寧に対応していただける。

4) 月刊誌・出版事業 (9 件)

- ・ 運営にあたり、貴法人発行の書籍及びホームページ特に情報公開のページを参考にさせていただ

いています。とても助かっています。

- 公益移行後まだ数ヶ月で迷うことが多々あり、貴協会の出版物やサイトを頼りにしております。今後ともよろしくお願い申し上げます。
- 月刊誌公益法人において、もう少し実務的記事を期待したい。
- 月刊誌で参考にすることがよくあり、記事に感謝したい。
- 評議員会、理事会等の開催予定日、協議内容、審議の進め方などを、分かり・やすく表現したパンフレット等の配付。
- 移行後の法人の運営に関する具体的な資料を発行して欲しい。
- 変更認定等の手続きについての具体的・個別マニュアルを作成してもらいたい。
- 公益移行後まだ数ヶ月で迷うことが多々あり、貴協会の出版物やサイトを頼りにしております。今後ともよろしくお願い申し上げます。
- わかりやすい購本の作成をお願いします

5) 会員制度について

(1) 全般 (3件)

- 会員法人間がもっともっと親しく情報交換できるように機会を作って下さい。
- 会員間の情報共有化をさらに推進していただきたい。
- 貴協会は、公益法人のリーダー的存在に感じており、ホームページを通して広く情報を公開していただいている、たいへんありがたく参考にさせていただいております。弊財団の公益移行に関しても大変参考にさせていただき、窓口相談も費用のかからない範囲で最大限活用させていただきました。寄附金収入のみで活動している関係もあって助成事業関連以外になかなか費用を割ける状況にないため、結果、公益移行作業も貴協会を最大限利用させていただいてなんとか自力で移行でき、貴協会のおかげとたいへん感謝しております。また、情報公開についても、貴協会の共同サイトを利用させていただきます。最近感じることは、貴協会の会員にならないと以前に比して使いづらい、利用しにくいのかなと感じています。現状では、なかなか会費を払うのが難しい状況をすぐには変えられないので、非会員にももっと光をあていただけるとありがたいです。

(2) 会費水準 (6件)

- ①入会金の撤廃と普通会员の年会費減額を期待します。②法人運営に関するセミナー又は講習会の充実を期待します。③ホームページ上の「Q&A アーカイブ」の操作性の向上「Q&A アーカイブ」は日々の疑問の解決に大変役立っており、なくなってならないものとなっていますが、キーワード検索で表示される回答例が多いと知りたい情報を得るまでに相当の時間を必要としますので、簡単に素早く検索できるよう操作性の向上を今後も期待します。
- 会費が高額で入会できない。もっと安くならないでしょうか。
- 各種指導事業が行われているが、会費が高すぎませんか？多少不愉快を感じる場合があります。
- より安い年会費の会員区分を設けていただければ、入会やセミナー受講をより積極的に検討できます。例えば、セミナーを会員価格で2～3回ほど受ければモトが取れる程度など。
- 活動分野ごとの分科会やグループを下部組織として設けていただけると、貴会の活動も広がってよいのではと思います(すでに存在しているようであればご容赦ください)。

- ・ いつも、参考にさせていただいております。単独では、会費が捻出できず会員登録ができませんが、今後ともよろしく願います。
- ・ いつも助かっております。小規模の団体でも入会できるような会費ならと思います。

6) 提言活動

(1) 全般にわたること (26 件)

- ・ ①行政庁にたいしては不具合点の改善を早急に取り組んでいただきたい。②講習等については高額な場合が多い。無料或いは低料金のセミナーの開催を望みたい。
- ・ これまでと同様に公益法人が果たす役割の理論の高度化の検討、普及に努めてほしい。現実の法整備、運用実態があるべき姿にふさわしいかどうかの提言機関として引き続きのご活躍を願う。制度的に小規模財団への配慮を構築してください。
- ・ 制度改革によって不都合が生じている部分について、行政庁への働きかけ、より良い制度への変更を期待します。
- ・ 制度の見直しについて、国に積極的に働きかけていただきたい。
- ・ 制度・会計基準等について緩和を要望する。
- ・ 新制度には、なお法令解釈が分かり難い点、実務的にも非効率と思われる点が見受けられる状況。協会には、従来も多々ご努力していただいているが、今後とも引き続き、様々な問題点を取り上げ、会員を代表して内閣府等に対し、改善提案、解釈の明確化等を進めていただくよう要望したい。
- ・ 縮小しないと認められないと思われる制度を本来目指した公益活動の充実と前進が出来る仕組みとなるように、制度が改善されるよう努力してほしい。
- ・ 制度の改正や要望事項など、問題点を引き続き提供して下さい。
- ・ いつもお世話になっております。質問 19 にも記載いたしましたが、私達が制度等について意見を述べる機会がありませんので、ぜひ公益法人協会様には頑張ってくださいたく思います。
- ・ 行政府への働きかけなど良く頑張っていると思います。成果を期待しています。
- ・ 行政庁への要望の実現に活動してほしい。
- ・ 各団体の要望をどしどし国に上げていただきたい。できれば、こういう要望があるということ公表してほしいです。
- ・ 各団体の業務推進にかかる諸問題を、国に訴えていっていただきたい。よろしく願います。
- ・ 各団体からの生の声を国に届けて改善を促してほしい。※寄附金関係の質問の回答選択しに 3% 代の答えるものはありません。
- ・ 当局に対し公益財団法人の設立目的が遂行しやすい法制度とするよう動く。
- ・ 当局に対して、積極的にコンタクトし、意見具申を行い、情報を共有化してください。施行後数年経ったので、公益認定法等の改定を望みます。
- ・ こうしたアンケートを基に、各団体等と情報の共有を図りながら、現場の改善要望の実現に労を取っていただきたいと思います。
- ・ 運用しやすい公益法人制度の改革者である事を願っております。
- ・ 公益法人を代表する立場として、引き続き内閣府等の関係諸機関に制度改正の提言などを行っていただきたい。

- いろいろな要望をしましたが、これが各関係機関に意見として届くようにしてもらいたい。
- 全国を集約化した問題点や課題を把握して、対応策を行政に投げかけて矛盾していることは解決に向けて、行政と協議する窓口的役割を果たすべきだ。
- 民間が担う公共を支えるための制度改革をより推進することについて、お努め下さいますようお願い致します。
- 24年4月公益財団法人へ移行、定期書類の報告、変更届を提出したところです。制度として、法人組織を維持していくための財源を確保できないことが、最大の問題点であると認識しています。今後、公益事業の維持継続が可能となるように法改正も含め、各法人の意見を汲み上げ、公益法人を代表して、行政庁に強く要望していただきたいと思います。当法人の移行に当たっては、貴協会の会長の姿勢・研修・公開資料が大変役に立ちました。ありがとうございました。今後ともよろしくご指導、お願いいたします。
- ①行政庁にたいしては不具合点の改善を早急に取り組んでいただきたい。②講習等については高額な場合が多い。無料或いは低料金のセミナーの開催を望みたい。
- 該当諸団体を代表して物申すことの出来る唯一の会と考えられますので今後もドシドシ完全方をお願いいたします。
- 公益法人の運営実態に即した規定の改善を積極的に要望して欲しい(①収支相償に基準の弾力化、②理事会・評議員会の同時開催を可能とする規定の改定)。

(2) 収支相償規制の改善を (8件)

- 収支相償規程剰余金の取扱いについては、幅広い運用が可能ないように認めてもらうような働きかけをお願いしたい。
- 収支相償の原則を廃止してほしい。
- 収支相償の緩和を是非実現していただきたい。
- 質問 19、①収支相償の完全撤廃(法人の発展・活性化・安定運営にとって悪のルール、②変更認定の撤廃(新規事業は行政庁との事前相談で認められれば実施可能とする)、③法人会計の撤廃(理事会の中身も公益目的事業についての内容がほとんど)、④定期提出書類に簡素化(書類作成のために担当者は公益活動を欠席したりしている)、⑤認定取消に関する財産の贈与の撤廃(公益目的支出計画も可とする)が認められるようにご尽力いただきたい。政治的解決が図られるように要望してほしい(議員立法等)。
- 既に触れたが、収支相償についてゼロかマイナスということではなく、金額とか比率を示して若干のプラスを認めて欲しい。
- 公益法人に課せられている、「収支相償」の緩和もしくは見直しについて国に働きかけてほしい。
- 上記の事項(収支相償を続けていけば法人の財産が無くなり、存続できなくなる。収支相償も、決算が上がらなければ判断できず、その基準達成の義務感で公益事業の支出が多く、寄附金等不確定な要素により、最終的に大きな赤字となれば、次年度から運営が厳しくなる。そういった懸念を緩和するため、公益事業費規模により、若干収入が上回る、額や比率により可とする制度にしてほしい。(何百万円までの黒字とか、収入の98%以上の事業費など基準を作成)遊休財産の上限を決めており、1年間程度の事業規模までとなっており、それに満たない少額の財産を元に事業を行っている法人について、少額の黒字を厳格に規制することは、公益法人の存続を妨げるもの

である。遊休財産の下限の基準をつくり、下回る場合は、収支相償の基準を緩和する制度を設けるなどあわせて制度検討してほしい)について、制度の要望を行って頂きたい。

- ・ 上記IV(収支相償)の主旨を当局と議論して頂ければ幸いです。

(3) 一般法人法上の機関に関する規律の改善を(3件)

- ・ これまでも貴協会へ要望がでていたものではあるが、①会社法を準用した理事会・評議員会開催規定(開催期間を2週間置く)は財団の運用にはなじまない。修正を求めたい。②個人への助成金について所得税の対象となるのか、国税庁の見解を求めたい。各財団が個別に税務署に確認したのでは、税務署ごとに判断が異なる可能性があるし、対象としてほしくないという財団側の要望が伝わりにくい。貴協会で代表して正式見解の提出を求めてもらいたい。対象としないという判断を期待しての話である。③大学が文科省の通達を受けて、研究助成金の使途の管理を強化している。そのため、これまで研究者個人の口座へ振り込んでいた助成金を大学の口座に振り込むよう指示する大学が増えているが、足並みがそろっていない。大学全体の足並みをそろえ、手続きも簡素化するよう財団を代表して調整ができないか。これまでは、寄附申込書を提出し、大学教授会での承認を受け、「寄附することを許可する」という書類を受けて振り込みとなり、2か月ほど要していた。年度末の場合、その年度内に振り込めないことが発生していたし、書類作成も融通がきかず、受領者の氏名を追加できないという大学もあった。
- ・ 日程調整の軽減化(委任状を認めるべき)・現場での事務方の業務をもっと理解し法律改正等など積極的に行うべきだ。
- ・ ここまで書いて、公益法人協会のアンケートだと気づきました。申し上げる相手が違う言い方をしております。すみません。今の公益法人制度は大変問題が多い仕組みだと思います。一番のポイントは、上場会社の仕組み、ガバナンスをそのまま、法人に取り込もうとしているところと、税制上の優遇措置をとるために、収支相償の原則等がなじがらめの枠にはめようとしているところだと思います。公益法人にはその管理に係る手間を極力低くする情報収集方法を考えるべきだと思います。このアンケートのご質問がポイントを抑えて、うまくできていたので、つついたくさん書きました。法改正が必要なこともたくさんありますが、基本的骨組みが間違っていると思いますので是非、公法協のお力で、改善の方向にお導き頂きますようよろしくお願い致します。

(4) 会計に関する要望(3件)

- ・ 上述の行政への要望(①上述の正味財産増減計算書形式改正、ならびに税額控除証明におけるPST要件撤廃。②新公益法人制度のもとでの公益法人のイメージ向上への取り組み。新制度は、旧制度下での公益法人のあり方に対する批判や疑問を払拭すべく行われた大改革であり、これに対応し公益社団/財団となった法人には世間から相応の認知と評価が得られるよう、行政としても取り組んでいただきたい。具体的には以下。・新制度下における「公益法人」の良質なイメージの醸成に資するPRなど・問題が発覚した公益法人に対する厳しい監督・指導の実施。さらにはその厳しい監督・指導(場合によっては認定取り消し)などをアピールすることによる、その他公益法人に対する保護。例えば昨今のスポーツ団体のケースなどは、「公益法人」そのものに対する世間の評価を著しく損ない、不本意な認識を定着させ、新制度移行の大きな意味のひとつを台無しにしかねない。こうした場合には、行政が、世間一般にも伝わる形で、迅速に厳しい監督・指導の手を打ち、公益性認定のクオリティを維持し、公益法人を守っていただきたい)をご一読願ひ、他法人の

要望とあわせて、行政への働きかけをお願いしたい。

- ・ 国債を始めとした国内の債券や国内の定期預金等では、事業資金が賅えない。為替の影響を受ける債券等(外国の債券や外貨建て債券等)で運用しないといけないが、会計処理がどうも複雑である。会計処理を単純にしてもらうのが一番だが、何か工夫し、広めていただきたい。
- ・ 公認会計士協会や専門的な人材も含めて公益法人ワーキンググループを設置して行政庁と定期的に協議する機会を設けてほしい。特に公益法人会計に関しては可及的速やかに対処した方がよいと考える。

(5) 小規模法人向けの特例を（5件）

- ・ 予算規模が大きかったり職員数の多い公益法人であれば特に問題ない考えかもしれないが、小規模公益法人にとって、①事務作業が負担となり事業執行に支障をきたす危惧、②職員交代時の新任者には一般的ではない会計基準や法律の解釈・運用などの知識取得に時間がかかる等々の問題がある。可能ならば、公益法人協会として、「予算規模別や職員数別での運用など、小規模公益法人の負担軽減策」を行政庁に要望して頂きたい。別件、アンケートの回答ですが、質問12に寄附金1%のところにチェックを入れましたが、事実上は0円です。
- ・ 小規模団体の運営を考慮した法整備に向けて立法府に対する陳情・提案をお願いしたい。①現在の大法人だけの区分ではなく、中・小の3区分にできないか。②公的助成金(税金)のある団体と無い団体での取り扱いを変えて欲しい。③公益目的事業の区分・変更等の制度・申請手続きの簡素化と柔軟性を求めたい。
- ・ 小規模公益財団にも配慮をお願いします。
- ・ 従来同様、小規模財団も視野に入れた活動を期待します。
- ・ 零細シルバーが、今後も存続できるよう指導、援助を要望します。

(6) 手続き・書類の簡素化を（7件）

- ・ 制度(手続きを含む)の簡素化を検討していただき、国に要望願いたい。
- ・ 前記(事業報告等、提出書類が非常に膨大で、小規模法人にとっては事務的に大きな負担となっている。これをもっと簡略化してほしい)の要望事項等の関係機関への働きかけ。
- ・ 内閣府に対して、定期報告書類、計算書類などについての統一見解を示すよう、これまで以上に要望をしていただきたいと思います。
- ・ 各申請時に、作成すべき書類が増えたことに伴い事務量が増えた。簡略化に向けて提言をしてほしい。
- ・ 定期提出書類の簡略化収支相称の見直し福利厚生活動の緩和。
- ・ 定期提出書類のうち事業報告等に係る提出書類が多すぎると思われます。提出書類の軽減を図るよう要望していただきたい。
- ・ 当協議会は、文化芸術の振興にかかる事業を行っており、傘下の団体も芸術団体で、公的資金の助成を受けて活動することが多々ある。近年、補助金を受けた場合に説明責任を求める声が高まり、支出について、詳細な記述と、証憑類の添付を求められ、かつ、支払った証拠を添付しないと助成金が支給されないという状況になっている。事務コスト、資金繰りの面から、非常につかひにくい事業助成となってきており、事務総量は、補助を受ける側も出す側も増加している。行政とパートナーシップを組んで事業を行う際も、行政からの委託という形式になり、行政府の慣

行に従わなければならない、自主性を損なわれる傾向にある。政府から一線を画し、自由であるべき文化芸術の活動に、行政の論理が強く反映されるのは、望ましいこととはいえない。これは、公的サービスは公的セクターの専有物という前提にたつ、過去の制度のなごりが、補助金適格化法などを根拠に根をはっているからと考える。民間非営利公益団体からなるパブリックセクターの活用、発展のためには、そうした補助金の運用の在り方の根底を見直すことが必要ではないか。委託のあり方についても、再考が必要ではないか。説明責任に対しては、事業目的に見合った成果が得られているかどうかこそ重要視される必要があっても、支払い状況の適正性のチェックに必要以上に事務コストをかけるのは、社会的損失ではないかとさえ思う。これが、芸術文化の分野だけの問題ではなく、広く見受けられる傾向であるとしたら、補助金や行政委託のチェック体制の見直しを、公益法人全体の課題としてとらえ、調査研究し改善する必要があるのではないか。学術助成においても、同様の傾向にあるときく。このような問題意識を共有する公益法人が複数ある。なら、公益法人協会の課題として取り組んでほしい。

(7) その他の提言（4件）

- ・ 障害者団体にはなじまないので適応除外の運動をすべき。
- ・ 派遣の3年問題については、各センターが「今」及び「直近」に迫っています。現場での要望には限界もあるので、協会、更には行政庁からの取り組みが必要である。
- ・ PST 要件の撤廃要請行動を是非！先般大阪の運営実務講座を受講しました。今後一層、公益法人の資産運用やコンプライアンス・ガバナンス等の運営講座など、魅力的な講座運営を期待します。
- ・ 数年前貴法人理事長の太田様が寄附金の税額控除に関し適切な指摘を貴会報？で述べられておられたかに記憶致しております。実現すればと思っていました。今回本アンケートで触れておられるので、展開を楽しみにしております。移行認定の時大変適切なご指導心より感謝しております。

(8) 公法協に期待する！（44件）

- ・ ①移行後の運営上の問題点につき、スピーディーにアドバイスを頂き、大変感謝している。引き続きのアドバイスをお願いしたい。②また、HPに公開されている情報も、たびたび参考にさせていただき、大いに役立っている。引き続き、会員のためになる積極的な情報公開をお願いしたい。③立入検査に関する解説書、小冊子の刊行(なるべく早く)を期待したい。
- ・ 良いアドバイスをいただいております、今後も御支援お願いいたします。
- ・ 特にありません。色々、指導いただき助かっています。
- ・ 特にありません。いつもご苦勞様です。
- ・ 今後とも指導ご援助宜しくお願い致します。
- ・ 今後とも頼れる味方としてよろしく申し上げます。
- ・ 今後とも助言等申し上げます。
- ・ 今後とも支援活動をお願いいたします。
- ・ 今後ともご指導いただければありがたいです。(延べ3団体)
- ・ 協会の役割を發揮してもらいたい。
- ・ 宜しく、サポート下さい。今後共、宜しくお願い申し上げます。
- ・ いつもの確かなアドバイスを有難うございます。
- ・ いつも丁寧にご指導いただきありがとうございます。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

- ・ いつも親切かつ丁寧にご指導をしていただきまして、心より感謝いたしております。引き続き、何卒よろしく願いいたします。
- ・ いつも情報提供をこまめにいただき感謝しております。
- ・ いつも情報提供に感謝しています。今後ともご指導願います。
- ・ いつも有益な情報ありがとうございます。(延べ5団体)
- ・ いつもお世話になり大変感謝申し上げます。今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。
- ・ 太田理事長様はじめ貴法人の皆様への公益法人に関する啓発事業、行政庁への働きかけにいつも感銘を受けております。今後も公益法人の代表としてご指導いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 親切に、時宜を得たご指導に感謝します。
- ・ 平日頃より大変お世話になっています。特にありません。
- ・ 今後ともご指導ご鞭撻をお願いします。
- ・ 困ったときに相談に乗っていただきとても感謝しています。
- ・ 今年1月お伺いし、相談にのっていただきました。大変親切かつ丁寧なご対応で感激しました。何かありましたら、今後ともよろしく願います。
- ・ いろいろと親切にして頂きありがとうございます。
- ・ いつもご支援、ご理解ありがとうございます。
- ・ いつもご指導いただき感謝申し上げます。今後とも各法人の身近な存在で在り続けてほしいと思います。
- ・ 民間公益活動の推進に様々にご尽力いただき、ありがとうございます。今後ともよろしく願い致します。
- ・ 当方からのいろいろな質問に対しいつも丁寧にわかりやすくお教えいただき、感謝しています。これからもご指導の程よろしく願います。
- ・ いつもありがとうございます。
- ・ いつも公益法人の運営に際して様々な情報を提供していただきありがとうございます。今後も何かとご質問等することがあると思いますがよろしく願いいたします。
- ・ いつもセミナー等に参加させていただいています。これからもよろしく願います。
- ・ その率先しての行動姿勢に敬意を表すとともに、今後のご活躍になお一層期待しています。
- ・ いつも参考にさせてもらっております。ありがとうございます。
- ・ 移行の準備期間から、移行後の運営まで、いつも参考にさせて頂いております。公益財団として理事・監事の任期満了に伴う改選を経験しましたが、貴協会の情報公開された資料、議事録などを参考に進めることが出来ました。感謝しております。今後も後続く私共の為に活躍下さいますようお願い申し上げます。
- ・ 行政庁と連携して、公益法人を指導願いたい。
- ・ 新しい制度に不慣れなため、分からないことがあるが、ご助言、ご協力をお願いしたい。
- ・ 今まで通り、良き相談相手と思っていますので、よろしく頼みます。
- ・ 引き続き、支援をお願いします。

(9) 具体的な質問 (8件)

(以下8問の具体的なご質問が、アンケートに記入されています。いずれもここでは明確にお答えが

できにくいものばかりですから、回答を記載しません。是非公法協の相談室(面談又は電話)をご利用ください。

- ・ マスコミ等より広告協賛依頼の取り扱いについて(アドバイス願いたい)。
- ・ 剰余金の解消方法について知りたい。また、剰余金が出ない上手な運営方法についても教えてほしい。なかなか難しいです。
- ・ 上記にも記載したとおり、当財団は事業を主とする財団であるため、単年度単年度の収支相償を満たしていくことが難しい。公益目的事業比率は約97%のため、剰余金を将来的に使用するのも、ほぼ100%は公益目的事業にしか使用しないが、現代美術館の運営という性質上、その内容を詳細に記載、見積もることが困難な状況です。ほぼ100%の公益目的事業を実施しているながら、収支相償の説明ができないことによって、公益財団の先行きに不安を抱えている状況をどうにか打破したいと考えております。ご助言、ご指導等いただければ幸いです。
- ・ 公益目的事業と法人会計における共通経費の配賦の考え方等。
- ・ 公益目的財産を法人会計補填や、収益事業を拡張するために使用する手段があれば詳細を教えてください。
- ・ 財務基準についての対応について毎年収支相償がクリアできない場合、法人認定が取り消されるのか。会員の会費などで運営しており、事業執行にあたりムダ使いしないよう努力した結果収支相償がクリアできないことは疑義生じる。また、剰余金は毎年資産に積み立てれば収支相償がクリアできるのもおかしいのではないか・寄附金のPST要件取得について教授してほしい。
- ・ 役員の充て職の解消(役員19人中、11人)を図りたいが、充て職を外すとすると法人センターの事業運営に少なからず影響が出るため(国の補助金限度額以上に補助を受けている)センターが積極的に充て職を解消することは困難であるため、県に相談したが、法人のことに関与することは出来ない旨回答があった。一方、上部団体の全シ協の運営の手引きでは、会員自らの運営を推奨している。他県の連合でも充て職があるところは珍しい。公益法人協会の見解をお伺いしたい。(ただし、内々に教示してもらいたい。以前アンケートの結果が県に分かって大変な思いをしたことがあるため)。
- ・ ①タイムリーな情報、ニュースを知らせていただきたい。②諸外国における公益社団法人的なグルーピングはどのようになっていますか?特に、我が国の地方獣医師会的な組織の法律的な位置づけはどのようになっていますか?

(10) 行政庁に対する要望(9件)

電子申請に関する事項など行政庁にかかわる要望が9件記入されていたが、「9行政庁への要望」欄に追記しています。

13 質問 17 すでに実施中のものを含め、平成 25 年度に計画している震災関連事業をご記入ください。

1) 資金的支援 (50 件)

(1) 法人自体が出捐するもの (12 件)

- ・ 現場市場調査済み。災害地及び日本赤十字等の寄附金の協力。
- ・ 平成 24 年度に被災地支援とし、福島・岩手・宮城に対し、各県それぞれ 50 万円の寄附を行った。
- ・ 直接は計画していないが、震災関連事業を行う NPO 法人への若干の寄附を予定している。
- ・ 緑の募金東日本大震災復興事業への出捐金を上部団体に交付する。
- ・ 東日本大震災支援義援金として、大震災発生年度から継続して公益社団法人日本獣医師会内にある同支援義援金に地方獣医師会として毎年度寄附金を送金している。
- ・ 当青年会議所では上層に日本青年会議所があり、こちらにて震災復興グループが生まれ活動しています。そちらへの寄附金を毎年検討し寄附しています。
- ・ 被災者等に対し、金 100 万円を拠出。
- ・ ある団体の設立する《大震災復興基金》に寄附金をもって協力する。
- ・ 復興支援事業として、会員が行う復興支援活動に補助金を出す制度を設けている。
- ・ 本連盟からの義援金と会員に協力を依頼し集金する義援金を被災県 3 県の中学校体育連盟に寄附をする。全国中学校体育大会の大会要項、プログラム等に、「東日本大震災復興支援」などの言葉を記載する。
- ・ 全日本私立幼稚園連合会が「こともがまんなか PROJECT」活動の一環として行っている震災復興募金に協力している。
- ・ 日本バス協会を通じて、寄附金の協力を実施している。

(2) 募金活動をするもの (20 件)

- ・ 主催事業の中で義捐金を募集し、それを社会福祉協議会を通じ日本赤十字社へ寄附している。
- ・ 東日本大震災発生年より傘下団体や会員の皆様に義援金をお願いしており本年度も定時評議員会にて被災各県へ義援金を寄託した。今後も継続して被災各県へ支援を続けていく予定です。
- ・ 同じ被災地ではあるが、復興に多くの時間を要し、懸命に復興に向けて汗を流している地域に対し、わずかながらでも寄附活動を今年も継続活動として取り組んでいる。
- ・ 研修会等での募金活動を実施している。年度の募金総額を被災地で草の根活動を行っている期間に対し寄附を行っている。今年度も継続して実施していく。
- ・ 岩手県大槌町シルバー人材センター復興支援「オリジナル色紙ワンコインカンパ活動」広島県備後地区シルバー人材センター連絡協議会(4 市 2 町)今後 3 年間継続します。(実績 23 年度 1,277 千円・24 年度 1,360 千円募金を持参激励訪問)24 年度分は 6 月 21 日訪問予定しています。
- ・ 同業福祉団体の委員活動のため、また、同業福祉団体の活動のために本委員より拠金を募り、送金(全国都道府県同業福祉団体の統一事業協力)。
- ・ 募金活動。
- ・ 引き続き、募金活動を実施。
- ・ 募金運動による被災地への金銭的支援。

- ・ 東日本大震災救援金の募集受け付け。
 - ・ 引き続き、義援金の募集は行っている。
 - ・ 当法人は、「緑の募金」の実施団体であり、集まった緑の募金の一部を関連団体に交付し、関連団体が実施する復興事業により、被災地域の緑化や防災林の整備等に活用される予定となっている(780,000円(予定)×3年間)。
 - ・ 事業を通じての募金活動。
 - ・ 特に事業計画はありませんが、会合等で東日本震災の被災単位会へのワンコイン寄附活動を継続して送金しています。
 - ・ ①募金活動、②公認に関わる料金の値下げ、③南東北支部における子供無料レッスンの実施。
 - ・ 事業所窓口に震災寄附の受入れ。
 - ・ 義援金募集の継続。
 - ・ 会員に呼びかけ、義援金の取り次ぎを行っている。本協会からも可能な限り拋出し、東北3県に送金する。
 - ・ 前年度に引き続き募金活動を実施している。
 - ・ 東日本復興支援募金活動(毎月11日実施)。
- (3) イベント等により募金するもの(18件)
- ・ 認証事業関連の応援キャンペーン(参加企業から認証料の同額を義援金として、また当財団からはその金額の10%を義援金として寄附)を平成23年度より実施している。
 - ・ 公開講座等の収益金を医師の鎌田實氏主催の日本チェルノブイリ基金に寄託予定この他、岩手県山田町の支援を青年部会が続けている。会員チャリティゴルフ大会のチャリティ金を日本赤十字社千葉県支部へ寄託済。
 - ・ D-T委員会なるものを設置し、2011年年には支援金を会員に要請。そして会員企業等に品物の寄贈を要請。被災地支援を行った。その後今日まで委員会を中心に主に仮設住宅を中心に訪問し、種々寄附等を続けながら現地の活性化のため現地の物作りを応援し、得意のデザイン力を生かし被災地支援商品を作成した。いろいろなイベントで販売し、被災地の方の収入となっているのでこの活動を続ける意向です。
 - ・ 公益目的事業として行っているイベントなどで行う、募金やオークションの収益金を被災者支援に使いたい。
 - ・ イベント時に震災支援カンパ募金活動。
 - ・ 公演実施の際に、義捐金の募金箱を設置予定。
 - ・ 本法人の資金募集のイベント(収益事業)で、収益の一部を震災の被災地などへ寄附する予定。
 - ・ グラススキー世界選手権2013(宮城県開催)での活動(①参加国代表選手の被災地慰問、②会場での義援金募集、③大会記念品販売益の寄附、④写真展)。他各事業会場での義援金募集。
 - ・ 東北復興支援バザーを行い、集まった寄附金を東北復興支援事業を行っている公益財団法人に寄附します。東北の震災のドキュメンタリー(DVD)の映画上映会を行い、「東北の震災を忘れない」キャンペーンを行う予定。
 - ・ 第3回びわ湖カップなでしこサッカー大会。
 - ・ 平成23年度にチャリティセミナーを4度開催。セミナー参加費182,000円を日本赤十字社を通じ

て寄附した。

- ・ チャリティー絵画展。
- ・ 「祈りのコンサート」チャリティーコンサートの収益を(一財)アーツエイド東北に寄託するもの。
- ・ ①8月に開催予定の「峡南の夏まつり」会場において、ワンコイン募金を実施(昨年同様)。②11月に開催予定のチャリティーゴルフコンペの収益金を被災した法人会に寄託(昨年同様)。
- ・ ①チャリティ・クリスマス事業、募金、②東日本大震災義援金募集。
- ・ 感謝祭(即売会)の販売金額の一部を寄附する。
- ・ 事業を行うごとに、チャリティーボックスを用意して寄附金を募り、平成24年度だけで100万円を超える義捐金を寄附する事が出来た。
- ・ チャリティーゴルフの収益金を被災地域の同種団体に寄附した。

2)物資的支援 (16件)

(1) 物資・物品を寄贈するもの (6件)

- ・ 小・中学校に対する運動具・図書の寄贈事業や高齢者向け社会福祉事業等を通じて、被災地にある小・中学校やグループを対象に含めた助成事業を行う計画。
- ・ ①青森県「海外防災林復旧事業」に植樹の苗木を寄贈予定。②被災3県「被災学校向け植樹事業」に植樹の苗木を寄贈予定。
- ・ ①図書寄贈：気仙沼市、松島町、いわき市野3か所へ図書を寄贈・音楽研修3月11日に発表会としてフォーレのレクイエムを合唱し、入場料は目黒区を通じ気仙沼へ寄附する。②メディアアーティスト派遣：気仙沼市といわき市の2か所へメディアアーティストを派遣しワークショップを実施する。
- ・ 被災者支援事業として、2つの行政庁を通じ支援事業を計画している。予算規模100万円また、小学校に支援物品を寄贈予定である。
- ・ ①被災した学校、町内会等への備品の寄贈、②講演会の開催。
- ・ 被災地の小学校に高齢者のことを知ってもらうため、絵本「お年寄りのこころ」を寄贈する計画。

(2) 被災地生産商品の販売に協力するもの (10件)

- ・ 物販支援。
- ・ 津波被災地対象、工業製品ビジネスマッチング事業・農産物加工品ブランド化事業。
- ・ 復興支援事業として、当地にて行うイベントに被災地の物品を出店していただき、代理で販売する。出店については公募する。
- ・ 当センターは全国に27機関が存在する地場産業振興センターであり、東北に存するセンターの地場産品を手数料無し、送料負担無しで販売している。
- ・ 東日本大震災の影響を受けた中小製造業の受注機会の確保・販路拡大を図るため、次の事業を実施→①復興支援ビジネスマッチング商談会、②復興支援ビジネスマッチング交流会(ミニ商談会)。
- ・ 被災地の物品販売の場を無償提供している。
- ・ 中央協会が取り組む関連グッズの販売に協力するほか、各傘下団体でも個別に支援活動を実施。
- ・ 被災県の会員団体からの事業産品の買上。
- ・ 会員及び一般向けにHPで三陸の海産物を紹介している。

- ・被災地からの物資購入で復興支援の一助としている。

3)活動による支援 (40 件)

(1) 一般的なボランティア (14 件)

- ・被災地でのボランティア活動。
 - ・被災地における傾聴ボランティア活動・長期避難生活や放射能の影響によって増加したDV・児童虐待の軽減を目的とする親子で参加できる「田植え・稲刈り」ツアー・東日本大震災の支援活動から得た体験を活かした防災、減災意識向上のための啓蒙活動・被災地で支援活動を行う団体への助成・被災地への慰問活動。
 - ・被災地へのボランティア活動を実施中。
 - ・東日本大震災復興支援活動(ボランティア自主活動)の内容を市民に紹介する事業を実施。
 - ・青年部会による東北支援ボランティア活動被災地へ出向き被災地の方のお手伝いや、地域の復興のお手伝い等を実施。
 - ・◆被災地域への継続的アプローチ(人材派遣/ワークキャンプ)被災地域からは 2013 年度もボランティア派遣の要請が来ている。横浜 YMCA のホームページや内部掲示板を通して、2013 年度もボランティア募集を継続する。◆神奈川県内避難者へのサポート神奈川県への避難者をサポートしている団体との相互協力を行う。また横浜 YMCA としても避難家族の富士山 YMCA キャンプ招待や、ベ이스ターズのナイターゲームに招待する等のはたらきかけをし、避難者支援の輪を広げる。◆防災教育等の危機管理啓発活動2012年度も実施したDVDや人形劇を媒体にした防災教育を地域で展開していく。◆地域団体への協力被災地域への保養プログラムを実施する団体等への協力を継続する。得にYMCAが持っている安全管理のノウハウを外に向かっても発信していく。◆その他2012年度まで、クレディスイスがスポンサーとなって実施していた富士山YMCAキャンプ(いわき市からの園児受け入れキャンプ)を、ジョンソン株式会社のスポンサーにより2013年度も継続。
 - ・上部団体(全国組織)を通じて支援を実施。被災跡地への植樹活動等。
 - ・①被災地の水中清掃、②被災者家族を主催イベントに招待、③復興シンポジウム。
 - ・現地に当法人の社員が赴き、ボランティア活動を行っている。現地の方々と交流し、報道があまりされなくなったこともあり、現地の生きた情報を地域の少しでも多くの人に知っていただけるよう情報提供を行っている。加えて、被災地にいかずともできる支援を模索している。
 - ・①災害被災地派遣事業、②災害ボランティアセンター支援事業(災害ボランティアバス運行助成事業)、③災害避難者等支援事業。
 - ・京都学生祭典東北プロジェクト「繋ぐ〜KYOTOHOKU」京都の学生93名が、福島・宮城の被災地仮設住宅を訪問し、「京炎そでふれ」おどりの披露など交流を行った。(2013年5月3日～5日)。
 - ・被災地へのボランティア活動の実施及び被災会員への支援。
 - ・平成24年度に引き続き、被災者支援事業として、市民ボランティアを募り仮設住宅に住んでいる方々と共に草花を植える事業をすばらしい角田を創る協議会と共催で実施する予定。
- #### (2) 各種イベント開催によるもの (18 件)
- ・被災地の子供を対象に理科教室を実施した。
 - ・地球っ子キャラバン：被災地の子供たちに勇気と笑顔を取り戻してもらうための様々な取組。

- ・ 現在、特定企業(企業)と共同で、被災地支援事業として、岩手、宮城、福島の小学校、中学校、高等学校を対象に2011年度から被災地理科教育支援を実施している。物品支援の他、出前授業を開催し、2012年度まで7回開催している。2013年度も継続して行われる。
 - ・ 被災地の小学校におけるコンサート・人形劇の実施。
 - ・ 被災児童生徒に対する学習塾受け入れを継続して行っている。
 - ・ 東日本大震災復興支援として、150万円の予算を計上し 福島の子供たちを招待してサマースクールを実行する計画である。
 - ・ 福島の子供達を招待した青少年健全育成事業。
 - ・ 福島県での親子体操事業を開催予定。
 - ・ 学校でのイベントの実施を被災3県にて実施中。
 - ・ “東日本大震災復興支援を目的とした大会及びつどい、講習会実施を予定している。
 - ・ 平成25年度から福島のこどものための「保養プログラム」を起案する予定。
 - ・ 岩手県大槌町児童支援事業。
 - ・ シンポジウム事業として原発避難児童生徒支援活動を行っています(昨年は、小・中学校(18会場)に講師を派遣し授業講演を実施)。
 - ・ 「花をとどける夢の折鶴」プロジェクト 2011年度の取り組み(会員園で、訪れたお客様に折り鶴(水溶性の紙)を折っていただき、集まった折り鶴の中に花の種を入れて被災地の学校にお届けする活動。2012年度、2013年度も、本プロジェクトを継続している。お届けした学校等との情報交換、訪問、交流を続けている。
 - ・ 「復興教育支援事業」平成24年度に実施した、東日本大震災被災地の小学校に実験機材・消耗品等をすべて持参して、教科書掲載の理科観察実験授業を平成25年度においても実施します。
 - ・ 昼涼みプロジェクト事業夏季の電力供給不足を受けて、電力需要が高まる夏の日中に公共施設に集まり、家庭での節電を呼びかける事業。文化芸術関連のワークショップを中心に、親子で楽しめる機会と場を提供している。
 - ・ 岩手県気仙地区における中学校野球部対象の野球教室、学校交流会を実施(10月の2泊3日)※3年目の活動。
 - ・ 被災地において、セミナーやシンポジウムを開催し、被災動物の世話や、シェルターワークについての啓もう活動をしている。被災地の動物救護活動を、義捐金を使ってサポートしている。
- (3) 被災地視察・応援ツアーなど(8件)
- ・ 東北被災地支援のひとつとして、修学旅行誘致の活動を予定している。夏季に関東圏の教職員を対象に、現地視察研修を主催・実施する。
 - ・ バスツアーに防災体験施設を組んだ。
 - ・ 復興支援のための研修会・現地見学会・買物ツアー。
 - ・ 来日する青少年に当時の状況並びに現状を話している。
 - ・ 被災地へのエコツアーの実施・被災地商品の販売。
 - ・ 茨城復興支援日帰りバスハイク事業。
 - ・ ①被災地支援事業として、被災地への現地視察研修を実施。被災地団体への義捐金支援を計画。
②企業の福利厚生受託会社との共催で、当会の役員会員企業が経営者大型保障制度未加入企業を

紹介し、その収益の一部がビックハートネットワークとして、東日本大震災義捐金として支援。
平成 25 年度には、宮城・岩手の 7 市町村へ義捐金として寄附の予定。

- ・ 『石巻日日新聞』を購読し、地元への関心を持っていただくようにしている。

4) 本来の公益目的事業の一つとして資源を傾斜配分 (130 件)

(1) 奨学金等学生支援 (21 件)

- ・ 平成 23 年度より「奨学金給付事業」の中に、被災の影響によって学業の継続が困難な学生に対する特別枠を設け、奨学金を給付中である。今後 5 年間程度は継続できる予定。
- ・ 平成 24 年 4 月より、被災学生に対し、大学在学 4 年間に 1 人月額 5 万円の奨学金を給付。
- ・ 奨学生の人数を被災県 3 県で以前は 10 名であったが、プラス 10 名にしている。
- ・ 平成 23 年度から東日本大震災被災者支援特別奨学金制度を新設し、現在も継続している。
- ・ 震災で被災した学生の修学継続を支援するための奨学金を給費している。2011 年度より毎年 1,000 万円規模で給費。
- ・ 平成 24 年度から被災された高校生への奨学金(給与型)支給を実施。平成 24 年度時点で高校 1 年生が対象。(卒業する平成 27 年 3 月までの 3 年間)平成 25 年度においても平成 24 年度同様で実施。平成 25 年度時点で高校 1 年生が対象(卒業する平成 28 年 3 月までの 3 年間)。
- ・ 当財団は奨学金支給事業が公益事業です。平成 23 年度より罹災学生を奨学生として優先的に採用しています。【採用実績】平成 23 年度 6 名、平成 24 年度 3 名。平成 25 年度 4 名(平成 25 年度の計画を実施済み)。
- ・ 平成 24 年度より東日本大震災で被害を受けた高校生に対し、奨学金の給付支援を行っており、平成 25 年度も新規募集を行う。東北地方の主要大学への被災学生奨学金の寄附。東北地方の大学で行われる震災復興活動への寄附。
- ・ 東北 3 県(岩手、宮城、福島)からの東京に進学する学生の受け入れ(優先したい)。
- ・ 2011 年度から、被災により修学が困難になった大学生に対する特別奨学金の給付。
- ・ 「甦れ日本!高校生アスリート作文コンテスト」【趣旨】東日本大震災の被災地で困難を乗り越えて運動部活動に参加する高校生に対して、作文募集と表彰発表会及び交流会を行い、合わせて優秀な作文を応募した高校生徒に対して奨学金を支給するものです。平成 23 年度及び平成 24 年度に募集した奨学生 28 名に対して奨学金を支給する。
- ・ 東北大学へ奨学生推薦を依頼。
- ・ 通常の奨学金事業のほかに、東日本大震災支援枠として被災地の当会指定大学には別枠の奨学金を、また当会の指定でない大学にも奨学金を支援している。
- ・ 私達は、東日本大震災の遺児孤児の進学を支援するために設立された財団です。財団運営目的そのものが震災関連事業です。25 年度は 210 名の奨学生を支援しています。
- ・ ①東日本大震災救援金の募金活動、②大震災で保護者を失った子どもたちのための奨学金支給。
- ・ 被災地の主要大学に留学しているアジア出身の留学生向けに「災害特別奨学金」として、4 名に対し、月額 12 万円を支給している。25 年度で 3 年目。
- ・ 被災地からの生徒に対し、卒業まで奨学金を給付している。
- ・ 当会は、東日本大震災被災学生の修学支援募金を 23 年度に実施し、支援を頂いた寄附金を財源に

従来の奨学金とは別に、生活支援を目的とした奨学金を給与した。この経緯を踏まえ、「義塾」としてスタートした酪農学園の教育事業が創立 80 周年を迎えるに当たり、酪農後継者の修学機会の拡大、経済的理由により修学を断念せざるを得ない学生・生徒に対する生活支援を目的とした募金活動を実施している。酪農学園で学んでいる学生の出身地をみると、東日本(東北)出身者が多いこともあり、直接的に震災関連事業と表現していないが、発想の原点は、東日本出身者に対する支援を意識しているものである。

- ・ 平成 23 年度から継続して、留学生交流会館(宿泊施設)に地震被害者用部屋を確保している。
 - ・ 震災被災地からの受験生の受験料減額を実施している。
- (2) 助成金による支援 (18 件)
- ・ 震災後から取り組んでいる寄附募集と助成のプログラムを継続しています事業指定助成プログラム、災害ボランティア支援基金など。
 - ・ 平成 23 年に 1,200 万円の義捐金を被災寺院、被災者受入寺院に提供。平成 24 年に 920 万円の被災保育施設支援金を提供。平成 25 年は BDK 復興支援に予算 1,000 万円。学生ボランティア活動 9 月 4 日～9 月 7 日(3 泊 4 日)、気仙沼*仏教精神を建学の精神や教育目的に掲げる大学の学生 40 名を連れて現地のボランティア活動、お寺で勉強会と被災地でのコンサート開催し、被災者に楽しんでもらう事を目的とします。今まではただお金を出すだけでしたが、自分達も実際に動こうという事で企画しました。
 - ・ 東日本大震災復興・再生支援研究助成として、平成 24 年度より継続して 5 研究室へ各 100 万円を助成する。
 - ・ 被災地を支援するための芸術活動や文化財保護活動への助成。
 - ・ 東日本大震災による健康被害の調査・研究に対して、平成 24 年に研究助成のプログラムを立ち上げ、募集/交付いたしました。当該助成は、3 年間となっており、平成 25 年は 2 年目の助成金交付並びに研究の進捗確認を行います。
 - ・ 23 年度に行った震災復興支援のための事業への助成を継続実施。
 - ・ 東日本大震災の被災地域の防災林等整備や緑化整備のため、公益社団法人国土緑化推進機構に交付金を交付する。
 - ・ 小・中学校を対象とする教育振興助成事業(学校支援コース 10～30 万円、教育研究コース 10～50 万円)において、平成 25 年度は昨年度よりも助成件数を増やして(昨年実績 80 件→今年度 100～120 件)、増加分(予算 1,000 万円)については「東日本大震災の被災地の復興に繋がる優れたテーマ」に対して優先的に助成を行う予定。
 - ・ 震災復興まちづくりに関連した研究への助成を実施中(平成 24 年度の助成案件であるが現在助成先にて研究中)。
 - ・ ①被災者支援活動に従事する NPO 法人に対し 500 万円の助成を実施(2011 年 6 月)、②被災者支援活動に従事する NPO 法人に対し 200 万円の助成を実施(2012 年 4 月)、③被災者支援活動に従事する NPO 法人に対し 300 万円の助成を実施(2013 年 4 月)、④文化財維持修復助成の一環として被災した美術工芸品の修復に対して助成(2011 年度、4 件、847 万円)(2012 年度、5 件、1,356 万円)。
 - ・ ①被災地高校生の春休み米国訪問プログラム 岩手、宮城、福島の高校生 6 名が、困難な状況の中でも視野を広げ自分の可能性に目を向ける機会を提供するプログラム。NPO 法人「HOPE FOR

TOMORROW」の事業を支援 3月29日～4月7日で実施、②会津鶴ヶ城内の古桜の再生事業年々古木化が進む城内の桜を再生するための費用を支援。被災地福島を元気づける一助として、NPO法人「会津鶴ヶ城を守る会」に5月に助成実施。

- ・ 当財団が事業を行う都道府県の区域における災害救助法適用市町村を範囲として、被災者(地域・団体)に対する補助事業を行っている(被災住宅の復旧のための借入金の利子補給・観光事業補助など)。
- ・ 特に震災復興プログラムは持ち合わせていないが、公募事業の助成先の案件において、震災関連は優先課題として選考委員会に諮っている。
- ・ 被災地の子どもを招待する事業に対する助成。
- ・ 岐阜県市長会が実施する「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援事業」に助成。
- ・ 特になし。ただし常設のプログラムで、被災地・被災者・避難者支援をするNPOが使えるプログラムはある。
- ・ 会員が独自で被災地地域の方を対象とした、手芸教室などを実施した場合、要請を吟味し、必要と経費の一部補てんを行う。
- ・ 助成事業の助成先のなかに、震災関連のものがあり、間接的に寄与している

(3) 調査研究・学術・技術支援 (50件)

- ・ 激甚災害支援基金区民向け防災関係講演会。
- ・ 平成23年度から毎年、東日本大震災検討会(シンポジウム)を開催しており、平成25年度は第3回東日本大震災検討会を開催予定である。
- ・ 学会内に防災・復興問題研究特別委員会を設置して他学協会とも協働して活動している。特別委員会には、5部会と運営委員会を設置し、日本学術会議・土木学会・日本地域福祉学会と調査研究活動を実施している。第1部会：復興まちづくり、第2部会：都市防災、第3部会：社会システム再編、第4部会：アーカイブ、第5部会：福島原発災害復興部会。中間の成果発表会を複数回開催する。研究交流特別委員会にて、東日本大震災関連・巨大地震へのそなえ関連のテーマを設定して公募し共同研究組織・社会連携交流活動組織に助成している。
- ・ 地震や地すべりに関する研究はこれまでも実施していましたが、津波に関する研究を新たに始めました。
- ・ 『ずっと一緒に居ようよ - その次へ』東日本大震災の被災者支援から、次のステップへ進み、飼い主さんとペットと一緒に居ることが、日常を取り戻す力になるとして、同行避難の他、震災の経験を礎に、40%が65歳以上に、37%が単身世帯になる未来に於いて、日常にもあるそのような場面に、どのように社会システムを構築していくかという課題に取り組む。
- ・ 25年4月発行の会誌に放射性物質特集を企画、刊行。
- ・ 地震による斜面変動危険個所の特定に関する研究プロジェクトを平成23年から進めている。
- ・ 研究事業を実施中。研究事業名：「東日本大震災が鳥類に与えた深刻な被害をモニタリングする体制の確立」助成機関名：三井物産環境基金助成契約期間：2011年4月1日～2014年3月31日。
- ・ ①市から内部被曝線量測定業務を受託している、②除染作業員の健康診断を実施している。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した放射線計測のニーズに対処し、広く社会に向けて、信頼性のある放射線計測技術の浸透と放射線計測の正しい知識の普及に努める。

- 学会大会講演会において震災からの復旧復興に関し、農林水産省、大学及び研究機関等の活動の報告会を開催する。また、学術会議において関連する30学会とシンポジウム等を共催する計画を進めている。
 - ①被災地への医師・コメディカル派遣(支援者派遣：継続事業)、②「災害支援者ストレスほっとライン」(電話相談：継続事業)。
 - 放射能測定事業、震災廃棄物測定事業、塩害土壌測定事業。
 - 東日本大震災の被災地における眼科医療活動(プロジェクト・ビジョンバン：宮城県眼科医会が行う被災地巡回診療で、眼科専用診療バスを用いて巡回する)へ参加協力し、被災者を対象とした眼科検診を検査面から支援する。
 - 東日本大震災復興支援委員会を立ち上げて活動しており、今期は、法人(企業)会員をもつ当協会のメリットを活かし、震災発生時に素早く対応でき、被災者からも歓迎される救援物資を考案し、アイデアの提供と現物支給の両面で社会貢献できる対策案を検討中である。
 - 原発事故の除染方法の調査検討。
 - 災害支援ナース研修会を開催するとともに、災害支援ナースの登録業務を実施している。
 - 放射線被ばく相談事業。
 - 震災後の日本のあり方をテーマにした研究紀要の刊行。
 - ①災害支援ナース育成講習会・フォローアップ講習会、②一般教育研修トピックス「東日本大震災の実体験から学ぶ」、③被災地復興支援への協力(地区支部活動)、④災害時の対応研修(地区支部活動)。
 - 東日本大震災で被災してしまった土蔵の修復、保全活動を行う予定です。
 - 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務への職員の出向(福島県)。
 - ①自然災害対策の研修(3回予定)、②災害対策特別委員会を設置、③被災地に対する介護職員の派遣に関する支援促進事業。
 - 調査研究報告書をまとめる。
 - 震災復興によって改修された河川堤防の状況把握を研究テーマにしています。
- 研究事業名：東日本大震災が鳥類に与えた深刻な被害をモニタリングする体制の確立
- 期 間：平成23年4月1日～平成26年3月31日までの3年間(民間環境基金の助成契約期間)
- 研究目的：生息環境の物理的破壊、放射性物質による汚染を受け、日本の生物相は危機に直面している。なかでも放射線に対する耐性が低い鳥類については、今回の震災を契機とした著しい個体数の減少が懸念される。本研究事業においては、「鳥類が直面しているリスクを正確に評価し、必要な保護施策を迅速に導き出すことのできる体制を我が国に一刻も早く確立することを目指し、鳥類の個体数の変動と汚染実態のモニタリングを実施している。
- 研究内容：①鳥類の個体群動態のモニタリング、②放射性物質等による鳥類の汚染実態のモニタリング、③被災鳥類標本の修復
- 長期にわたる復興支援事業として財団の専門性を活かし、男女共同参画の視点で主に女性に視点を当てた被災地支援者のケアとエンパワーメントのための調査研究を行うもので、昨年度発行した「被災地支援者のエンパワーメントに関する調査研究」の広報を活発化し広く告知する。また、東日本大震災に関連する記録を収集し、ホームページ上で被災地の女性・子ども支援に関する情

報を発信していく。更に、昨年につき復興支援に取り組む女性関連施設等とのコラボレーション・セミナーを開催する。

- ・ 震災直後には日赤を通じての寄附。平成 24 年度には外部団体との連携により被災地仮設住宅入居者に対する介護予防事業の実施。昨年度より、震災時における災害時医療と身元鑑定事業の対応を検討する協議会を設置した。
- ・ 災害発生後直ちに宮城県石巻市にはいり、石巻市と連携して被災者の医療相談を行っております。現地には、拠点を設けて職員 3 名を配置し、全国からの会員である医療ソーシャルワーカーをボランティアとして派遣して支援しております。
- ・ 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生直後に、会長を委員長とする「東日本大震災特別委員会」を設置し、地震・津波による被害状況等に関する学術調査の実施と取りまとめ、応急復旧や地域復興に関する提言、今後の地震・津波対策のあり方に関する検討を実施した。平成 24 年度は、上記特別委員会の後継として「東日本大震災フォローアップ委員会」および「社会安全推進プラットフォーム」を設置して活動を実施した。具体的には、前者では、地域防災計画、津波、液状化、原子力安全土木、地域基盤再構築、復興施工技術、復興創意形成、災害対応マネジメント、情報通信技術を活用した耐災施策、放射性汚染廃棄物対策土木技術に関する 10 の「特定テーマ委員会」において活動を行った。また、後者では、社会安全研究会、安全問題研究委員会 BCP 小委員会、「安全な国土の再設計」支部連合において 3 つの「特別活動」を行った。平成 25 年度は、一部の特定テーマ委員会及び特別活動において活動を継続する。さらに「東日本大震災合同調査報告書編集委員会」において、他学会とも連携しつつ、発災から概ね 5 年間での逐次刊行を目途に総合的な報告書の執筆活動を実施中である。
- ・ 東日本大震災リハビリ研修会受講者による講演会。
- ・ ①郵政事業(株)による 2013 年度年賀寄附金の配分を受け、水難救済会救助体制復興のための救助機具整備事業の実施(消防・排水ポンプ 1 台を整備)、②青い羽根募金により、被災した救難所の復興支援のための救難器具を整備予定。
- ・ 東日本大震災からのくらしの復興、原発事故からのくらしの復旧・復興研究を継続します。①被災地における農業・漁業・加工業の復興支援、及び被災地における地域づくりへの参加(地域セーフティネットワークづくり)の調査研究を継続します。②原発事故からの復興に関する調査研究では、福島県生協連や福島大学との連携を強めます。③東日本大震災からの復興研究の 3 ヶ年のまとめを行います。
- ・ 放射性廃棄物の処理・処分に関する調査研究事業として、「福島第一原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物等の処理・処分に関する調査研究」を実施している。
- ・ 平成 25 年度の研究開発として、地震や津波等に対する安全性向上に資する課題を重点的に実施することとしている。
- ・ 震災に関する報告書の作成及びフォーラムの開催・震災関連情報の発信及び情報紙の発行。
- ・ ハリケーンで大きな被害の出た、米国ニューオーリンズから専門家を招き、岩手にて情報・経験などについて、意見交換を行う。
- ・ 被災地での健康支援を実施してきた。今後も専門的疾患についての支援等を実施する。
- ・ 特になし。ただし、震災関係の調査研究は自主的に続行中。

- ・ 東北講習会を実施(土地区画整理を活用した復興まちづくりの促進を支援するため、5月7日仙台市において参加者53名で実施)・東日本大震災の被災地の復興計画に関し、引続き必要な調査・検討を行う。
 - ・ 宮城県内企業に対する支援事業において、「奨励金及び助成金」の公募を行っており、評価の対象に「東日本大震災で被災した県内産業の復旧・復興への貢献」も加味している。
 - ・ 災害等緊急時支援事業として福島県へ技術職員派遣を6ヶ月行う。
 - ・ 被災地の復興状況の広報・震災記録集の作成。
 - ・ 「東日本大震災生活・産業基盤復興再生助成事業」の総轄として、その記録を残すと共に広く世間に知らせる目的で本の出版をし、無償で全国の公立図書館に配布する。
 - ・ 「それぞれの3・11 震災報告書」を発行した。
 - ・ ①除染に係る教育、②放射性廃棄物の技術実証試験の支援。
 - ・ ①宮城県・仙台⇒被災者支援センターのスタッフ人件費支援を行う。②岩手県・釜石⇒カウンセラーや看護チームを定期的に派遣し、仮設住宅や在宅被災者の心理・保健ケア活動を行う。③福島県・福島市⇒児童養護施設の子供の健康を守るための活動(※)支援 ※内部被ばく予防、外部被ばく低減(福島市の児童養護施設)、健康状態の把握(★甲状腺検査のための医師派遣 福島市・いわき市の児童養護施設)・いわき市⇒仮設住宅での健康相談のために医師・保健師を派遣する。
 - ・ 東日本大震災復興支援プロジェクトとして、平成23年度から実施しており今年度も引き続き実施する。①被災地の仮設住宅等でのアロマセラピーボランティア活動の実施、②会員のアロマセラピーボランティア活動の支援。
 - ・ 医師、看護師などの被災地の医療機関への派遣。
 - ・ 平成24年度から継続している、東日本大震災で大切な人を亡くした子どもたちを対象とした悲歎ケアを含む事業。
- (4) 芸術文化活動による支援 (13件)
- ・ 支援コンサートの開催。
 - ・ 交響楽団として、平成26年3月3日に福島県いわき市で、「復興支援特別公演 『きぼうの音楽会』 in いわき」を行う予定。被災者招待も考えている。指揮者はいわき市出身の小林研一郎。曲目は未定。ちなみに平成24年3月にもいわき市で、平成25年3月には宮城県名取市で同様の演奏会を開催した。
 - ・ 大船渡市への芸術文化支援事業。
 - ・ 主催公演への被災者の招待義援金の募集。
 - ・ 被災地の学校での演奏指導等。
 - ・ 震災以降、毎年大阪地区能楽師有志による「東日本大震災義捐能」が開催されている。平成25年度は平成26年3月11日に開催される予定で、当法人所有の能楽堂使用料を無償で貸与し、協力する予定です。
 - ・ 公益社団法人岐阜県交響楽団は、これまでにNHKを通じて東日本被災地への支援として自主演奏会で寄附金を募り、送金させていただいているが、本年岐阜県交響楽団創立60周年に当たり11月10日(日)に長良川国際会議場ホール”さらさ〜ら”において、記念公演として「マーラー：交響曲第2番<復活>」を演奏する。この機会に東日本震災における被災者をご招待して<復活>を

聴いていただくよう計画している。

- ・ 24年度の活動を継続しつつ、全国各地からの支援団体への情報提供やコンサートのコーディネートを行っている。＜24年度震災関連事業コンサート＞①福島県西郷村第一中学校復興コンサート6/12、②宮城県南三陸町復興コンサート7/10、③ロシア公演(独立行政法人国際交流基金要請で震災時のご支援に感謝する目的)。
- ・ ①東日本大震災被災文化財復旧支援事業、②東日本大震災被災地復興支援事業。
- ・ 文化芸術を通じて復興のまちづくりが進むよう実演家や実演芸術団体を被災地に派遣し、音楽や芸能に触れる機会を提供し、地域の結束力を高めたり、活力の源を提供する活動を継続する。
- ・ H26年3月開催の復興祈念コンサートを郡山市で開催。親から子へと歌い継いできた童謡・唱歌、日本の山河を讃え、日本人の心を描いた叙情歌など名曲の数々を披露。被災地・郡山で明日への希望につながることを願って開催するもの。
- ・ 「ストライプコンサート」平成25年9月15日。
- ・ 東日本大震災で被災した方たちが心に希望を持てるよう、熊本県内の演劇人や演奏家を被災地に派遣する事業を計画している。具体的には以下のとおり。派遣日程：12月20日(金)～22日(日)派遣団体：木内里美(一人芝居)派遣先：宮城県東松島市派遣日程：3月21日(金・祝)～23日(日)派遣団体：Cheers Trio(熊本県立劇場登録アーティスト/ソプラノ、クラリネット、コントラバス)派遣先：宮城県東松島市。

(5) 街づくり、雇用・産業など被災地の活性化支援(33件)

- ・ 平成25年度～平成28年度の「3ヶ年計画」で、被災地復興支援『ふくしま「絆のさくら」プロジェクト』を実施。平成24年に福島県により放射能除染が終了した「ふくしま県民の森 フォレストパークあだたら」(福島県大玉村)に、(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団、(公社)福島県森林・林業・緑化協会、(公社)ゴルフ緑化促進会の3者協力事業として、同施設内及び進入路に、プロジェクト支援会員の名前を付けた「さくら」を毎年植樹し、“桜の名所”とする。支援会員には、開花・生長状況を適宜インフォメーションし、毎年開花時期に同施設を訪問し観賞いただけるような長期的プログラムを構築し実施べく、既に会員募集中。
- ・ 岩手県山田町、大槌町を中心とする被災地において以下の支援を実施中。①子どもの笑顔を取り戻す支援 仮説保育園舎リース支援、中高生部活・ボランティア支援、イベント開催、②地域の人々の命と暮らしを支える支援 コミュニティ形成支援、防犯・防災対策支援、③産業復興・雇用喪失支援 山田町観光・商業活性化支援、新おおつち漁協への支援、④豊かな未来づくり支援 大槌町における交流施設の建設。
- ・ 植樹事業・・・千葉県浦安市植樹。
- ・ 地元NPO・企業・自治体と協働しての、観光振興・街づくり・雇用創出・若者支援に関連する事業など。
- ・ 緊急雇用創出事業。
- ・ 岩手県・宮城県内複数被災自治体の具体的な復興まちづくり支援・福島県の県外避難者支援、県内子ども支援・国への提言。
- ・ 被災県のため、アユ稚魚の生産拡大に取り組んでいる。
- ・ 当協会主催の講習会に被災者雇用開発助成金を説明。震災により受講証明書を紛失した被災者に、

被災証明書提出を条件に再発行手数料を免除。

- 公益社団法人国土緑化推進機構による「東日本大震災復興事業」を導入し、沿岸部の植林活動等への支援を行っている。
- 作品の耐震工事事業。
- 東日本大震災復興支援事業 事業費予算4百万円 農漁村の産業復興、地元食材の活用、食育、団体の育成費用等を支援。
- 当財団が主催する勉強会へ被災地から参加する方々に対して受講料を無料としている。
- 官公庁発注の復興関連事業の受託処理。
- 同業類似団体との協力及び合同事業の開催。
- 被災者支援の為に健康診査体制を確保している。
- “東日本大震災被災者支援事業 被災地から京都に避難してきている被災者の支援を行い、その内容をHPで公開することで、海外に被災者の現状を伝え、更なる支援を求めるとともに、kokoka 京都市国際交流会館の存在をアピールする。”
- 当協会は、地震発生後直ちに石巻に拠点を立てて活動をしています。
- 3県での移動図書館活動、気仙沼での地域支援活動。
- 当会では県民を事業の対象にしているが、一部の事業では避難してきている人も対象にしている。
- 東日本大震災復興事業。
- 県営住宅の指定管理を受託しているが、県の施策として東日本大震災の被災者を優先的に入居させる制度があり、当センターもこれに協力して入居許可を行っている。
- 緊急雇用(震災対象者)を事業としての実施予定です。内容は、資源ごみパトロール業務。
- 被災地である当連盟としては、復旧・復興を主眼に各種事業を実施しています。
- 状況に応じた適切な保障措置検査。
- 我が国の食料供給地帯である東北、特に福島の復活に向けて、風評被害の払拭等に関連する事業を集中的に実施している。
- 震災において人命救助や復興支援を行っている個人や団体を表彰する事業を実施。
- 本会の公益事業の1つに「空飛ぶ車いす」支援事業があるが、大震災以降東北地方にフォーカスした支援を追加実施している。
- 福島市で「福島の再生とメンタルヘルス」というテーマで10月にシンポジウムを開催する。
- 公益事業を通じて支援をしている。
- 法人としての直接支援事業は実施していない。【参考】被災地でボランティア活動をした医師を講師として「震災被災地でのアディクション問題」の講演会を開催する。他の公益財団法人が震災被災者のためのチャリティ目的で開催しているコンサートに、広報・会場設営協力・練習場無償提供等で協力している。
- 避難住民の方々に対しての受入体制を定めた「特例会員要綱」あり。
- 当法人として直接実施している事業は無い。中間支援の立場からは、各助成財団に対して復興支援に向けた事業ないし、現存事業の中での被災地支援の取り組み等に関して情宣を行っている。
- ①1「仲介手数料」ゼロ、2「敷金・礼金」ゼロ、3「賃料」減額等に協力できる物件を管理している。会員を募り、ホームページ上に会員一覧表を公開(震災後の5月より)。
- ②25年度は、新たに公営

住宅入居者が3年で期間満了となるため、上記の3項目に協力できる会員を募り、4月からホームページ上にリストを公開。

5) 未定、必要に応じ検討 (16 件)

- ・ 状況により都度検討。
- ・ 東日本大震災に特化したものではありませんが「災害ボランティア助成制度」があります。
- ・ 被災地から要請があれば東日本復興支援特別委員会にてまちづくりの提言を行う用意はある。
- ・ 現在検討中。
- ・ 日本協会を主たる窓口として、必要に応じ対応する方向である。
- ・ 事業として実施はしていないが、該当支部に対しては支援をしている。
- ・ 日本栄養士会研修会への会員の派遣 その後、島根県栄養士会としての事業の検討。
- ・ 被災賛助会員の相談等への援助。
- ・ 受託業務として、中間貯蔵施設の建設、管理等の事項の検討支援業務を行う予定としている。
- ・ イベントの実施にあたり、極力、省エネに配慮。
- ・ 全国団体を通じて実施してきたし、今後もその方向である。
- ・ 未定である。
- ・ 現地災対本部との連携。
- ・ 具体的には決めていないが何かやってあげたいという気持ちはあります。
- ・ 未定。近畿連合会 震災対応特別委員会には委員を派遣している。
- ・ 現在、法人会として、県内法人会と同じ動向で考えて行っている。

6) 防災対策一般に関するもの (37 件)

- ・ 災害時における被災動物の救護活動に係る自治体との協定に伴う協力。
- ・ 耐震強度の弱い事務所ビルからの移転を検討中。
- ・ 震災・防災意識を高めるため、小中学校等や自治会へ管轄消防団員の出前講座・研修・訓練を実施している。また、男性消防団員の確保には限界が来ることが予測されることから、女性消防団員の確保や活性化対策として、本年度から各市町村から1から2名を集合してもらい、情報交換や今後の取り組み等について協議することとしている。
- ・ 県と災害時における救援物資の調達に関する協定を締結。
- ・ ①災害時の外国人支援体制の整備(災害時通訳・翻訳ボランティア研修、多言語情報の提供)、②外国人留学生向け災害訓練。
- ・ 特定した事業はないが、行政サイドと連携して管理施設利用の際に配慮できることがあれば、その都度対応している。
- ・ ①外国人コミュニティ強化事業：災害時に機能する自立的な外国人コミュニティの構築。②災害時外国人サポーター養成研修：災害時に、在住外国人を言語・翻訳面でサポートするボランティアの確保・増員を図る。③「やさしい日本語」研修：行政関係者を対象に、情報弱者である外国人に災害情報をわかりやすく伝達するための研修を行う。④災害時情報伝達手段の充実：緊急時の情報伝達手段を充実するため、災害時緊急放送の多言語化試験放送やスマートフォン向け情報提

供方法の整備を行う。

- ・ 災害対策特別委員会の設立。
- ・ 運営する各施設では定期的に避難訓練を行っているほか、防災マニュアルや備蓄品の見直しを行っている。
- ・ 事業継続計画に基づく防災対策の強化。
- ・ 大規模災害時における緊急性に鑑み、緊急救援物資(備蓄品)の保管、輸送体制の整備強化。
- ・ 災害弱者となりやすい在住外国人への支援体制の強化、発生が危惧される南海トラフ巨大地震等への防災意識の啓発のため、平成 24 年度にやさしい日本語、英語、中国語併記の防災ハンドブック、緊急カードを作成し、関係先に配布するとともに、防災出前講座の開催、災害時通訳ボランティアなど災害時支援ボランティアの再構築を行ったが、平成 25 年度も引き続き実施する。
- ・ 茨城県及び市町村が実施する総合防災訓練への参加。
- ・ 公園におくどさんベンチを設置し、地域住民と防災訓練を行っている。
- ・ 平成 24 年度在宅医療連携拠点事業の災害発生に備えたネットワークの整備として行政機関(水戸市)及び関係団体と「東日本大震災時の対応に課題」、「課題を踏まえた各団体の取り組み」、「災害発生時に可能な協力内容」等について共有を図った。平成 25 年度についても、引き続き行政機関及び関係団体と連携し事業を推進していく。
- ・ ①県補助事業：災害時外国人サポーター養成セミナー、②緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)、関連：多文化共生普及啓発モデル事業、多文化共生ソーシャルワーカー養成事業。
- ・ 在住外国人への防災・災害情報提供システム構築事業：(1)南海地震に備えるためのパンフレット及び災害用携帯カード外国語版の作成、(2)警察署等での外国人向け安全・防犯講習時における南海地震対策講座への講師派遣、(3)協会ホームページへの外国人向け防災情報の掲載、(4)災害時語学サポーターの養成。
- ・ 学会のBCP 計画に基づいて、・学会館内外の避難ルートの確認表示・備蓄食料の・飲料の購入保管、自販機の災害時フリーベンダー式への交換・データベースのクラウド化による情報集中の弊害排除・役職員の歩行帰宅所要時間の調査と図化、仮眠用具の充実・役職員に対するガイダンスの実施による情報共有と意識向上。
- ・ 大規模災害時における外国人支援研修会を実施。市町国際・防災担当者を対象。通訳サポーターを対象。防災訓練。
- ・ 全老健災害派遣ケアチーム(JCAT)に関する研修参加を通じ、災害発生に伴う県内老健施設の相互支援体制の構築を開始することとしている。
- ・ 策定を予定している中長期計画の中で、大震災対応について、検討したい。
- ・ 各種訓練：初動対応訓練、勤務時間内訓練、夜間参集訓練、無線訓練、BCP、普及啓発イベント、防災キャンプ。
- ・ ①公助による災害時の救助対策についての要請活動の実施。②関係団体、機関との災害時対応のネットワークの構築。
- ・ 現在、エレベーターの耐震化を、都から求められている。なお、節電対策のため、平成 23 年度と 24 年度をかけて空調設備をすべて都市ガス化したことから、本年度の電力使用量は平成 22 年度比で半分以下に減る見通しである。

- ・ 「山地防災普及啓発事業」 山地防災推進員(県で募集)を対象とした講習会の開催、山地災害防止手引き書の作成等について、県からの委託を予定している。
- ・ 大規模災害発生時における配布用非常食の備蓄。
- ・ 収蔵庫新設及び本館改装に伴い耐震補強をした。
- ・ 帰宅困難者用の飲料水の確保。
- ・ 平成 24 年度事業として災害対策マニュアル及びハンドブック策定事業を行った。(会員・県・各行政関係団体に配布・HP に掲載)平成 25 年度事業として災害対策委員会を立ち上げ、具体的、組織的に活動を推進する。①モバイルフーマシー(移動薬局車)導入(決定)、②災害時等の医薬品確保、供給(緊急医薬品備蓄 1 万人分)、③県民公開講座(7/21)災害対策と薬剤師。
- ・ 就業中における避難場所への誘導。
- ・ 年 2 回(夏・冬)消防訓練を実施。
- ・ 当協会の事業概要に災害支援活動が含まれているため、毎年地方自治体との合同訓練を実施しており、平成 25 年度も既に地震災害による防災訓練を実施したところであり、今後も積極的に合同訓練に参画していくよていである。
- ・ 緊急雇用対策事業にて、災害時における広域連携推進事業を実施している。
- ・ 非常食の斡旋。
- ・ 災害時多言語支援：外国人住民の防災意識の向上を図るため、多言語情報を提供する。
- ・ 8 月 31 日(土)政府主催広域医療搬送訓練 11 月 10 日(日)保健所主催災害医療訓練。
- ・ 関東大震災 90 周年・首都防災ウイーク(9 月 1 日～8 日) (シンポジウム、研究発表、展示ブース、ギャラリー、相談会、フォーラム、イベント等)。

7)特に計画はないとするもの (74 件)

- ・ 平成 23 年・24 年に行って、平成 25 年度は、特に計画は、現在のところありません。
- ・ 平成 23、24 年度は申請に基づいて個人会費の免除(2 年間)を行い、約 10 名の申請を承認した。また、被災学生については、申請に基づき、本会主催の研究会事業の参加登録費を免除し、約 10 名の申請を承認した。いずれも平成 24 年度末(24 年 12 月)で終了している。
- ・ 関係高校へ支援をしたが、平成 25 年度の計画は無し。
- ・ 震災直後に、関連団体と共同し、寄附金を届けました。
- ・ 23 年度、法人として 1,000,000 円の寄附をした。また来館者に募金活動を行った。
- ・ 平成 24 年度は、東日本大震災関連事業(奨学事業)を行っている NPO 法人に 100 万円の寄附を行った。平成 25 年度については、特に計画はない。
- ・ 平成 23 年度に社団法人として 30 万円の寄附を日本赤十字社に行いました。現在は、時に計画はしていません。
- ・ 23 年 4 月に復興義援金を送金した。
- ・ 次のとおり街頭募金活動を実施:①平成 23 年度(和歌山市内募金額 34,731 円)、②平成 24 年度(和歌山市内募金額 13,913 円) *平成 25 年度は実施予定はありません。
- ・ 関連事業はありません。
- ・ 平成 25 年度は計画無し。

- ・ 特に計画はありません。(延べ20団体)
- ・ 平成25年度は予定なし。(延べ6団体)
- ・ 途中までは、募金活動してました。
- ・ 当法人の目的に該当しない。
- ・ 弊財団は、寄附金収入のみで助成事業を実施しています。震災発生年度等、寄附金の受領額を減らす方向で、寄附元企業が直接、物資援助等を実施しているスタンスが定着しているため、弊財団独自に震災関連事業は予定していません。財団を通して何かするより、直接寄附元企業がアクションを起こしたいと考えているようです。
- ・ 24年度にて完結。
- ・ 被災者で介護保険被保険者の方々については、自己負担なしで介護保険の利用ができるよう国からの措置が行われている。
- ・ 特になし(万一の災害に備えて積み立てしている)。
- ・ 特に実施していない。
- ・ 震災前に実施していた事業を展開しているが、震災前の実績には至っておりません。特段、震災関連事業としては計画していません。
- ・ 今のところ計画はない。(延べ2団体)
- ・ 特に当財団単独では実施していない。
- ・ 当法人独自では考えていない。
- ・ 対象事業はありません。
- ・ 2013年3月をもって震災関連事業を完了した。
- ・ 申し訳ありませんが、関連事業はございません。
- ・ 実施予定なし。(延べ5団体)
- ・ 平成25年度としては、特に計画はありません。
- ・ 未定。(延べ2団体)
- ・ 平成25年度につきましては、現在予定はございません。
- ・ 震災関連事業は実施していない。
- ・ 今年度は、やっていません。
- ・ 特段、震災関連事業と銘打って実施しているものはないが、震災以降、施設の節電等の省エネの呼びかけを継続して実施している。
- ・ 現在のところ、計画がない。(延べ2団体)
- ・ なし。(とても余裕なし)
- ・ 本財団が実施する事業の性格上、直接関連付けることは難しく、従来どおりの公益事業を充実させることで相対的に支援していきます。
- ・ 対応していない。
- ・ 事業としては実施していません。
- ・ 自館への対応で手一杯
- ・ 特になし(被災地の方を招いて講演いただくケースはあり)
- ・ 節電に関する事業 ・パンフレット、うちわ配布 ・HP、会合での呼びかけ

1 4 質問 18 平成 26 年度以降に計画している震災関連事業をご記入ください。

1) 具体的な計画があるとの回答 (140 件)

- ・ 被災地の動物救護活動を義捐金を使ってサポートする(緊急災害時動物救援本部の一員として)。
- ・ 地球っ子キャラバン:被災地の子供たちに勇気と笑顔を取り戻してもらうための様々な取組。
- ・ 平成 23 年度より「奨学金給付事業」の中に、被災の影響によって学業の継続が困難な学生に対する特別枠を設け、奨学金を給付中である。今後 5 年間程度は継続できる予定。
- ・ 前記事業(現在、特定企業(企業)と共同で、被災地支援事業として、岩手、宮城、福島の小中学校、中学校、高等学校を対象に 2011 年度から被災地理科教育支援を実施している。物品支援の他、出前授業を開催し、2012 年度まで 7 回開催している。2013 年度も継続して行われる)の継続を予定している。
- ・ 年会(仙台市で開催)に合わせて「震災によるところへの影響を克服するために、学問的立場から正しい知識を広め、大規模災害によるところへの影響を軽減する薬や健康食品に関する正しい情報を伝える」目的で市民公開講座を開催する。震災によるところへの影響に興味を持つ医療関係者、一般市民、行政担当者、研究に興味を持つ大学生、高校生を対象とし、今後、想定される大震災が及ぼすところの問題への正しい理解や迅速な対応への重要な情報発信につなげる。双方向性の交流の場とする。
- ・ 平成 25 年度までの 3 年度を活動期間として事業化し、平成 26 年度は成果をまとめ、公表することを考えている。成果の発表会、社会への提言、記念出版等。
- ・ 平成 25 年度に同じ:認証事業関連の応援キャンペーン(参加企業から認証料の同額を義援金として、また当財団からはその金額の 10%を義援金として寄附)を平成 23 年度より実施している。
- ・ 質問 17 の事業(平成 24 年 4 月より、被災学生に対し、大学在学 4 年間に 1 人月額 5 万円の奨学金を給付)を継続。
- ・ 質問 17 の助成(被災地を支援するための芸術活動や文化財保護活動への助成)を平成 26 年度まで継続して行う。
- ・ 更に平成 26 年度から現地からの要請で奨学生をもう 7 名増やす予定である。
- ・ 募金活動。
- ・ 平成 25 年度～平成 28 年度の「3 ヶ年計画」で、被災地復興支援『ふくしま「絆のさくら」プロジェクト』を実施。平成 24 年に福島県により放射能除染が終了した「ふくしま県民の森 フォレストパークあだたら」(福島県大玉村)に、(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団、(公社)福島県森林・林業・緑化協会、(公社)ゴルフ緑化促進会の 3 者協力事業として、同施設内及び進入路に、プロジェクト支援会員の名前を付けた「さくら」を毎年植樹し、“桜の名所”とする。支援会員には、開花・生長状況を適宜インフォメーションし、毎年開花時期に同施設を訪問し観賞いただけるような長期的プログラムを構築し実施べく、既に会員募集中。平成 28 年度以降も被災地復興支援として植樹緑化事業を計画し、実施の方針。
- ・ ①ICAC KOBE 2014-第 3 回神戸アニマルケア国際会議～人と動物の未来の為に阪神・淡路大震災の経験を基に、『いのちに対する責任』をテーマに、神戸で国際会議を開催しています。第 2 回からは東日本大震災の経験も加わりました。②同会議シンポジウム 4 『ずっと一緒に居られる社会へ』

ービジネスと福祉で実現する飼い主支援『ずっと一緒に居ようよ』への取り組みの一環として、シンポジウムを開催予定。様々な日常を失ったとき人が傍に居る最後の日常として人を支えてくれる存在のペット達を失わずに済む社会は如何に構築され得るのか、広範な可能性を議論します。

- ・平成 25 年度の継続：①宮城県・仙台⇒被災者支援センターのスタッフ人件費支援を行う。②岩手県・釜石⇒カウンセラーや看護チームを定期的に派遣し、仮設住宅や在宅被災者の心理・保健ケア活動を行う。③福島県・福島市⇒児童養護施設の子どもたちの健康を守るための活動(※)支援※内部被ばく予防、外部被ばく低減(福島市の児童養護施設)、健康状態の把握 (★甲状腺検査のための医師派遣 福島市・いわき市の児童養護施設)・いわき市⇒仮設住宅での健康相談のために医師・保健師を派遣する。
- ・各事業会場での義援金募集。
- ・「災害ボランティア助成制度」を継続する予定です。
- ・質問 17 に記載のプログラム(東日本大震災による健康被害の調査・研究に対して、平成 24 年に研究助成のプログラム)の 3 年目の助成を行います。
- ・平成 25 年度に同じ：官公庁発注の復興関連事業の受託処理。
- ・質問 17 で支給している奨学金(平成 24 年度から被災された高校生への奨学金(給与型)支給を実施。平成 24 年度時点で高校 1 年生が対象。(卒業する平成 27 年 3 月までの 3 年間)平成 25 年度においても平成 24 年度同様で実施。平成 25 年度時点で高校 1 年生が対象。(卒業する平成 28 年 3 月までの 3 年間))の継続実施。ただし、新規での募集は行なわず。
- ・平成 26 年度の新規奨学生採用枠 10 名中 3 名の採用を計画している(当財団は奨学金支給事業が公益事業です。平成 23 年度より罹災学生を奨学生として優先的に採用しています)。
- ・災害地及び日本赤十字等の寄附金の協力の計画。
- ・平成 25 年度に同じ：小・中学校に対する運動具・図書の寄贈事業や高齢者向け社会福祉事業等を通じて、被災地にある小・中学校やグループを対象に含めた助成事業を行う計画。
- ・直接震災に関連しないが、東北地方での公開講演会の実施等を事業計画に入れている。
- ・募金活動。
- ・平成 26 年度大槌町シルバー人材センター復興支援を継続します。(備後地区シルバー人材センター連絡協議会)方法は検討中です。
- ・平成 25 年度に同じ：①市から内部被曝線量測定業務を受託している②除染作業員の健康診断を実施している。
- ・平成 25 年度に同じ：東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した放射線計測のニーズに対処し、広く社会に向けて、信頼性のある放射線計測技術の浸透と放射線計測の正しい知識の普及に努める。
- ・平成 25 年度に同じ：東北復興支援バザーを行い、集まった寄附金を東北復興支援事業を行っている公益財団法人に寄附します。東北の震災のドキュメンタリー(DVD)の映画上映会を行い、「東北の震災を忘れない」キャンペーンを行う予定。
- ・平成 25 年度に同じ：東日本大震災の被災地域の防災林等整備や緑化整備のため、公益社団法人国土緑化推進機構に交付金を交付する。
- ・区民向け防災関係講演会会員の危機管理対策会員向け防災対策講演会。

- ・ 小・中学校を対象とする教育振興助成事業(学校支援コース 10～30 万円、教育研究コース 10～50 万円)において、平成 26 年度も平成 25 年度同様に「東日本大震災の被災地の復興に繋がる優れたテーマ」に対して優先的に助成を行う予定。
- ・ 震災支援対策連携の構築。
- ・ 放射能測定事業。
- ・ 現地視察・復興市場での買物ツアー。
- ・ 平成 26 年度も、平成 25 年度と同様の活動を行う予定である(プロジェクト・ビジョンバンは平成 24 年度から開始され、東日本大震災に関連する巡回診療は 3 年間継続予定のため)。
- ・ 平成 25 年度に同じ：震災・防災意識を高めるため、小中学校等や自治会へ管轄消防団員の出前講座・研修・訓練を実施している。また、男性消防団員の確保には限界が来ることが予測されることから、女性消防団員の確保や活性化対策として、本年度から各市町村から 1 から 2 名を集合してもらい、情報交換や今後の取り組み等について協議することとしている。
- ・ 震災義援金募集活動の展開・被災地沿岸部の復興支援事業(漁業復興に向けた住民登録への呼びかけ活動)・被災地仮設商店街への買い物ツアー活動等の展開を計画。
- ・ 現在の活動を継続する見込みである。
- ・ 平成 25 年度に同じ：3 県での移動図書館活動、気仙沼での地域支援活動。
- ・ 東日本大震災で被害を受けた高校生に対し、平成 26 年度も奨学金支援の新規募集を行う。
- ・ 東日本大震災復興事業。
- ・ 質問 17 と同じ：①災害時の外国人支援体制の整備(災害時通訳・翻訳ボランティア研修、多言語情報の提供)、②外国人留学生向け災害訓練。
- ・ 前年に続き、東日本大震災復興支援委員会の活動を、年度ごとにテーマを決めて継続する。
- ・ 被災地における傾聴ボランティア活動・長期避難生活や放射能の影響によって増加した DV・児童虐待の軽減を目的とする親子で参加できる「田植え・稲刈り」ツアー・東日本大震災の支援活動から得た体験を活かした防災、減災意識向上のための啓蒙活動・被災地で支援活動を行う団体への助成・被災地への慰問活動。
- ・ 引き続き、医師、看護師などの被災地の医療機関への派遣。
- ・ 平成 25 年度に同じ：①青森県「海外防災林復旧事業」に植樹の苗木を寄贈予定。②被災 3 県「被災学校向け植樹事業」に植樹の苗木を寄贈予定。
- ・ 被災地へのボランティア活動を長期継続予定。
- ・ 被災地へのエコツアーの実施・被災地商品の販売。
- ・ 平成 25 年度に同じ：①外国人コミュニティ強化事業：災害時に機能する自立的な外国人コミュニティの構築、②災害時外国人サポーター養成研修：災害時に、在住外国人を言語・翻訳面でサポートするボランティアの確保・増員を図る、③「やさしい日本語」研修：行政関係者を対象に、情報弱者である外国人に災害情報をわかりやすく伝達するための研修を行う、④災害時情報伝達手段の充実：緊急時の情報伝達手段を充実するため、災害時緊急放送の多言語化試験放送やスマートフォン向け情報提供方法の整備を行う。
- ・ 第 4 回びわ湖カップなでしこサッカー大会以降毎年実施予定。
- ・ 県営住宅の指定管理を受託しているが、県の施策として東日本大震災の被災者を優先的に入居さ

せる制度があり、当センターもこれに協力して入居許可を行っている。以外、特になし。

- 平成 25 年度に同じ：青年部会による東北支援ボランティア活動被災地へ出向き被災地の方のお手伝いや、地域の復興のお手伝い等を実施。
- 従来通り(事業として実施はしていないが、該当支部に対しては支援をしている)。
- 東北地方の主要大学への被災学生奨学金の寄附。東北地方の大学で行われる震災復興活動への寄附。
- 特に震災関連事業の案件を計画している訳ではないが、今後も広く助成を公募し、震災関連の案件で、かつ当財団の目的にも合致している案件があれば、積極的に検討する。
- 質問 17 と同じ内容(東日本大震災復興支援として、150 万円の子供たちを招待してサマースクールを実行する計画である)を継続していく予定である。
- 支援カンパ金募金活動。
- ①被災地域への継続的アプローチ(人材派遣/ワークキャンプ)、②神奈川県内被災者へのサポート、③防災教育等の危機管理啓発活動、④地域団体への協力、⑤その他。
- チャリティー絵画展。
- 事後モニタリング。
- 福島県での親子体操事業の継続や、一般公募助成金の受け入れなど。
- 平成 25 年度に同じ：主催公演への被災者の招待義援金の募集。
- 各プログラムの助成に即して具体的に実施予定。
- 災害時における外国人支援の仕組みづくり。
- 平成 25 年度に同じ：当法人は、「緑の募金」の実施団体であり、集まった緑の募金の一部を関連団体に交付し、関連団体が実施する復興事業により、被災地域の緑化や防災林の整備等に活用される予定となっている。780,000 円(予定)×3 年間。
- 平成 25 年度に同じ：当財団が事業を行う都道府県の区域における災害救助法適用市町村を範囲として、被災者(地域・団体)に対する補助事業を行っている(被災住宅の復旧のための借入金の利子補給・観光事業補助など)。
- 平成 26 年度から 28 年度まで、平成 25 年度と同様の派遣(東日本大震災で被災した方たちが心に希望を持てるよう、熊本県内の演劇人や演奏家を被災地に派遣する事業を計画している)を予定しているが、時期、派遣団体、派遣先については未定。
- 平成 25 年度と同様のもの(①図書寄贈：気仙沼市、松島町、いわき市野 3 か所へ図書を寄贈、②音楽研修 3 月 11 日に発表会としてフォーレのレクイエムを合唱し、入場料は目黒区を通じ気仙沼へ寄附する。③メディアアーティスト派遣：気仙沼市といわき市の 2 か所へメディアアーティストを派遣しワークショップを実施する)を計画予定です。
- 平成 24 年度から継続している、東日本大震災で大切な人を亡くした子どもたちを対象とした悲歎ケアを含む事業を継続。
- 基本的に、平成 25 年度と同様の事業を継続実施：災害支援ナース研修会を開催するとともに、災害支援ナースの登録業務を実施している。
- 平成 25 年度に同じ：東北三県(岩手、宮城、福島)からの東京に進学する学生の受け入れ(優先したい)。

- ・平成 25 年度と同じ：特に震災復興プログラムは持ち合わせていないが、公募事業の助成先の案件において、震災関連は優先課題として選考委員会に諮っている。
- ・平成 25 年度に同じ：本連盟からの義援金と会員に協力を依頼し集金する義援金を被災県 3 県の中学校体育連盟に寄附をする。全国中学校体育大会の大会要項、プログラム等に、「東日本大震災復興支援」などの言葉を記載する。
- ・今後も、日本バス協会の要請に応じて協力する計画である（日本バス協会を通じて、寄附金の協力を実施している）。
- ・県内在住外国人への南海地震等防災意識啓発事業を引き続き実施する予定。
- ・東日本大震災で被災してしまった土蔵の修復、保全活動を継続して行うことになると思います。
- ・平成 25 年度に同じ：「祈りのコンサート」チャリティーコンサートの収益を（一財）アーツエイド東北に寄託するもの。
- ・平成 25 年度に同じ：岐阜県市長会が実施する「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援事業」に助成。
- ・県補助事業：災害時外国人サポーター養成セミナー。
- ・被災により修学が困難になった大学生に対する特別奨学金の給付。
- ・植樹事業・・・千葉県浦安市植樹、東北地域植樹。
- ・①募金活動、②公認に関わる料金の値下げ。
- ・東日本大震災に伴う復興調査への職員派遣。
- ・平成 24 年度から継続的に実施を予定：大規模災害時における外国人支援研修会を実施。市町国際・防災担当者を対象、通訳サポーターを対象、防災訓練。
- ・平成 25 年度に同じ：①除染に係る教育、②放射性廃棄物の技術実証試験の支援。
- ・「甦れ日本！高校生アスリート作文コンテスト」平成 23 年度及び平成 24 年度に募集した奨学生 28 名に対して奨学金を支給する。
- ・平成 25 年度に同じ：① 8 月に開催予定の「峡南の夏まつり」会場において、ワンコイン募金を実施。11 月に開催予定の、チャリティーゴルフコンペの収益金を被災した法人会に寄託。
- ・平成 25 年度に同じ：東北大学へ奨学生推薦を依頼。
- ・平成 25 年度に同じ：緑の募金東日本大震災復興事業への出捐金を上部団体に交付する。
- ・学校でのイベントを継続・拡大して実施予定。
- ・平成 25 年度に同じ：全老健災害派遣ケアチーム(JCAT)に関する研修参加を通じ、災害発生に伴う県内老健施設の相互支援体制の構築を開始することとしている。
- ・未定。
- ・被災地である北東北・東北・関東地区での復興支援行事の助成を平成 24 年度より 3 年計画で実施している。平成 26 年度は 3 年目。
- ・被災者支援事業として、一つの行政庁に支援事業を計画している。
- ・募金活動に実施は今後の検討課題。
- ・平成 25 年度から福島の子どものための「保養プログラム」を起案、その「保養プログラム」を平成 25 年度から 5 年間継続する予定。
- ・災害時における被災動物の救護活動に係る自治体との協定に伴う協力。

- 平成 26 年度は約 110 名の新規奨学生を認定予定で、在籍奨学生は計 250 名となる予定です(私達は、東日本大震災の遺児孤児の進学を支援するために設立された財団です)。
- 質問 17 の回答を参照(研究事業名：東日本大震災が鳥類に与えた深刻な被害をモニタリングする体制の確立期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間(民間環境基金の助成契約期間)研究目的：生息環境の物理的破壊、放射性物質による汚染を受け、日本の生物相は危機に直面している。なかでも放射線に対する耐性が低い鳥類については、今回の震災を契機とした著しい個体数の減少が懸念される。本研究事業においては、「鳥類が直面しているリスクを正確に評価し、必要な保護施策を迅速に導き出すことのできる体制を我が国に一刻も早く確立することを目指し、鳥類の個体数の変動と汚染実態のモニタリングを実施している。研究内容：①鳥類の個体群動態のモニタリング、②放射性物質等による鳥類の汚染実態のモニタリング、③被災鳥類標本の修復)。
- 被災地の学校での演奏等指導。
- 平成 25 年度に同じ：本会の公益事業の一つに「空飛ぶ車いす」支援事業があるが、大震災以降東北地方にフォーカスした支援を追加実施している。
- 「東日本大震災合同調査報告書編集委員会」による総合的な報告書の編纂を継続して実施する。
- 質問 17 の事業(①チャリティ・クリスマス事業、募金、①東日本大震災義援金募集)は継続、他は現在特になし。
- 平成 25 年度に同じ：東日本復興支援募金活動(毎月 11 日実施)。
- 被災地への音楽による支援は、最低でも 5 年程度は不可欠であり、今までの活動は継続して実施。時間の経過に伴い、被災地・被災者のオーダーが変化してゆくので、これに対する柔軟な活動が重要である。
- 質問 17 の事業(放射性廃棄物の処理・処分に関する調査研究事業として、「福島第一原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物等の処理・処分に関する調査研究」を実施している)を今後も継続していく予定。
- 平成 25 年度事業と同じ事業を継続する予定：①東日本大震災救援金の募金活動、②大震災で保護者を失った子どもたちのための奨学金支給。
- 東日本大震災支援義援金として、大震災発生年度から継続して公益社団法人日本獣医師会内にある同支援義援金に地方獣医師会として継続して寄附する体制である。
- ①被災地におけるイベント開催、②水中清掃・産卵床設置等。
- 平成 25 年度に同じ：①公助による災害時の救助対策についての要請活動の実施。②関係団体、機関との災害時対応のネットワークの構築。
- 今後も寄附金活動を継続する予定である。
- 質問 17 の内容(当会は、東日本大震災被災学生の修学支援募金を 23 年度に実施し、支援を頂いた寄附金を財源に従来の奨学金とは別に、生活支援を目的とした奨学金を給与した。この経緯を踏まえ、「義塾」としてスタートした酪農学園の教育事業が創立 80 周年を迎えるに当たり、酪農後継者の修学機会の拡大、経済的理由により修学を断念せざるを得ない学生・生徒に対する生活支援を目的とした募金活動を実施している。酪農学園で学んでいる学生の出身地をみると、東日本(東北)出身者が多いこともあり、直接的に震災関連事業と表現していないが、発想の原点は、東日本

出身者に対する支援を意識しているものである。)で継続実施。

- ・ 地元 NPO・企業・自治体と協働しての、観光振興・街づくり・雇用創出・若者支援に関連する事業など。
- ・ 平成 25 年度に同じ：被災県の会員団体からの事業商品の買上。
- ・ 岩手県大槌町児童支援事業 3 カ年。
- ・ 平成 25 年度に同じ：「山地防災普及啓発事業」 山地防災推進員(県で募集)を対象とした講習会の開催、山地災害防止手引き書の作成等について、県からの委託を予定している。
- ・ 特になし。ただし常設のプログラムで、被災地・被災者・避難者支援をする NPO が使えるプログラムはあり、継続する予定である。
- ・ 必ずしもではありませんが、震災復興支援金を寄附させていただくと考えております。
- ・ 平成 25 年に行っている事業(現地に当法人の社員が赴き、ボランティア活動を行っている。現地の方々と交流し、報道があまりされなくなったこともあり、現地の生きた情報を地域の少しでも多くの人に知っていただけるよう情報提供を行っている。加えて、被災地にいかずともできる支援を模索している)の継続と、その推進を予定している。
- ・ 質問 17(岩手県・宮城県内複数被災自治体の具体的な復興まちづくり支援・福島県の県外避難者支援、県内子ども支援・国への提言)と同様。ただし福島県被災者への支援はその時点の状況により追加対応。
- ・ 平成 25 年度に同じ：①被災した学校、町内会等への備品の寄贈、②講演会の開催。
- ・ 平成 25 年度に同じ：①東日本大震災被災文化財復旧支援事業、②東日本大震災被災地復興支援事業。
- ・ 平成 25 年度の活動を継続の予定：復興支援事業として、会員が行う復興支援活動に補助金を出す制度を設けている。
- ・ 平成 25 年度事業継承(災害マニュアルに添って事業の推進)。
- ・ 26 年度以降も被災地における健康支援等を実施する。
- ・ 平成 25 年度に同じ：会員が独自で被災地地域の方を対象とした、手芸教室などを実施した場合、要請を吟味し、必要と経費の一部補てんを行う。
- ・ 前記プロジェクト(「花をとどける夢の折鶴」プロジェクト 2011 年度の取り組み(会員園で、訪れたお客様に折り鶴(水溶性の紙)を折っていただき、集まった折り鶴の中に花の種を入れて被災地の学校にお届けする活動。2012 年度、2013 年度も、本プロジェクトを継続している。お届けした学校等との情報交換、訪問、交流を続けている)の継続とフォロー)。
- ・ 平成 26 年度以降も継続して「復興教育支援事業」を実施予定です。
- ・ 第 11 回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムを岩手で開催し、分科会などテーマの一部に「復興」を取り入れる予定(2013 年 9 月 13 日～14 日開催予定)。
- ・ 質問 17 に記載(当協会の事業概要に災害支援活動が含まれているため、毎年地方自治体との合同訓練を実施しており、平成 25 年度も既に地震災害による防災訓練を実施したところであり、今後とも積極的に合同訓練に参画していくよていである)のとおり、災害支援活動は当協会の重要な事業であり、今後とも地域と連携して取り組んでいく予定である。
- ・ 平成 25 年度に同じ：直接は計画していないが、震災関連事業を行う NPO 法人への若干の寄附を予

定している。

- ・ 平成 25 年度に同じ：震災関係の調査研究は自主的に続行中。
- ・ 質問 17 の事業(公益社団法人国土緑化推進機構による「東日本大震災復興事業」を導入し、沿岸部の植林活動等への支援を行っている)を引き続き実施予定。
- ・ 非常食の斡旋。
- ・ 平成 25 年度に同じ：災害時多言語支援(外国人住民の防災意識の向上を図るため、多言語情報を提供する)。
- ・ 宮城県内企業に対する支援事業において、「奨励金及び助成金」の公募を行っており、評価の対象に「東日本大震災で被災した県内産業の復旧・復興への貢献」も加味して、来年度も継続して実施する計画である。
- ・ 東日本大震災復興プロジェクト「第九」チャリティコンサート。
- ・ 当分の間、復興支援を継続することとしている。(25 年度：東日本大震災復興支援事業 事業費 予算 4 百万円 農漁村の産業復興、地元食材の活用、食育、団体の育成費用等を支援)。
- ・ 事業 4 年目：岩手県気仙地区における中学校野球部対象の野球教室、学校交流会を実施(10 月の 2 泊 3 日)。

2) 具体的計画はないとする回答 (115 件)

掲載略。

公益法人制度改革に関するアンケート調査結果 報告書

2013年11月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <http://www.kohokyo.or.jp/>

©2013

印刷 株式会社美巧社
